



東アジア秩序をめぐる日米関係：1930年代の外務省による東亜新秩序の模索

湯川, 勇人

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2017-03-25

(Date of Publication)

2019-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6818号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006818>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

東アジア秩序をめぐる日米関係
: 1930年代の外務省による東亜新秩序の模索

神戸大学大学院法学研究科

専攻：政治学

指導教授：簗原 俊洋

学籍番号：113J063J

氏名：湯川 勇人

提出年月日：2017年1月10日

要旨

本論文は、1930年代の日本外交を、満州事変以降に外務省の中心として対外政策決定に携わった重光葵、有田八郎、佐藤尚武らの対外構想、対外政策を通して考察し、当該期における外務省が果たした役割とは何であったのかを検討するものである。

戦間期の外務省は、1920年代は幣原喜重郎を中心とする「英米派」が、そして、満州事変以降は重光や有田、広田弘毅ら「アジア派」が中心として位置付けられてきた。そして、この「アジア派」は、現行の国際秩序を打破、変革し、新たな東アジア新秩序の建設に乗り出したため、現行国際秩序の維持を希求する英米列国との関係悪化の一要因となったとされている。しかし、このことは「アジア派」外務官僚たちが、対英米関係を等閑視していたことを直ちに意味するわけではない。彼ら「アジア派」外務官僚たちも、対英米関係の重要性は認識していたことは、先行研究において明らかにされている。つまり、1930年代の外務省は、新秩序建設と対英米関係維持という矛盾する2つの対外構想を同時に追求しなければならなかったのである。果たして、いかにしてこの矛盾する2つの対外構想を両立しようとしたのであろうか。この問いに答えることで、1930年代の外務省の果たした役割を明らかにすることが、本論文の目的である。

そこで、本稿では「アジア派」の中心人物である重光、有田がなぜ国際秩序の打破を指向するに至ったのか、国際秩序の打破、新秩序の建設の実行過程において、対米関係がいかなる位置づけにあったのか、他方でアメリカはそれらをいかに認識していたのかを、対中政策や対米折衝過程から分析する。また、「アジア派」だけではなく、満州事変以降、外務省では傍流となった「英米派」とされる佐藤の対外構想、および、「アジア派」に対するプレッシャー・グループである「革新派」の対外構想を、「アジア派」の対外構想と比較しながら検討することで、特定の人物、特定の集団だけではなく、1930年代の外務省を横断的に把握することを試みる。

これらの検証作業を通じて、1930年代の外務省は、満州事変以降、対中政策に関する軍部の発言権が増す中で、九カ国条約の運用意図を明確化することで、軍部の無統制な対中進出構想を外交で規定し、対米関係を維持しつつ、東アジア新秩序建設を達成しようとしたこと、他方で、勢力圏外交を展開した外務省は、最後までアメリカの唱える新外交が持つ理想主義との対立を解消することができず、挫折したことが明らかとなった。

目次

序章	1
1 課題設定	1
2 先行研究	2
3 先行研究に残された課題	6
4 研究の視角と意義	8
5 構成	9
第1章 アジア・モンロー主義的現状打破構想の系譜	11
1 現状打破構想の起原としての重光葵の対中構想	12
2 重光から継承される「革新派」の現状打破構想	22
3 軍部の現状打破構想とアメリカの「アジア・モンロー主義」批判	30
小括	36
第2章 対中勢力圏化構想と九カ国条約、1933～35年	38
1 満州事変後の九カ国条約に対する解釈の変化	39
2 「満洲国」の経済統制	43
3 対中政策の発展と九カ国条約	64
小括	70
第3章 有田八郎の現状打破構想	73
1 有田八郎の現状打破構想	74
2 有田八郎の対独構想	96
小括	105
第4章 東アジア新秩序構想と日米関係	109
1 東亜新秩序構想と九カ国条約	110
2 グルー米国駐日大使と揚子江封鎖問題	123
3 有田外交の蹉跌	132
4 日中戦争初期の外務省の対英方針	145
小括	164
第5章 日中戦争前夜の対中政策	168
1 日中戦争前夜の対中構想	168

2 佐藤外相の経済問題認識	182
小括	192
第6章 佐藤尚武の現状打破構想	195
1 日中戦争勃発後の佐藤の現状打破構想	195
2 佐藤の東アジア新秩序構想	204
小括	210
終章	212
1 1930年代の外務省と日米関係	212
2 本稿の意義	216
主要参考文献	220

序章

1 課題設定

明治維新以来、外務省は「霞ヶ関正統外交」と呼ばれる、国際協調主義、平和主義、対華善隣主義の三主義を基調とした外交政策を追求していった。その中でも国際協調主義、特に英米協調外交は、陸奥宗光や小村寿太郎ら歴代の外務大臣から続く、外務省における伝統となっていた。戦前の外交官である石射猪太郎は回顧録において、この「霞ヶ関正統外交」を「理論つけ、敷衍して集大成したのが、幣原外交であった」と述べている¹。

第一次世界大戦後、アメリカ主導により、それまでの勢力均衡体制に変わる新たな国際秩序体制として、集団安全保障体制が国際政治に導入された。このように、植民地主義、勢力圏外交といった「旧外交」から、民族自決や公開外交といった「新外交」へ国際政治が転換する 1920 年代の日本外交を牽引したのが、幣原喜重郎である。幣原は、国際協調下での対中不干涉、経済主義を基調とした外交政策を展開し、戦前日本にける国際協調関係、日英米協調関係の最盛期を築く²。

しかし、幣原外交が築き上げた日本外交の国際協調路線は長くは続かなかった。1931年 9 月 18 日に勃発した柳条湖事件に端を発する満州事変に対し、時の政権であった第二次若槻礼次郎内閣（外相は幣原）は対処することができず、12 月 13 日に総辞職すると、幣原も外務省を去ることとなった。そしてその後、幣原ら英米協調派外務官僚に変

¹ 石射猪太郎『外交官の一生（改版）』（中央公論新社、2007 年）、504 頁。「霞ヶ関政正統外交」の形成過程については、内山正熊「霞ヶ関正統外交の成立」（『国際政治』第 2 号、1965 年）、1-16 頁が詳しい。

² 「幣原外交」に関する研究は、戦後、多く蓄積されてきた。1955 年に幣原平和記念財団によって刊行された『幣原喜重郎』は、幣原の伝記的研究の先駆であり、その後、多くの研究を経て、服部龍二によって外務省記録などの一次資料を用いたより実証的な幣原像が提供されるに至る。また近年、西田敏宏によって外務大臣期の幣原の国際認識、外交構想がより精緻に明らかにされた。これら幣原研究においても、英米協調外交の追求が外相期の幣原外交の基調であったことは共通している。幣原平和記念財団編『幣原喜重郎』（幣原平和記念財団、1955 年）、西田敏宏「ワシントン体制と幣原外交」川田稔、伊藤之雄編『二〇世紀日米関係と東アジア』（風媒社、2002 年）、同「幣原喜重郎の国際認識—第一次世界大戦後の転換期を中心として」（『国際政治』第 139 号、2004 年）、91-106 頁、服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本—外交と民主主義』（有斐閣、2006 年）。

わって、外務省の主流となるのが、「アジア派」と呼ばれる外務官僚たちである。

有田八郎や重光葵らに代表される「アジア派」外務官僚の対外構想の基調は、アジアにおける現状打破であった。この「現状打破」というのは、1920年に発足した国際連盟の連盟規約、1921年11月から翌年2月まで開催されたワシントン会議において成立した「中国に関する九カ国条約」、1928年8月に成立した「パリ不戦条約」といった国際環境の「現状」維持を規定する国際秩序を「打破」し、新たな東アジア国際秩序を建設することを指向する対外構想である。この構想は、1940年7月に成立した第二次近衛文麿内閣において、大東亜共栄圏構想として発現し、太平洋戦争の戦争目的となった。

では、そうなる以前の「アジア派」を中心とする1930年代の外務省は、いかにして既存の秩序の打破し、新たな東アジア秩序を建設しようとしたのか、そして、それは日米関係にいかなる影響を与えたのであろうか。

これまでの戦間期の日本政治外交史研究の主たる関心は、太平洋戦争の開戦原因の究明であった³。そうした潮流に則り、本稿においても、外務省による対外政策が日米関係にいかなる影響を与えたのか、という点を議論の中心とすることで、日米開戦への道程における外務省の役割、より巨視的な視点に立てば、戦間期を通じての外務省の役割とはいかなるものであったのかを明らかにする。

2 先行研究

戦後日本における、日本政治外交史の草分け的な存在である岡義武は、1961年に発表した「国民的独立と国家理性」という論文において、満州事変以降の日本外交を「アジアへの回帰」と、それも、「アジアの唯一の支配者をめざしての回帰」であったとする⁴。岡は、当時の知識人の「東亜協同体論」や国際秩序論に分析の焦点を当て、アジア回帰のスローガンとなった「東亜新秩序」や「大東亜共栄圏」の思想的背景を描き出している。その結果、1930年代のアジアへの回帰は、「アジアにおける覇制的地位の建設を断

³ 1956年に設立された日本国際政治学会の最初の取り組みが、『太平洋戦争への道』シリーズの刊行であったことは、そのことを象徴している。以来、マルクス主義史観を脱却した、実証主義に基づく戦前昭和期の政治外交史研究では、問いの出発点、最終的な結論の多くが、太平洋戦争の原因の解明に帰している。同時代に関する研究を整理したものとして、酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治—方法論的考察」近代日本研究会編『近代日本研究の検討と課題』年報・近代日本研究（山川出版社、1988年）、230-246頁。

⁴ 岡義武「国民的独立と国家理性」同『岡義武著作全集』第6巻（岩波書店、1993年）、308頁。初出は、唐木順三、竹内好編『近代日本思想史講座』第8巻（筑摩書房、1961年）。

乎意図するもの」であり、西洋諸国への脅威から生まれた民族的危機意識に端を発するアジア主義、日中提携論とは大きく異なるものであったことを示し、1930年代の日本外交を、「我が国を太平洋戦争へ、そして、破局へと誘導する過程」であったと結論付けている⁵。

岡の研究の発表後、日本政治外交史研究は、様々な側面から、多くの研究者によって発展していく⁶。そのなかで、現在まで続く1930年代の外務省に関する基本的な理解となったのが、臼井勝美による一連の研究である。1971年に発表した研究において、臼井は、1932年から39年末までにおける外務省の対中政策形成過程を分析し、当該期の外務省には3つのグループが存在していたことを明らかにした⁷。1つ目のグループは、幣原外交を踏襲しようとするグループであり、佐藤尚武や宇垣一成、野村吉三郎らが当てはまるとし、彼らの対中政策は「九カ国条約の意向する方向と一致」するものであったとしている。いわゆる、「親英米派」と呼ばれるグループである。

2つ目のグループは、有田八郎や重光葵を中心とするグループである。これは「アジア派」と呼ばれるグループであり、満州事変以降、外務省の主流となったことは前述の通りである。臼井は、重光の次官期（1933年5月～36年4月）における対外構想を、「中国から外国の政治的勢力を駆逐」することを意図した「東亜モンロー主義」的なものであったとしている。さらに、広田弘毅内閣、第一次近衛文麿内閣、平沼騏一郎内閣、米内光政内閣で外相を務めた有田も、重光と同様の対外構想を有しており、同グループは「独自の政治的判断と現象感覚をもち、軍部の構想・運動とときに撞着し時に補足しあいながらも、満州事変から太平洋戦争にかけての日本の国策の基準形成に重要な役割を果たしてきたと称し得る」と結論付けている。また、「アジア派」による、日本を頂点とした東アジア諸国の連帯を説く東亜新秩序構想の帰結について、1973年に発表した論文では、「満州事変以来支配的であったアジア派の政策が真珠湾への道を開いた」と、より厳しい評価を下している⁸。

⁵ 同前。

⁶ 日本外交史研究の発展過程は、岡の論文をその後の研究と対比させることで日本外交史の現状の概観を試みた、酒井哲哉「日本外交史の『旧さ』と『新しさ』—岡義武の『国民的独立と国家理性』再訪」同『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、2007年）、233-281頁が詳しい。

⁷ 臼井勝美「外務省一人と機構」細谷千博、斎藤実、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る10年』（東京大学出版会、1971年）、113-140頁。この論文は、後に臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』（筑摩書房、1983年）に載録されている。

⁸ Katsumi Usui, “The Role of the Foreign Ministry,” Dorothy Borg and Shumpei Okamoto eds.,

第三のグループは、白鳥敏夫を中心とする「革新派」と呼ばれるグループである。「革新派」はよりラディカルな対外構想を有していた。しかし、「革新派」は、結局、省内の主流になることはなく、「アジア派」に対するプレッシャー・グループと位置付けられている。こうした白井による一連の研究は、それまで軍部に追従する存在として語られることの多かった文官閣僚の一つである外務省の自主性を強調するものであり、後の外務省、外務官僚研究に大きな影響を与えることとなった。

1995年に発表された細谷千博の研究は、アジア派外務官僚の地域主義的な対外構想が、いかに英米との対立を生じさせたのかをより詳しく論じている⁹。細谷は、1930年代中頃の重光次官期の対中構想と30年代後半の有田外相期の東亜新秩序構想を一連の流れと捉え、東アジアから英米を排除する地域主義政策が日米関係を悪化させたと指摘するほか、白井と同様に、親英米派とカテゴライズされる佐藤尚武や宇垣一成を、アジア派と対象的に位置付けており、白井の研究をさらに発展させたものであるといえる。

1989年、1992年に発表された酒井哲哉による一連の研究は、1930年代中頃の広田外相・重光次官期の外交の特徴をより明確に示している。酒井は、この時期の外務省の外交構想の特徴は、「列国の極東問題に対する介入の排除と外交交渉の相手方としての中国国民党政府の積極的認知」であったとする¹⁰。つまり、酒井によれば、海関や治外法権など列国の在華権益を排除による中国国民政府への利益供与により、同政府内の知日派と提携していくことで、日本の在華権益の維持、拡大を図る、というのが当該期の外務省の対外構想の主眼であった、ということである。

酒井はこのことを、同時期における重光の日中提携論と、吉田茂の英米協調論を比較することで、より一層、明確にしている。吉田は、英米と協調することで日本の対中譲歩を最小限に抑えようとしたのに対し、重光は中国の「非植民地化」を掲げ、国民政府に積極的に利益供与を行うことで、日本の在華権益の最大化を図った¹¹。その一方で、「満洲国」の存在と、日本の東アジアにおける優越的地位を前提としつつ、「非植民地化」を掲げ、列国の在華権益の撤廃を主張する重光の対外構想は、「倒錯した反帝国主義」とも

Pearl Harbor as History Japanese-American Relations 1931-1941, (New York: Columbia University Press, 1973), p. 147.

⁹ 細谷千博「真珠湾への道—1931-1941」同編『日米関係通史』（東京大学出版会、1995年）、110-152頁。

¹⁰ 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊—内政と外交』（東京大学出版会、1992年）、60頁。

¹¹ 酒井哲哉『「英米協調」と『日中提携』』近代日本研究会編『協調政策の限界—日米関係史・1905～1960年』年報・近代日本研究（山川出版社、1989年）、61-92頁。

呼ぶべき状況に陥っていた¹²。

対外政策決定過程の分析により、日中戦争に至るまでの1930年代の日本外交を考察することを目的とした井上寿一による研究は、外務省の日中提携の模索過程は、「対英米関係の緊張緩和の模索の過程」であったという主張を展開しており、臼井の研究から続く、外務省の地域主義的な日中提携論の帰結としての対英米関係悪化、という理解の克服を試みている点で、これまでの研究とは一線を画すものである¹³。井上は、外務省が模索した中国との親善関係を実現するための東アジア新秩序構想は、英米との経済的な提携を包含するものであり、「英米を排除しない地域主義的極東国際秩序構想」として理解することで、分析対象期間の外務省の対外構想を、英米協調外交の模索であったという新解釈につなげるのである。

このように、日中提携構想に英米をどのように位置づけるかによって、広田・重光外交に対する評価は議論が分かれるのであるが、酒井、井上に限らず、広田・重光外交期の外務省の研究に共通するのが、その対外構想の主眼が日中提携であったこと、そして当該期の外務省が、ただ軍部の大陸膨張構想に追従するのではなく、主体的に外交構想・理念を掲げ、政策決定に携わっていたことである。

一方、日中戦争勃発後は、広田弘毅に関する服部龍二の研究や、有田八郎に関する服部聡の研究が示すように、軍部や首相の対外構想へ追従する形で外務省は論じられる¹⁴。日中戦争勃発後の日本外交の基軸となる東亜新秩序論に関しても、外務官僚ではなく、1938年11月に東亜新秩序に関する声明を発表した近衛文麿や、そのブレーン集団に属する知識人の国際政治観および「東亜協同体論」の研究に重点が置かれ、外務省はそれを実行する一機関という位置づけで語られる¹⁵。そして、再び外務省の主体性、独自の

¹² 酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、61頁。

¹³ 井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』(山川出版社、1994年)。

¹⁴ 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」服部龍二、土田哲夫、後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』(中央大学出版部、2007年)、501-552頁、服部龍二『広田弘毅—「悲劇の宰相」の実像』(中央公論新社、2008年)、149-197頁。

¹⁵ 近衛の東亜新秩序論に関しては、F. C. Jones, *Japan's New Order in East Asia: Its Rise and Fall 1937-45*, (New York: Oxford University Press, 1954), ゴードン・M・バーガー(坂野潤治訳)「アジア新秩序の夢—大東亜共栄圏構想の諸相」佐藤誠三郎、R・ディングマン編『近代日本の対外態度』(東京大学出版会、1974年)187-224頁、三輪公忠「『東亜新秩序』宣言と『大東亜共栄圏』構想の断層」同編『再考・太平洋戦争前夜—日本の1930年代論として』(創世記、1981年)、庄司潤一郎「日中戦争の勃発と近衛文麿『国際正義』論—東亜新秩序への道程」(『国際政治』第91号、1989年)、39-54頁、同「新秩序の模索と国際正義・アジア主義—近衛文麿を中心として」石津朋之、ウィリアムソン・マーレー編『日米戦略思想史—日米

構想について言及されるのは、第二次近衛内閣期の「松岡外交」や開戦間近の日米交渉にまで時計の針を進めてからである。

以上のように、日中戦争の勃発から第二次近衛内閣成立までの期間における外務省が、軍部や首相に追随する存在として語られる理由として、以下の2点が挙げられる。第一に、満州事変以降、軍部と外務省の権力関係は軍部優位に傾いていたが、日中戦争の勃発によって、さらに軍部の発言力が増したことである。第二に、「東亜新秩序」というスローガンのもとで、外務省と軍部の構想の間の差異が消失したことである。

こうした理由により、当該期における外務省の働きは、積極的に日本の外交理念をかかげ、外交目的を定義していくことから、軍部が主体となって推進する東亜新秩序建設によって生じた列国や中国との摩擦の調整へとその比重を移し、それに伴い、日本外交史研究においても、そうした動きを分析することで、日中戦争勃発以降の外務省の役割を捉えてきた¹⁶。

3 先行研究に残された課題

先行研究の残された課題として指摘できるのは、大きく分けて以下の2点である。

1点目は、外務省の現状打破構想が未だ不明確である、ということである。先行研究では、日中提携構想や東亜新秩序構想の理解をもって、現状打破構想の理解としている。

関係の新しい視点』(彩流社、2005年)、33-53頁、Katsumi Usui, “Japanese Approaches to China in the 1930s: Two Alternatives, Akira Iriye and Warren Cohen, eds., *American, Chinese, and Japanese Perspectives on Wartime Asia 1931-1949*, (Wilmington: Scholarly Resources, 1990), pp. 93-115. Kenneth B. Pyle, *Japan Rising: The Resurgence of Japanese Power and Purpose*, (New York: PublicAffairs, 2007), pp. 170-209等、戦後から近年まで常に研究の対象となり、その蓄積も豊富である。また、東亜新秩序構想は、「近代日本史上アジア主義が初めて日本の国策に取り入れられたもの」と言われており、西洋諸国に対抗するためにアジア諸国の連帯を説く「アジア主義」という思想史の観点からも分析されている。筒井清忠「昭和超国家主義運動と陸軍」同編『新昭和史論—どうして戦争をしたのか』(ウェッジ、2011年)、37頁。アジア主義という観点から、1930年代の日本の対外構想や対中政策を分析対象としたものとして、上で挙げた研究のほか、Koschmann J. Victor, “Constructing Destiny: Royama Masamichi and Asian Regionalism in Wartime Japan,” Saaler Sven and Koschmann J. Victor, eds., *Pan-Asianism in Modern Japanese History: Colonialism, Regionalism and Borders*, (New York: Routledge, 2007), pp. 185-199, 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』(名古屋大学出版会、2010年)、Masataka Matsuura, “Japan and Pan-Asianism,” Antony Best, eds., *The International History of East Asia, 1900-1968: Trade, Ideology and the Quest for Order*, (New York: Routledge, 2010), pp. 81-98. 等がある。

¹⁶ 日中戦争初期の政治的展開に関する基本的な理解を提供した臼井の論考が、中国との和平工作と列国との関係調整に焦点を絞っていることは示唆的である。臼井勝美「日中戦争の政治的展開(一九三七年～一九四一年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道—日中戦争(下)』4(朝日新聞社、1963年)、113-256頁。

一方で、「新秩序」の対となる「旧秩序」、打破すべき「現状」を、どのように認識していたのかについては、深く議論されない。「旧秩序」、「現状」とは、「ワシントン体制」を指す。上でも軽く触れたが、「ワシントン体制」とは、1921年末から翌年初頭まで開催されたワシントン会議において成立した諸条約からなる、日英米の協調システムであり、第一次世界大戦後の国際秩序であった。この「ワシントン体制」は、アメリカの強力なイニシアチブによって成立したと理解されているが、近年の研究では、日本も積極的に「新秩序」への移行の動きを見せていたことが指摘されている¹⁷。その「ワシントン体制」を、「アジア派」ら外務省はどのように認識していたのか、なぜ打破されなければならないと考えたのかを明らかにしなければ、日中提携論や東亜新秩序論の先に何を求めていたのか、を理解することはできないであろう。このように、「旧秩序」観と「新秩序」論をともに理解することで、現状打破構想の実像が明確となると考える。

2点目は、外務省の現状打破的な対中構想、東亜新秩序構想において、アメリカがいかに位置付けられていたのかを明らかにすることである。「アジア派」外務官僚たちの現状打破構想が対米関係悪化の一要因となった、というのが先行研究における基本的理解であるが、決して彼らは対米関係を等閑に付していたわけではない。経済的に極度の対米依存状態にあった日本にとって、アメリカとの関係は、死活的に重要であった。そして、その重要性は、日中戦争が勃発すると、戦争遂行のための石油等の原料資源を獲得するうえで、ますます増大していく。そのため、日中戦争を含む現状打破的な対中政策を実施するうえで、「ワシントン体制」の維持を望むアメリカとの関係悪化を回避するという、矛盾した課題を外務省は課せられていた。先行研究では、東亜新秩序構想と対米関係は二律背反的なものと捉え、外務省は東亜新秩序構想を放棄することができず、対米関係を悪化させたとされている¹⁸。ただ、この矛盾は同時代においても明白であったことを鑑みると、さらに踏み込んで、東亜新秩序構想に内在する対米構想を検討することで、いかにして矛盾する2つの対外目標を達成しようとしたのかを明らかにしなければ

¹⁷ 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、1968年）、中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で—第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日米英関係』（千倉書房、2016年）。この「ワシントン体制」については、そもそも「体制（システム）」と呼べるものであったのか否か、つまり「ワシントン体制」は存在したのか否か、という議論が存在するが、本稿ではこの議論には立ち入らず、ワシントン会議で成立した諸条約の存在をもって「ワシントン体制」とする。なお、「ワシントン体制」の成立に関する研究史については、中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』15-30頁、が非常に詳しい。

¹⁸ 例えば、服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」、543-545頁。

ば、外務省が現状打破構想をいかにして達成しようとしたのか、その全貌を把握できないと考える。

4 研究の視角と意義

以上の、先行研究に残された課題を念頭に置き、本稿ではワシントン体制成立後から第二次近衛内閣が成立する1940年7月までの期間を対象に、「アジア派」の代表格とされる重光葵、有田八郎の対外構想、政策を中心に扱うことで、1930年代の外務省が有していた現状打破構想とはいかなるものであったのか、そしてそれが日米関係にいかなる影響を及ぼしたのかを検討する。その際、本稿が重視するのが、九カ国条約や同条約が規定する門戸開放主義について、彼らがいかなる認識を持ち、それが外交政策実施過程や外交交渉過程においてどのように運用されたのか、という点である。それは、以下の2つの理由による。

1つ目は、九カ国条約は「ワシントン体制」の中核であり、日本の対中勢力圏拡大の最大の障碍であったことから、同条約に対する認識やその変容過程を追うことで、現状打破構想へと転ずることとなった要因、目的等を浮き彫りにできると考えるからである。

2つ目の理由は、1930年代の日米間の対立が、「ワシントン体制」、そのなかでも九カ国条約をめぐる争いであったからである。満州事変以降、日本によってアメリカの在華権益が侵害される状況が継続しており、アメリカ政府は常に日本の対中政策を九カ国条約違反と非難してきた。そして、前述の通り、外務省は中国の勢力圏化をすすめる一方で、そうしたアメリカとの関係悪化を回避せねばならず、矛盾する対外構想を同時に進めなければならなくなった。そうした状況において、対中政策決定および実施過程において、九カ国条約ならびに同条約が規定する門戸開放主義を、外務省がいかに運用しようとしたのかを検討することで、対中構想、政策に内在する対米構想を抽出し、矛盾する対外構想をいかに両立しようとしたのかを明らかにできると考える。

戦間期の外務省、日本外交に関する研究は、太平洋戦争開戦原因を究明につながるものであり、その研究蓄積も非常に多い。そのため、個々の外務官僚の対外構想や、特定の期間における外務省の動向についても、着実に明らかになりつつある。その一方で、酒井が「軍部によって『外交の領域』がたえず蚕食された時代における（中略）外務省の役割のイメージが定まらない」と指摘するように、戦間期を通じた外務省の役割とい

うのは定まりきっていないのが現状である¹⁹。その最たる要因は、ここまで繰返し言及してきた外務省の対外構想の二面性に求められよう。対中構想、政策に焦点を当てれば、軍部と協力し大陸侵攻を進めた共犯者となり、対英米構想に焦点を当てれば、協調を望みつつも敗れ去った軍国主義の犠牲者となる。そこで、本稿は対中構想に内在する対米構想、中国問題をめぐる日米間の外交的角逐に焦点を当てることで、以上のようなイメージの定まらない外務省の果たした役割を、一定程度明らかにすることが期待される。

5 構成

本稿の構成は以下のとおりである。

第1章では、外務省における現状打破構想の起源として、重光の満州事変前後における対外構想の変遷過程を検討し、中国から列国の権益、影響力の全面的な撤退を図る、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想がいかにして形成されたのか、それが外務省内においてどのような位置付けであったのかを明らかにする。また、そうした重光の現状打破構想が、「アジア派」に対するプレッシャー・グループである「革新派」外務官僚の対外構想と非常に近接するものであったことを示す。

第2章では、満州事変勃発後から日中戦争勃発までの期間、つまり重光が外務次官として対中政策決定に強い影響力を発揮していた期間において、1章で確認した「アジア・モンロー主義」的現状打破構想がいかに対中政策決定過程に反映したのか、それが日米関係にいかなる影響を及ぼしたのかを確認する。主たる分析対象となるのは、1932年に建国された「満洲国」の経済統制過程である。経済統制過程、対米折衝過程において外務省は、門戸開放主義の制限的解釈の漸近的な既成事実化を図り、アメリカとの関係の決定的な悪化を避けつつ、「満洲国」経済を掌握しようとした。その結果、日米関係悪化を嫌った国務省が対日譲歩的姿勢を示したこともあり、日米関係を維持しつつ、「満洲国」の経済的勢力圏化を一時的に達成したことを示す。

第3章は、重光と同様に「アジア派」の中心的とされる有田八郎の対外構想を、これまであまり顧みられることのなかった外相就任以前から追跡することで、有田が現状打破構想を有するに至った原因、およびその目的が何であったのかを確認する。それにより、同じ「アジア派」にカテゴライズされる重光とは、現状打破の動機や、打破の程度、

¹⁹ 酒井哲哉「広田弘毅と重光葵」五十嵐武士、北岡伸一編『「論争」東京裁判とは何だったのか』(築地書館、1997年)、140頁。

性質が大きくとこなっていたことを示す。

第4章では、日中戦争勃発後の第一次近衛内閣、平沼内閣、米内内閣の外相であった有田が、いかにして東亜新秩序に対するアメリカの承認を取り付けようとしたのかを、アメリカとの折衝過程から分析する。また、有田の対英方針や対独方針の検討も行い、対中英米独構想がいかに連関していたのかを明らかにすることで、有田の対外構想の全体像の把握を試みる。その過程で、これまでワシントン体制、九カ国条約の否認声明というのが通説的理解である、有田外相による1938年11月18日の対米声明に対する新解釈を提示する。

第5章および第6章は、1937年2月に成立した林銑十郎内閣の外相を務めた佐藤尚武の対外構想について分析を行う。佐藤は、幣原外交に連なる「英米派」とみなされており、多くの場合、重光や有田ら「アジア派」の対外構想とは対照的に位置付けられている。第5章では、そうした佐藤の外相期における対外構想を検討し、第6章では、日中戦争勃発後の対外構想の検討を行う。それにより、外相期の対外構想は、有田の対外構想と非常に近接していたこと、日中戦争勃発後は、有田以上に強硬な現状打破構想へ転じていたことを示す。

なお、本文中では外交文書、私文書などから引用を頻繁に行うが、その際、一部の旧字体を新字体に、変体仮名やカタカナをひらがなに改めるなどの修正を加えた。

第1章

アジア・モンロー主義的現状打破構想の系譜

本章では、外務省における現状打破構想の原点を探るべく、まず、外務省「アジア派」の中心である重光葵の対外構想を分析し、いかなる理由で現状打破を指向するに至ったのか、重光の現状打破構想はどういった論理であったのかを明らかにする。

重光は、パリ講和会議に随員として参加した後、条約局での勤務を経て、1925年に北京公使館一等書記官として対中政策に従事するようになった。時の外相は幣原喜重郎であり、ワシントン体制に依拠する幣原外交の最前線に重光は立つのである。その後、田中義一内閣期はドイツ勤務となるが、浜口雄幸内閣が成立し、再び幣原が外相の座に就くと、重光は特命全権中華公使として再度、幣原外相のもとで対中政策に従事することになった。このように、中国通として外交官のキャリアを重ねた重光は、日中提携に対する強烈な関心を形成し、終戦まで重光外交は日中提携構想に沿って展開される。

こうした重光の対中構想に内在する特質として、列国の在華権益や中国における影響力を排除する「アジア・モンロー主義」的な性質が挙げられる。なぜ、重光の日中提携構想は、中国の門戸開放、機会均等を規定する九カ国条約に真っ向から反する「アジア・モンロー主義」的な性質を帯びなければならなかったのか、つまり、現状打破的とならなければならなかったのか。本章では、まず、重光のワシントン体制認識、九カ国条約認識や中国認識の変遷を追跡することで、この点を明らかにする。

次いで、「アジア派」に対するプレッシャー・グループであった「革新派」外務官僚の現状打破構想がいかなるものであったのかを分析する。「アジア派」と同様に、1930年代に現状打破を唱えた集団として知られる「革新派」であるが、政策決定の場にほとんど携わらなかったこともあってか、後述するように、先行研究では彼らの外交理念や哲学の解明に重点が当てられ、具体的な現状打破の論理については明確にされていない。そこで、本章では「革新派」の現状打破構想を、「革新派」外務官僚が作成した意見書等から抽出する。その結果、「アジア派」重光の現状打破の論理が、「革新派」のそれと非常に近接するものであったことを示す。

1 現状打破構想の起原としての重光葵の対中構想

1-1 重光の対外構想、政策に関する理解

第一次大戦後に行われた、アメリカ主導の国際秩序の再編に対して、日本国内で反発が生じたのは、何も 1930 年代に入ってからだけではなく。その有名なものとして、近衛文麿が 1918 年末に発表した「英米本位の平和主義を排す」が挙げられる²⁰。

近衛によれば、「英米の平和主義は現状維持を便利とするもの事勿れ主義」であり、そうした主義のもとに創られる国際連盟は「動もすれば大国をして経済的に小国を併呑せしめ後進国をして永遠に先進国の後塵を拝せしむるの事態を呈する」恐れがあると述べる。さらに、植民地を多く有するイギリスが自給自足政策を唱え、植民地の門戸閉鎖を行おうとしているとし、そうなった場合、経済的に貧弱な日本は国家生存の危機に晒されるため、「かかる場合には我国も亦自己生存の必要上戦前の独逸の如くに現状打破の拳に出でざるを得ざるに至らむ」、と主張する。まさに、満州事変以降の外務省における現状打破構想の原点ともいえる思想であるが、こうした考え方は、幣原喜重郎ら英米協調派外交官が主流であった 1920 年代の外務省においては顕在化することはなく、満州事変前から現状打破を唱えていた重光も同様であった。では、重光の現状打破構想はいかにして形成され、また外交思想の中心となったのだろうか。

第一次大戦後から 1930 年代中頃の次官期の重光の対外構想として強調されるのは、中国ナショナリズムへの理解や日中提携構想である。Coox は、次官期の重光を、「この期間の重光は、中国国民政府やイギリスに対する好意的態度のため、多くの軍部の敵対心に遭遇した」としている²¹。また、渡邊行男も重光に関する伝記的研究のなかで、日中関係改善への取り組みを強調している²²。

一方で、1990 年代前後になると、重光の日中提携構想とワシントン体制打破へのつながりが指摘され始める。そうした研究のなかでも、酒井哲哉による研究は特に示唆的である。酒井は満州事変前後の時期における吉田茂の「英米協調」論と重光葵の「日中提携論」を分析し、当該期の外務省の対中政策がいかなる連続性と非連続性を有していた

²⁰ 近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」(『日本及日本人』第 746 号、1918 年)、23-26 頁。

²¹ Alvin D. Coox, “Shigemitsu Mamoru: The Diplomacy of Crisis,” Richard Burns and Edward M. Bennett eds., *Diplomats in Crisis: United States-Chinese-Japanese, 1919-1941*, (California: ABC-CLIO, 1974), 254.

²² 渡邊行男『重光葵—上海事変から国連加盟まで』(中央公論新社、1996)、41-55 頁。

のかを明らかにしている²³。それによると、重光は、幣原外交期には中国のナショナリズムおよび「非植民地化」要求に応える枠組みとして「ワシントン体制」を評価し、「日中提携」を中国に対する譲歩的施策により図ろうとしていた。また、その頃活発化していた中国の国権回収要求が、日本の在華権益の回収に及ぶまでに至ると、日本が許容する最大限の譲歩的態度を示すことによって、それらを保護しようとした。しかし、内政上の理由からそうした譲歩的施策の実行が不可能であることを知った重光は、「日本の対中政策が行き詰ったのは、単に日本政府のみに責任があるのではなく、一九二〇年代の極東国際政治を律してきたワシントン体制そのものに構造的欠陥があったからだとの苦い結論に達した」という²⁴。

また、小池聖一による研究では、満州事変前後の時期における重光の対中認識がより仔細に分析されている²⁵。それによると、重光は、『満洲』を含む中国全土での日本市場獲得と引き換えに、『満洲』権益の放棄を黙認」してまで、国民政府との提携を模索していた。しかし、満州事変の勃発は重光に大きな影響を与えた。すなわち、次官として対中政策を牽引する立場に復活した重光は、再び国民政府との提携を模索するのであるが、これまでと違い『満洲国』を抱え、『分裂』を前提として国民政府と向かいあわねばならなかった」のである。その結果、日中提携は行き詰まり、重光の対中政策は『排英』という形に転嫁せざるをえなかった」という。

これらの研究は、重光の対外構想が現状打破へ向かった原因を明らかにすると同時に、そうした現状打破構想と軍部の大陸膨張政策との差異を、つまり重光の対中構想の独自性を強調しており、重光外交を理解するうえで非常に重要である²⁶。また、重光の対外構想の「革新」性について言及した武田知己は、現状打破の論理が「究極的には昭和戦前期の日本外交の特徴とされる『アジア盟主論』に結びつくものであることは明白である」とし、重光の対外構想は、日中提携と同時に日本がアジアで覇権を握るという盟主論的「アジア主義」という性質を有していたことを指摘している²⁷。

²³ 酒井『『英米協調』と『日中提携』』。

²⁴ 同上、79頁。太平洋戦争開戦後の重光の対中構想に焦点を当てた波多野澄雄も、重光の対中構想を規定する要因として「脱植民地化」を強調している。波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、1996年）、275-302頁。

²⁵ 小池聖一『『国家』としての中国、『場』としての中国—満州事変前、外交官の対中国認識』（『国際政治』108号、1995年）、148-160頁。

²⁶ 特に酒井の提示する重光像を踏襲したものとして、小泉憲和『重光葵と近代日本—旧制高校（五高）で学んだ外交官の足跡』（原書房、2010年）。

²⁷ 武田知己「重光葵の『革新』の論理—その形成過程と戦中・戦後の連続性を巡って」（『東

これらに代表される先行研究により、戦間期の重光の対外構想は、概して明らかとなったとみてよいであろう。そこで、本節では以上の研究に基づき、重光の九カ国条約認識を再整理し、現状打破の論理がいかなるものであったのかを提示する。

1-2 重光の対中構想と「ワシントン体制認識」

1925年1月に北京公使館一等書記官に任じられた重光にとって、その年の10月26日から開催された北京関税特別会議は最初の大きな仕事であった。北京関税特別会議とは、九カ国条約で定められた、釐金²⁸の撤廃と引き換えに付加税の実施方法、その時期を関係国間で話し合った会議である。当時、外相であった幣原は、日置益駐華公使を全権として北京に派遣し、重光も随員として同会議に参加することとなった。

会議冒頭、日置全権は中国の関税自主権の回復を原則的には認めるという旨の演説を行い、会議参加国の代表を驚かせると同時に、日本が会議の当面のイニシアティブを握ることに成功した²⁹。ここで注意せねばならないのは、このような日本の親中の声明は、幣原外相のイニシアティブによるものではなく、重光を中心とした北京公使館員の主張によるものであったことである³⁰。重光はこの声明について、「日本としてはただワシントン会議の決定を忠実に実現しようとしたのにほかならなかった」と回想している³¹。北京関税特別会議に臨む重光の態度は、まさに酒井が「重光は『ワシントン体制』が成立すると、それが中国ナショナリズムを包摂する枠組みを提示した点を高く評価し、日本政府が列国に率先して中国ナショナリズムの諸要求に応ずることで、日中関係の緊密化をはかることを期待した」と指摘している通りであろう³²。

以降も重光は、日中関係の緊密化のために、対中譲歩的態度を積極的に示していく。1927年4月、田中義一内閣が成立すると、その年の12月から重光はドイツ勤務のために中国を離れることになった。しかし、29年2月には、上海総領事として再び活躍の場

京都立大学方学会雑誌』第38巻第2号、1997年）、397-401頁。また、「Meishuron Pan-Asianism」という用語を用いて、満州事変以降の日本が、アジアでの覇権を握ることを前提としたアジア主義を有していたことを、日本の大陸政策との関係で明らかにしたものとして、Eri Hotta, *Pan-Asianism and Japan's War 1931-1945*, (New York: Palgrave Macmillan, 2007). がある。

²⁸ 中国国内における通行税の一種。

²⁹ 1925年10月26日「中国関税会議に於ける日本全権の声明」『日本外交年表並主要文書』下巻、76-78頁（以下、『年表』と略記する）。

³⁰ 酒井「『英米協調』と『日中提携』」、69頁。

³¹ 重光葵『外交回想録』（中央公論新社、2011年）、80頁。

³² 酒井「『英米協調』と『日中提携』」、64頁。

を中国に移すこととなる。

この頃、田中義一首相兼外相のもと、対中軍事介入が行われ、済南事件等の日中軍事衝突が起こり、日中関係は悪化の様相を見せていた。中国ナショナリズムの尊重を重視する重光は、こうした田中積極外交に非常に批判的であった。また、1925年12月の英国外相オースティン・チェンバレン（Sir Joseph Austen Chamberlain）による対中新政策の採用の発表、1928年7月のアメリカ政府による単独での中国の関税自主権承認など、この間、日英米間にも対中政策に関して歩調の乱れが顕在化しつつあった。このような状況に直面した重光は、「日本政府に残された選択肢は、思いきった政策転換によって英米以上の譲歩的施策を打ち出すことで日中関係の改善をはかることより他にないと確信」していたという³³。

1929年7月、前年に発生した張作霖爆殺事件の責任を取って総辞職した田中内閣に代わり、浜口雄幸内閣が成立した。外相には、再び幣原が就任する。幣原は外相就任半年後にロンドン海軍軍縮条約を締結し、田中内閣で歩調の乱れた英米との関係改善を図った。その一方で、対中関係を改善し、中国への経済進出を促進するという課題が残された。

この課題に取り組むべく、1930年1月、幣原は、重光上海総領事を中華臨時代理公使兼任として、関税自主権交渉に当たらせる。しかし、両者は対中方針で意見を異にしていた。幣原は、英米協調を日中の関係改善より優先させ、中国に対して、同情的ではあったが、条約上の権利の主張、強硬な国権回収運動については、きわめて強い態度であったのに対し³⁴、重光は、前述のように、中国民族主義運動の意義を重視しており、中国本土において、徹底的な譲歩的政策をとることを幣原に求めていた³⁵。

こうしたなか、重光は、中国との直接交渉により、3月には日中関税協定の仮調印、5月には正式調印にまで漕ぎ着けることに成功する。しかしそれ以降、重光の対中譲歩的施策は行き詰まりを迎えることとなった。この頃、北伐を完遂した中国国民政府は、関税自主権の回復、治外法権撤廃、租界回収、租借地回収というような国権回収を次なる

³³ 同前、75頁。

³⁴ 鹿島平和研究所編『日本外交史第18巻—満州事変』（鹿島平和研究所出版会、1973年）、14頁。

³⁵ 「関税品目数の協定率据置期間延長を提示により交渉遅延の虞ある故現場の日中間意見相違を前提に最終案回示請訓」『日本外交文書』昭和期I第一部第四巻（以下、外文と略記する）、366-367頁。

目標としていた³⁶。いわゆる「革命外交」である。1931年4月14日、国民政府の王正廷外交部長と会見した重光は、そこで中国の国権回収プログラムには日本の在華権益の回収も含まれていることを知らされる。そこで、会見後に帰国した重光は外務省首脳部に対して、以下のように意見を述べたという。

この形勢に対処するためにはこれまでの幣原外交をさらに前進せしめて、不平等条約の根本的改定に、日本が常に先鞭をつけることが必要である。これによって日本の中国に対する政策に関して世界をして一点の疑問をもたしめないようにすべきである。そのために蘇州、杭州における日本の居留地の如きはこれを直ちに中国に返還して、この流れに乗って日本の好意を示すことが適当である³⁷

注意しなければならないのは、重光が対中譲歩を積極的に行おうとしていたのは、単に中国ナショナリズムに対する同情、理解のみから来るものではなく、それによる日中関係の緊密化の先に、日本の在華権益の保護、発展を見据えていたという点である。駐華公使就任直後に重光は、中国国民政府の外交次長と会談した。その際、満州問題についても話し合われたのであるが、中国側に対し「満鉄ヲ圧迫シテ其ノ勢力ヲ満洲ヨリ駆逐セントシ又ハ之ニ致命的打撃ヲ与ヘントスルカ如キ単純ナル政策ヲ執ラルルナラハ我方ハ之ニ対シ飽迄反セサルヲ得サル」と述べている³⁸。

こうした意見は、重光だけが有していたわけではなかった。アジア局長であった谷正之は、「対支政策ニ関スル件」という意見書において、以下のように述べている。

我对支外交ノ基調ハ同国ノ独立ヲ尊重シ之ト和親提携シテ同国ニ対スル帝国ノ平和的發展ヲ計ルニ在ルヲ以テ支那ノ現状ニ鑑ミ其ノ国権回復ニ対スル正当ナル要望又ハ国内建設ノ為ニスル努力ニ対シテハ之ニ同情シ適宜列国ト協調シテ出来得ル限り其ノ実現ニ協力シ以テ同国ニ於ケル穩健分子ヲシテ国家建設ノ前途ニ希望ヲ繋カシムル

³⁶ 国民政府の対日政策、外交政策については、鹿錫俊『中国国民政府の対日政策—1931-1933』(東京大学出版会、2001年)が詳しい。

³⁷ 重光『外交回想録』、124頁。

³⁸ 「帝国ノ対支外交政策関係一件第三卷」外務省外交史料館所蔵(A-1-1-0-10_003)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B02030147200.

通商条約関係諸問題就中治外法権及内水航行権撤廃ノ問題ノ如キハ通商条約廃棄問題結末ノ経緯並関税協定成立当時ノ了解等ニ顧ミ支那内争ノ一段落ト共ニ早晚問題トスルノ止ムヲ得サルモノアルヘク又租界返還ノ問題モ大勢ノ変化ニ照ララシ相当ノ考慮ヲ加フヘキ時期ニ到達セルモノト思考シ（中略）大局上差迄重要ナラサル方面ハ支那側ノ要求ニ応シテ潔ヨク之ヲ放棄シ以テ…³⁹

重光より譲歩の程度は弱い、中国ナショナリズムに対する理解が見られる。また、重光と同様に蘇州、杭州を含む租界の6カ所は、「殆ント租界トシテノ価値」を有していないため、中国に返還することで、中国との「重要問題交渉ノ際我地歩ヲ有利ニ導ク」ことを提案している⁴⁰。谷も、重光と同様に、日中の提携関係を強化していくことで、日本の在華権益の保護、さらなる発展を企図していたのである。

また、谷はこの意見書の冒頭で、「（有田-筆者注）前局長出発前ニ大体論トシテ其ノ賛同ヲ得タ」、と記していることから、有田も大枠において同様の意見を有していたと思われる。しかし、谷と有田は、対中政策における日英米の歩調の乱れに対しては、以下のような見解を有していた。

今日ノ状勢ニ於テモ関係国間或程度ノ協調ハ之ヲ必要トシ又之ヲ実現スルコト必スシモ不可能ニ非サルヲ以テ主トシテ日英米ノ間問題起ル毎ニ果シテ同一態度ニ出テ得ヘキヤ否ヤヲ検討シ出来得ヘキ場合ハ之ヲ行ヒ出来得サル場合ニモ其ノ出来得サル所以ヲ互ニ知り合ヒ置クノ方法ニ依リ関係国間無益ノ猜疑ヲ防クコト肝要ナリト思考セラルル⁴¹

英米以上に思いきった譲歩的政策を主張する重光と、意見を異にする点である。

さて、重光の報告に接した幣原外相であるが、内政的制約を理由に、この提案を拒絶する⁴²。上述のとおり、これまで重光が対中譲歩的態度を示してきたのは、単に中国ナ

³⁹ 同前。

⁴⁰ 同前。

⁴¹ 同前。

⁴² 駐華公使期における重光の対中構想と、幣原外相の対中構想との対立を検証したものとして、服部龍二「中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使—ワシントン体

シヨナリズムへの同情からではなく、それにより日中提携を図り、日本の在華權益を保護することが最大の理由であった。しかしそれが破綻した今、重光は、日本の対中政策はあくまで条約を遵守しつつ進めたいうえで、中国の国権回収運動によって破綻する、つまり「堅実に行き詰まる」ほかないという結論に達するのである⁴³。

ここまで満州事変前における重光の対中構想を概観してきた。そこから確認できたのは、中国の非植民地化要求に各国が積極的に応えていくことが「ワシントン会議の精神」である、という「ワシントン体制」認識を重光は有していたことである。こうした認識は、中国を積極的に国際政治のアクターとしてみなしていくことにより支えられており、それゆえに、中国側も列国の在華權益を保護することが、「ワシントン体制」が有効に作用する前提となっていた。しかし、この前提が崩れ去ったとき、重光は「ワシントン体制」の仮借なき批判者となるのである。

1-3 重光の現状打破構想の論理

満州事変前における重光は「ワシントン体制」を、第一次大戦後に高まりだした中国ナショナリズムを受け入れる国際的な枠組みとして、積極的に評価していたことを確認した。以下からは、そうした重光の「ワシントン体制」認識が変化した要因について考察すると同時に、現状打破構想の論理がいかなるものであったのかを確認する。

満州事変が勃発して3カ月後の1931年12月、重光は「革命外交」という長文の報告書を作成している。この報告書は、満州事変後に調査のために来日するリットン調査団宛の「パンフレット」の素材となったものであり、満州事変擁護の性格が強い。その要旨は「国民政府の革命外交によって日本は条約的根拠のある權益を蹂躪されており、列国も頼むに足りないため、日本の行為は正当化され得る」というものであった⁴⁴。重光はこの「革命外交」において、以下のようにワシントン体制、特に九カ国条約に対する疑義を呈している。

国際聯盟規約モ巴里不戦條約モ九国條約モ何レモ今日極東ニ於テ行ハレツツアル

制下の二つの対外路線と満州事変：1929-1931」(『国際政治』第113号、1996年)、167-180頁がある。

⁴³ 重光「外交回想録」、125頁。

⁴⁴ 服部龍二『満州事変と重光駐華公使報告書—外務省記録「支那ノ対外政策関係雜纂『革命外交』に寄せて』(日本図書センター、2002年)、19-20頁。

カ如キ主義及政策ノ根本的ノ相違ヨリ来ル国際紛争ノ処理ハ之ヲ予想セサリシノ
ミナラス之カ処理ノ目的ノ為ニハ全然不適當ナリ。即革命手段ニ基因スル国際紛
争ニ対シテハ、日本ハ結局日本独力ヲ以テ自己ノ生活ヲ保護スルノ外ナク、右ハ
最近ノ極東ノ事態カ之ヲ立證シテ餘リアル次第ナリ

九国条約ヲ初メ支那ニ対スル根本的態度ノ表示タル華府諸条約決議ノ規定ハ列国
ノ誠意アル態度ニモ拘ラス支那側ニヨリ全然其ノ趣旨ヲ没却セラレタル次第ナリ。
今日支那カ右等条約ヲ尊重スルノ誠意ト能力ナキ状態ニ於テ九国条約等華府会議
ノ決定ノ支那ニ対シテ有シタル意義ハ根本的ニ改変セラレタリト云ハサル可カラ
ス⁴⁵

満州事変前の重光の対中構想は、日本はあくまで条約を守ったうえで「堅実に行き詰まる」というものだった。しかし、満州事変の勃発は「堅実に行き詰まる」ことすら不可能にするものであったのである。これまでの対中構想の転換をせまられた重光は、ここに至って、ワシントン体制および九カ国条約の否定という選択肢を選んだ。そこで採用された論理が、「革命外交」で記されているように、中国が日本や列国の在華權益を定めた条約を遵守する「主体」として機能してこそ「ワシントン体制」は効力を発揮するものであったが、その中国を、条約を守る主体としてみなすことができない現状では、「ワシントン体制」の見直しが必要である、というものである。

1933年5月16日、重光は外務次官に就任するのであるが、以降の重光はいっそう、ワシントン体制、九カ国条約に対する批判の度合いを強めていく。

1933年9月、重光は以下のように主張している。

米国ノ如キハ欧州ノ国際関係ニ適合スル国際連盟規約ノ如キハ言ハハ後レタル国
際関係ヲ律スルニ適合セストノ意味ニヨリ『モンロー』主義ノ除外ヲ求メタルモノ
ニシテ、更ニ後レタル国際関係ニ立テル極東ノ事態ハ今遂ニ欧州並ノ理想的平和条
約若クハ組織ニ適合セシムルニハ不適當ノ状態ニアリ⁴⁶

⁴⁵ 「支那ノ対外政策関係雑纂／『革命外交』（重光駐支公使報告書）松本記録第一巻」、外務省外交史料館所蔵（A-2-1-0-C1_1_001）、JACAR Ref. B02030784000.

⁴⁶ 「帝国ノ対支外交政策関係一件第三巻」、外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-10-003）、JACAR Ref. B02030148300.

重光は、東アジアを南北アメリカ大陸よりも「更ニ後レタル国際関係」と位置付け、条約を遵守する主体としての、つまり近代国家としての中国を否定することで、国際条約の適用を否定する。一方で、対中政策決定の主導的立場にあった重光は、従来の日中関係の緊密化を諦めたわけではなく、汪兆銘など国民政府内の親日派との提携を模索し始める。

だが重光の思惑とは裏腹に、国民政府の財政部長であった宋子文が欧米諸国を巡り、国際的な日本の孤立を意図した対中援助獲得の動きに出るなど、中国は英米との結びつきを強めていこうとしており、日中提携は遅々として進まなかった。そのような状況を打破すべく、重光が採用したのが中国からの排英米路線であった。1934年10月10日、重光は今後の日本の対中政策に関して、「支那ニ於ケル外国及外国人ノ政治的勢力ノ駆逐」と「日支両国及両国民ノ将来的融和提携ヲ誘導スル手段」が必要であり、また「各国ハ通商経済上ノ均等待遇ヲ與フレハ満足スヘク亦満足スヘキ」であると述べている⁴⁷。中国から英米の政治的勢力を排除し、回収した権益を中国に供与することで、日中提携を果たそうということである。その一方で、対英米関係の悪化を避けたい日本は、列国に対し中国における通商上の機会均等を与えることで、これ以上の対日認識の悪化を防ごうという意図があった。

ここで述べられている「政治的勢力」という言葉は、その意味が非常に不明瞭であるが、1934年4月17日の「天羽声明」を確認することで一定程度、理解することができる。「天羽声明」とは天羽英二外務省情報部長が、新聞記者団に対して発表した対中見解であった。その内容は、中国が「もし他国を利用して日本を排斥し東亜の平和に反する如き措置に出て、或は夷を以て夷を制するの排外策を採るが如き事あらば、日本は之に反対せざるを得」ず、「他方列国側に於いても、満州事変、上海事変から生じた特殊の状態を考慮に入れ、支那に対して共同動作を執らんとする如き事あらば、仮令名目は財政的又は技術的援助にあるにせよ、政治的意味を帯うる事は必然であり」、「日本は主義として之に反対せざるを得ない」というものである⁴⁸。この「天羽声明」は、4月

⁴⁷ 同前。

⁴⁸ 1934年4月17日「対中国国際援助問題に関する情報部長の非公式談話」『年表』下巻、284-286頁。

13日に広田外相の名前で有吉明中華公使に宛てられた電報⁴⁹の内容をそのまま発表したものであるが、その電報の内容を指示していたのは重光であった⁵⁰。

つまり、重光の認識では、列国による対中経済援助も政治的意味を帯びるものであり、駆逐されるべきものであった。この前後の期間に行われた日本による米中綿麦借款の妨害工作や、イギリス政府のリース・ロス・ミッションの拒否等の中国と英米の離反工作も、こうした認識に基づいて採られたと理解できる（第2章）。

さて、中国への利益供与のため、中国からの排英米路線に転じた重光の対外構想であったが、それに合わせて、現状打破の論理も変化を見せる。1935年8月に行われた「国際関係ヨリ見タル日本ノ姿」と題された講演での内容は、そのことを如実に表している。この講演で重光は、九カ国条約で規定されている門戸開放主義、機会均等主義は、従来であれば植民地に適用される原則であると述べた後、「帝国トシテハ、九国条約規定ノ内容其ノ物ニハ今日ト雖モ何等異論ハナイ。然シ乍ラ、東亜ヲ欧米ノ植民地トスル政策ニハ断乎トシテ反対スルモノデアル」と主張する⁵¹。

これまで重光は、中国が東アジアの秩序を乱しており、近代国家として見なすことはできない、それゆえに国際条約を適用させることができない、という論理で現状打破を主張していた。つまり、批判の対象は、中国だったのである。しかし、ここにきて現状打破の論理は転換し、批判の対象に、中国を植民地化する英米が付け加えられることとなった。こうした背景には、排英米へと転じた中国政策の理論的補強、つまり辻褃合わせであったと考えられる。

そして1936年3月の省議において、「欧米諸国ノ対東亜植民地視及之ニ基ク政策ハ、動モスレバ東亜ノ秩序ヲ害シ…従テ右欧米諸国ノ思想政策ヲ永続化シ、法典化セムトスル九国条約ノ存在ハ之ヲ打破スルコト」が決定する⁵²。一方で、その方法は「今直ニ我ヨリ進ムデ同条約ノ無効ヲ主張スルニ於テハ国際世論ヲ不必要ニ刺戟シ政治的影響面白カラザル」ため、「漸次自然消滅ニ導ク」というものであった⁵³。

⁴⁹ 1934年4月13日発広田外務大臣より在中国有吉公使宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第三卷、434-435頁。

⁵⁰ 富塚一彦「1933、4年における重光外務次官の対中国外交路線—『天羽声明』の考察を中心に」（『外交史料館報』第13号、1999年）、57-58頁。

⁵¹ 「一般執務提要（第一号）／昭和十一年一月十六日初版 昭和十一年三月三十一日改版／一九三六年」外務省外交史料館所蔵（官_69）、JACAR B10070154000。

⁵² 同前。

⁵³ 同前。

ここまで、重光の対中構想および現状打破の論理が、いかなるものであったのかを確認してきた。中国への利益供与による日中提携の模索という点において、重光の対中政策には満州事変前後で一貫性が見られる。しかし、日中間で満州問題を未解決にしたまま提携を図ることは難しく、それゆえに列国の影響力を中国から排除することで、日本の中国における影響力を相対的に高めるという手段に出なければならなかったという点において、事変後の重光の日中提携構想は、アジア・モンロー主義的性質を帯びた現状打破構想となってしまうのである。そして、それに合わせて現状打破の論理も、英米を非難の対象とする論理へ転換することとなった。重光の現状打破構想は、中国ナショナリズムへの理解から出発していた日中提携論を、満州事変とそれに続く「満洲国」建国といった、外務省にとってはある種の外政的ショックと、その後の事変の正当化によって生じた中国ナショナリズムとの対立という問題を未解決のまま放置し、継続させたことによって生じた矛盾の帰結であったと言えよう。

2 重光から継承される「革新派」の現状打破構想

2-1 外務省「革新派」とは

満州事変勃発後から、外務省において現状打破構想の追求を牽引してきた重光は、1936年4月に外務次官を退き、その年の11月からは駐ソ大使としてソ連に赴任することとなった。そして、重光不在の外務省中央で、最も強く現状打破を主張するのが、「革新派」外務官僚であった。

外務省「革新派」については、戸部良一と塩崎弘明による一連の研究により、その実像は総じて明らかとなっている。戸部によれば、「革新派」の中心人物である白鳥敏夫は、それまで幣原外交の信奉者であったにも関わらず、満州事変を契機にその対外構想を現状打破へと「転回」させ、日本独自の価値化に基づいた「皇道外交」を主張することで、外務省少壮官僚の一部を魅了し、「アジア派」に対するプレッシャー・グループを形成した⁵⁴。白鳥が「転回」した原因は、満州事変勃発当時、情報部長であった白鳥が、事変遂行を積極的に支持する世論に衝撃を受けたこと、鈴木貞一や森恪といった対外強硬論

⁵⁴ 戸部による外務省「革新派」に関する研究は、戸部良一「白鳥敏夫と満州事変」(『防衛大学校紀要人文・社会科学編』第39号、1979年)、77-130頁、戸部「外務省『革新派』と軍部」三宅正樹『大陸侵攻と戦時体制—昭和史の軍部と政治2』(第一法規出版、1983年)、89-122頁、戸部「外務省革新派と新秩序」三輪公忠、戸部良一編『日本の岐路と松岡外交—1940-41年』(南窓社、1993年)、117-138頁、戸部『外務省革新派—世界新秩序の幻影』(中央公論新社、2010年)を参照。

を主張する軍人や政治家との交流により、そうした思想に感化されてしまったことが挙げられている⁵⁵。

また、既存の国際秩序および西洋的国際秩序観を否定する「皇道外交」論は、陸軍との国際政治観ともかなりの部分で共有するものであり、それゆえに「革新派」を陸軍との協調、提携に向かわせた⁵⁶。では、なぜ「皇道外交」を追及するに至ったのか、既存の国際秩序を否定するに至ったのか。この問いに対し戸部は、「革新派」外務官僚は、「英米の主導する国際秩序、ワシントン体制が日本の対外発展を抑制すると見なした」ということと、国際秩序の現状維持は、「アジアの植民地体制容認を意味すると理解した」からである、と答えている⁵⁷。

塩崎は、広田洋二や川村茂久、仁宮武夫といった白鳥に連なる「革新派」中核メンバーの対外構想および国際政治認識を仔細に分析し、「革新派」の思想および政策がいかなるものであったのかを明らかにしている⁵⁸。塩崎によると、「革新派」中核メンバーは、それぞれのアメリカ体験を通じて、「理想主義的アメリカ外交の裏面に現実主義的な『力の取引き』をかぎつけ、そこから力の伴わぬ正義は正義でないという外交鉄則を導き」出した結果、現状打破外交観を培うことになった⁵⁹。そして、「革新派」の現状打破構想に対して、「そこに見出すものは、英米等『持てる国』に対するルサンチマンであって、決して普遍性を持つ国際秩序構想等というものではなかった」と結論づけている⁶⁰。

こうした塩崎による、「革新派」の現状打破認識論は、戸部の議論にも共通する点が存在する。戸部は、皇道主義外交論をまとめた仁宮の『日本固有の外交指導原理綱領⁶¹』においても、また、白鳥のいくつかの論考においても、西洋的国際秩序観を否定しているが、「旧秩序」の欠陥について、具体的に明示していないと指摘している⁶²。そこで、

⁵⁵ 戸部「外務省革新派」、33-42頁。

⁵⁶ 戸部「外務省『革新派』と軍部」、118-119頁。

⁵⁷ 戸部「外務省革新派」、303頁。

⁵⁸ 塩崎による研究は、塩崎弘明「外務省革新派と日米交渉」同『日英米戦争の岐路—太平洋戦争の宥和をめぐる政戦略』（山川出版社、1984年）、252-295頁、塩崎「外務省革新派の現状打破認識と政策」近代日本研究会編『年報・近代日本研究七—日本外交の危機認識』（山川出版社、1985年）、151-185頁、塩崎『『パックス・アングロ・サクソニカ』と外務省革新派—国際秩序の『革新』化をめぐる』有馬学、三谷博編『近代日本の政治構造』（吉川弘文館、1993年）、206-233頁、を参照。

⁵⁹ 塩崎『『パックス・アングロ・サクソニカ』と外務省革新派』、223頁。

⁶⁰ 同前、225頁。

⁶¹ 「日本固有の外交指導原理綱領／1936年」外務省外交史料館所蔵(調査__22)、JACAR Ref. B10070373700。

⁶² 戸部「外務省革新派と新秩序」、121頁。

本節では「革新派」外務官僚と見なされている杉原荒太の対外構想を分析し、「革新派」の現状打破の論理をより明確にする⁶³。

2-2 「革新派」の皇道外交論

「革新派」外務官僚の現状打破の論理を確認する前に、まず、「革新派」が有していたとされる、皇道外交論がいかなるものであったのかを、上で紹介した先行研究の分析を基に確認し、「革新派」の外交構想の全体像を把握する。

戸部は「革新派と言われる集団の最大公約数的な共通性」として、「外交の現状打破という主張であり、言い換えれば、既存の外交方針を根本的に転換し、その前提として外務省の人事と機構を抜本的に改革せよ、とする見解」を挙げている⁶⁴。この「既存の外交方針を根本的に転換」した後に、日本が歩む新たな外交路線が、皇道外交であった。しかし、この皇道外交も、『アジアにかえれ』というスローガンを繰り返し、日本外交の転換・自立をきわめて抽象的・観念的な『皇道哲学』によって意義づけしようとしたものであった⁶⁵。こうした皇道外交論を一定程度把握するために、戸部、塩崎がともに用いているのが、仁宮の『日本固有の外交指導原理綱領』である⁶⁶。

「革新派」の中心であった白鳥は1933年6月にスウェーデン公使に任じられた。その後、白鳥不在の外務省中央で革新派の中心の1人となるのが、栗原正である。1934年7月に栗原が外務省情報部長に就任すると、白鳥に呼応する外務官僚たちは栗原の下に集まり、革新外交の理論武装が試みられることとなった。そして、その成果の一つが『日本固有の外交指導原理綱領』であった。

この『日本固有の外交指導原理綱領』では、上述のとおり、現状の秩序に対する具体的な批判はなされていない。その一方で、それらを打破した後に創出されるべき新秩序と、日本外交の新方針が色濃く語られている。まず仁宮は、従来の日本外交に対する反省を求める。仁宮はこれまでの日本外交の外交目標は、「何れも常に利己的發展であり、

⁶³ 戸部『外務省革新派』、198頁。

⁶⁴ 戸部「外務省革新派と新秩序」、118頁。

⁶⁵ 戸部「外務省『革新派』と軍部」、99頁。

⁶⁶ 戸部は、抽象論、観念論に終止する『綱領』に対して、「これを外務省革新派の代表的見解として紹介するには、やや躊躇せざるを得ない。だが、これらが革新派の一部に見られた思考様式を代表するものであり、彼らに一定の影響を及ぼしたことも事実」という観点から、この資料を用いている。戸部『外務省革新派』、77頁。

権益の保護伸長にあった」とする⁶⁷。そしてその結果、日本は白人国家以上にアジア諸国家にとっての脅威となった。そうした日本外交が今後歩むべき道は、「西洋式帝国主義を捨てて、日本古来の道義主義を基礎とした外交」である⁶⁸。それにより、アジアにおける理想国となった日本は、アジア諸国の民族主義運動を援助し、西洋の支配からアジア諸民族を開放する、というのが仁宮の提示した日本の新たな外交方針であった。

では仁宮は新秩序をいかに提示したのであろうか。アジア諸民族の解放を日本の新外交方針とした仁宮であるが、「亜細亜民族の解放は事実上亜細亜の国際社会を混乱状態に陥れ」、「亜細亜諸民族の対立状態を齎す虞がある」という⁶⁹。そこで、日本は「亜細亜民族解放なる現象を通じて亜細亜民族の結合を齎らさねばならない」のである。つまり、日本がアジアの指導者となり、日本を中心としたアジア諸国の結合を、新たな東アジア秩序とするのである。

以上、仁宮の『日本固有の外交指導原理綱領』を基に、外務省「革新派」の提唱する皇道外交論の概要を見てきた。この皇道外交論に対して塩崎は、『現状維持』勢力に対抗せんとする権力外交の亜流と言わなければならない、「所詮英米の経済的帝国主義に対抗する為にとられた方便でしかなかった」、というような厳しい評価を下している⁷⁰。

また、戸部が『皇道』外交実現のためには、省内主流派との対抗上、積極的に軍に協力してその勢力を利用しようとさえした」と述べるように、この皇道外交が外務省内で主流となることは、一度としてなかったのであるが、それでも、陸軍と協力し外務省の主流派に圧力をかけることで、日本外交が立ち往生する場面がしばしば起こった⁷¹。

外務省内において現状打破を主張する最右派の「革新派」であるが、その抽象的な現状打破の論理を一步前進させたのが、杉原荒太であった。以下からは、杉原の現状打破の論理がいかなるものであったのかを確認していく。

2-3 「革新派」杉原の現状打破の論理

1937年10月25日、外務省条約局第二課長であった杉原荒太は「九国条約ト我対支

⁶⁷ 「日本固有の外交指導原理綱領／1936年」外務省外交史料館所蔵(調査__22)、JACAR Ref. B10070373700。

⁶⁸ 同前。

⁶⁹ 同前。

⁷⁰ 塩崎「外務省革新派の現状打破認識と政策」、171頁、塩崎『『パックス・アングロ・サクソニカ』と外務省革新派』、223頁。

⁷¹ 戸部「外務省『革新派』と軍部」、103頁。

政策トノ関係」と題された報告書を作成した。同報告書は、九カ国条約の成立過程からその内容、そして題目にあるように日本の対中政策と九カ国条約の関係などを多岐にわたって考察したものであり、至る所において、九カ国条約に対する問題点を指摘している。そして、最終的に日本は九カ国条約を廃棄すべきであるとの結論に達するのであるが、果たして杉原はいかなる点において、九カ国条約を批判し、廃棄すべきであるとの論理を打ち立てているのであろうか。

杉原がまず問題にしているのが、九カ国条約はその策定過程において、「終始米国ハ表面ニ立チテ号令シ英国ハ側面ヨリ之ニ呼応シテ議案ノ成立ヲ計リタリ。即チ九国条約ノ議定ニ当リテハ英米ガ圧倒的主働者ノ地位ニ立チテ『リード』シ爾餘ノ諸国ハ唯受動的地位ニ在リテ之ニ従ヒタルニ過ギズ」という点である。さらに、以下のように述べる。

九国条約ハ英米ノ立場ヨリスレバ当初ヨリ實際上主トシテ我国ノ支那ニ対スル勢力ノ伸張ヲ牽制スル防壁タルノ底意ヲ多分ニ包蔵シ又今日迄本条約ノ実際ノ働キヲ見ルモ我国ノ支那ニ対スル行動ヲ控制スルノ具トシテ英米ニ依リ利用セラレ居ルコト事実ノ証明スル所ナリ⁷²

そして、英米は九カ国条約によって、中国問題への広範な発言権を獲得し、日中戦争に対しても同条約を利用して容喙していると言うのである。そもそも、杉原は意見書内において、「我東亜政策ノ基調」は、「大和民族ノ領導ノ下ニ東亜諸民族ノ復興興隆ヲ図ル」こと、「国防的見地ヨリシテ東亜ニ於テ欧米ノ政治的勢力ヲ蟠踞スルヲ排除スルコト」、「東亜ノ市場ハ…我実力ノ睨ミノ利キ得ルモノタラシムルコト」などを挙げている⁷³。つまり、これらを達成するうえで、アメリカやイギリスが九カ国条約を理由に、日本の対中政策に干渉してくることを避けなければならないということが、杉原の九カ国条約廃止の理由であった。

しかし、以上の理由では、列国が納得しないことは明白であった。そこで、杉原が採用した条約廃止の論理が、「九国条約ハ支那ヲ条約ノ主体タル普通ノ完全ナル独立国家トシテ見ルヨリハ寧ロ条約ノ客体トシテ一種ノ半植民地的特殊市場視シタルモノト解スル

⁷² 「九国条約ト我対支政策トノ関係／1937年」外務省外交史料館所蔵（条二__51）、JACAR Ref. B10070318500.

⁷³ 同前。

ヲ得ベシ」というものであった⁷⁴。

こうした杉原による九カ国条約批判は、仁宮が『日本固有の外交指導原理綱領』において、「西洋式帝国主義」による「西洋の東洋に対する支配及び搾取を基礎としている」「現存世界秩序の不正欠陥」と、非常に抽象的な国際秩序批判を、より具体的にしたものと言えるであろう⁷⁵。

そして、以上の問題を抱える九カ国条約に対して杉原は、「我対外国策上ヨリ見テ九国条約ニ対シテ今ヤ再検討ヲ加フベキ時期ノ到来セルコトハ容易ニ観取シ得ル」とするも、「九国条約ヲ廃棄シ又ハ之ヨリ脱退スルヲ得策トスルヤ否ヤ若シ得策ナリトセバ其ノ時期及方法如何等ノ問題ニ付テハ政治上及法律上ノ両面ヨリ十分ノ考察」が必要であると述べる⁷⁶。

次いで杉原は、日本の東アジア政策と九カ国条約の関係を考えた場合、「九国条約ハ我国トシテ之ヲ廃棄シ又ハ之ヨリ脱退スルヲ得策トスル」という結論に達するが、それらを実行するには、(1) いかなる実益があるのか、(2) 英米に与える政治的影響がいかなるものであるのか、(3) 合法的に一方向的に廃棄を行えるのか、という3点に注意する必要があるとする。そして、これらに対する簡単な考察を加えた後、廃棄または脱退を断行するならば、「我方ニ於テ東亜ノ新事態ニ即シタル建設的代案タルベキモノヲ提唱スルコト肝要ナルヘシ」と述べて、報告書を締めくくっている⁷⁷。

杉原は、重光と同様に、九カ国条約は中国を植民地化するものである、という論理によって九カ国条約廃止を正当化しようとしているのであるが、これもやはり重光と同様にアジア・モンロー主義的な対中構想に対する理論的補強であった。実際、杉原の意見書には、どういった点において英米が中国を植民地化しようとしているのか、また、英米による中国の搾取とは何を指すのかについて、具体的には言及されていない。

こうした論理的な脆弱性を抱えながらも、杉原はその後も積極的に、九カ国条約に対する非難を繰り返していく。

⁷⁴ 同前。

⁷⁵ 「日本固有の外交指導原理綱領／1936年」外務省外交史料館所蔵(調査__22)、JACAR Ref. B10070373700.

⁷⁶ 「九国条約ト我対支政策トノ関係／1937年」外務省外交史料館所蔵(条二__51)、JACAR Ref. B10070318500.

⁷⁷ 同前。

2-4 変化する「革新派」の現状打破構想

1937年7月7日に勃発した蘆溝橋事件は当初、地域的な小競り合いであった。しかし、日中両国政府は過剰反応を示したことにより、七月下旬には大規模な戦闘となり、その後、8年間続くこととなる日中戦争へ発展する。

日中間の軍事紛争、日本の占領地政策は、列国の在華権益を侵害するものであり、日中戦争への介入を意図した九カ国条約会議の開催や、揚子江封鎖問題など、九カ国条約、中国の門戸開放主義に関する問題は、以前よりも大きくなっていった。

そうしたなか、日中戦争勃発からおおよそ1年後の1938年10月、外務省条約局第二課は「支那ニ於ケル門戸開放機会均等主義ニ関スル我新方針決定問題」といい文書を作成している。このときも、条約局第二課長は杉原であった。

この報告書は冒頭で、門戸開放主義および機会均等主義の「中心的思想ガ支那自身ノ利益ヲ全ク眼中ニ置カズシテ専ラ支那以外ノ諸国殊ニ殆ンド専ラ英米ノ支那ニ於ケル利益ヲ主体トシテ構想セラレタルモノ」であり、また同主義は九カ国条約の成立以来、「英米ニ依リ専ラ我国ノ支那ニ対スル勢力ノ伸長ヲ牽制スルノ具トシテ利用セラルルニ至レリ」と断定している⁷⁸。そして、「門戸開放機会均等主義ノ維持シ難キ理由」という項では、やはり上で見た「九国条約ト我対支政策トノ関係」と同様に、門戸開放主義は中国を半植民地化するものであることを強調している。さらに、日中戦争の目的が「東亜ノ新秩序ヲ創建スル」ものであり、日本は門戸開放主義を維持することができないことは明白であるので、「我国トシテハ今ヤ正ニ該主義ニ関シ従来ノ態度ヲ一新スルノ必要ニ迫ラルルニ」至ったという。

第4章で言及するように、日中戦争の勃発以降、外務省内では九カ国条約の廃止論が盛んとなっていた。しかし、その方法については意見がまとまらず、その間も従来と同様に、日本は九カ国条約遵守、門戸開放主義を遵守する旨を列国に対して発してきた。そうした状況について杉原は、「実行シ難キコトヲ口先丈ニテ尊重ヲ約スルガ如キハ結局空手形ニ終リ皇国ノ信義ヲ失墜スルコト最モ甚シト謂ハザルベカラズ」と非難し、新方針として以下を提案する。

我国トシテハ此ノ際率直ニ我国是ノ指示スル所ガ門戸開放主義機会均等主義ト正シ

⁷⁸ 「支那事変関係国際法律問題（第五卷）／1939年」外務省外交史料館所蔵（条二__20）、JACAR Ref. B10070312300.

ク相容レザルニ至レル事実ヲ認メ（中略）該主義支持ノ従来ノ態度ヲ放棄シ東亜復興ノ理想ト違義的基礎ニ立脚セル我新東亜政策ノ主旨トスル所ヲ世界ニ向テ闡明スルト共ニ列国ニ対シテハ従来ノ所謂門戸開放機会均等主義ハ之ヲ認ムル能ハザル旨ヲ明カニスルコト必要ナリ⁷⁹

また、条約局第二課は12月に「東亜ノ旧事態ニ適用アリタル門戸開放機会均等主義ノ適用ヲ現在不能又ハ困難ナラシムル事情ニ関スル法律上ノ意見」と題された報告書をまとめている。この意見書では、国際的な経済状況、「満洲国」の独立や日中戦争の勃発など中国における状況の変化など、九カ国条約をとりまく状況が、条約締結時とは著しく変化したことを理由に、門戸開放主義およびそれを定めた九カ国条約が東アジアには適していないことを主張している⁸⁰。後述するように、こうした「事情変更論」による九カ国条約廃止の論理は、外務省内外において注目されていた議論であった。

翌年1月には、日本の中国政策を九カ国条約違反と非難するアメリカ政府の申し入れに対する、1938年11月18日の有田外相による、「事変前ノ事態ニ適用アリタル觀念乃至原則ヲ以テ其ノ儘現在及今後ノ事態ヲ律セントスルコトハ何等当面ノ問題ノ解決ヲ齎ス所以ニ非サル」という返答（以下、「有田声明」）は⁸¹、「事情ノ変更ガ一方的廃棄ノ手續キヲ俟タズシテ当然ニ条約ノ効力ニ動揺ヲ与ヘ帝国ニ関スル限り条約上ノ義務ハ消滅シタリトノ主張ヲ含蓄スル」ものであるという議論を行い、ついに日本は九カ国条約から既に離脱しているという結論に達するのである⁸²。

ここまで、杉原および外務省条約局第二課による現状打破の論理が、いかなるものであったのかを確認してきた。日中戦争勃発当初は、重光の論理を引き継ぐ形で、九カ国条約は英米による中国の植民地化であるという議論によって、日本が九カ国条約を打破することを正当化しようとした。1938年10月には、論理に変化はないものの、日本は門戸開放主義を認めない旨を世界に宣言すべきであるという主張を行う。しかし、その約2カ月後には、現状打破の論理に若干の変化が見られるようになる。国際環境や東ア

⁷⁹ 同前。

⁸⁰ 「支那事変関係国際法律問題（第五卷）／1939年」外務省外交史料館所蔵（条二__20）、JACAR Ref. B10070312300.

⁸¹ 「中国に於ける米国権益確保に関する米大使申入並回答」『年表』下巻、393-399頁。

⁸² 「支那事変関係国際法律問題（第五卷）／1939年」外務省外交史料館所蔵（条二__20）、JACAR Ref. B10070312300.

ジア情勢が、九カ国条約締結時とは大きく変化したため、同条約や門戸開放主義が現状の東アジアに適っていないという論理である。そして、「有田声明」によって、日本は九カ国条約から既に離脱したという結論に至ったのである。

3 軍部の現状打破構想とアメリカの「アジア・モンロー主義」批判

3-1 軍部の九カ国条約認識

満州事変の当事者である軍部も、早くから日本の対中政策と九カ国条約との関係について考察を行っていた。満州事変勃発からおよそ1カ月後の1931年10月7日、参謀本部第二部は、「支那ニ関スル九国条約ニ対スル帝国ノ態度ニ就テノ意見」と題する意見書において、日本の対満州および対中国政策に関して、「帝国ハ自衛上ノ立場ニ於テ行動ヲ律スルモノナルコトヲ終始一貫セル主張トシテ他国ノ干渉的態度ヲ排除スルヲ要ス」としている⁸³。

また、こうした意見をまとめたものとして、同月29日には、「満洲事変と関連し米國を主として九国条約を觀察す」と題する報告書を作成している。この報告書の冒頭には、「本文は当部一部員の作業にして所論必ずしも正鵠なりと言ふを得ざるも参考の為配布す」とあり、参謀本部や軍部の総意ではなかったことがうかがえる⁸⁴。その一方で、日本の対中政策と九カ国条約の関係について、軍部でも本格的な検討がまだなされていなかったという証左にもなる。

同報告書には、アメリカが満州事変に九カ国条約を論拠にいかに関与してくるか、ということが記されている。まず、九カ国条約は1899年および1900年の門戸開放宣言に根ざすものであったが、「米國國勢の躍進と共に米國の門戸開放並機會均等主義は其内容積極的に拡大せられ弗帝國主義を東洋に確立すると共に對東洋干渉の伏線の觀を呈するに至れり」と述べる。そして、ワシントン會議における九カ国条約の成立によって、「米國の門戸開放政策は最大の効果を發揮すると共に米國霸權の東洋進出に法律的根拠を与ふるに至れり」と觀察する⁸⁵。

次いで、満州事変に対する介入の様相はまだ見せていないが、今後の推移次第では、

⁸³ 「時局参考書類綴其の1昭和6年10月～7月1日」防衛省防衛研究所所蔵、JACAR Ref. C12120040500.

⁸⁴ 「時局参考書類綴其の1昭和6年10月～7月1日」防衛省防衛研究所所蔵、JACAR Ref. C12120042100.

⁸⁵ 同前。

いつでもアメリカは介入してくると警告する。そのアメリカの介入が予想される条件とは、(1) 国際連盟の関与が失敗したとき、(2) 日中間の紛争が長期化し、交渉成立の見込みがないとき、(3) 日本の要望が不当と判断されたとき、の3点を挙げている。こうした状況になったとき、アメリカは九カ国条約を根拠に、日本の対中政策、対満州政策に介入してくるといっているのである⁸⁶。

結論部では、アメリカの介入はある程度覚悟し、あらかじめそれに備える必要があるとする。そして、以下のように結論付ける。

今日まで米国が従来の高圧的態度に出でざるの所以は我の輿論が満蒙に関する限り真剣なるものあるに米国が警戒せるに因す、故に一朝我の態度にして軟化し虚を与へんか動もすれば米国の発動を誘致するに至るへし

即ち米国の干渉を排するの道要は条約の存在にあらずして国家の意志の強固に存するを思ふとき挙国一致鐵石心の白熱に向ひ精進するを以て国策遂行の大本なりと信するものなり⁸⁷

結局、満州事変当時において、参謀本部では九カ国条約に対する具体的な考えはなく、その存在を否定的に捉えてはいても、ある種、陸軍らしいとも言える理念的、精神論的な対策案しかなかった。この点を鑑みた場合、重光のアジア・モンロー主義的現状打破構想は、外務省内外における現状打破の理論的原点と言えるであろう。

3-2 アジア・モンロー主義とアメリカの批判

本章では、重光や「革新派」外務官僚が有していたような、東アジアから列国の影響力や権益を強硬的に排除することを意図した現状打破構想を、「アジア・モンロー主義」的現状打破的構想としてきたが、この「アジア・モンロー主義」という言葉は、1905年に、当時、大統領であったセオドア・ローズヴェルト（Theodore Roosevelt）が金子堅太郎に「日本モンロー主義」の妥当性を主張したことに起源を持つ⁸⁸。金子によると、ロ

⁸⁶ 同前。

⁸⁷ 同前。

⁸⁸ 金子堅太郎述『日本モンロー主義と満州』（啓明会、1932年）、2頁。

ローズヴェルトは以下のように述べたという。

今後の日本のアジア諸国に対しての政策は、北米合衆国がアメリカ大陸の隣邦に対して執り来ったその如きものでなければならない。アジアにおける「日本モンロー主義」の結果は欧州諸国の蚕食的気運を除去し、日本はアジア諸民族の指導者たることを認められ、日本の勢力はアジア諸民族がその庇護の下に安じて国家の体裁を作り得る盾となるであろう⁸⁹

このように、ローズヴェルトは、アメリカのモンロー主義を日本および東アジアにも適用させることで、東アジア諸国の民族的、国家的独立が果たせると考えたのである。以降、1917年11月に締結された石井・ランシング協定の交渉過程など、度々、アジア・モンロー主義をめぐり日米間でせめぎ合いが行われた。しかし、日本が強くアジア・モンロー主義を主張するのは、満州事変勃発以降になってからであった。

外務次官期の重光が、アメリカのモンロー主義を引き合いに、東アジアにもモンロー主義を認めるべきだと主張したことは、本章第1節で見たとおりである。重光は、アメリカのモンロー主義を肯定的に捉えることで、日本によるアジア・モンロー主義を正当化しようとした。

また、列国の中国関与を否定する1934年4月の「天羽声明」も同様である。この「天羽声明」に対して、アメリカは、「他の主権国家の、正当な権益、契約、権利が存在する場所の状況を、それらの国家の同意なしに、変更することは認められない」という内容の覚書を手交している⁹⁰。「天羽声明」は欧米各国から、日本によるアジア・モンロー主義の宣言であると大きな反響を呼ぶこととなった⁹¹。さらに、第二次近衛文麿内閣期において、松岡洋右外相は強くモンロー主義を意識しており、松岡外相にとって大東亜共栄圏構想は、「文字通り極東版のモンロー・ドクトリンであった」、という議論もある⁹²。

⁸⁹ 同前、3頁。

⁹⁰ 1934年4月29日「天羽声明に対する米国通告」『年表』下巻、286-287頁。

⁹¹ 廣部泉「日本の大アジア主義に対する西洋の反応—満州事変から天羽声明まで」(『明治大学人文科学研究所紀要』第75冊、2014年)、217-246頁。酒井は、イギリスやアメリカの政府機関レベルでの「天羽声明」に対する反応を分析し、政府レベルでは新聞等の世論レベルほどの衝撃はなかったことを指摘している。酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、54-55頁。

⁹² 河西晃祐『大東亜共栄圏—帝国日本の南方体験』(講談社、2016年)、54-55頁。

一方、日本の立場を弁護するために、重光と違って、アメリカのモンロー主義を批判する論者もいた。それが、国際法学者の立作太郎である⁹³。1936年12月、立は『外交時報』に、「モンロー主義の徹底的究討」と題する論考を發表した。そこで立は、元来モンロー主義は、「当初ヨーロッパ国のアメリカ大陸に勢力を伸ばさんとするに反対する非干渉の原則及び非植民の原則を唱へたのであるが、自己も亦ヨーロッパ大陸の殊に關与せざる趣意の所謂隔離の原則を併せ認めた」ために、公平性が保たれていたとの前提から、以下のようにモンロー主義批判を展開する⁹⁴。

然るに今日に於ては、(中略)該主義の衡平上の価値を維持する為めに必要なりし所謂隔離の原則は無視されて、合衆国は累々ヨーロッパのことに關係し、世界大戦の終局に於ては、ウィルソン大統領は、所謂民族主義の理想に依りヨーロッパの政治地図の改正に容喙するに至り

アジア大陸に関しては、初より隔離の原則の適用を認めずして、拡張されたる形式の非干渉及非植民の二原則は、之をアジア大陸の我国に対して履行せんとするの態度を示し、自己の縄張内には他の立入るをゆるさざらんとするに、自己は何の遠慮も無く、他の利益地域に立入るを憚らざらんとするのである⁹⁵

これらの理由により、「モンロー主義は今日に於て其の全体として合理的の根拠を失へるのみならず、該主義の原来の形式に於て存したる衡平上の価値をも失った」とする⁹⁶。そして、「アメリカ合衆国の東亜の事に関する関与が、モンロー主義のアジア国に負はさんと主張する制限(即ち上述の非干渉の原則及非植民の原則)に対して、我国の不平を唱ふるの政党なる原因を成すことを認めねばなるまい」と述べる。このように、モノロ

⁹³ 立作太郎や神川彦松など、当該期の論壇におけるモンロー主義批判を包括的に分析したものとして、中嶋啓雄「モンロー・ドクトリン、アジア・モンロー主義と日米の国際秩序観—戦前・戦中期における日本のモンロー・ドクトリン論を手掛かりに」(『アメリカ研究』第49号、2015年)、61-80頁、西平等「『アジア・モンロー主義』の誘惑」竹内常善、斉藤日出治編『ソーシャル・アジアへの道—市民社会と歴史認識から見据える』(ナカニシヤ出版、2012年)、156-182頁。

⁹⁴ 「『モンロー』主義關係一件」外務省外交史料館所蔵(A-2-1-0-U2)、JACAR Ref. B02030800700.

⁹⁵ 同前。

⁹⁶ 同前。

一主義を批判する立は、そのようなアメリカのモンロー主義が認められるならば、日本のアジア・モンロー主義も認められるべきであるという議論を展開するのである。

今日の研究においても、モンロー主義は時代を経るごとに拡大解釈され、中南米諸国に対する干渉を正当化する論拠になったというように、モンロー主義の二面性について指摘されている⁹⁷。一方、同時代においては、そういった点は意識されておらず、日本によるアメリカのモンロー主義批判や、重光のようなアジア・モンロー主義論は、帝国主義の正当化であるという批判がなされた。

1932年3月、クラーク大学の教授であるブレイクスリー (George H. Blakeslee) は、「日本モンロー主義」と題する報告書を作成した。この報告書において、ブレイクスリーは、アメリカのカリブ政策と日本の中国政策を比較し、両者のモンロー主義の性質の違いについて言及している。そして、アメリカはカリブ諸国に対し、独占的な特権、経済的、財政的な優越性を要求したことも、また、第三国を排除しようとしたこともなく、この点において、アメリカのモンロー主義と、中国および満州における経済的優越性、排他性を追及する日本のアジア・モンロー主義に大きな違いが存在するという⁹⁸。この同報告書は、加筆修正が加えられ、翌年7月に『フォーリン・アフェアーズ』誌上で発表された⁹⁹。

ブレイクスリーと同様に、国務省の対日強硬派として知られるホーンベック (Stanley K. Hornbeck) も、日本のアジア・モンロー主義に対する非難を行っている。ホーンベックは、1932年8月に、「アジア・モンロー主義」と題する報告書を作成した。同報告書は、日本が東アジアにおいて政治的、経済的、軍事的に優越性を獲得していく歴史過程を記述した後、日本の東アジア政策が、元来のモンロー主義からいかに逸脱しているかが検討されている。そして、以下のように、アメリカのモンロー主義と日本のアジア・モンロー主義の性質の違いを説明する。

アメリカのモンロー主義は、その意図において防御的であり、また、(アメリカを含

⁹⁷ 中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』(ミネルヴァ書房、2002年)、Jay Sexton, *The Monroe Doctrine: Empire and Nation in Nineteenth-Century America*, (New York: Hill and Wang, 2011).

⁹⁸ Japan-Monroe Doctrine for Asia, 1932, Stanley Hornbeck Series, Box No. 30, Hoover Institution Collection.

⁹⁹ George H. Blakeslee, "The Japanese Monroe Doctrine," *Foreign Affairs*, 11(4), 1933, pp. 671-681.

む-筆者注) 全ての国が排除される。日本のモンロー主義は、帝国主義的意図を覆い隠すものであり、また、自身は排除されていない¹⁰⁰

こうしたホーンベックのアジア・モンロー主義認識は、ハル（Cordell Hull）国務長官にも共有されていた。「天羽声明」がなされた直後の1934年5月16日、齋藤博駐米大使は、日米間の相互詐欺と不信を除去するため、高平・ルート協定の新版とも言える「日米共同宣言」に関する提言をハルに行く¹⁰¹。その内容は、以下の3点を含む8つから構成されていた。

- (1) 両国政府は相互の利益となる貿易の促進と、太平洋地域における通商の機会均等の原則を保護するために協力する
- (2) 両国政府は相互の領土、権利、利益の尊重を再確認し、両国の親善関係の維持を再宣言する
- (3) 両国政府は、東太平洋においてはアメリカが、西太平洋地域においては日本がそれぞれ安定要素であることを認める¹⁰²

この齋藤の「日米共同宣言」構想に対して、ハルは、アジア・モンロー主義に則るものであると反対する。ハルは「日米共同宣言」構想を、アメリカのモンロー主義の防御的性質を無視し、単に日本の帝国主義的野心を覆うものであると見なしていたという¹⁰³。ホーンベックのアジア・モンロー主義批判と同様の論理である。

かつて、セオドア・ローズヴェルトが、「日本モンロー主義」はアジア諸民族の独立に資するという観点から、金子に「日本モンロー主義」を提唱したことは上で述べた。その際、ローズヴェルトは「同時に日本はアメリカが唱道したる支那における『門戸開放、機会均等』主義を遵守すべきである」と付言している¹⁰⁴。ブレイクスリーとホーンベッ

¹⁰⁰ Japan-Monroe Doctrine for Asia, 1932, Stanley Hornbeck Series, Box No. 30, Hoover Institution Collection.

¹⁰¹ 外務省百年史編纂委員会『外務省の百年』下巻（原書房、1969年）、513頁。

¹⁰² The Japanese Ambassador (Saito) to the Secretary of State, May 16, 1934, in *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略記する), *Japan: 1931-1941*, pp. 232-233.

¹⁰³ Howard Jablon, *Cross-Roads of Decision: The State Department and Foreign Policy, 1933-1937*, (Kentucky: The University Press of Kentucky, 1983), p. 61.

¹⁰⁴ 金子『日本モンロー主義と満州』、4頁。

クによる日本のアジア・モンロー主義に対する批判も、日本の対中政策が門戸開放、機会均等主義を蹂躪し、列国の在華権益を排除するものであったことに起因していたといえよう。

小括

本章では、「アジア派」重光葵と、「革新派」杉原荒太の現状打破構想がいかなるものであったのかを、それぞれの対東アジア構想や、九カ国条約廃止の論理から見てきた。それにより明らかとなったのは、両者の現状打破構想およびその論理が、非常に近接するものであったことである。

自身の日中提携構想の挫折により、満州事変以前から現状打破構想を抱くようになった重光は、次官期に繰り返し九カ国条約の廃止を唱える。当初、満州事変の正当化、列国の対日非難を回避するという目的もあり、中国国民政府の近代性を否定することで、近代国家に適用されるべき国際条約が東アジアには適用されない、という論理を打ち出し、九カ国条約の無効を訴えた。しかし、それはすぐに中国からの英米排除の論理へと変化する。

満州事変以降、重光の希求する日中提携は遅々として進まなかった。そこで、中国に対する利益供与のため、重光の対中構想は中国から英米の影響力の排除へと転ずることとなるのである。それに合わせて、現状打破の論理も、九カ国条約は中国を植民地化するものであり、それゆえに廃棄されなければならない、というものへ変化した。

その重光のアジア・モンロー主義的現状打破構想を継承したのが「革新派」外務官僚である。白鳥や仁宮によって唱導された観念的な革新外交論、皇道外交論は、現状国際秩序の打破を訴えるものの、非常に具体性に乏しかった。この抽象的な皇道外交論の現状打破の部分に、より具体性を付け加えたのが条約局第二課長の杉原であった。

杉原は日中戦争勃発以降、繰り返し九カ国条約廃止を訴える。その論理は、重光の現状打破の論理を引き継ぐものであった。しかし、1938年末ごろからは、既に日本は九カ国条約の義務に拘束されない、というように議論をさらに一歩進める。こうした点において、確かに「革新派」としての革新性は見いだせよう。

ほかにも、外務省「革新派」は、外務省の機構改革や、国内の政治改革にも積極的であったことや、陸軍とも積極的に提携していく姿勢を見せるなど、「アジア派」外務官僚たちとは、一線を画す点が少なくはなかった。しかし、外務官僚の本分である外交構想、

そのなかでも中心的であった現状打破構想の根幹は、「アジア派」重光から「革新派」へと受け継がれたものであり、1930年代の外務省における現状打破、九カ国条約打破に関する議論の中心となるのである。

1930年代の外務官僚を、「アジア派」、「英米派」、「革新派」に分類した臼井は、「英米派」の対比として「アジア派」と「革新派」を挙げており、明確に「アジア派」と「革新派」の線引きを行っていない¹⁰⁵。また、戸部や塩崎による「革新派」外務官僚に関する研究では、皇道外交論が「革新派」の大きな特徴として扱っていることは先述の通りである。しかし、その皇道外交論の理論的基礎が「アジア派」重光によって築かれたものである以上、少なくとも外交構想における、「アジア派」と「革新派」の境界は非常に曖昧なものだったのである。

¹⁰⁵ 臼井は、「アジア派」と「革新派」の「両者を総称して革新派と称することもできる」が、「外務省の主流として政策展開の中心となった」のが「アジア派」であり、「革新派」は「広義な革新派の前衛的存在」であったと述べており、明確な違いを示していない。臼井勝美「外務省一人と機構」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る10年（1931-41年）』第1巻（東京大学出版会、1971年）、138頁。

第2章

対中勢力圏化構想と九カ国条約、1933～35年 －「満洲国」の経済統制、華北への進出と日米関係－

前章では、外務省の「アジア・モンロー主義」的現状打破構想がいかなるものであったのかを確認した。本章では、その「アジア・モンロー主義」的現状打破構想が、いかに政策に反映されたのか、そしてその政策は、いかなる影響を日米関係に与えたのかを明らかにする。

本章で焦点を当てるのは、満州事変の勃発後から、1935年末頃までの日本の対「満洲国」、対中政策である。この間の日米関係は、グルー（Joseph C. Grew）米国駐日大使が「嵐の前の平穏な三年間」と回想しているように、その前後に比べて比較的安定していた¹⁰⁶。その要因は何であったのだろうか。

この時期の日本による対米協調構想としては、もっぱら1934年の日英米不可侵協定構想の分析に焦点が当てられ、日本がいかにして対英米関係の改善を図ろうとしていたのかが明らかにされている¹⁰⁷。その他としては、広田外相とハル（Cordell Hull）米国务長官の親善メッセージ交換や、斎藤博駐米大使の「日米共同宣言」構想といった個人的な活動が通史の中で語られることがほとんどであった¹⁰⁸。

こうした近年の研究により、当該期における外務省の対米協調構想が明らかにされつつある。しかし、アメリカが対日感情を悪化させる要因は、満州事変における一連の軍事行動や、「満洲国」の建国等に見られる日本の対中勢力圏化の動きであり、この点を鑑みした場合、従来の研究のように対米直接交渉にだけ焦点を当てるのではなく、日本の対中政策の実施過程それ自体において、アメリカとの摩擦を回避するいかなる要因が存在していたのかを明らかにする必要があるであろう。

¹⁰⁶ Joseph C. Grew, *Ten Years in Japan*, (New York: Simon and Schuster, 1944), p. 73.

¹⁰⁷ 細谷千博『両大戦間の日本外交』（岩波書店、1988年）、115-140頁、井上寿一「一九三四年の日本の不可侵協定構想と英米の対応」近代日本研究会編『協調政策の限界』、93-119頁。

¹⁰⁸ 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』（原書房、1969年）、508-514頁、北岡伸一『日米関係のリアリズム』（中央公論社、1991年）、113-115頁。

そこで、まず「満洲国」建国後、すぐに開始された「満洲国」の経済統制過程における外務省の方針や、対米折衝における戦略を、九カ国条約の運用意図を議論の中心に据えて検討する。次いで、同時期における外務省の中国国民政府への方針、1935年中頃から開始される華北工作への対応を検討し、いかに現状打破構想を達成しようとしたのか、本当に日米関係は「嵐の前の平穏な三年間」であったのか、そうであるならば、その要因は何であったのかを明らかにする。

1 満州事変後の九カ国条約に対する解釈の変化

1-1 満州事変と原則論的対立

1931年9月18日に勃発した満州事変は、これまでの日米協調関係を大きく転換させることとなる。事変勃発後、アメリカ国内では対日方針に関して2つの考え方が存在していた。対日経済制裁を実行すべきとするスティムソン（Henry L. Stimson）米國務長官と、経済制裁は対日戦争に繋がると考え消極的であったフーヴァー（Herbert Hoover）米大統領である¹⁰⁹。しかし、時の外務大臣であった幣原外相が外交のコントロールを直に取り戻すであろうという期待から、アメリカは暫く静観的態度を保持していた。

だが10月8日から開始された関東軍による錦州爆撃と、12月13日の第二次若槻礼次郎内閣の総辞職による幣原外交の終焉は、両者の期待を裏切ることとなった。そして翌年1月7日、アメリカは、パリ不戦条約に反する方法によってもたらされた、いかなる条約や協定、状況を一切承認する意図を持たないことを宣言した覚書を、日本と中国に対し送付するのである¹¹⁰。この道義的圧力は当初、日本に対し功を奏しなかった。そこでスティムソン國務長官は、中国に対してなされつつある権利侵害を重点的に取り上げることを決意し、パリ不戦条約よりも、調印国が中国の領土保全、行政的保全に同意している九カ国条約を強調した不承認主義の再声明を考慮し始める¹¹¹。そして、それは2月24日にボラー（William E. Borah）上院議員への公開書簡という形で宣言するに至った¹¹²。

¹⁰⁹ Richard N. Current, "The Stimson Doctrine and the Hoover Doctrine." *The American Historical Review*, 59(3), 1954, pp.513-542.

¹¹⁰ The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Forbes), telegram, January 7, 1932, Department of State, eds., *Peace and War: United States Foreign Policy, 1931-1941*, (Washington, D. C.: U.S. Department of State, 1943), pp. 159-160.

¹¹¹ ノーマン・A・グレイブナー（岡村忠夫訳）「大統領と対日政策」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史 開戦に至る10年』第1巻、48頁。

¹¹² The Secretary of State to the Consul General at Shanghai, 24 February, 1932, *FRUS, Japan*:

一方日本側は、後述するように、自身の対中政策は九カ国条約の範囲内である、という立場をとる。当該期の日本は列国、特に米国に対し過度に経済的に依存した状態であり、悪化していく対米関係の維持・改善が必須であった。「アジア・モンロー主義」的現状打破構想に傾いていた外務省にとって、非常にアンビバレントな状況に陥っていたといえよう。そこで、九カ国条約の直接的な否定や、明白な違反によるアメリカとの関係悪化を回避しつつ、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想を追求することが、外務省の課題となるのである。

日米両国が以上のような態度をとった結果、日本の対中政策に対し九カ国条約の遵守を求めるアメリカと、その都度、九カ国条約の遵守に努めていると返答する日本、という九カ国条約を巡る原則論的対立が、本章で焦点を当てる期間における日米間の摩擦の主な対立軸となった。

1-2 幣原外相の九カ国条約の制限的解釈と日米関係

日本が勢力圏の拡大指向と対米関係の維持を同時に求めるのは、なにも 1930 年代に特有のものではなく、対米協調、国際協調外交と評される幣原外交期にも見られるものであった。服部龍二、西田敏宏は近年の幣原外交に関する研究において、幣原の対外構想には勢力圏外交的性質が内在されていたことを指摘し、そういった性質は時に幣原をして対英米非協調的な対中政策を採らせたのだとしている。

服部によると、幣原にとっての門戸開放主義とは、主に第三条の機会均等主義であり、第一条の中国の領土保全はあまり想定しておらず、事実上、幣原は門戸開放、九カ国条約を狭義に解釈していたという¹¹³。

また西田は、日本が中国において他国と異なる特別な利害関係を持っていることは重要な事実であるが、それに対する承認を他国に迫らず自国の政策の指針にとどめる限りは、中国における門戸開放原則に反することはなく、したがって米英両国との協調関係の妨げにもならない、という国際認識を幣原が有していたとしている¹¹⁴。

そのような幣原の九カ国条約に対する制限的解釈、国際認識は、対中政策に関して英

1931-1941, pp. 83-87.

¹¹³ 服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本—外交と民主主義』（有斐閣、2006年）、52-53頁。

¹¹⁴ 西田敏宏「幣原喜重郎の国際認識—第一次世界大戦後の転換期を中心として」（『国際政治』第139号、2004年）、91-106頁。

米との歩調を乱れさせることもあったが、日米友好関係の妨げにはならなかった。当時のアメリカ系新聞は幣原外交を、中国の経済、市場の発達、日米経済関係促進の面で評価していた¹¹⁵。また、キャッスル（William Richards Castle, Jr.）米国駐日大使は、以下のように幣原外交に対する理解を示している。

我々がキューバに対して特別な利害を有しているのと同様に、日本が満州において特別な利害を有している、という事実を無視してはならない。しかし日本が満州を併合する危険は、我々がキューバを併合するよりも低いと私は考える¹¹⁶

これらは、服部や西田によって示された幣原外相の九カ国条約の制限的解釈が、アメリカに潜在的に受け入れられていたことを示している。幣原外交期における日中特殊関係との同時追求は、日米関係に何ら水を差すものではなく、むしろ率先して機会均等主義を実践することで対米関係を友好ならしめていた。

しかし、1931年9月からの満州事変と、1932年の日本の傀儡国家である「満洲国」の建国及びその承認は、日中間の特殊関係、日本の中国における特殊地位の承認を他国に強要することに他ならず、上述のようにアメリカをして日本の九カ国条約違反を訴えさせることとなった。ここにおいて幣原外交以来の対米関係の維持と勢力圏拡大の同時追求は行き詰まることとなったのである。

1-3 九カ国条約認識、運用意図の変容

満州事変後のアメリカの批判に対する日本の対応は非常に迅速なものであった。ステイムソン国務長官の不承認声明に対して、当時の外相であった芳澤謙吉は、以下のように即座に対応した。

帝国政府ハ華府諸條約並ニ不戰條約ノ完全ナル履行ヲ確保センコトヲ期スルモノニシテ右帝国政府ノ努力ニ対シテハ常ニ米国政府ノ全幅ノ支持アルヘキヲ確信シタリ

¹¹⁵ 「帝国ノ対支外交政策關係一件 第二卷」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-091）、JACAR Ref. B02030145000.

¹¹⁶ Castle to Hoover (1930/1/27), Diplomats-Castle, William R. Ambassador to Japan 1929-1930, Box 995, *Presidential Papers-Foreign Affairs*, Herbert Hoover Presidential Library and Museum (West Branch).

(中略) 帝国政府ハ其ノカノ及フ限り満蒙ニ於テモ支那本部ニ於ケルト同様ニ門戸開放ノ政策ヲ維持セムコトヲ期スルモノニ之有候¹¹⁷

また、1933年4月25日に駒井徳三満洲国参議が、外国の通信員に対して、「満洲国」を承認しない国に対しては「満洲国」の門戸は閉鎖する旨を語った談話が、アメリカ国内で非常に問題視された際にも、有田外務次官がグルー米国駐日大使と会談し、「満洲国」の門戸開放主義は厳守される旨を即座に伝えた¹¹⁸。金世妃は、満洲における日本の門戸開放主義の実践過程を分析した論文において、これらのような日本の迅速な対応は「アメリカ側の怒りに対応する事態収拾という次元としてではなく、国際連盟脱退通告後、日本が進めていた対米関係改善策の一環として見る必要がある」と論じている¹¹⁹。確かに、日本の素早い対応は、対米関係改善策の一環であろう。しかし、門戸開放主義の遵守を明言する際、日本の門戸開放、九カ国条約に対する解釈は、以前までのそれとは大きく異なっていたことを看過してはならない。

対米経済依存状態にあった日本は、アメリカとの関係を改善する機会として、1933年のロンドン国際経済会議と、それに先立つワシントンでの予備交渉に目をつけた。4月28日には、これらの会議に臨むべく、石井菊次郎経済会議全権と外・陸・海三省の間で打ち合わせ会議が行われている。その会議において、「満洲国」と門戸開放主義との関係の議論中、谷正之亜細亜局長は「満洲ニ対スル門戸開放主義ハ満洲国成立ノ今日ハ其ノ意味無クナリタル」と意見したのに対し、石井は「門戸開放ニ付テハ説明スヘキモ機会均等ニハ言及セサル考ナリ蓋シ列国カ機会均等ニ日本ト同地位ニ立ツコトヲ主張スルハ日本トシテ甚シク迷惑トスル所ナルヲ以テナリ」と発言している¹²⁰。

また、アメリカが満洲問題を会議の議題に出すことを「防止スル為予メ釘ヲ打ち置クコト宜シカルヘシ」という谷の発言に対し、石井は「自分ハ満洲問題ハ既成事実ニシテ既ニ落着セルモノナリトノ立場ニテ進ミ度キ考ナリ」という自身の見解を披露した¹²¹。

¹¹⁷ 1932年1月8日「満洲の事態に関する米大使通牒並に我回答」『年表』下巻、194-195頁。

¹¹⁸ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, 3 May, 1933, *FRUS, Japan: 1931-1941*, pp. 119-120.

¹¹⁹ 金世妃「満洲における日本の門戸開放主義—1931年～1933年を中心に」(『文学研究論集』第26号、2006年)、141-160頁。

¹²⁰ 「満洲国承認問題一件／帝国ノ部 第一巻」外務省外交史料館所蔵(A-6-2-011)、JACAR Ref. B02032047800.

¹²¹ 同前。

以上の会議の内容から、満州事変勃発後も日本は門戸開放主義を以前と変わらず明言していると言っても、満州における門戸開放は機会均等を意味するものではなくなったという点で、その解釈は大きく変化していることがうかがえる。1932年8月25日に日満産業統制委員会が設立されると、すぐさま「満洲国」の経済統制が検討され始めたことがその要因であると考えられる¹²²。今後、満州の経済統制を企図している日本にとって、「門戸開放」は「機会均等」を意味するものではあってはならず、満州の機会均等について具体的な保証を与えてしまうことを避けなければならなかった。そこで「満洲国ハ其既ニ宣言セル通り門戸開放主義ヲ厳守シ日本ニ於テモ極力之ヲ支持スヘキコトハ隨時之ヲ説明セラレ列国殊ニ米国ノ不安ヲ除去スルニカメ」することで、満州問題の具体的な議論を避けつつ、今後の満州における新事態＝満州の経済統制の既成事実化を図るのである¹²³。

以上、満州事変前後において、日本の九カ国条約に対する解釈がいかに変容したのかを概観してきた。幣原は門戸開放および機会均等の積極的な実践により、日本の中国に対する特殊的地位をアメリカに承認させてきたが、「満洲国」の建国による満州の政治的勢力圏化は、機会均等を実践する意義を喪失させ、門戸開放≠機会均等という九カ国条約のさらなる制限的解釈をもたらすこととなった。

2 「満洲国」の経済統制

2-1 日本の対満経済政策

1933年9月に広田外相・重光次官体制ができると、重光は対中政策決定の主導的立場に立つこととなった¹²⁴。その重光の九カ国条約に対する認識は、前章で確認したとおりである。

しかし国際連盟の脱退後、経済的に依存状態にあるアメリカとの関係の維持、改善が求められていた日本が、九カ国条約を真っ向から否定することは不可能であり、その枠

¹²² 「帝国財政及経済政策関係雑件／対満政策関係 第二巻」外務省外交史料館所蔵 (B-E-1-1-0-7_1_002)、JACAR Ref. B08060523800.

¹²³ 「倫敦経済会議関係一件 (『ローザンヌ』会議ニ基キ開催ノ会議関係) 第五巻」外務省外交史料館所蔵 (B-10-5-0-14_005)、JACAR Ref. B04122339100.

¹²⁴ 重光『外交回想録』、234頁、守島康彦編『昭和の動乱と守島伍郎の生涯』(葦書房、1985年)、74頁。守島伍郎によれば、広田は重光に裁量を許した訳ではなく、「あまり干渉しなかった」だけであり、「広田氏是对ソ外交、対英米外交のみならず、対支外交も自分でやて行くという気魄であり、態度であった」という。

組みは残しつつ新たな在華権益保護の方法を模索しなければならなかった。その一環として採られたのが、上記の門戸開放の制限的解釈による満州の経済統制工作であった。

日本による「満洲国」の経済統制に関しては、原朗による一連の研究によって、その構想や実施過程の全体像が、およそ明らかとなっている。原は、「満洲国」の経済統制過程を、1931年から36年までの「満州第一期経済建設」期と、37年から41年までの「満州第二期経済建設」期に分ける。そして、第一期に関しては、主に関東軍の統制構想および政策立案過程の解明に力を注ぎ、一産業につき一社の半民半官の特殊会社を設立することで、「満洲国」の経済開発、日満経済合作を図ろうとしたことを明らかにする。しかし、特殊会社による経済開発は順調には進まなかったため、第二期には、鮎川義介の日産を満州に移住させ満州重工業を設立し、対ソ兵備充実を主眼とする「満州産業開発五カ年計画」に当たさせた。だがこの5カ年計画も、日中戦争の勃発による軍事消耗により、5カ年の間の絶対不戦を想定し、その間に軍需工業としての基礎産業を確立しようという、本来の構想から逸脱することとなった¹²⁵。

また、原による満州経済統制過程における、満州重工業や満鉄が果たした役割について焦点を当てた研究では、当初は財閥資本の排撃を訴える関東軍であったが、軍部主導の統制政策下の重工業構築は、究極的には独占資本との協力なしでは不可能であったことを示した¹²⁶。

Nakagane Katsuji は、「満洲国」における経済構想および統制に関する政策決定を分析し、「満洲国」政府がいかに同地域の発展を促進したかについて明らかにした研究において、1920年から41年までの満州の経済発展段階を、(1) 大豆などの主要製品の輸出によって成長した1920年から30年末、(2) それらが崩壊する1930年から34年、(3) 新たな産業を発展させるために、工業化に取り組んだ1934年以降、という3段階に分類している。この第3段階目における「満洲国」の経済状況は、1935年末に、日本が「満洲国」の通貨である圓 (yuan) を円とリンクさせ、圓の安定を図ると同時に、「満洲国」経済を円ブロックに取り込んだことなどから、1936年末には銀行などの基本的な財政機関は日本軍の厳しい管理下に置かれ、日本軍の同意なしには、「満洲国」政府は政策を実施できなかったとし、Nakagane は、原と同様に、この期間は日本軍の影響の強さを強調す

¹²⁵ ここまで、原朗「一九三〇年代の満州経済統制政策」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』（御茶の水書房、1972年）、3-114頁。

¹²⁶ 原朗「『満州』における経済統制政策の展開—満鉄改組と満業設立をめぐる—」安藤良雄編『日本経済政策史論』下巻（東京大学出版会、1976年）、209-296頁。

る。そして、この期間「満洲国」政府は間接的な役割しか果たせなかったと結論付ける¹²⁷。

Ramon H. Myers は、“modern enclave economy” という新たな概念を用いて、日本軍による「満洲国」および華北の経済開発の形式の説明を試みる。Myers によれば、日本軍は、条約港などの伝統的な経済活動地から分断して、一産業一社という形式で新たな軍事工業体制を形成しようとした。そして、日本軍は、このような “modern enclave economy” 体制を、日本企業に、日本、「満洲国」、華北の他の企業と契約を結ぶ権利を付与する特別法の制定によって保護しようとしたという¹²⁸。つまり、日本は円ブロックの形成だけではなく、日本企業と「満洲国」、華北に設立した特殊会社間の、企業ブロック、工業体制ブロックを形成したというのである¹²⁹。

以上のように、「満洲国」の経済統制については、経済史の分野が中心となり、軍部の構想や、軍部内での政策立案過程の解明に重点を置いている。しかし、門戸開放主義および九カ国条約に反する経済統制に対して、列国が非難を日本に行ったとき、当然それに対応するのは外務省の役割であった。つまり、同問題は外交問題としても扱う必要が生じるのである。特にアメリカは中国の門戸開放主義、九カ国条約を非常に重視しており、外務省の出方如何では、日米関係を大きく損なう可能性があった。結果的には、そうした状況に陥ることはなかったのであるが、それではなぜ、満洲国の経済統制過程において日米関係を維持することができたのであろうか。

以下からは、「満洲国」の経済統制に外務省がいかに関与したのかを、いかに九カ国条約を運用しようとしたのか、という観点から考察する。

2-2 「日満経済統制方策要綱」の策定と外務省

(1) 軍部の方針

満州事変勃発以前から、関東軍は占領地行政についての調査を行っていた。関東軍内

¹²⁷ ここまで、Katsuji Nakagane, “Manchukuo and Economic Development.” Peter Duus, Ramon H. Myers and Mark R. Peattie eds., *The Japanese Informal Empire in China, 1895-1937*. (New Jersey: Princeton University Press, 1989), pp. 133-157.

¹²⁸ ここまで、Ramon H. Myers, “Creating a Modern Enclave Economy: The Economic Integration of Japan, Manchuria, and North China, 1932-1945,” Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie eds., *The Japanese Wartime Empire, 1931-1945*. (New Jersey: Princeton University Press, 1996), pp. 136-170.

¹²⁹ 日本の円ブロック形成過程については、Takafusa Nakamura, “The Yen Bloc, 1931-1941,” *ibid*, pp. 172-186, Michael Schiltz, *The Money Doctors from Japan: Finance, Imperialism, and the Building of the Yen Bloc, 1895-1937*. (Cambridge: Harvard University Press, 2012)等が詳しい。

でも、参謀部第三課がその任の中心であったようである¹³⁰。第三課は1931年12月8日には、「今後産業開発に関する軍研究の根基をなすもの」として、「満蒙開発方策案」を作成した¹³¹。この「満蒙開発方策案」では、「内地及植民地と満蒙とを一体として企画経済の下に統制実行」することや、「満蒙開発最大眼目の一は資源の利用に在り」ということが記されている¹³²。その後、第三課は廃止され、代わりに統治部が設置されると、満州の経済調査活動は、統治部が引き継ぐこととなった。

また、1932年1月に関東軍の要望によって、満鉄が経済調査会を設置すると、この満鉄経済調査会によって、全面的な満洲経済建設に関する調査・立案が行われるようになった¹³³。さらに、同年2月には、関東軍の参謀であり、満州事変の首謀者であった石原莞爾が、「満蒙ノ開発ニ就テ」と題する文書を作成している。そこには、「新国家ニ対スル軍ノ任務」として、「新国家ノ成立ヲ擁護」することと同時に、「新国家ヲシテ我経済計画ヲ断行セシム」こととある¹³⁴。また、「新国家施政ノ状況ヲ絶ヘス調査会ニ通報シ彼等ノ計画ヲ実況ニ適合セシムルト共ニ調査会立案ノ方針ヲ適時新国家ニ指示スルコト」というように、満州の経済開発構想がより明確に示されている¹³⁵。このように、満州事変初期から、関東軍主導で、満州の経済開発、統制構想が進められていくのであった。

こうした関東軍の政策立案過程において、中国の門戸開放主義はいかに扱われていたのであろうか。原の研究によれば、32年5月までの時点において、関東軍は門戸開放主義を遵守する方針にあったようである。原は、軍側からの経済統制に関する方針を述べた文書として、「満蒙共和国統治大綱案」（1931年10月）、「満蒙自由国設立案大綱」（1931年11月）、「満蒙問題善後処理要綱」（1932年1月）、「支那問題処理方針要綱」（1932年1月6日）を用いている。これらの資料中には、「内民意を尊重し、外門戸を開放し内外人協力して産業の開発に当る」、「内外人を成るべく平等に扱い門戸開放機会均等主義を確立す」（「満蒙共和国統治大綱案」）¹³⁶、「徹底的に門戸開放、機会均等の政策を執り内

¹³⁰ 原「一九三〇年代の満州経済統制政策」、8-9頁。

¹³¹ 1931年12月8日「満蒙開発方策案」『現代史資料7 満州事変』（みすず書房、1964年）、291-292頁（以下、『現代史資料7』と略記する）。

¹³² 同前。

¹³³ 満鉄経済調査会の活動については、小林英夫『満鉄調査部』（講談社、2015年）、67-80頁が詳しい。

¹³⁴ 「満蒙ノ開発ニ就テ（石原中佐）」稲葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道 別巻 資料編』（朝日新聞社、1963年）、177-178頁。

¹³⁵ 同前。

¹³⁶ 1931年6月21日「満蒙共和国統治大綱案」『現代史資料7』、227-229頁。

外の資本及技術を取入れ資源の開発、産業の振興を図る」(「満蒙自由国設立案大綱」)¹³⁷とあり、確かに門戸開放主義の遵守が方針であったことがわかる。ただし、原は「この場合の門戸解放主義は旧張政権が外資、ことに日本の外資による開発を妨害したことに対する非難を^(原文ママ)含意しており、『内外』という場合の外には日本が含まれていることに注意すべきであろう」としている¹³⁸。

また、長幸男は陸軍によるアメリカ資本の満州導入計画に関する研究において、「満州侵略開始に当たっては、国際与論による非難攻撃をできるだけ避けるため、陸軍も低姿勢をとってアメリカと事を構えることを好まず、むしろ門戸開放・機会均等のアメリカの伝統的極東政策に迎合するような形で満州建設での日米協調の途を開いていた」と述べている¹³⁹。さらに、長は板垣征四郎関東軍第二課長の対米方針に着目する。板垣は、1932年中頃、以下のように対米方針について述べる。

満蒙新国家の経営に於ては門戸開放機会均等の実を示し米国の資本を移入し日米資本の緊密なる利害関係を醸成するを要す。然れ共無制限なる米国の直接投資は日米投資競争を惹起し或は帝国産業の圧迫を招来し却て日米紛争の禍因を作為するに至るを以て適当なる統制を加ふるの要あり¹⁴⁰

長によれば、板垣は、「アメリカの極東、特に対華既得権益がアメリカ自身の経済にとって大きな比重を持っているものではないことから、アメリカが日本の対華既得権益拡張に対して比較的寛容であろうとの希望的観測」を有していたという。それゆえに、日米協調のため門戸開放主義を基本方針とするが、日米経済摩擦回避のため、ある程度の統制を加える、という方針となるのである。

(2) 外務省の方針

以上のように、満洲国の経済建設方針がある程度確定すると、次の段階として、日本と「満洲国」の経済的利害の調整を図るため、「日満経済統制方策要綱」の策定が開始さ

¹³⁷ 1931年11月「満蒙自由国設立案大綱」『現代史資料7』、248-256頁。

¹³⁸ 原「一九三〇年代の満州経済統制政策」、25-26頁。

¹³⁹ 長幸男「アメリカ資本の満州導入計画」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄『日米関係史 開戦に至る10年』第3巻(東京大学出版会、1971年)、132頁。

¹⁴⁰ 1932年4、5月「板垣高級参謀の情勢判断」『現代史資料7』、172-179頁。

れる。

策定開始のきっかけは、1933年9月11日、日満産業統制委員会幹事会に、拓務省幹事から「日満経済統制ニ関スル方針要綱案」が提出されたことであった¹⁴¹。しかし、拓務省案は、どの産業をどのようにして統制するのか、という具体性に欠けていたため、「少クトモ日満産業中主要ナルモノニ付具体的ニ経済統制ノ方針ヲ定ムルコト」が必要である、という意見で関係各省が一致する¹⁴²。

9月14日、大蔵省では「日満経済統制ニ関スル方針要綱」が省議で話し合われた。その際、各種産業の行政的統制の方法として、国营や公営、特許、関税等が考えられるが、「個々ノ事業ノ性質及態様ニ応シ且門戸開放機会均等ノ原則トノ関係ヲ考慮ノ上」で、適当な方法を採用するとされた¹⁴³。

また、農林、商工、陸軍省からも、後日、それぞれ統制案が提出されている¹⁴⁴。そして、これらの案を基に、資源局幹事会において、経済統制要綱に関する原案が審議されることとなった。その結果、翌年3月に統制方針、統制要綱、統制方法、事業別統制要綱からなる「日満経済統制方針要綱」が完成した¹⁴⁵。

完成した「日満経済統制方針要綱」では、統制の一般的な方法として、以下のように定められている。

満州ニ於テ当該事業ニ付支配的地位ヲ有スル特殊ノ会社ヲシテ経営セシメ直接又ハ間接ニ帝国政府ノ特別ナル保護監督ヲ受ケシム、此ノ主旨ニ於テ適当ナル統制ヲ加フル¹⁴⁶

審議当初の案では、特殊会社は「帝国政府ノ特別ナル保護監督ヲ受クル大資本機関ノ統制下ニ属セシム」ということになっていた¹⁴⁷。これは、陸軍省案の、特殊会社に対し

¹⁴¹ 「帝国財政及経済政策関係雑件/対満政策関係 第二卷」外務省外交史料館所蔵 (E-1-1-0-7_1_002)、JACAR Ref. B08060523900.

¹⁴² 同前。

¹⁴³ 「昭和財政史資料第3号34冊」国立公文書館所蔵、JACAR Ref. A08072109700.

¹⁴⁴ 「帝国財政及経済政策関係雑件/対満政策関係 第二卷」外務省外交史料館所蔵 (E-1-1-0-7_1_002)、JACAR Ref. B08060523900.

¹⁴⁵ 「満洲国関係重要書類昭和7年～昭和10年」防衛省防衛研究所所蔵、JACAR Ref. C12120052200.

¹⁴⁶ 同前。

¹⁴⁷ 「昭和財政史資料第4号第210号」国立公文書館所蔵、JACAR Ref. A08072650000.

ては「帝国官憲ノ嚴重ナル監督ノ下ニ在リテ大資本ヲ擁スル特殊機関ヲシテ資本的統制ヲ行ハシム」という方針が原案になっていると考えられる¹⁴⁸。陸軍は「大資本ヲ擁スル特殊機関」として満鉄を関東軍の支配下におき、ホールディングカンパニー化することを計画していた。しかし同計画は、1933年12月12日に開かれた日満産業統制委員会において、外務省側の反対に合い、却下されることとなった¹⁴⁹。

また、拓務省は特殊会社を日本国籍とすることに強くこだわっていた¹⁵⁰。しかし、外務省は、「一般的国際関係及対満州工作ノ見地ヨリ之ヲ原則トシテ満州国法人」にすべきであると主張し、審議期間中、同問題の決定は永らく保留とされてきた¹⁵¹。結局、完成した原案では「満洲国」法人とすることに決定している。

こうした外務省の対応は、特殊会社を満鉄の支配下に置いた場合、また日本国籍とした場合、統制に日本が関与していることが明白となり、九カ国条約第三条に明らかに抵触することから、満洲国籍とすることで、表面上は「満洲国」自身による経済政策とすることで、九カ国条約に抵触することを回避しようという、意図が働いた結果であると考えられる。

また、陸軍側では「日満経済ブロック」という用語を用いようとしたのに対して、農林省側が強硬に反対している¹⁵²。さらに、「日満経済統制方針要綱」には「門戸開放機会均等ノ原則ニ顧ミ各種事業ノ性質、態様乃至其ノ統制ヲ必要トスル事由等ニ応ジ適当ナル行政的乃至資本的統制ノ措置ヲ講ズルモノトス」とあるが、陸軍省案には「門戸開放」に関する言及が全く無かった。こうしたことから、「日満経済統制方針要綱」の審議過程では、陸軍、関東軍の対満経済構想が、以前よりかなり強硬になっていることがうかがえる。前述のとおり、関東軍は日本が「外」であるという認識のもと、門戸開放、機会均等主義を尊重する意向であった。しかし、「満洲国」経済を日本の支配下に置こうとする段階においては、日本は「内」となるため、以前のように、門戸開放主義を遵守する必要がなくなったために、意見が強硬化したと考えられる。

ここまで、「満洲国」経済の統制方針の策定過程を確認してきた。その過程における外

¹⁴⁸ 同前。

¹⁴⁹ 同前。

¹⁵⁰ 「帝国財政及経済政策関係雑件/対満政策関係 第二巻」外務省外交史料館所蔵 (E-1-1-0-7_1_002)、JACAR Ref. B08060523900。

¹⁵¹ 「帝国財政及経済政策関係雑件/対満政策関係 第二巻」外務省外交史料館所蔵 (E-1-1-0-7_1_002)、JACAR Ref. B08060523800。

¹⁵² 原「一九三〇年代の満州経済統制政策」、51頁。

務省の果たした役割は、表面上で九カ国条約に抵触しない統制方針をいかに策定するか、ということにあった。以下からは、煙草、石油産業の統制、独占の実施過程について確認し、構想の実施段階における外務省の役割について明らかにする。

2-3 煙草産業の統制、独占構想

1933年1月、世界最大のタバコ会社である英米トラスト社が、満鉄付属地内に製造工場を設置したい旨を満鉄側に申し出た。これに対し、関東庁長官と関東軍司令官を兼任する武藤信義満洲国大使は異議を唱えているのであるが、その理由は「邦人間ニモ煙草会社設立ノ議モ有リ又満洲国側ニ於テモ行々専売トスルノ議モ起ル可ク旁日満両国人経済上ノ利益擁護ノ見地」を考慮した結果というものであった¹⁵³。

しかし、こうした満鉄や関東軍の反対をよそに、英米トラスト社は日本人名義で満鉄付属地内の土地を入手するに至る。そこで武藤大使は「目下ノ焦点ハ同『トラスト』ニ同地ニ於ケル事業経営ヲ許スヘキヤ否ヤニアリ」とし、関東庁側の意向として、「之ヲ許可セハ東亜煙草¹⁵⁴ニ多大ノ脅威ヲ来ス」という観点から、再度、英米トラスト社の進出に否定的である旨を内田康哉外相に知らせている¹⁵⁵。

このように、現地の意見は英米トラスト社の進出に対し、非常に否定的であるなか、有吉明中華民国公使は内田に対し、以下のように意見を具申している。

東亜側ノ特殊利益ハ本件許可ニ伴フ大局上ノ利益ヲ思ヘハ誠ニ已ムヲ得サルコトト存セラル（中略）若シ一旦斯ノ如キ（一言脱）セハ英、米其ノ他ニ対シ鮮カラサル悪印象ヲ与エ我国及満洲国ハ多大ノ不信用ヲ買フ事トナル¹⁵⁶

門戸開放・機会均等主義を侵すことによる列国との関係悪化を危惧しての意見である。また、外務省通商局が「既ニ英米トラストヨリ満洲国及満鉄会社ヘ交渉ノ情報到達致シ居レル如ク本件ハ外交上複雑ナル関係」であるため英米トラスト社の進出阻止は困難であると述べているように、英米トラスト社の排除には外交手続き上の問題点も存在して

¹⁵³ 1933年1月11日発在満洲国武藤大使より内田外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第二巻、80-81頁。

¹⁵⁴ 満州に進出した日系の煙草会社が1906年に統合されて誕生した会社。

¹⁵⁵ 1933年1月18日発在満洲国武藤大使より内田外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第二巻、82頁。

¹⁵⁶ 1933年1月24日在中国有吉公使より内田外務大臣宛（電報）、同前、84-85頁。

いた¹⁵⁷。

結局、英米トラスト社進出阻止を望む満鉄、関東庁、東亜煙草社は何ら手を打つことができず、3月中旬には関東庁と英米トラスト社間で合意が成立し、英米トラスト社の満鉄附属地内における営業が決定する。

次いで問題となるのが、工場の設置予定地であった。当初、英米トラストは奉天への設置を予定していた。しかし、武藤は「現在予定地ハ警察上ノ見地ヨリ好マシカラサル関係上他ノ適当ナル場所例ハ鐵嶺又ハ遼陽」を候補地として英米トラストへ提示する¹⁵⁸。9月初旬、英米トラストは遼陽での工場設置を決定し、満鉄との間で談合が成立した。しかし、この決定に関東軍が強く反対し、またしても交渉が停滞する¹⁵⁹。結局、工場の運転とその条件の合意が成立し、英米トラストの工場が遼陽に完成するのは、翌年1月のことであった¹⁶⁰。

自身の思惑に反する結果となった関東軍であったが、煙草業の独占、統制を諦めたわけではなかった。1934年2月に関東軍側と「満洲国」大使館側で話し合いが持たれた際、大使館側は「煙草専売ニ関シテハ石油専売ノ例モアリ対外関係上香シカラサル旨」が伝えられていた¹⁶¹。しかし、同年3月29日、関東軍司令部は「煙草工業対策要綱案」と題された資料を作成している。同要綱案は「方針」と三項からなる「処置」で構成されているのであるが、「方針」において「満洲国ニ於ケル煙草工業ニ対シテハ将来公売制度ヲ設ケ財政上ノ有力ナル収入源泉トスル方針ヲ以テ許可制度ヲ採用」すること、それにより「生産並ニ配給ヲ成ル可ク日滿斯業関係者ニ於テ支配セシムル」とされ、「処置」では、新企業は「満洲国」法人であることや、新会社は日滿両国以外の資本に対し「一切ノ協調的交渉ヲ為シ得サルモノトス」ということが定められている¹⁶²。

また1935年には、英米トラストが新しい印刷工業の設立を計画した際に、満洲国財政部総務司長の星野直樹によって、新工場設立の条件に会社を満洲国法人とすることが提

¹⁵⁷ 「昭和財政史資料第6号第68冊」国立公文書館所蔵(平15財務00805100)、JACAR Ref. A09050546700.

¹⁵⁸ 「満洲国門戸解放関係一件」外務省外交史料館所蔵(E-1-1-0-14)、JACAR Ref. B08060550300.

¹⁵⁹ 「満洲国門戸解放関係一件」外務省外交史料館所蔵(E-1-1-0-14)、JACAR Ref. B08060550400.

¹⁶⁰ 吉井文美「『満洲国』創出と門戸開放原則の変容—『条約上の権利』をめぐる攻防」(『史学雑誌』第122編第7号、2013年)、1-35頁。

¹⁶¹ 「煙草工業関係雑件」外務省外交史料館所蔵(E-4-5-0-45)、JACAR Ref. B09041655300.

¹⁶² 「各国専売関係／満洲国ノ部」外務省外交史料館所蔵(E-1-0-0-1_2_001)、JACAR Ref. B08060419100.

示された¹⁶³。こうした措置に加え、1938年11月に、日本は満州葉たばこ株式会社という国策会社を設立するのであるが、英米トラスト社は「満洲国」における市場シェアを維持し続け、結局、「満洲国」法人の煙草会社が同地における主たる事業者となるのは、太平洋戦争終戦間近のことであった¹⁶⁴。

英米トラスト社の満鉄附属地内進出に対し強い拒否を示していたのは、主に武藤満洲国大使であり、そこには関東軍や関東庁の強い意向が働いていたと考えられる。一方で、武藤大使が内田外相に対し、中央からの指示を催促する電報を送っていることからわかるように、中央は積極的な対応は行わなかった¹⁶⁵。そもそも煙草業は「日満経済統制方策要綱」において、「備考」の「満洲国ニ於テ積極的ニ改良増殖ヲ図ルベキ農産物」にカテゴライズされているように、中央は煙草業の統制・専売に対して強い関心を持っていなかった。「満洲国」において煙草業の独占が完成しなかったのは、英米トラスト社のシェアを切り崩せなかったことと同時に、現地機関と中央の構想にギャップが存在していたことも一つの要因であったといえよう。

2-4 満州における石油業の統制

「満洲国」における煙草産業の独占、専売を望んでいた関東軍であったが、中央の指示を得ることができず、その目論見は破綻することとなった。このことは、これまで、対満経済政策に関しては、実質的に「満洲国」を運営する関東軍の構想、政策立案過程に焦点が当てられることがほとんどであったが、中央の動向にも着目する必要性を示す、一つの証左となろう。そのような、独占、専売の失敗例として煙草産業について見てきたが、以下からは、独占、専売の成功例として石油業の統制過程について検討していく。

(1) 統制の開始

満州における石油業の統制は日本の国防にとって非常に重要であるという観点から、「日満経済統制要綱」の審議と平行して、独立した検討も行われていた。1933年4月14日、陸軍側から「満州石油会社設立要綱」が、日満産業統制委員会幹事会に提議された

¹⁶³ 吉井文美『『満洲国』創出と門戸開放原則の変容』、1195頁。

¹⁶⁴ ハワード・コックス（たばこ総合研究センター訳）『グローバル・シガレット—多国籍企業BATの経営史』（山愛書院、2002年）、228-231頁。

¹⁶⁵ 「満洲国門戸解放関係一件」外務省外交史料館所蔵（E-1-1-0-14_001）、JACAR Ref. B08060550200.

ことにより、満州石油業の統制、管理計画の審議が本格的に開始される¹⁶⁶。その要綱には、株式を日本、「満洲国」以外の国籍の人々への譲渡禁止や、石油の採掘、精製の独占等が含まれており、あまりにも門戸開放・機会均等主義に背馳するとして、幹事会では議決に至らなかった。その後、同要綱は7月20日の幹事会に再び附議される。その結果、機会均等主義と著しく背馳する諸点に対し修正が加えられたうえで可決されるに至り、1934年2月21日に満州国石油会社が設立されることとなった¹⁶⁷。

また陸軍が「満州石油会社設立要綱」を提議した同日の幹事会において、関東軍特務部から「満州国石油専売制度実施要綱」が附議された¹⁶⁸。この要綱に対しては、外務省側メンバーから修正意見が出たことにより、その後再び審議されることとなったが、1933年11月によりやく各省の意見が一致し、満州国石油会社による専売制度の実施が決まった。この満州国石油会社の設立と石油専売制度の実施の2つの要綱が審議される際に、門戸開放・機会均等主義との関係を外務省がいかにかえていたのであろうか。

まず石油会社設立に関して見てく。陸軍省の当初の案は、以下のようなものであった。

- (1) 日満人以外への株式の譲渡の禁止
- (2) 石油の採掘および精製を同社の独占とすること
- (3) 満州国は同社の石油製品を優先的に買い上げる¹⁶⁹

しかし、これらはあまりにも門戸開放・機会均等主義に違反すると考えた外務省側は、以下のように修正を行う¹⁷⁰。

- (1) 株式の譲渡には重役会の承認を要すると定め、日満人以外が同社株式の保有を禁止することは表面上出さないこと

¹⁶⁶ 「第67回帝国議会説明参考資料(別冊)」外務省外交史料館所蔵(B-議 TS-40)、JACAR Ref. B13081617200.

¹⁶⁷ 同前。

¹⁶⁸ 同前。

¹⁶⁹ 同前。

¹⁷⁰ 1933年7月20日の日満産業統制委員会幹事会における議事録等は見つかっていない。しかし、外務省記録に残っている外務省通商局第一課長井上豪による手書きの修正案と、修正後の要綱の内容がほぼ合致することから、外務省側の意向が大いに反映されたと考えられる。「外国ニ於ケル鉱産物関係雑件ノ石油ノ部第九卷」外務省外交史料館所蔵(E-4-8-0-X1-8_009)、JACAR Ref. B09041865500.

- (2) 満州における石油の採掘、精製には満州国政府の許可が必要であると定め、表面上同会社に対して独占的権利を与えないこと
- (3) 満州国の石油類の買い上げに際しては、同会社製品を優先的に買い上げるも、残りの部分については外国会社の自由競争に任ずる¹⁷¹

外務省では、これらの方法によって、表面上、「満州石油会社」の設立が、門戸開放・機会均等主義へ抵触することの回避を図った。

また石油専売制度の実施においても門戸開放・機会均等主義との抵触を避けるべく、以下のように関東軍案を修正した。

- (1) 石油の販売のみを満州国政府が管理するとし、石油の精製、輸入に対する管理は制度上には表さない
- (2) 専売制度採用に際し、卸売人および小売人の指定は、形式上できる限り日本人とその他外国人の現存の販売組織を尊重し実情を考慮すること
- (3) 満州国石油会社からの石油類買い上げの不足分を外国会社から購入する際、日本とその他外国商社の国籍による差別を設けないこと¹⁷²

外務省の九カ国条約認識が、満州の門戸開放≠機会均等であることは、前述のとおりである。そして、「満州石油会社」の設立および石油専売法の策定過程で、外務省は制度の上で、門戸開放・機会均等主義への抵触を避け得るように措置をとり、実質的には満州における石油業の機会均等を有名無実化することで、門戸開放≠機会均等という九カ国条約の制限的解釈を実践しようとしたのであった。

(2) アメリカの対応

はたして、こうした日本の動向に対してアメリカはいかに対応しようとしたのであろうか。

1933年6月以降から、マイヤーズ (Myler S. Myers) 駐奉天総領事やグルー駐日大使か

¹⁷¹ 註 61 と同じ。

¹⁷² 「昭和8年『満密大日記 二四冊の内其二一』防衛省防衛研究所所蔵、JACAR Ref. C01002940200.

ら国務省へ、日本が満洲国の石油業の統制を計画していること、特殊会社の設立を考えていることが、複数回に渡って報告されている¹⁷³。また、マイヤーズ駐奉天総領事は、1934年3月31日付の国務省宛の電報において、日本による満州支配と「門戸開放」の関係について報告を行った¹⁷⁴。

その電報において、マイヤーズは、貿易面での満州における日本の優位性を指摘し、さらに、1934年1月30日に英米トラスト社が遼陽において工場の運転を開始させたことに触れ、これも肯定的に捉えることはなく、税収を得るために日本に必要な手段であったと観測している。報告の最後には、「多くの中国人は日本人よりも外国の会社とのビジネスを望んでいる」と述べつつも、石油商品や自動車といったアメリカの対満州貿易の地盤産業ですら、満州石油会社や同和自動車会社といった日本による特殊会社の設立によって侵食されるであろう、としている。国務省はこうした報告を、随時、受け取っていたのであるが、実際に日本に対して措置が取られるのは7月に入ってからであった。

1934年7月2日、グルーは国務省に対する電報において、英国駐日大使が広田外相に、「満洲国」が日本と協力して石油業の独占を行おうとしているが、そのような門戸開放主義に抵触するような方法から日本が手を引くとイギリスは信じている、という旨の非公式覚書を渡したことを知らせた¹⁷⁵。グルーは電報の最後に、日本がイギリスの覚書に対し返答を行う前に、アメリカも日本に対して申し入れを行うことが望ましい、と提案を行っている。

この報告を受けたハル（Cordell Hull）米国務長官は、グルーに対し、イギリスと同様の内容の非公式覚書の提出許可を出した¹⁷⁶。その際、イギリス側は英国奉天総領事に対し、石油の専売は1844年に米中間で結んだ望厦条約等の規定に反する、と「満洲国」当局に主張するように指示を出していたのであるが、米国奉天総領事が英国と同様に、なんらかの声明を「満洲国」に対し為すことは不適當かつ不必要であるとの観点から、ハ

¹⁷³ The Consul General at Mukden (Myers) to the Acting Secretary of State, June 2, 1933, *FRUS, 1933, The Far East*, pp. 734-736. The Consul General at Mukden (Myers) to the Acting Secretary of State, July 10, 1933, *ibid.*, pp. 736-737. The Ambassador in Japan (Grew) to the Acting Secretary of State, July 24, 1933, *ibid.*, pp. 738-739.

¹⁷⁴ The Consul General at Mukden (Myers) to the Secretary of State, March 31, 1934, *FRUS, 1934, The Far East*, pp. 98-104.

¹⁷⁵ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, July 3, 1934, *FRUS, 1934, Far East*, pp. 713-714.

¹⁷⁶ The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), July 5, 1934, *ibid.*, pp. 714-715.

ルはこの点をアメリカ側の覚書から削除するように命じている¹⁷⁷。「満洲国」当局に直接声明を発することによって、事実上の「満洲国」承認と日本に捉えられることを避けるためだと考えられる。そして、独占は九カ国条約第三条や門戸開放主義に反する点を強調するよう指示を出した。

以上のやりとりを経て7月7日に提出されたアメリカ側の非公式覚書は、日本に対する非難の色が濃いものとなっていた。覚書の前半部は、アメリカはイギリスと同様、満州石油会社の設立及び石油専売実施の情報を得ており、その内容が事実ならば、それは満州の門戸閉鎖である、という内容であった¹⁷⁸。しかし後半では、日本の半官組織である南満州鉄道株式会社が専売計画に参加していること、満州石油会社の精製工場を日本の租借地である関東州に設置することは、この計画への日本政府の賛成、協力を意味し、そのような日本政府の行為は、中国における門戸開放、機会均等主義を定めた九カ国条約第三条の規定に違反する、と述べられている¹⁷⁹。「満洲国」を承認していないアメリカは、この問題について日本政府にその責任の所在を強く求めたのである。

このアメリカからの対日申し入れに対し、外務省が見解を示したのは8月3日のことであった。その内容は、満州石油会社の設立、石油専売計画は「満洲国」の方針であり、日本は関知するところではないが、参考として日本が得た情報を述べると前置きした上で、以下の4点をアメリカの申し入れに対する回答とした。

- (1) 満州石油会社は何ら独占権を与えられていない
- (2) 満洲国政府は石油の販売を政府で統制することを目的としているのであって、石油の製造、輸出入までは独占しようとはしていない
- (3) 南満州鉄道株式会社が満州石油会社に出資していること、同石油会社が工場を関東州に設置したことは事実であるが、この点に関して日本が既存の条約に抵触しているとは認められない
- (4) 満洲国当局は国内の外国の利益をできる限り考慮する用意があるようなので、利害関係者は直接満洲国側と折衝するべきである¹⁸⁰

¹⁷⁷ 同前。

¹⁷⁸ The American Embassy in Japan to the Japanese Ministry for Foreign Affairs, Informal Memorandum, July 7, 1934, *FRUS, Japan: 1931- 1941 (1931- 1941)*, pp. 130-131.

¹⁷⁹ 同前。

¹⁸⁰ 「外務大臣（其ノ他）ノ演説及声明集 第二巻」外務省外交史料館所蔵

このような対応は、満州石油会社設立要綱および石油専売実施要綱の審議過程で決定した、制度上で門戸開放主義への抵触を回避し、その実態は満州における機会均等の反故の既成事実化を図る、という方針に沿って採られたものであることが分かる。また、「満洲国」当局との直接交渉を要求したことは、「満洲国」を承認していないアメリカから、事実上の承認を得ようという意図があったことが看取できよう。

このような日本の対応を受けて、グルーは以下のように、国務省に意見している。

日本政府は満洲国におけるアメリカの石油権益を保護する意図は明らかになく、これ以上の東京での外交交渉は何ら効果を示さないであろう。満州における石油専売実施の計画を無効にするためにアメリカ政府と石油会社によって実際的な手が打たれるべきである¹⁸¹

ハルもグルーと同様、「日本は（満州における商業機会についての—筆者注）差別の存在の否定、または、日本の傀儡政権であり我々が承認していない満洲国政府と呼ばれるものへ直接申し入れを行うよう要求し責任を回避することで不正な方針を追求」しているというように、厳しい対日認識を抱いていた¹⁸²。しかしながら、その後もアメリカ政府が採ることのできた手段は、非公式覚書による日本政府への責任の追求、ということだけであった。その原因について、アメリカ系石油会社スタンダード・バキュームとアメリカ政府の東アジア政策の関係性について明らかにしたアンダーソン（Irvine H. Anderson, Jr.）は、在華権益保護と対日関係の維持というジレンマや、国務省と米国石油会社間の協力体制の未発達等に起因するアメリカの対満州政策の限界であった、と指摘している¹⁸³。

(3) 九カ国条約のさらなる制限的解釈と専売の実施

1934年10月26日、天羽英二外務省情報部長は記者会見において、満州の石油専売問

(A-1-0-0-12_002)、JACAR Ref. B02030027700.

¹⁸¹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, August 20, 1934, *FRUS, 1934, Far East*, pp. 721-722,

¹⁸² Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol.1, (London: Macmillan, 1948), p. 275.

¹⁸³ Irvine H. Anderson, Jr., *The Standard-Vacuum Oil Company and United States East Asian Policy, 1933-1941*, (New Jersey: Princeton University Press, 1975), pp. 39-70.

題について言及した。その内容は以下のようなものである。

- (1) 「満洲国」は独立国家であり、抗議は新京に対してなされるべきである
- (2) 満州はまだ中国の一部であると考える国家は南京に対して抗議を行うべきである
- (3) 日本は九カ国条約が「満洲国」に適用されるとは考えていない
- (4) 日本または「満洲国」による門戸開放主義の維持に関する宣言は一方的な宣言であり、条約としての拘束力を有しておらず、また撤回することもできる
- (5) 門戸開放主義は、中国における全ての外国の貿易が同等の権利のもとに行われることのみを意味し、外国間において差別が存在していない場所には適用されない¹⁸⁴

これまでは、制度上では門戸開放主義に抵触することを避けることで、石油専売は九カ国条約違反ではないという立場をとってきた。つまり、形骸化することを図ってはいたものの、満州にも九カ国条約という枠組みは残していたのである。それに対し、この会見で「満洲国」を九カ国条約の適用範囲外であると明言したことは、日本の九カ国条約の解釈がさらに制限されたことを示していた。

この会見を受けグルーは国務省に対し、次のように意見している。

日本政府は、極東における政治的、経済的な立場が堅固であることを確信しており、列国の抗議にもかかわらず、その姿勢を緩める気配はない。(中略) 駐日大使館は、アメリカ政府が日本に対する原油の輸出の制限、または禁輸が可能と考えているのか、または、法的権限を有しているのか認識していない。(中略) もし、これらに対する答えが肯定的であるのならば、日本政府へ何らかの徴候を示す時期に来ていることは明白である¹⁸⁵

グルーは日本に対する石油の禁輸等の手段を用いてでも、日本の満州における門戸開放主義の蹂躪を阻止すべきであると考えていたのである。

しかし、対日関係の悪化を危惧する国務省は、未だ慎重な態度を持っていた。10月31

¹⁸⁴ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, October 26, 1934, *FRUS, 1934, Far East*, pp. 748-749.

¹⁸⁵ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, October 29, 1934, *FRUS, 1934, Far East*, pp. 750-751.

日、フィリップス（William Phillips）国務次官は、グルーの意見に対して、次のように答えた。

国務省は、実際的手段による何らかの兆候を示すべきというグルーの意見は共有している。しかし、イギリスやオランダの権益も、アメリカと同様に侵害されている。だが、彼らは実際的手段を採る意図や計画に関する兆候を見せていない。もし、イギリス政府が協同での対策を最初に提案するならば、アメリカ政府は考慮すると繰り返し述べてきたが、そうした情報は届いていない。そして、我々は行動のイニシアチブをとる立場へ押し込まれる、または引きずり込まれるつもりはない¹⁸⁶

このように、国務省は日本に対して具体的な対策を採ることを躊躇していた。その間に、「満洲国」政府は石油類専売法を公布し、翌年4月10日に専売が実施されるに至るのである¹⁸⁷。この専売の実施は、アメリカ系であるスタンダード・バキューム石油会社、テキサス石油会社、そしてイギリス・オランダ系のアジアティック石油会社の三社の満洲市場撤退という結果をもたらし、事実上、満洲における石油業の独占状態が完成した¹⁸⁸。

「満洲国」における石油類専売法の実施からおおよそ1週間後の4月16日、グルーは広田と会談する。会談の席上、グルーは広田に対し、「満洲における条約上の義務や門戸開放主義は、アメリカに対して適用されないのか」と尋ねた¹⁸⁹。この質問に対し、広田は、「満洲国」を認めるまでは、いかなる国も、「満洲国」における門戸開放主義は適用されない、という旨の返答をしている¹⁹⁰。こうして、外国石油会社の排除後、再度、「満洲国」には九カ国条約が適用されないことを宣言した。このような状況において、グルーら現地外交官に比して、国務省はなぜ、このような対日譲歩的な態度を持し続けたのだろうか。

満洲事変直後、スティムソン国務長官は九カ国条約違反を論拠に対日非難を発した。しかし、その後も日本の対中侵攻策は続き、ついには「満洲国」建国に至る。スティム

¹⁸⁶ The Acting Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), August 31, 1934, *ibid.*, p.752.

¹⁸⁷ 「枢密院決議・一、満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及満洲国ノ課税等ニ関スル日本国満洲国間条約締結並関係公文交換ノ件・昭和十一年六月三日決議」国立公文書館所蔵（枢F00918100）、JACAR Ref. A03034207200.

¹⁸⁸ Anderson, *The Standard- Vacuum Oil Company and United States East Asian Policy*, p. 64.

¹⁸⁹ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), April 16, 1935, *FRUS, Japan: 1931-1941 (1931-1941)*, pp. 149-150.

¹⁹⁰ 同前。

ソン国務長官は、満州事変を、ワシントン体制に基づく国際協調システムに対する最初の大きな試練である見なしていたが、満州にある権益は日本と戦ってまで守る程のものではないというのが、当時の国務省の大方の意見であった¹⁹¹。それゆえ、満州の石油業の統制計画が開始されてからも非公式覚書により批判するのみで、石油の禁輸等の実際的な手段は採られることはなかった。

こうした見解は、「親中派」であり対日強硬論者と見なされているホーンベック極東部長も同様であった。1934年7月21日、ホーンベックは国務長官に宛てて、日本が「満洲国」の承認を保留している国の在満総領事館の撤退を企図している、という情報に関する自身の意見を送っている¹⁹²。その中でホーンベックは、以下のようにアメリカの満州権益に関する見解を示している。

たとえそのような計画が実行されたとしても、我々が心配する必要はない。(中略)
満州からの我々の領事館の排斥、それ自体が我々にもたらすのは、わずかな経済的損失と不便のみである。(中略) 我々と満州との貿易額は多くなく、深刻な被害はないであろう¹⁹³

このようなホーンベックの対東アジア構想を、高光佳絵は「満州問題を棚上げすることで『ワシントン体制』の主観的延命を図ろうとした」ものであったと指摘している¹⁹⁴。また、Shizhang Hu は、この時期のホーンベックの基本的な対外構想の一つとして、日本が疑念や悪意を惹起するような対中傾斜は避ける、ということ挙げている¹⁹⁵。こうしたことから、アメリカにとってこの期間は、より大局的な観点からワシントン体制、および日米関係の維持を模索した時期であり、それゆえ対日譲歩策を採らざるを得なか

¹⁹¹ Dorothy Borg, *The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938*, (Cambridge: Harvard University Press, 1964), p1; Warren I. Cohen, *America's Response to China: A History of Sino-American Relations (5th Edition)*, (New York: Columbia University Press, 2009), p. 117.

¹⁹² The Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck) to the Secretary of State, July 21, 1934, *FRUS, 1934, Far East*, pp. 224-225.

¹⁹³ 同前。

¹⁹⁴ 高光佳絵『アメリカと戦間期の東アジア-アジア・太平洋国際秩序形成と「グローバリゼーション」』(青弓社、2008年)、98頁。

¹⁹⁵ Hu はそのほか、海軍の強化、中国による対日抗議の回避をホーンベックの対外方針として挙げている。Shizhang Hu, *Stanley K. Hornbeck and the Open Door Policy, 1919-1937*, (London: Greenwood Press, 1995), p. 187. また、ホーンベックの対外構想については、Kenneth G. McCarty, *Stanley K. Hornbeck and the Far East, 1931-1941*, (Ann Arbor: University Microfilms International, 1971). も参照。

ったということが言えよう。

2-5 経済統制の影響

1934年から36年にかけて、満州石油会社を筆頭に、日本は「満洲国」に特殊会社を順次設立していく。さらに37年4月から、鉄鋼業、石炭、兵器などの産業の生産能力の拡充を目標とする、満洲産業開発五カ年計画が開始する¹⁹⁶。この五カ年計画の中心は陸軍であったが、その陸軍が満州の経済開発を担う財界人として目をつけたのが、鮎川義介と鮎川率いる日産コンツェルンであった。鮎川は37年12月に日産を「満洲国」に移住させ、満洲重工業株式会社へと組織改編するのであるが、その際、鮎川は米国資本を満州に導入することで、満州の経済発展と同時に日米関係改善を促すという構想を有していた¹⁹⁷。

鮎川は、1937年から40年にかけて日産と米国フォード自動車との提携交渉や、満業とメスタ・マシーン社との提携交渉などを通じて、米国資本の「満洲国」導入を画策する。この期間、外務省も米国資本の満州導入について、鮎川の動向にも注目しつつ様子を探っていた。その一端が、1937年11月11日付の大橋忠一満洲国参議発、堀内謙介外務次官宛の電報に表れている。大橋の電報には、鮎川の対満米国資本導入構想を実現するにはそれを許容する空気をアメリカ国内で醸成する必要がある、そのために日本からアメリカに対してなすべきいくつかの提案があるという旨とともに、その提案が同封されていた¹⁹⁸。その提案の内容が以下のものである。

①日米不可侵の合意

②日米による太平洋分割の合意

¹⁹⁶ 満洲産業開発五カ年計画の立案過程および内容については、原朗「一九三〇年代の満洲経済統制政策」、61-71頁を参照。

¹⁹⁷ 鮎川の対満米国資本導入構想については、長幸男「アメリカ資本の満洲導入計画」『日米関係史—開戦に至る一〇年』三巻、113-152頁、原朗「『満洲』における経済統制政策の展開—満鉄改組と満業設立をめぐる」、209-296頁、Haruo Iguchi, “An Unfinished Dream: Yoshisuke Ayukawa’s Economic Diplomacy Toward the U.S., 1937-1940,” (『アメリカ・カナダ研究』第16号、1999年)、21-47頁、井口治夫『鮎川義介と経済的国際主義—満洲問題から戦後日米関係へ』(名古屋大学出版会、2012年)、井口「国際関係史のなかの日米経済関係：鮎川義介の日米経済提携構想とフランクリン・ローズヴェルト政権の実力者モーゲンソー財務長官」(『アメリカ太平洋研究』、第13号、2013年)、32-42頁を参照。

¹⁹⁸ 「各国ニ於ケル重工業関係雑件」外務省外交史料館所蔵 (E-4-5-0-64)、JACAR Ref. B09041731500.

- ③日本は千島列島を要塞化しないことに合意し、米国はアリューシャン列島を要塞化しないことに合意
- ④日本はフィリピンの独立を保証し、米国はフィリピン政府に対し日本国民を平等に扱うように斡旋する
- ⑤日本は米国の在華権益を尊重し、中国の経済発展について米国と協力する
- ⑥日本は米国を西洋の安定要因として、米国は日本を極東の安定要因として認める¹⁹⁹

こうした日米太平洋分割構想は、日本国内においては唐突な発想ではなかった。1936年2月1日の『東京日日新聞』は、「日米政治協定締結の触手」という見出しのもと、現在、日米間で「太平洋二分政策」を中心とする外交工作が行われている、と報じている²⁰⁰。また、同日の別の新聞でも同様の内容が報じられているのであるが、グルーはこれらを外務省による観測気球であると見なしていた²⁰¹。

さて、大橋の日米太平洋分割構想であるが、日米双方の資料からは、この大橋案が日本からアメリカに対して提案されたことは確認されておらず、立ち消えとなったと考えられる。

1937年の初頭にはアメリカ国内においても、日米間の対立を回避すべく方策が練られていた。その一つが、国務省極東部による太平洋の中立化、太平洋諸島の非要塞化構想である²⁰²。国務省極東部が作成した太平洋の中立化構想に関する報告書に対し、ローズヴェルト大統領も興味を示していたことは注目である²⁰³。しかし、国務省内には中立化構想の実施に対する迷いも存在していた。外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) の会長であったデイヴィス (Norman Davis) は、「日本が起こしてきたことを間接的に容赦することなく、いかにして日本と同意するのか」という疑問を呈している²⁰⁴。また、ホーンベックは中立化案を実行するタイミングについて迷いを抱えていた²⁰⁵。そしてこ

¹⁹⁹ 同前。

²⁰⁰ 『東京日日新聞』朝刊 (1936年2月1日)、2面。

²⁰¹ Grew, Joseph – Writing ‘Relations of United States and Japan, 1932-1940 (2 of 2)’, Stanley Hornbeck Series, Box No. 29, Hoover Institution Collection (Stanford).

²⁰² Draft Memorandum Prepared in the Department of State on the Neutralization of the Islands of the Pacific, February 16, 1937, *FRUS, 1937, The Far East*, pp. 954-971.

²⁰³ Memorandum by President Roosevelt to the Secretary of State, March 1, 1937, *ibid.*, pp. 973-974.

²⁰⁴ Mr. Norman H. Davis to the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck), March 23, 1937, *ibid.*, pp. 974-975.

²⁰⁵ The Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck) to the Ambassador in Japan (Grew),

のプログラムも、実行前に日中戦争が勃発したため、大橋案と同様に立ち消えとなっている。

大橋案と国務省案は、ともに太平洋における日米の対立を避ける狙いがあったが、それと同時に、決定的な違いが存在していた。それは、大橋案は日米がお互いの勢力圏を認め合うことを前提としていることである。このような、勢力圏の設定・相互承認を目指す旧外交を展開する日本と、例外なき門戸開放を指向するアメリカとのギャップは、日中戦争勃発以降、次第に大きくなっていく。

また満州市場に対する不信感も増していた。1937年10月18日、「満洲国」政府が1935年に制定した為替管理法を改正した際、ロックハート（Frank P. Lockhart）駐中参事官は国務省に対し、日本が改正法において外国扱いとなっていないことを挙げて、改正法は門戸開放原則に対する違反であると意見を述べている²⁰⁶。ロックハートからの電報を受けた国務省は、グルーに対し、東京に対して門戸開放に違反する旨の抗議をすることは有効か否か尋ねた²⁰⁷。それに対するグルーの返答は、満州の門戸開放違反を指摘したところで、上で見た1935年4月16日の広田の返答と同様のものが返ってくるのみであり、抗議は無効であろう、というものであった²⁰⁸。鮎川が日産を満州へ移住させる前後において、外務省にはアメリカ財界が満洲への投資に消極的であるという旨の情報が多く寄せられていたことから、満州市場に対する不信感は国務省のみならず、アメリカの財界にもある程度共有されていたと言えよう²⁰⁹。

鮎川の対満米国資本導入構想が失敗した原因については、1939年の欧州戦争の勃発によって、輸出が増加したことによる米経済の回復や、日米通商航海条約廃棄の決定が挙げられるが、こうした満州の経済統制が与えた米国内における満州市場に対する不信感もその一端となっていたのである²¹⁰。

February 26, 1937, *ibid.*, pp. 971-972.

²⁰⁶ The Counselor of Embassy in China (Lockhart) to the Secretary of State, October 18, 1937, *FRUS, ibid.*, pp. 929-930.

²⁰⁷ The Secretary of State to the Counselor of Embassy in China (Lockhart), at Peiping, October 19, 1937, *ibid.*, pp. 930-931.

²⁰⁸ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, October 21, 1937, *ibid.*, pp. 932-933.

²⁰⁹ 「各国ノ対中国经济発展策関係雑件／米国ノ部 第二卷」外務省外交史料館所蔵 (E-1-1-0-1_1_002)、JACAR Ref. B080604131600.

²¹⁰ Haruo Iguchi, “An Unfinished Dream: Yoshisuke Ayukawa’s Economic Diplomacy Toward the U.S., 1937-1940,” p. 41. 欧州における第二次世界大戦の勃発とアメリカの経済成長については、Hugh Rockoff, “The United States: from Ploughshares to Swords,” Mark Harrison, eds., *The Economics of World War II: Six Great Powers in International Comparison*, (Cambridge:

本節では、日本による「満洲国」の経済統制過程、およびそれらが日米関係にもたらした影響を検討してきた。この間は、日本は「満洲国」の石油業の統制過程において、「満洲国」から九カ国条約の引き離しを図った時期であった。そして、九カ国条約は「満洲国」には適用されない旨を発したうえで、外国石油会社を「満洲国」から撤退させ、部分的にはあるが、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想を実現させることに成功した。その過程で重要なことは、外務省は、満洲国における門戸開放・機会均等の原則、つまり九カ国条約の打破に正面から挑戦するのではなく、制限的解釈を順次既成事実化することで、対米関係の決定的な悪化を避けつつ経済統制を達成しようとしたことである。

一方、アメリカは対日関係悪化阻止、ワシントン体制の維持という観点から、日本に対して強硬な手段にでることはなかった。しかし、政府、財界において満洲市場に対する不信感が増大したのは本論で見たとおりである。さらに、1938年10月6日付けでアメリカから手交された覚書には、「満洲国」の経済統制を例に出し、日本がいかにも門戸開放主義を踏みにじているかが長々と記されているように、アメリカ政府にとっては、ある種の外交的敗北であった「満洲国」の経済統制を決してそのままにしておくことはなく、その後も常に日本の大陸政策を糾弾する一つの材料としていく²¹¹。

以上が、1930年代中頃における外務省の対満政策と、それが日米関係に及ぼした影響である。次節では、同時期における、外務省の対国民政府政策について見ていく。

3 対中政策の発展と九カ国条約

3-1 米中離反工作と日本の対中構想

1927年に南京に政府を樹立した国民政府は、常に財政難に苦しんでいた。蒋介石が中国の統一という形を一応完成させたにせよ、依然として軍閥が各地に存在していた。さらに、税制も整わないうちに満州事変が勃発したことにより、国内情勢の安定化は見込みがつかない状況であったのである。そのような状況で、財政難を打開すべく外国から借款を調達するために奔走したのが、国民政府財政部長の宋子文であった。

ロンドン国際経済会議に先立つ1933年5月中旬、宋はローズヴェルト大統領を訪問し、

Cambridge University Press, 1998), pp. 81-121. が詳しい。

²¹¹ 1938年10月6日「中国に於ける米国權益確保に関する米大使申入並回答」『年表』下巻、393-399頁。

数回に渡って会談を行なった。その結果、5月29日に綿麦借款が RFC (Reconstruction Finance Corporation) との間で成立した²¹²。綿麦借款の成立が公表されたのは6月4日になってからであったが、外務省の当初の対応は「我方トシテ直チニ之ニ反対スルカ如キ態度ニ出ツルカ面白カラス」と判断していたように冷静なものであった²¹³。しかし、宋が訪欧中に行なった「諮問委員会」設置構想等、国際的な日本の孤立を意図した対中援助獲得活動は、日本側を強く刺激することとなる。そして9月下旬に一回目の借款綿花が上海に到着して以降、日本の同借款に対する反対の態度は強硬となっていく。

この年、中国における綿花は非常に豊作であり、借款綿花の到着を前にして、中国の紡績業者はすでに多くの在庫を抱えていた。そこで在華日本紡績業社に対し、借款綿花の買い取りが依頼されることとなった。このような状況において外務省は以下のような考えのもと、不買方針を採用する。

帝国政府トシテ之ヲ利用シテ関税問題ニ引懸クル等(中略)ノ対策講シ得ヘキモ(中略)宋子文ノ外遊中成功セル唯一ノ借款カ失敗ニ帰スルハ国民政府内部ノ所謂親米派政治的地位ヲ失墜セシムルコトトモナリ我方ニトリ有利ナリト言フヘク更ニ進テ本件借款カ失敗ニ帰セントシ居ル此ノ際今一押シ之ニ反対妨害ヲ加ヘ其ノ活用ヲ停止セシムル方針スラ之ヲ考慮シ得サルニ非ス²¹⁴

一方で、外務省の出先機関には、中央の決定に反対する意見もあった。有吉明上海公使は広田外相に対し、借款綿花の不買と引き換えに関税問題を持ち出すという考えは効果が無いと考える、という旨の意見を示している。さらに、有吉は以下のように続ける。

²¹² 綿麦借款とは、RFC が中国政府に 5000 万ドルのクレジットを供与し、中国政府はそれらでアメリカから綿花、小麦を買い付ける。その綿花や小麦を国内で売却することで得た資金を国内事業にあてるというものである。

²¹³ 「外国ノ対中国借款及投資関係雑件/米国ノ部/綿、麦借款関係/調査資料」(B-E-1-6-0-X1-U1_4_1) (外務省外交史料館所蔵)。綿麦借款の成立とそれに対する日本の対応は、以下の論文が詳しい。三谷太一郎「国際金融資本とアジアの戦争」近代日本研究会編『近代日本と東アジア』(山川出版社、1980年)、114-158頁、細谷千博「綿麦借款と米・中・日-1933~34年」『細谷千博著作選集第一巻 歴史のなかの日本外交』(龍溪書舎、2012年)、107-130頁。

²¹⁴ 「外国ノ対中国借款及投資関係雑件/米国ノ部/綿、麦借款関係 第二巻」外務省外交史料館所蔵 (E-1-6-0-X1-U1_4_001)、JACAR Ref. B08061046900。

支那側一般ノ対日空気ハ其ノ後引続キ好転ノ趨勢ニアリ（中略）借款綿不買方針ヲ表明スルコトハ其ノ反動的悪影響ヲモ覚悟セサルヘカラス（中略）暫ク営業者ノ自由ニ委スルコトトシ万一支那側ニ於テ右処分金ヲ抗日排日ニ悪用スルカ如キ場合ニ改メテ不買方針ヲ命令スルコト可然キヤニ存セラルル²¹⁵

しかし外務省中央は、こうした現地の意見を抑えて借款綿の不買を継続させる。米中間の綿麦借款の破綻を意図した日本の対応は、借款の成功は親米派である宋一派の勢力および以夷制夷政策の拡大をもたらす、という認識に基づくものであった。

その結果、中国政府は借款綿の処分が困難となり、再び在華日本紡績業社との提携を申し出ることとなる。広田外相はこの申し入れに対し、中国の経済工作に及ぼす日本の影響力を中国側官憲に重々認識させることを条件として、受け入れることを承認した²¹⁶。このような結果に終わった綿麦借款に対し、細谷は「日本政府によって影響力を中国に行使するための経済手段として逆用されるという皮肉な」ものであったと評している²¹⁷。

1933年10月の五相会議において「日満支三国の提携共助の実現」を目指すことが今後の外交方針として決定されたが、それには親米派の政治家の排除、同時に親日派の政治家の台頭を待たねばならなかった²¹⁸。そこで採られたのが、以上のような借款の失敗による米中の離反を意図した工作と、第一次広田外相期（1933年9月～36年3月）の外交スタイルの代名詞として挙げられている「日中親善外交」である。この2つの工作により、中国の対日歩み寄りを促すことで在華權益を確保し、更に情勢が変化すれば一層權益を拡大する、つまり対満政策とは異なり、政治工作により在華權益の保護、拡大を図ることが、当該期の日本の基本的な対中方針であった²¹⁹。

一方、アメリカ国内でも、この綿麦借款に対して、國務省を中心に否定的な見方が存在していた。同借款は財務省の主導により、國務省の頭越しで実現している。國務省はそのような借款により惹起された日本の反発に当惑し、財務省に対する不満をローズヴ

²¹⁵ 同前。

²¹⁶ 1934年10月5日発広田外務大臣より在中国有吉公使宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第三卷、492-493頁。

²¹⁷ 細谷、「綿麦借款と米・中・日」、123頁。

²¹⁸ 1933年10月25日「五相会議決定の外交方針に関する件」『年表』下巻、275-277頁。

²¹⁹ 「帝国ノ対支外交政策關係一件 第四卷」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-10_004）、JACAR Ref. B02030149900.

ェルト大統領に訴えた²²⁰。また、駐米大使や重光次官との会談においても、国務省側は度々綿麦借款を「愚ニモツカヌ仕事」、「誠ニ思慮ナキ事」と評していた²²¹。大局的な判断により、満州の経済統制を部分的ではあれども日本に許してまで、ワシントン体制を維持する道を模索していた国務省は、自らが関知しない政策により日本の対米感情が悪化すること、そしてそれにより、日本が中国で九カ国条約を反故にするような、より積極的な態度に出ることを避けねばならなかった。そのため日本の借款綿の不買工作に対しても、アメリカ側は強く非難することはなかったのである。

3-2 華北への進出と日米関係

以上のように、日米間の対中政策、構想が上手くバランスを保ったことにより、日米関係は小康を得ていた。しかし、日本国内には華北への進出を目論むグループが早くから存在していた。中村隆英は、1933年の塘沽協定から37年の盧溝橋事件までの日本の華北経済工作について分析した研究において、満鉄や天津軍が1933年、34年の時点で既に華北への経済進出、華北の分離計画を有していたことを指摘している²²²。そして35年6月の梅津・何応欽協定の成立により、そうした計画が実行段階に入ると（第一次華北分離工作）、11月に傀儡政権である冀東防共自治政府を発足させ、華北の完全なる切り離しが図られ始めるに至った（第二次華北分離工作）。

1934年4月の時点で、外務省内においても、華北を独立化させる可能性については考慮されていた²²³。そして、そういった構想を実施する際、問題となるのはやはり九カ国条約との関係であると外務省は認識していた。そこで外務省が今後の対中政策と九カ国条約との間に起きる摩擦を解消すべく目を付けたのが、1935年に開催予定の第二次ロンドン海軍軍縮会議である。

1933年9月、重光外務次官は、今後開催される軍縮会議において、参加国が「軍縮問

²²⁰ Borg, *United States and Far Eastern Crisis*, p. 64. 三谷、「国際金融資本とアジアの戦争」、134頁。

²²¹ 「外国ノ対中国借款及投資関係雑件ノ米国ノ部ノ綿、麦借款関係ノ借款米、綿輸入処分問題」外務省外交史料館所蔵（E-1-6-0-X1_U1_4_3_001）、JACAR Ref. B08061049200。「外国ノ対中国借款及投資関係雑件ノ米国ノ部ノ綿、麦借款関係ノ各国情報関係 第二巻」外務省外交史料館所蔵（E-1-6-0-X1_U1_4_4_002_001）、JACAR Ref. B08061051300。

²²² 中村隆英「日本の華北経済工作」近代日本研究会編『近代日本と東アジア』（山川出版社、1980年）、159-204頁。

²²³ 「帝国ノ対支外交政策関係一件 第三巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-10_003）、JACAR Ref. B02030148300。

題ノミノ討議ノ為會議ニ臨ミ得ルコトトモナラハ我極東ニ対スル立場ハ米國其他列國ノ默認スル所トナレリト謂フモ過言ニ非サル」として、極東問題を持ち出すことに反対している²²⁴。この方針はその後の満州、中国の情勢の変化を受け、34年4月に守島伍郎亜細亞局第一課長によって、さらに仔細に検討されることとなった。

守島は次回の軍縮會議において、九カ国條約の規定の再確認は避けるべきである、と述べる²²⁵。その最大理由として、「日本ヲ支柱トスル東亞ノ平和維持ニ対スル最大ノ障碍タル支那ノ以夷制夷的抗日心理ヲ刺戟ス」ということや、日本が実践する華北の半獨立化の方針、および満州との間で締結する諸協定が、九カ国條約との間に矛盾を来すであろうことについては疑う余地もなく、「当面ノ便宜ノ為将来嚴守ノ見込立タサル約束ヲナスカ如キハ絶対ニ之ヲ避クルヲ要ス」ということを挙げている²²⁶。

また同月末に條約局によって起草された、「次回海軍軍縮會議ニ於ケル支那問題（就中九国條約）及其ノ他ノ政治問題ノ再審議ニ就テ」という文書では、以下の理由により、軍縮會議では九カ国條約および極東問題の再審議に反対する方針が打ち出されている。

帝國政府トシテハ滿洲問題ハ滿洲國獨立ト共ニ「セツトル」セラレタルモノナリトノ見解ナルニ反シ他國ハ未タ之ニ承認ヲ与ヘス滿洲ハ引續キ支那ノ一部ナリトノ建前ヲ取ルヲ以テ九国條約再検討ノ場合ニハ必然的ニ滿洲カ九国條約ノ適用範圍ニ入ルヤ否ヤノ問題ヲ生ス

極東問題再審議スルコトハ結局九国條約ノ強化又ハ解釈適用ノ問題ヲ惹起スベク其ノ結果ハ我方将来ノ對支政策遂行上現在以上ニ不利ナル拘束ヲ生ズル虞アリ²²⁷

このように、次回の軍縮會議において、極東問題を議題に出さないことが外務省の方針となるのであるが、それを実現するには列國の承認が必要であった。そこで、イギリスには松平恒雄駐英大使がサイモン（Sir John Simon）英国外相との會談で、アメリカに

²²⁴ 1933年9月「来るべき海軍軍縮會議に関する重光外務次官意見」『外文』1935年ロンドン海軍會議、6-9頁。

²²⁵ 「帝國ノ對支外交政策關係一件 第三卷」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-10_003）、JACAR Ref. B02030148100.

²²⁶ 同前。

²²⁷ 「帝國ノ對支外交政策關係一件 第三卷」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-10_003）、JACAR Ref. B02030148300.

は齋藤博駐米大使がハル國務長官との会談で打診し、それぞれ了解を得ることに成功する²²⁸。こうして、34年10月から開始したロンドン海軍会議の予備会談では、軍事問題についてのみ話し合いが行われることとなった。

かくして、日本の思惑通りに事が進んでいた矢先の35年5月末、天津軍により第一次華北分離工作が開始される。現地軍による工作の開始は、外務省にとっては予定外のことであったかもしれない。しかしその後の外務省の対応は、これまで言われているように、軍部の圧力によって追従的に現地軍の行動を承認したと言えるかは疑問である。事実、第一次華北分離工作の一環である土肥原・秦徳純協定が成立した6月27日、重光外務次官邸で行われた「対支政策討議会」において重光は、中国に対し「察哈爾ヲ日本ノ自由ニ一任セサレハ支那ノ将来ハドウナルカワカラヌト云フ風ニ嚇シ付ケ」る必要があると述べている²²⁹。土肥原・秦協定は察哈爾省から同地方政府の主席であり排日色の強かった宋哲元、およびその軍隊を撤退させることを取り決めた協定であり、重光の発言はこうした軍部の策動に同調していることを意味する。

また、11月25日に殷汝耕をかつぎ冀東防共自治委員会を発足させ、国民政府からの離脱独立を宣言させたが、広田外相は容認の態度をとり、むしろそれを利用して国民政府に「広田三原則」— (1) 排日の取り締まり、(2) 「満洲国」の承認、(3) 共同防共—の承認を迫った²³⁰。このような外務省の対応は、現地軍の工作を奇貨としてさらなる在華權益の拡大を図ったものであったといえよう。

以上のような日本の華北への進出に対して、アメリカの対応はこれまでと同様、対日妥協的なものであった。國務省は10月18日の時点で、11月に華北の分断工作が行われる可能性について知らされていた²³¹。しかし、冀東防共自治委員会が発足する3日前になっても、國務省はいかなる対応をするか決めかねていた²³²。こうした判断の遅さは、高光が指摘するように、日中戦争の勃発によりアメリカの在華權益が侵害させることを最も気にしていたアメリカ政府は、中国側が軍事的抵抗をする可能性を低く見積もって

²²⁸ 「帝国ノ対支外交政策關係一件 第三卷」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-10_003)、JACAR Ref. B02030148400.

²²⁹ 「帝国ノ対支外交政策關係一件 第四卷」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-10_004)、JACAR Ref. B02030150000.

²³⁰ 服部龍二『広田弘毅「悲劇の宰相」の実像』(中央公論新社、2008年)、97頁。

²³¹ The Counselor of Embassy in China (Lockhart) to the Secretary of State, October 18, 1935, *FRUS, 1935, Far East*, p. 367.

²³² The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Bingham), November 22, 1935, *ibid.*, p. 434.

いたことにより、華北情勢が切迫しようとも、それがアメリカにとっては深刻な事態にはならない、と判断していたためであると考えられる²³³。これはネビル(Edwin L. Neville) 米国代理駐日大使が、自治政府発足当日、国務省に対して、日本の対中要求が弱まる兆しはないが、その一方で一般的な態度は在中の日本軍部の主張ほど硬直的でも、また脅迫的でもないことに国務省は気づくであろう、という比較的楽観的な報告をしていることからもうかがえる²³⁴。

ここまで見てきたように、日本の対中政策が進展していった1934年から35年においても、表面的には日米関係は小康状態を保っていた。その最たる要因はアメリカの対東アジア構想が、東アジア秩序の維持、つまり九カ国条約の維持から、自身の在華権益のみの保護、というように転換したことにあつた。欧州情勢の変化を受けて、1935年8月に中立法が成立しているように、当該期のアメリカは他国間の争いに介入することを嫌っていた。日中間の争いにおいても、アメリカの介入は、日本の対米認識を悪化させる恐れがあり、日本がアメリカの在華権益の核心を侵さない限り、強く介入することを避けたことが、日米の小康状態を生み出していた。

しかし、日本の華北工作の進展は、中国国民政府と共産党の国共合作を引き起こすこととなり、「安内攘外」を掲げ日本に対して譲歩的であつた国民党および蒋介石をして、対日強硬姿勢を強化させた。それは、日中戦争勃発の可能性を少なからず高めたことを意味し、引いては日本の対中政策が、表面的には小康状態にあつた日米関係の内在的悪化を促したと言えるであろう。

小括

本章では、満州事変勃発後から35年にかけて、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想が、外務省の決定する対外政策にいかんにか反映されたのか、またその政策が、経済関係や安全保障の面で最主要関係国であつたアメリカとの関係に、いかなる影響を与えたのかを、「満洲国」の経済統制過程、および同時期における対中政策から確認してきた。以下が、本章により明らかになった点である。

日本が対中政策、対満政策を実施していく過程において、アメリカの干渉の可能性、

²³³ 高光『アメリカと戦間期の東アジア』、120頁。

²³⁴ The Charge in Japan (Neville) to the Secretary of State, November 25, 1935, *FRUS, 1935, Far East*, pp. 440-441.

対米関係悪化の可能性は、主に外務省によって常に考慮されてきた。そして、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想と対米関係の維持という、矛盾する二つの構想を同時に進めていくために外務省によって採られたのが、本論で見てきたような九カ国条約の段階的な制限的解釈の既成事実化、という方針であった。

「満洲国」の建国により、同地域に対する政治的影響力を及ぼす基盤の形成が完成した日本は、次の段階として同地域における経済的優越性の獲得を指向し始めた。そこで、「満洲国」の門戸開放≠機会均等という、九カ国条約の制限的解釈の既成事実化が図られるのである。

「満洲国」における九カ国条約の制限的解釈、その既成事実化の第一段階は、列国との間で満州問題を棚上げにすることであった。日本がその場を選んだのが1933年6月のロンドン国際経済会議であった。「満洲国」の建国時に同国政府は「門戸開放」を維持する旨の声明を発したものの、同会議で満州問題を議題に挙げないことに成功した日本は、列国に対して「満洲国」の門戸開放に対する具体的な言質を与えぬまま、現状の黙認という状態を得た。

その後、既成事実化の第二段階として経済統制が開始された。その際、外務省が最も考慮したのが九カ国条約の扱いであった。石油業の統制過程で見たように、制度上は「門戸開放」に抵触せず、実質的に日満の独占状態を作ることで、アメリカからの非難を逃れようとした。それでもアメリカは対日非難を繰り返してきたため、統制は「満洲国」の自主的な行為である、という主張を盾に統制を押し進める。そして、アメリカが対日妥協的態度を持している間に、石油専売制度を実施し、さらには「満洲国」には九カ国条約は適用されない旨を宣言した。最終的に、アメリカ系石油企業を「満洲国」から撤退させることに成功し、部分的な「アジア・モンロー主義」的現状打破構想を実現するのである。

しかし、全ての産業について、石油業の統制過程と同様の措置が採られたわけではない。英米トラスト社が満州へ販路の拡張するため、満鉄附属地内で新たな事業を始めようとした際に、現地軍は強く反対したが、同問題は「満洲国ニ対スル列国ノ態度ヲ決スル主ナル契機」であると外務省は判断し、大幅な譲歩を行なったことは本論で見たとおりである²³⁵。以上のような方針により、日本はアメリカとの関係を決定的に悪化させる

²³⁵ 「満洲国門戸解放関係一件」外務省外交史料館所蔵（E-1-1-0-14_001）、JACAR Ref. B08060550200.

ことなく、満州における経済的優位を達成することができた。

1935年から開始される日本の華北工作は、対満政策と同様の方針で推し進めようとしていたことがうかがえる。現地軍の独断で始まった華北分離工作であったが、外務省はその前年から華北を独立させる可能性について考慮していた。今後、そういった事態が発生した場合に備えて、翌年のロンドン海軍軍縮会議とその予備会議では、九カ国条約問題については議題に挙げないことで、具体的な言質を与えないという方針が、1934年4月の時点で決定されていた。日本の思惑通り、34年10月から始まった予備会談では、極東問題については話し合われることのないまま、35年から華北分離工作が開始される。外務省は自身の対中構想の実現のため、現地軍が主導する華北分離工作を黙認、利用し、年末には冀東政権を誕生させ、「満洲国」政権同様、華北において政治的勢力圏化の形成を図った。そして、翌36年に入ると陸軍が進めていた華北工作を追認する「北支処理要綱」を策定する。こうした華北工作は、満州政策を成功例としてその方針を踏襲したものであったと見ることができる。

一方でこの間のアメリカは、駐日大使館や駐中大使館から常に、日本の「満洲国」や中国での動きを警戒する報告が届いていたものの、終ぞ対日妥協的態度を変更するとはなかった。僅かな満州権益を保護するよりも、それによる対日関係悪化を回避することを優先させた結果であった。こうした考えは、日中戦争勃発後に対日強硬論を主張するようになるホーンベックも共有するものであった。

本章で焦点を当てた期間の日米関係は、その前後と比べて非常に安定していた、というのがこれまでの定説であり、本章によって見えた日米関係も、その範囲を逸脱するものではない。しかしながら、その安定を形成した要因については、従来のように広田・ハル交換メッセージ等の言説レベルでの日米親善関係の確認によるものではなく、お互いの対中、対東アジア政策・構想に起因することが明らかとなった。特に、「アジア・モンロー主義」的現状打破構想を、対米関係悪化を極力回避しつつ実行するため、九カ国条約の段階的な形骸化という方針に落とし込んだ外務省は、満州事変や華北分離工作など現地軍の独断によって強硬化する日本の対中政策が日米関係に与える悪影響を、うまくコントロールする役割を担ったといえよう。

第3章

有田八郎の現状打破構想

第1章、2章では、重光葵を中心に1930年代前半の外務省の現状打破構想、および政策を見てきた。本章では、重光と同様に外務省「アジア派」の中心とされ、1930年代後半に4つの内閣で外相を務めた有田八郎の対外構想を分析する。

本論に入る前に、重光や広田ほど馴染みのない有田という人物について、簡単に紹介しておきたい。1884年、新潟県佐渡郡真野町（現佐渡市）の漢方医である山本桂・美無の六男として生まれた。そして1887年に有田家の養子となる。1909年に東京帝国大学を卒業し外交官試験に合格した有田は、領事官補として奉天で外交官生活をスタートさせる。外務省入省の同期生としては、来栖三郎や伊藤述史、徳川家正らがあり、3年先には広田や吉田茂、武者小路公共らが、2年後には重光や芦田均、堀内謙介らが外務省に入省している。その後、北米各地や中国勤務を経て、1927年に亜細亜局長に就任した。1930年代に入ると、外務次官を務め、ベルギー大使、中華大使を経て、広田内閣で外務大臣に就任すると、第一次近衛内閣、平沼内閣、米内内閣でも外相の座に就くこととなる。太平洋戦争開戦後は、外務省顧問や内閣顧問として終戦工作に携わった。戦後は衆議院議員となり、東京都知事選に革新系から立候補するも落選している。

以上のような経歴を持つ有田は、1930年代の外相就任期間としては広田に継ぐ長さであり、戦間期の日本外交の体現者の1人であったと言えるであろう。にもかかわらず、後述するように、有田に関する先行研究は驚くほど少ない。特に、外相就任以前の有田については、これまで全く顧みられることはなかった。

そこで本章では、まず、満州事変以前の有田の対外構想がいかなるものであったのかを分析し、当該期は未だ現状打破構想を有しておらず、ワシントン体制、九カ国条約を遵守していく姿勢を示すことで、英米との協調関係の維持を目指していたことを明らかにする。次いで、有田の経済的危機意識に着目し、日本が生存していくうえで原料資源の確保を目的とした経済ブロック構想を抱くようになり、それに合わせて対外構想も現状打破的性質を帯びるようになったことを明らかにする。それにより、有田は重光とは

全く異なる要因で現状打破構想を有するようになったこと、それゆえ、有田の現状打破構想は、重光のアジア・モンロー主義的現状打破構想とは質的にも異なっていたこと示す。

最後に、有田の対外構想を知る上で、欠かすことのできない対独構想についても観察する。広田弘毅内閣の外相であった有田は、日独防共協定を成立させるなど、日本のドイツ接近に深く関与している。有田の対独接近構想の意図を明らかにし、有田の対外構想の全体像を把握する。

1 有田八郎の現状打破構想

1-1 有田外交に関する認識

戦間期の日本外交に関する研究の蓄積は膨大であり、それに比例して、戦間期の外務官僚に関する研究蓄積も年々、増加の傾向を辿っている。そのような外務官僚として、例えば、第1章で見た重光葵や、「悲劇の宰相」として知られる広田弘毅、国連脱退や三国同盟締結で知られる松岡洋右が挙げられる。しかし、同時代に4つの内閣で外務大臣を務めた有田八郎に関しては、その傾向は当てはまらない。

戦前の自由主義論者であり外交評論家であった清沢冽は、1936年4月に、有田が広田弘毅内閣に外相として入閣するに際して、「有田八郎論」と題する論考を発表している。そこで清沢は、有田は「大して印象に残らない」人物であり、広田首相の「大きな方針は自分が参加するとして外務大臣は忠実な人であればいい」という心理から、有田が外相に選ばれた、と述べている²³⁶。つまり、清沢から見た有田という人物は、これといった特徴はなく、広田の外交政策を継承するだけの外相、というものであった。このような、清沢の有田に対する評価は、後年の数少ない有田研究で提示される有田像とも、概ね一致する。

有田に関する文献として、まず挙げられるのが、山本悌二郎編『有田八郎の生涯』である²³⁷。戦後、衆議院議員となった有田の秘書を務めていた山本²³⁸による同書は、そのタイトル通り、出生から晩年までの有田を描いた唯一の伝記であるが、その性質上、外交史料などの一次資料をほとんど使用していないことや、批判的検討もなされておらず、

²³⁶ 清沢冽「有田八郎論」(『日本評論』1936年5月号)、152-160頁。

²³⁷ 山本悌二郎『有田八郎の生涯—信念に生きた人』(考古堂、1988年)。

²³⁸ 有田の実兄であり、田中義一内閣や犬養毅内閣で農林大臣を務めた山本悌二郎とは、同姓同名であるが別人である。

研究としての価値は乏しいと言えよう。

有田外交に関する本格的な研究の端緒は、臼井が 1971 年に発表したものである。1930 年代の外務省および外交政策形成過程を分析した研究において、臼井は、「アジア派」は「有田八郎を中心とする集団」であったと述べ、重光に並んで当該期における外務官僚の中心的存在として扱っている²³⁹。有田に関する描写において、臼井が特に注力しているのは、1938 年 11 月 18 日の「有田声明」からうかがえる有田の東亜新秩序構想に関してであった。臼井は「有田声明」を、「九カ国条約その他ワシントン体制を原則的に否認する日本の公式見解」を明らかにしたものとし、日中満の連絡体としての東亜新秩序建設を進めた有田外交も、戦間期における対英米関係悪化の原因と捉える²⁴⁰。

こうした臼井による見解は、後年の研究にも継承されている。入江昭は「有田声明」を「日本によるワシントン体制の正式な否認」と捉え、「日本がついに後戻りできない橋を渡った」ことを示すものだと評価した²⁴¹。入江同様、細谷千博も、「有田声明」を「ワシントン体制の支柱をなす九カ国条約への原理的な否認」の表明としている²⁴²。さらに、1938 年 11 月 3 日の近衛文麿首相による「国民政府と雖ども拒否せざる旨の政府声明」（以下、「東亜新秩序声明」）と「有田声明」の 2 つの声明によって、「米英の勢力を排除する『地域主義』政策を東アジアで展開する方針を明らかにした」という見解を示した²⁴³。

また、細谷は、有田外交の特色として、東亜新秩序建設と同時に英米との国交調整を図ろうとしたことを挙げている²⁴⁴。東亜新秩序建設は、ワシントン体制維持を図る英米の排除するものであり、この点において細谷は、有田外交は自己矛盾を内包したものであったと評価するのである。

服部聡は、この細谷の指摘する有田外交の矛盾について、より深く検討し、有田外交がいかなるものであったのかを明らかにすることを試みている。臼井、細谷は戦間期の日本外交、外務省に関する研究のなかの一部で有田外交について言及しているのである

²³⁹ 臼井勝美「外務省—人と機構」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る 10 年（1931-41 年）』（東京大学出版会、1971 年）、116-117 頁。

²⁴⁰ 同前、131-132 頁。

²⁴¹ 入江昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（東京大学出版会、1991 年）、101 頁。

²⁴² 細谷千博「真珠湾への道 1931-1941」同編『日米関係通史』（東京大学出版会、1995 年）、137 頁。

²⁴³ 同前。

²⁴⁴ 細谷千博『両大戦間の日本外交—1914-1945』（岩波書店、1988 年）、149 頁。

が、服部は有田が東亜新秩序構想をどのように位置付けていたのかを分析し、1930年代の日本外交における有田外交の意味を考察している点で、最も包括的かつ精緻な有田研究であるといえる。服部によると、東亜新秩序構想と英米関係悪化阻止という矛盾した課題に直面した有田は、「独自の外交方針や原則を生み出してその追求を図ることはなく、その一方で、前任者が打ち出した自己矛盾した政策をそのまま継承し、その矛盾を緩和しつつ、その追求を」図った²⁴⁵。また、軍部等との関係からも、有田は東亜新秩序建設の放棄を打ち出して、対米関係の根本的な改善に乗り出すことよりも、国内政治を優先させた、と指摘している²⁴⁶。そして、有田の外交スタイルを、「国内政治的に発生する摩擦と、外交的に発生する摩擦の双方を極小化することを狙った利益調和的なもの」であり、「その結果、有田外交は中途半端なものに陥ることになった」と結論付けている²⁴⁷。

有田の対外政策に焦点を絞った研究としては、さらにゲイロード・窪田、井上勇一の研究が挙げられる。窪田の研究は、1936年の日独防共協定締結時の有田の思想と行動から、有田外交の特色と、協定締結に果たした有田の役割を検討したものである²⁴⁸。窪田は同論文において、防共協定締結交渉を外務省の正式ルートに乗せる際にも、また、協定内容に関してドイツ案を修正する際にも、有田が積極的な役割を果たしたことを明らかにした。また、有田をドイツとの提携に傾けさせた要因は、ドイツへの思想的傾斜ではなく、有田が有していた強い反共思想であり、最終的に、英米ソ三国を極力刺激しないよう配慮した「薄墨」で書かれた協定を結ぶことに成功したと、結論づける。

井上は、有田が求めた門戸開放主義の修正がどのような実態であったかを、1939年の有田・クレギー会談の分析を通じて検討している²⁴⁹。広域経済圏²⁵⁰の完成を目指す有田は、その過程で九カ国条約を否定し、門戸開放主義の修正を英米に求めたのであるが、

²⁴⁵ 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序構想』」服部龍二、土田哲哉、後藤晴美編『戦間期の東アジア国際政治』（中央大学出版部、2007年）、543頁。

²⁴⁶ 同上、543～545頁。

²⁴⁷ 同上、544頁。

²⁴⁸ ゲイロード窪田（片桐庸夫訳）「有田八郎—日独防共協定における薄墨色外交の展開」（『国際政治』56号、1977年）、46-64頁。

²⁴⁹ 井上勇一「有田の『広域経済圏構想』と対英交渉」（『国際政治』56号、1977年）、65-84頁。

²⁵⁰ 日中の提携による自給自足圏を形成し、この他に、欧州大陸、南北アメリカ、ソ連邦、イギリス帝国の4グループを加えた5グループ間で経済、文化の交流を行い、平和共存の実を上げようとする構想。有田はオーストリア公司期に汎欧州運動を展開するクーデンホーフ・カレルギーに出会い、彼が説く広域経済圏構想に興味を抱くようになったという。有田八郎『馬鹿八と人はいふ—外交官の回想』（光和堂、1959年）、137-138頁。

在華權益を有する英米との摩擦をいかにして回避するかというプログラムを持ち得なかった。その点において、英米が経済圧迫を加えてきた時に、日本がどのように対処するかという問題を、有田の広域経済圏構想は補うものではなかったと結論付けている。

以上の研究から見える有田外交とは、ワシントン体制、そのなかでも九カ国条約の打破を試みるも、もう一つの外交課題であった対英米関係の調整と矛盾し双方が破綻する結果となった、というものである。しかし、有田外交をより深く理解する上で、これらの研究には以下の2つの視点が欠けている。1点目は、なぜ有田が現状打破構想を指向するようになったのか、という点である。この理解なくしては、有田の現状打破構想の起点および、その目標が何であったのかを正確に理解することはできないであろう。2点目は、現状打破構想と対英米関係改善という矛盾する2つの対外構想をいかにして両立しようとしたのかを明らかにすることである。従来の研究では、矛盾する対外構想を有していたことが、有田ら「アジア派」外務官僚たちの限界とされるが、この矛盾は同時代においても明白であった。この点を鑑みた場合、矛盾を限界と捉えるにとどまらず、いかにして両立しようとしたのか、そしてその方針がなぜ破綻することになったのか、ということにまで踏み込んで明らかにされなければならないであろう。

以下からは、1つ目の指摘である、「アジア派」として語られる有田が、「アジア派」の要件である現状打破構想をなぜ有するに至ったのかという点を、これまであまり言及されることのなかった1920年代および30年代初頭にかけての有田の対外構想や、九カ国条約認識、運用意図の変遷を辿ることで明らかにする（2点目については第4章の課題とする）。

1-2 「革新同志会」の結成と外務省「アジア派」

そもそも、有田が「アジア派」の中心人物として語られるのはなぜか。それは、1919年9月に結成された「革新同志会」の中心的存在であったことが強く影響している。この「革新同志会」とは、1919年のパリ講和会議において、列国に比べ日本外交の遅れを感じた若手外交官が省内改革のために結成した組織である。

1914年に勃発した第一次世界大戦は、1918年に連合軍側の勝利で終結した。この大戦に連合軍側として参加し、戦勝国となった日本は、パリ講和会議に五大国の一つとして臨むこととなり、西園寺公望、牧野伸顕を代表とする総勢60名以上にのぼる全権団をパ

リへ派遣する。講和会議の主要目的は、恒久的平和秩序の建設、およびそれを達成するための国際連盟の樹立にあった。

日本全権団はこの会議において、国際連盟など、直接戦争終結に関係しないものに関する調査、研究不足を露呈し、列国との外交機構の差を痛感することとなる。赤道以北のドイツ領南洋諸島問題、山東のドイツ権益継承問題といった、日本の国益に大きく関係する問題に関しては、日本は積極的に主張を行うが、それ以外の問題について発言することはまれであり、列国からも「サイレント・パートナー」と揶揄される有様であった。

当時、政務局に勤務していた有田も、全権団の随員として会議に同行していた。有田は講和会議について以下のように回想している。

実際に会議に臨んで見ると、外務省の機構が小さくて、五大強国の一つとして世界的規模の仕事が出来るようになっていないことを知り、さらにヨーロッパ、アメリカの各地に来ている他省の若手官吏がみんな召集されて会議に上程される問題取扱の事務などをやっているのに、外務省の若手は明け暮れ暗号電報の翻訳に浮身をやつしているのを知って、これではならぬという空気がうんじょうされた²⁵¹

そして、会議開催中、ホテルの同室に割り当てられていた重光と話し合いを続けた結果、堀内謙介、斎藤博を加えて、外務省の改革運動に乗り出すこととなった²⁵²。そして次のような「外務省革新綱領」を作成した。

- (1) 門戸を開放し人材を要請し任免抜擢及配置の妥当を期すること
- (2) 機関を拡張し運用を改善し経費の充実を期すること
- (3) 速やかに以上の目的を達成せむ為革新案の審議並実行に充分の権限を有する常設機関を外務省内に設置すること²⁵³

²⁵¹ 有田八郎『馬鹿八と人はいふ』、28頁。

²⁵² 同前、28-29頁。一方で堀内は、自身が重光と話し合い、重光が有田に、堀内が斎藤に話を持ちかけることとなったと回想している。そのため、誰が言い出したのかは定かとはならないが、有田、重光、堀内、斎藤の4人で改革運動が開始されたことは間違いない。堀内謙介『堀内謙介回顧録—日本外交50年の裏面史』（サンケイ出版、1979年）、23頁。

²⁵³ 外務省編『外務省の百年』上巻、741頁。

以上のように革新の目的を、「機構の拡大強化」、「省員の養成」、「門戸の開放」の3つにしぼり、世界各地の出先公館に賛同を求めた。その結果、ワシントン大使館に赴任していた広田の賛同をはじめ、総勢21名の同志を獲得する。さらに、念入りに検討した意見書を西園寺、牧野両全権に提出し、こちらからも賛同を得るに至った。帰国後は、本省内での賛同者を得るため活動し、合計46名の賛同を得て1919年9月20日ごろ、「外務省革新同志会」が結成されるのである。

革新同志会は、「革新綱領」に基づき23項目からなる「外務省革新綱領要目²⁵⁴」を作成し、内田外相に提出した。「革新綱領要目」提出の翌月には、埴原正直外務次官を委員長とし、その下に有田を含む13名の委員からなる「制度取調委員会」が設置され、外務省機構改革は進みだす²⁵⁵。

そうしたなか、1920年6月、有田は埴原次官から、シヤム公使館への転任を命じられる。当時、外務省内には「三舎を避ける」という言葉があり、ギリシャ、シヤム（タイ国）、ペルシャは敬遠される赴任地であった²⁵⁶。この辞令に対して、有田は、埴原が3ヶ月で後任を送ると言ったことに対し、強く念を押すと、すぐにシヤムへ向かった。その理由に、「任地に甲乙をつけるのはよろしくないというのが革新運動の一つの主張」であること、「外務省というところは悪い任地へ人を追い出す時は簡単に二、三ヶ月などといっておいて、行ったが最後、一年でも二年でも打っちゃっておくという悪い癖」があり、「そういう悪い癖をなおさなければならないと思っていた」こと、外務省のもう一つの悪い癖に、「あまり有難くない外地赴任の場合には、なるだけぐずぐずして、二ヶ月でも、三ヶ月でも出発を遅らせる風習」があったが、「こんな風習を打破する」必要があることなどを挙げている²⁵⁷。

有田の参事官の後任には、重光が任命された。重光は、「外務省に関する法制に携わるという意味で、実際にはこれまで有田（八郎）君が中心になってやっていた外務省の

²⁵⁴ 「門戸開放」、「一般社会の外交知識啓発」、「省員養成と館員の教育」、「任国各般の研究に従事する館員の特置」、「適材適所」、「簡拔淘汰」、「在勤俸その他の給与増加」、「省の幹部に對外政策考量等の機会と余裕を与えるように組織改善」、「調査局の新設」、「政務通商事務の一局化」、「国内諸般の事情を通報せしめるための一局新設」、「人事会計両課と文書電信翻訳の三課を各独立の局に」、「二次官設置」、「課の増設と課長の権限拡張」、「在外公館増設と商務官制度の復活」、「司法事務官制度設置」、「庶務担当者数の数倍化」、「経費の充実」、「事務分掌の明確化」、「電信事務専任者の設置」、「監察官制度の設置」、「省員の旅行頻繁化」、「能率増進」の23項目が、9月26日の幹事会で決定された。同前、742頁。

²⁵⁵ 同前、739-757頁。有田『馬鹿八と人はいう』、28-29頁。

²⁵⁶ 山本悌二郎『有田八郎の生涯—信念に生きた人』、45頁。

²⁵⁷ 有田『馬鹿八と人はいう』、30-31頁。

事務の刷新、機構の強化ということに、同志の援助を得て専心する役割であった」と回想している²⁵⁸。また「革新綱領要目」で提示されていた情報部が設置され、1921年に広田が情報部の第二課長に就任した。

その後、人材養成、外交官試験の改革など、機構改革は進んでいくが、第一次世界大戦による好景気の終焉と、1923年の関東大震災の影響で日本経済は縮小し、それに伴い政府が緊縮財政方針をとったこと、また、革新同志会の解散といったことから、改革の気運も低下することとなる²⁵⁹。

以上が、「革新同志会」の成立過程および活動である。確かに、この「革新同志会」には、有田や重光、広田など後に「アジア派」と呼ばれる外務官僚たちの人的な凝集性は見られる。しかし、「革新同志会」はあくまで外務省の機構改革のための組織であり、その対外構想まで軌を一にしていたわけではない。それは、「国際派」と目される杉村陽太郎も「革新同志会」においてリーダー的な役割を果たしていたことから明らかである。

1-3 満州事変前の有田のワシントン体制認識

1925年6月15日、有田八郎は天津総領事に就任した。その頃、中国では各地で排日・排英運動が盛んに行われており、日本の租界がある天津にもそうした波が押し寄せていた。そのような状況で総領事に就任した有田の主な仕事は、租界行政および治安の維持であった。

天津に赴任しておよそ1カ月後の7月14日、有田は幣原喜重郎外相に、天津における民衆運動の状況を報告している。そこでは、天津ではそれほど排日気運は高まっておらず、そのため領事館としても特に表立った動きはしていないこと、6月14日にデモが起こった際に、「交渉員ヨリ英租界ノ事例ニ倣ヒ奉軍憲兵ノ租界派遣方申出アリタルモ支那側取締ニ信頼スルノ故ヲ以テ態ヨク拒絶」したことが報告されている²⁶⁰。

一方、日本の在華權益が集中する満州の実権者である張作霖と、奉天派の有力軍人である郭松齡が対立を起こした際の対応として、以下の提案を幣原に行っている。

日本トシテハ東三省保安、我利権保護ノ見地ヨリ従来我政策ト甚タ敷キ矛盾セサル

²⁵⁸ 重光『外交回想録』、73頁。

²⁵⁹ 戸部『外務省革新派』、13-32頁。

²⁶⁰ 1925年7月24日発在天津有田総領事より幣原外務大臣宛（電報）『外文』大正十四年第二冊上巻、447-450頁。

限り何等カ作霖ノ地位保留ニ付カヲ籍スコト必要ナラスヤト思考ス（中略）日本ニ
取りテハ現在ノ事態ハ支那ノ内争トシテ放任スルハ少シク重大ニ過クルモノト思
考セラルル²⁶¹

以上のような有田の中国への対応からうかがえるのは、有田が中国権益と満州権益を分離して考えていたことである。こうした点は、前章で確認した重光の中国認識とは大きく離れているものであると同時に、在満権益の保護のために積極的な介入構想を見せる有田の構想は、対中不干涉を重視していた幣原とも一線を画するものでもあった。

1925年11月22日、奉天派の郭松齡は張作霖に反旗を翻し、奉天に進行を開始した。いわゆる、郭松齡事件である。上述のように、有田は日本の在満権益保護のため、張作霖に対する援助を行う方針を支持していた。しかし、「ワシントン体制の精神」を尊重し、中国内政不干涉主義を採る幣原は、当然、派兵することは認めなかった。そして、時の政権であった第2次加藤高明内閣は、郭松齡、張作霖双方に対して警告を試み、事態の収束を図るのである²⁶²。

また、こうした、有田と幣原の距離の遠さは、有田が天津総領事に就任する前年、当時の垂細垂局長であった出淵勝次が、幣原外相に対して自身の後任に有田を推薦するも、結局、木村鋭市がそのポストに付いたことからもうかがえる²⁶³。

以上の有田の対中構想は、1927年に田中内閣が成立し、有田が垂細垂局長に就任すると、日本の対中政策の根幹として顕在化していくこととなる。1927年4月20日に田中義一内閣が成立すると田中首相は外相を兼任し、幣原外相の対中不干涉主義とは異なる、いわゆる田中「積極外交」を展開していく²⁶⁴。有田は同年9月13日に垂細垂局長に就任している。以下からは、有田が垂細垂局長時代に作成した2つの文書を分析することで、当該期にいかなる対中構想を有していたのかを明らかにしていく。

²⁶¹ 1925年11月29日発在天津有田総領事より幣原外務大臣宛（電報）『外文』大正十四年第二冊下巻、818-819頁。

²⁶² 郭松齡事件に対する日本の反応については、小林道彦「政党内閣期の政軍関係と中国政策—1918-1929年」九州大学大学院経済学研究院政策評価研究会編『政策分析 2004—国際化・分権化時代の日本経済の存立基盤』（九州大学出版会、2005年）、122-125頁を参照。

²⁶³ 高橋勝浩『出淵勝次日記』（二）—大正十二年～十五年』（『國學院大學日本文化研究所紀要』88号、2001年）、438-441頁。

²⁶⁴ 田中の「積極外交」については、臼井勝美『日中外交史—北伐の時代』（塙書房、1971年）、佐藤元英『近代日本の外交と軍事』第1-3章（吉川弘文館、200年）、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』（有斐閣、2001年）、191-251頁、小林「政党内閣期の中国政策」、125-137頁が詳しい。

1928年4月に蒋介石が国民革命軍を率いて一時中断していた北伐を再開させたのを機に、田中内閣は第二次山東出兵を行なった。以降、5月には済南事件、6月には張作霖爆殺事件が勃発し、日中関係は悪化の一途を辿っていく。そうしたなか、7月13日に有田は田中外相の命によって「対中国一般および対満蒙方針について」という文書を起草している。この文書は、表題通り中国と満州に対する方針が個別に起草されているのであるが、まず対中国一般方針について見ていく。

対支方針ノ基調ハ…支那ノ主権ヲ尊重シ不干涉主義ヲ持スルト同時ニ門戸開放、機会均等ノ原則ヲ遵守シ…同国民ノ正当ナル希望ニ対シテハ其ノ合理的斬新的達成ニ協力シテ努メテ列国ト協同シテ其ノ実現ヲ期スヘキモ之レカ為メ支那人ヲ増長セシメサル様細心ノ注意ヲ加フルヲ要ス

(国民政府の承認問題について—筆者注)承認ニツキテハ予メ各国間ニ意見ヲ交換シテ出来得ル限り同一歩調ヲ執ルヲ可トスルモ無理ニ各国ト歩調ヲ合ハスノ必要モ無ク去レハトテ強イテ他国ニ先ンシテ承認ヲ為サムト努ムルモ要モ無シ²⁶⁵

基本的には英米と歩調を合わせつつ九カ国条約に則った方針で対中政策を進めていくこと、その際、過度な対中譲歩は行わないことが方針となっていることがわかる。次に満蒙方針について見ていく。

日本トシテハ満州ノ実権者ニシテ支那本部ト隔離セムトスルモノ有ル場合ニハ同情ヲ以テ之レニ対シ其ノ傾向ヲ助成スルヲ得策トス(中略)但シ其ノ方法露骨ナルニ於テハ欧米諸国ノ非難ト支那国民ノ反対ニ逢着シテ其蒙ル損害計ルヘカラサルモノ有ルヘキカ故ニ此ノ点ニツキテハ細心ノ注意ヲ払フヲ要ス²⁶⁶

ここでは具体的な方法は述べられていないものの、国民政府と満州の切り離しが日本にとって好ましい状態であることが明示されている。この点については、有田が起草し

²⁶⁵ 1928年7月13日「対中国一般および対満蒙方針について」『外文』昭和期I第一部第三卷、21-25頁。

²⁶⁶ 同前。

た「東三省の支那本部よりの政治的精神的分離問題について」という文書でさらに詳しく言及されている。

7月21日に起草された「東三省の支那本部よりの政治的精神的分離問題について」では、満洲における日本の要望は、同地方の治安の維持と経済開発であり、これらを達成する上で「東三省カ分離スルコトハ日本トシテ望マシク其ノ勢ヲ助成スルコトハ得策ナルモ非常ナル犠牲ヲ払ヒテ迄モ無理ニ其ノ方面ニ猪突スル必要ハ絶対ニ之無キナリ」と述べている²⁶⁷。ではここで述べられている「非常ナル犠牲」とは何を指すのであろうか。有田はこれを、諸外国より「九ヶ国条約ニ違反スルモノトシテ喧々轟々タル非難ヲ蒙ル」ことであるとしている。そして、以下のようにまとめて文書を締めている。

東三省ノ支那本部ヨリノ分離問題ハ日本ノ希望トシテ機会有ル毎ニ其ノ助成ニカムヘキモ東三省ノ大勢ニ反シテ迄モ之レヲ強硬セシメムトスルカ如キハ之レヲ避ケ其代リ日本トシテハ同地方ノ治安維持問題ニツキテハ支那人外国人ノ意向如何ニ拘ラス必要ノ場合ハ自衛ノ見地ヨリ適当ノ措置ヲ取り…分離セシメサレハ利権ノ獲得ニハ時トシテ不便ノコトアラムモ之レカ為メニ非常ナル国際紛乱ヲ賭シテ迄モ分離ヲ為サシメムトスルカ如キハ断シテ不可ナリ²⁶⁸

これらの2つの文書からうかがえるのは、やはり重光のそれとは大きく離れた対中構想とワシントン体制認識である。まず対中構想について考えると、重光と違い有田は、「中国」と「満州」を完全に切り離して考えていた。そして有田は、重光のように積極的な対中譲歩という考えは持っておらず、また、満州を国民政府から分離させることが日本にとって好ましい状態であると認識していた。その一方で、そのような日本の中国への介入は、英米から九カ国条約違反であるという非難を招くことも同時に認識しており、あまり強硬な手段には出ず、多少時間がかかることとなっても九カ国条約に抵触せずに満州権益を保護・拡大する方法を模索するのである。

ではワシントン体制についてはどうであろうか。有田は「東三省の支那本部よりの政治的精神的分離問題について」の中で、「華府会議ニ於テ支那問題カ論セラレ日本ノミカ

²⁶⁷ 1928年7月21日「東三省の支那本部よりの政治的精神的分離問題について」『外文』昭和期I第一部第三巻、224-227頁。

²⁶⁸ 同前。

組上ニ」上げられ、「日支交渉ニヨリ得タル権利ノ大部分ハ有耶無耶中ニ消滅シ終レリ」とワシントン会議について回想している。つまり、有田にとってワシントン会議とは、列国が日本を槍玉に挙げたことによる在華権益喪失の場であり、そこで形成されたワシントン体制に対しても、重光が中国ナショナリズムを取り込む枠組みというように、積極的な評価をしていたのに対し、有田にとっては英米からの非難を避けるために則る枠組みでしかなかったのである。

1-4 満州事変後の有田の対外構想

ここまで、1920年代の有田の外交構想から、ワシントン体制および九カ国条約に対する認識を確認してきた。そこで明らかとなったのは、消極的な認識を有していたとは言え、1920年代の有田はワシントン体制、九カ国条約を遵守する方針を有していたことである。そこで、以下からは、重光や「革新派」外務官僚が現状打破に転向する満州事変以降の有田のワシントン体制、九カ国条約認識を確認する。

満州事変勃発に関して、当時オーストリア公使であった有田は、回顧録において「私が東京にいた頃にはそのような心配がぜんぜん感じられなかったので、事の意外に驚いた次第であった」と回想している²⁶⁹。その後、国際連盟理事会理事を兼任していた芳澤謙吉駐仏大使の相談役としてパリに赴いた有田は、幣原外相宛の電報で以下のように日本の方針を批判している。

例へハ撤兵ニ関シ当初ハ生命財産ノ安固ヲ確保スルニ至レハ遅滞無ク撤兵スト称シ中頃ニ至リテハ基本条項ニ関スル協定成立スルニ非サレハ撤兵出来スト主張シ最近ニ至リテハ支那側ノ地方機関ノ実勢力ヲ各地方ニモ波及スルヲ待チテ撤兵スル外無カルヘシト称スルカ如キ²⁷⁰

さらに、「或種ノ手段ヲ取ラレタル後ニ至リ之ヲ弁明擁護スルカキ観」があると、日本の事変対策の一貫性のなさにも批判を加えている²⁷¹。有田によれば、満州権益が危機に

²⁶⁹ 有田『馬鹿八と人はいふ』、59頁。

²⁷⁰ 「満州事変（支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係）/嫩江事件（淋昂鉄道破壊修理関係ヲ含ム）」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-21_17）、JACAR Ref. B02030470700.

²⁷¹ 同前。こうした有田の批判に対して、幣原外相は世論の対外強硬化などを理由に、対満政策が変化していくのはやむを得ない、という認識に達していたという。臼井勝美『満州事

瀕する場合はあらゆる手段で擁護する必要があるが、「其方法ノ硬軟如何ニ拘ラス須ク政府ノ定メラレタル方針ニ依リ正々堂々之ヲ行フ」べきであり、現在の状況は、「正々堂々味ヲ欠キ帝国ノ主張ヲ弱ムル感ナキニアラス」というのである²⁷²。満州権益の擁護に対し、有田は、ときとして強硬な主張を行ってきたことは上で確認したが、ここでも有田の考えは変化していなかったことがわかる。

1932年5月10日、有田は外務次官として本省勤務となる。当初、外務大臣は芳澤謙吉であったが、5月26日に斎藤実内閣が成立すると、斎藤首相が外相を兼任することとなった。斎藤内閣では、その成立当初から、前内閣で保留されていた「満洲国」の承認が大きな課題となっていた。専任外相には、有田を中心に外務省側からの強い要請があり、内田康哉が7月6日に就任する²⁷³。内田の外相就任後、日本は「満洲国」の早期承認へ急速に傾斜していくこととなるのであるが、「満洲国」の承認論者である内田に対し外相就任を強く要求したことから、有田も「満洲国」承認に対しては積極的であったことがうかがえる²⁷⁴。

事変前から、満州の中国からの分離を促進することによる日本の満州権益の確立を考えていたことを鑑みると、その方法の是非を別として、「満洲国」の建国は有田自身の対中構想に沿ったものであった。その一方で、過激な方法を採用対英米関係が悪化することを、日本にとっての重大な犠牲であるという認識を同時に有していたことも上で確認した通りであり、これらを両立させることが必要となるのである。

内田が外相に就任する直前の6月18日、有田外務次官邸において、内田と外務省幹部間で満州問題、特に「満洲国」承認問題についての会議が開催された。そこでは、「調査委員（リットン調査団—筆者注）ノ報告提出前我方ガ重大ナル理由ナクシテ満洲国ヲ承認スルコトハ連盟ヲ出抜クモノトノ非難ヲ招クベシ」と、9月頃に予定されていたリットン調査団の報告書提出まで、無理な承認は控えることが確認された²⁷⁵。さらに、日本の「満洲国」承認による九カ国条約抵触とアメリカによる対日非難、日米関係の悪化を強く意識しており、そうした状況を回避することが、以下のように確認されたのである。

変—戦争と外交』（中央公論新社、1974年）、126頁。

²⁷² 同前。

²⁷³ 森島守人『陰謀・暗殺・軍刀—外交官の回想』（岩波書店、1950年）、99頁。有田『馬鹿八と人はいふ』、61頁。

²⁷⁴ 緒方貞子『満州事変—政策の形成過程』（岩波書店、2011年）、297頁。

²⁷⁵ 鹿島平和研究所『日本外交史 18巻—満州事変』鹿島平和研究所出版会、1973年、311-315頁。

我方ハ九国条約第一条ニ依リ支那ノ主權、独立並ニ領土的及行政的保全ヲ尊重スベキコトヲ約シ居ル次第ナル処滿洲国ガ客觀的ニ独立国タルノ状態ニ達シタル後之ニ承認ヲ与フルコトハ右九国条約ノ規定ニ抵触スルモノニ非ルモ前記ノ如キ状態ニ達セザル間ニ承認ヲ与フルニ於テハ九国条約違反ノ問題生ジ(中略)九国条約締約国殊ニ同条約ノ擁護者ヲ以テ任ズル米国ヲ刺戟スルコト少ナカラザルベシ²⁷⁶

6月23日、リンドレー(Sir F. Lindley)駐日イギリス大使が有田を訪問し、「滿洲国」の承認時期について尋ねた際に、有田は「自分ノ個人ノ觀察ニ依レハ調査団来京前ニ承認ヲナスカ如キコトハ万之レナカルヘシ」と返答していることから、18日の会議の内容に沿った形で、有田は「滿洲国」の承認と対英米関係の維持を両立しようとしていたことがうかがえる²⁷⁷。

以上のように、日本の対中政策が九カ国条約に抵触するために対英米関係が悪化することを回避しつつ、滿州權益を維持、拡大するという方針は、有田が滿州事変以前から有していた構想であり、滿州事変前後を通して、有田にとってのワシントン体制は、日本の対中政策の足枷であると同時に、対英米関係維持のための枠組みであるという点で変わりはなかった。

「滿洲国」の承認問題に取り組む一方で、有田次官は外務省内の人事問題についても取りかからなければならなかった。当時、外務省内では谷正之亜細亜局長と白鳥敏夫情報部長の間で、「考査部」の設置の是非をめぐり対立が起こっていた。いわゆる「考査部設置問題」である。

滿州事変勃発後、主務官庁たる外務省が事変処理に関して常に陸軍追従的となり、自身の主張が実現しないのは、外務省内に政策問題につき、深く研究考察する余裕を持たないからであり、省内に日常の事務処理を離れて、政策に関する調査研究を専門とする機関を置くべきである、と「革新派」白鳥は主張した²⁷⁸。しかし、谷や有田は、そうした機関の設置は、二重外交の基礎を開くものであると強く反対する立場を取っていた。白鳥は、滿州事変が勃発し、その拡大がはっきりした頃から、事変を積極的に支持し擁

²⁷⁶ 同前。

²⁷⁷ 1932年6月23日発齋藤外務大臣より在英国齋藤臨時代理大使、在米国出淵大使他宛(電報)『外文』滿州事変第二卷第二冊、543-545頁。

²⁷⁸ 戸部『外務省革新派』、55-58頁。

護する態度を打ち出すようになったことは、前章で確認した通りである。有田は、その白鳥をスウェーデン公使へ転出させることで、省内の統一を図ろうとした。しかし内田外相は有田にも海外転出を要望し、喧嘩両成敗という形で対立を収めようとしたため、有田は抗議の意味を込めて次官を辞任することになるのである²⁷⁹。

次官辞任後、浪人生活を送っていた有田は、1933年8月にベルギーに大使として赴任することとなり、1936年4月に広田弘毅内閣で外相に就任するまで、本省から離れることとなった。この間、有田は各国の共産党の活動とソ連との関係の研究に打ち込み、その結果、強い反ソ的態度を得たという²⁸⁰。広田内閣期に有田が日独防共協定の締結に力を注いだことから、ベルギー大使期に得た有田の反ソ的態度は、その後の有田の対外構想・政策に大きな影響を与えたことがうかがえる。しかし、それと同等か、もしくはそれ以上に、「海外市場喪失の危機」とそれに対する「経済圏の確立の必要性」という認識がこの時期以降の有田の中に芽生え、その後の対外構想に大きな影響を与えていた。

1929年に起きた世界恐慌の煽りを受け、1930年代に入ると、世界経済の潮流はそれまでの自由貿易主義から保護貿易主義へと転じることとなった。アメリカは1930年6月にスムート・ホーリー関税法を制定しアメリカ史上最も高い保護関税体制を築いた。イギリスは1932年7月にオタワ会議を開催し、英連邦内の特惠関税制度を設け、経済ブロックを形成した。こうしたなか、1936年頃になると、日本は英領植民地や蘭領東インド、フィリピン等に対して輸出拡大が難しくなっていた²⁸¹。有田はこうした状況を、次第に日本の存立の危機として認識するようになる。

1935年10月24日、有田はベルギーから本省の広田外相に宛てて、エチオピア紛争に際しての、国際連盟による対イタリア経済制裁の影響について電報を送っている。その中で有田は、「本邦ノ対伊輸出モ増加セシメ得ル理ナルモ其ノ遣方如何ニ依リテハ左ラヌダニ日本品ノ進出ニ悩ミ居ル制裁参加国ニ対シ日本品圧迫ノ口実ヲ与ヘ是等ノ諸国ニ於テ割当削減其ノ他ノ不利ヲ受クルコトナキヲ保セサルヘシ」と述べている²⁸²。当時、英領植民地市場等では日本製品に対して輸入割当制が導入されていたこともあり、有田

²⁷⁹ 有田『馬鹿八と人はいう』、62頁。

²⁸⁰ 山本悌二郎『有田八郎の生涯』、88頁。

²⁸¹ 山本和人「貿易構造の変化と国際対立の激化」小島恒久編『1930年代の日本』（法律文化社、1989年）、235-273頁。石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」——一九三〇—一九三六年』（勁草書房、1995年）等を参照。

²⁸² 「伊、『エ』紛争問題一件／対伊制裁ノ世界経済ニ及ボシタル影響」外務省外交史料館所蔵（A-4-6-1-ET/I1_9）、JACAR Ref. B02031240800。

は、さらなる市場の縮小を危惧していた。こうした意見は、輸出市場が縮小傾向にあった当時では一般的であり、有田特有の考えであったという訳ではなかった。しかし、このような状況の解決策として、有田は「広域経済圏構想」を選択する。それにより、有田の対中構想は排英米的、つまりワシントン体制打破へと向かっていくのである。

外務次官に就任する以前のオーストリア公使期、有田はリハルド・クーデンホーフ・カレルギー（Richard Coudenhove-Kalergi）と、カレルギーが主張していた汎ヨーロッパ主義を知る。汎ヨーロッパ主義とは、ヨーロッパ諸国がこれまでの一切の行きがかりを捨てて、一つの大きな地域として結束し、南北アメリカ、イギリス帝国およびソ連等と対等に競争ができるようにならなければならない、というものであった。有田は極東においても、このような考えが必要であると感じたという²⁸³。そして、上4つのグループに、日本と中国の提携による極東グループを加え、これらのグループ間による経済や文化交流を行うことで、国際的な協調関係を構築しようというのが、有田の広域経済圏構想であった。こうした構想を実現するために、まずは日中間の提携関係を構築しなければならなかったのであるが、ここで有田は中国からの排英米という考えに至る。

ベルギー駐在時、有田は白鳥から1935年11月4日付で、中国から「外力排除」をしなければならず、その中でも排除すべき外力はソ連である、という旨の電報を受け取った²⁸⁴。それに対し有田は、ソ連はもちろんであるが、英米仏等の勢力も排除し、日満華の間で政治・経済上の提携関係を構築し、資源利用、商品の販路を確保して、アメリカ、イギリス帝国、ソ連等に対峙できるようにしなければならない、と返信している²⁸⁵。英米勢力が中国を支援しているせいで、中国国民政府は反日的態度を堅持している。よって英米勢力を排除し、国民政府の反日的態度を改めさせ、また、経済的にも日本に依存させる、つまり日本が中国において経済的に優位な立場を得ることで、日満華提携関係を構築する、という論理である。

しかし、こうした構想を進めた場合、対英米関係が悪化することは目に見えており、有田は「広域経済圏構想」を構想としては有しつつも、即時実行せねばならないとは、この時点では考えていなかった。

1936年4月、広田内閣に外相として入閣した有田は、第69回帝国議会において以下

²⁸³ 有田『馬鹿八と人はいふ』、137-139頁。

²⁸⁴ 「帝国ノ対外政策関係一件（対支、対満政策ヲ除ク）第二巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-0-0-6_002）、JACAR Ref. B02030014100.

²⁸⁵ 同前。

のような演説を行っている。

諸外国ニ於キマシテ、或ハ諸種ノ口実ヲ設ケテ外国生産品ノ排斥ヲ企図シ、或ハ数
国間ニ所謂経済「ブロック」ヲ結成致シマシテ、経済的武装ヲ固メントスルノ趨勢、
愈々顯著トナリツツアルノデアリマス。斯ル趨勢ヲ放置スルニ於テハ、世界的経済
不況ハ益深刻化シ、窮極ニ於テ世界貿易ノ萎縮、延イテハ人類経済生活ノ退嬰ヲ招
來スルニ至リマスル（中略）依テ我国ト致シマシテハ、友好的方法ヲ以テ、如上経
済的武装ノ撤廢、又ハ緩和方ニ極力努力セネバナラヌノデアリマス²⁸⁶

また、第 70 回帝国議会においても、「私ハ此ノ際最モ必要ナルコトハ各国ガ少クトモ
先ヅ進ンデ通商ノ自由ヲ実現スル為「コンゴ」盆地条約ノ如キ公正ナル条約ノ精神ヲ
其ノ植民地市場ニ適用スルト云フコトデアルト信ズルノデアリマス」と述べている。つ
まり、広田内閣期には、まだ自由貿易主義への回帰を期待していたのである²⁸⁷。

しかし、広田内閣が総辞職し、再び浪人生活に入っている間、以下のような理由で、
有田はやはり「広域経済圏構想」の実現の必要性を意識するようになったという。

仮りに各国が貿易や原料資源獲得の障碍を撤廢したとしても、それは一時的で、彼
等の都合次第で、何時でも再び障碍を設けることが出来る。相手のご機嫌のよい時
は別として、少しでもご機嫌を損じたら如何とも仕様が無い。これでは生殺与奪の
権を相手に握られるに等しいのであるから、最小限度の自給自足圏の確立は必要で
あると考えるようになった²⁸⁸

1938 年初頭に有田が発表した論文は、こうした主張が全面に押し出されたものであつ
た。「海軍問題解決の鍵としての支那問題」と題された論文の論旨は、英米が日本の軍艦
保有率のパリティを認めることができないのは、英米が誤った極東情勢認識を持って
いるからだ、というものである。そのなかで有田は、以下のように小国が経済ブロック

²⁸⁶ 1936 年 5 月 6 日「第六十九回帝国議会ニ於ケル有田外務大臣演説」『外文』昭和期Ⅱ第
二部第五卷、17-21 頁。

²⁸⁷ 1937 年 1 月 21 日「第七十回帝国議会ニ於ケル有田外務大臣演説」『外文』昭和期Ⅱ第
一部第五卷上、217-223 頁。

²⁸⁸ 有田『馬鹿八と人はいふ』、139 頁。

を形成する妥当性を主張する。

自由貿易主義が影を潜め大国が其門戸を閉鎖する今日となつては、小国としては自己の存立を危からしめないためにそれぞれの国情に従つて経済ブロックの形成とか、大国家の建設とかに向つて鋭意邁進せざるを得ないのであつて、何国が果して之れを非難し得るであらうか²⁸⁹

さらに、日本が中国と経済ブロックを形成する必然性、そして、それに伴う門戸開放主義の再検討の必要性を、以下のように主張するのである。

市場も原料も之れを自国の領土内に求め得ない日本としては地理的に近接して居る支那殊に未開発の資源を豊富に蔵し工業的にも未だ十分に発達していない支那を経済上必要の範囲に於て確保するより外途は無いのであるが、英米は此場合に於ても尚ほ、支那を世界共同の市場とせんとするのである。事情の変化して来た今日支那の門戸開放機会均等主義なるものは確かに検討を必要とする重大な題目なのである²⁹⁰

これまで、有田は中国および満州地方における権益拡大を指向する際も、常に対英米関係の維持を考慮してきた。その際、九カ国条約およびワシントン体制は、日本がそれを遵守しているという姿勢を示すことで、対英米関係が決定的に悪化することを防ぐ役割を果たしていた。しかし、対英米関係悪化の危機以上に、市場縮小による日本の存立の危機を認識するようになったとき、有田は、従来の門戸開放主義の変更を指向するようになるのである。

1-5. 広域経済圏構想と九カ国条約

日中戦争勃発から約1年4カ月が経った1938年10月29日、有田は第一次近衛内閣の外相に就任する。前年6月に成立した第一次近衛内閣において、有田は、広田、宇垣

²⁸⁹ 有田八郎「海軍問題解決の鍵としての支那問題」(『国際知識及評論』1938年3月号)、6頁。

²⁹⁰ 同前、7-8頁。

一成に継ぐ、3人目の外相であった。

有田は、外相就任後すぐ、列国の外交団と接見した。その際、外交団は、中国における門戸解放、機会均等主義を認めるのか、という質問を有田にしたのであるが、有田は「この問題は重要であるので短時間の儀礼的会見の際に言及することは適當ではない、何れ日を改めてゆっくり話すことにしたい」と、即答を避けたという²⁹¹。このとき保留された有田の回答は、11月18日の、アメリカ政府の対日申し入れに対する回答のなかで、表明されることとなる。

有田が外相に就任する直前の10月6日、グルー大使から、アメリカの在華権益保護に関する申し入れが外務省に手交された（外相は近衛首相が兼任）。

米国政府ハ帝国政府ニ対シ日本軍占領下ノ支那ニ於テ日本側ノ執ラレタル行動及其ノ遂行セラレツツアル政策ニ関シ累次申入ヲ為シタル処米国政府ハ右行動並ニ政策ヲ以テ支那ニ於ケル機会均等門戸開放ノ主義並ニ状態ニ背馳スルモノナリトノ見解ノ下ニ右ニ対シ反対ノ意ヲ表明致候²⁹²

グルーからの申し入れは、冒頭で上のように、門戸開放主義に反する日本の対中政策に対して、反対の意を表明した後、日本による「満洲国」の経済統制や、華北占領地における政治的、経済的工作など、具体的な内容に触れ、中国における貿易等の差別待遇の停止や日本による統制、独占の停止等を求めるものであった。

この申し入れに対し、有田は、「満洲国」や中国占領地における状況について、具体的な事例を出しながら、日本はアメリカの在華権益をできる限り尊重してきたと反駁しつつ、最後に以下のように述べた。

今ヤ東亜ノ天地ニ於テ新ナル情勢ノ展開シツツアルノ秋ニ当リ事変前ノ事態ニ適用アリタル觀念乃至原則ヲ以テ其ノ儘現在及今後ノ事態ヲ律セントスルコトハ何等当面ノ問題ノ解決ヲ齎ス所以ニ非サルノミナラス又東亜恒久平和ノ確立

²⁹¹ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), November 7, 1938, *FRUS, Japan: 1931-1941*, pp.792-793. 有田『馬鹿八と人はいう』、140頁。

²⁹² 1938年10月6日「中国に於ける米国権益確保に関する米大使申入並回答」『年表』下巻、393-399頁。

既に言及したように、先行研究において、この「有田声明」は、九カ国条約ないしワシントン体制を否認するものであると解釈されている。確かにこの時期、有田は、広域経済圏構想による原料資源確保を目的とした自給自足圏の確立を求めている。このことは、回顧録からのみではなく、1940年5月に、クーデンホーフ・カレルギーの汎欧州運動に言及しつつ、「日満支ノ互助連環関係ヲ樹立」し、「然ル後他ノ単位トノ関係ヲ調整」する、という構想を展開したことが記されている資料からしても、間違いのないであろう²⁹⁴。そして、こうした対外構想と門戸開放主義が背馳することは自明であり、このことを鑑みれば、確かに「有田声明」は、「事変前ノ事態ニ適用アリタル観念乃至原則」、つまりワシントン体制の否定ともとれる。しかし、「有田声明」以外の有田の発言等を見ても、決して「九カ国条約」を否定しているわけではないことがわかる。

まず、回顧録における記述から見ていく。

広田内閣を辞めてからの約二年間の浪人生活と、その間における国際情勢の変化とは、私をして日、満、華の経済ブロックの必要性を認めしめ、またこの経済ブロックを作るためには、九ヶ国条約にいわゆる門戸開放、機会均等ということは、そのまま無条件にこれを認めないと考えしめるに至った²⁹⁵

以上は、回顧録における、経済ブロック構想と九カ国条約との関係についての記述である。経済ブロック構想を実現するためには、九カ国条約で規定されている、中国における門戸開放主義、機会均等主義に何らかの条件を付帯する必要がある、という見解である。上で紹介した、「海軍問題解決の鍵としての支那問題」もそうであったが、有田は門戸開放主義の再検討、それも全面的に否定するのではなく、修正する必要性を主張し、九カ国条約、ワシントン体制そのものの否定はしていない。つまり、門戸開放主義の解釈を修正することによって、日本の経済ブロック構想が、九カ国条約の枠組みに抵触し

²⁹³ 同前。

²⁹⁴ 「有田外務大臣、陳公博氏会談要旨」（「阿部信行関係文書」リール No.3）憲政資料室所蔵。

²⁹⁵ 有田『馬鹿八と人はいう』、139頁。

ないようにし、九カ国条約をめぐる原則論的対立²⁹⁶の解消を図ったのではないであろうか。

それでは、次に、同時代における有田の発言を見ていく。1937年10月、翌月に開催されるブリュッセル会議、いわゆる九カ国条約会議に対する方針を決定する外務省内懇話会において、有田は「将来九国条約カラ脱退シナケレハナラナイトキ」を想定した提案をしている²⁹⁷。また、12月に発表した論考では、「九ヶ国条約を脱退せよとか廃棄せよとかの議論が近来国内に相当高まりつつ有る様であります、此問題は研究に値する」と述べている²⁹⁸。有田が九カ国条約に対して否定的な見解を有していたことは、これらの発言からみても間違いないであろう。一方で、1938年10月末に外務大臣に就任して以降の有田の発言は、そのトーンに若干の変化が見られる。

1938年12月22日、有田は国際連盟協会において、外交方針に関する演説を行っている。その内容は以下のようなものであった。

帝国の外交方針は飽くまで列国との協調を保って世界の平和に寄与せんとするにあるのは勿論であるが、帝国は東亜の新秩序建設と云ふ立場から既存の国際諸条約に対して公正なる新解釈を以て臨み、今後の外交政策は専ら此角度から推し進めて行きたいと思うのである²⁹⁹

ここで注目したいのが、有田が、国際条約に対する「新解釈」をもって、東アジア新秩序建設を進めていく、と述べている点である。東アジア新秩序建設を進めていく上で、第一に考慮しなければならないのは、やはり門戸開放主義を規定する九カ国条約であることから、有田の言う「既存の国際諸条約」が指すのは、九カ国条約であることは間違いない。そして、九カ国条約の「新解釈」とは、広田内閣の崩壊後、有田が繰り返し主張してきた、門戸開放主義の修正的解釈であることが推察できる。つまり、この演説で語られた今後の外交方針とは、九カ国条約を「新解釈」することで、「飽くまで列国との協調を保」ちつつ、東アジア新秩序建設を進めていく、というものであった。回顧録や、

²⁹⁶ 第1章1-1を参照。

²⁹⁷ 1937年10月22日「九国条約会議に関する外務省首脳と外務長老との懇話会要旨」『外文』日中戦争三、1648頁。

²⁹⁸ 有田八郎「九ヶ国条約と日本の回答」(『文化日本』第1巻第2号、1937年12月)、2頁。

²⁹⁹ 有田八郎「帝国外交の根本」『国務大臣は斯く国民に懇ふ』(日本国際連盟協会、1938年)、26頁。

1938年3月に発表した論考の内容から、有田は自身の対外構想、つまり、広域経済圏構想に基づく日中満経済ブロック構想が、門戸開放主義、機会均等主義とは相容れないものであるという認識を有しており、そのため門戸開放主義の解釈を修正することで、そうした対外構想と九カ国条約の整合性を取ろうとしたのではないかと推察したが、この演説の内容も、この推察を補強するものであろう。

有田の九カ国条約認識については、1940年2月の衆議院予算委員会における、有田の質疑応答からもうかがえる。2月7日の予算委員会で、窪井義道代議士が有田に対し、「九箇国条約ハ所謂英米ガ日本ノ大陸政策ヲ牽制セントスル意図ヲ以テ為サレタル英米工作デアル」が、「外務大臣ハ此ノ九箇国条約ヲ廃棄スル決意アリヤ否ヤ」と質問した³⁰⁰。それに対し、有田は以下のように返答している。

（九カ国条約を一筆者注）廃棄スルト云フコトガ、一方カラ見レバ東亜ノ新秩序建設ノ上ニ、或ハ時局收拾ノ上ニ便宜デアルト云フ見方モアリマスルガ、又反面ニ於テ其ノ廃棄ト云フコトノ及ボス影響ト云フコトモアリマスシ、旁、此ノ九箇国条約ノ廃棄ノ問題ニ付キマシテハ、慎重考慮ヲ要スルト考ヘテ居ル次第デアリマス³⁰¹

有田が考慮する「廃棄ト云フコトノ及ボス影響」とは、列国の対日認識の悪化、また対日非難であろう。また、9日には、日中満経済ブロックについて、以下のような意見を述べている。

日満支ノ経済的ノ関係ト云フモノガ出来マスレバ、モウ全然外ノ国トハ、例ヘバ経済的ニ関係ガナクナツテ来ルノダ（中略）経済的ノ関係ガ出来レバ、従テ外国ノ経済活動ト云フヤウナモノハ、此ノ東亜ニ於テハ全ク排斥スルノダト云フヤウナ考ガアルト思フノデアリマスガ、是ハ全然私ハ間違ツタ考出、誤解デアルト思フノデアリマス（中略）日満支ガ経済的ニ連絡ヲシタカラト云ツテ、他ノ経済世界カラ、全然孤立シテ行ケル訳ノモノデモナイノデアリマス³⁰²

³⁰⁰ 「第七十五回帝国議会衆議院予算委員会議録（速記）第四回」（1940年2月7日）。

³⁰¹ 同前。

³⁰² 「第七十五回帝国議会衆議院予算委員会議録（速記）第六回」（1940年2月9日）。

このように、日中満経済ブロックは、それのみで完結するものではなく、「日満支ノーツノ単位ト、他ノ単位トノ間ニ経済上ノ連絡ガ出来、交通ガ生ジテ益々高イ経済上ノ発展ト云フ所ニ邁進シテ行ケル」と、自身の地域主義的国際秩序構想を表明した³⁰³。さらに、三宅正一代議士による、九カ国条約を廃棄しなければ、東アジア新秩序建設は全うできないのではないかと、この質問に対しては、以下のように返答している。

九箇国条約ノ中ノ或ル条項ガ今日ノ時勢ニ適応シテ居ラヌト云フコトハ私共モ夙ニ認メテ居ル所デアリマス、ガ併シ九箇国条約廃止ノ手續ヲ今日執ルト云フコトガ果シテ東亜新秩序ノ建設ヲ早メル所以デアルカ、或ハ却テ其ノ建設ヲ一時的ニシロ阻碍スルヤウニナルカト云フヤウナコトハ是ハ余程研究ノ余地ガアル問題デアルト思フノデアリマス³⁰⁴

この時期、九カ国条約廃止の手續きに関する議論が盛んに行われていた（詳細について次章を参照）。しかし、有田は、列国に対する影響力の大きさという観点から、九カ国条約の廃棄には、否定的であったことがわかる。日中満経済ブロックの先に、地域間での経済的な連携、つまり広域経済圏構想を想定していた有田は、列国との関係悪化を確実に生ずる九カ国条約の廃棄には消極的であったということであろう。

以上、「有田声明」前後における、有田の九カ国条約認識を確認してきた。確かに有田は、九カ国条約には否定的な認識を有していた。その理由は、日中満経済ブロック構想が、九カ国条約が規定する門戸開放主義に反することを認識していたからである。しかし、九カ国条約の廃棄は、列国との関係性の悪化を鑑み、消極的であった。そこで、門戸開放主義の解釈を修正することで、九カ国条約の枠組み内で、日中満経済ブロックを、つまり東アジア新秩序建設を達成しようとした。つまり、有田自身は「有田声明」を九カ国条約の否定、廃止の宣言とはみなしていなかったのである。

それでは、なぜ有田は、九カ国条約からの離脱宣言ともとれるような声明を発したのであるのか。また、九カ国条約の完全な履行を求めるアメリカと、自身の対外構想をいかにして調整しようとしたのであるのか。これらの点は、第4章で詳述する。

³⁰³ 同前。

³⁰⁴ 同前。

2 有田八郎の対独構想

前節では、有田のワシントン体制認識の変容過程を追跡し、いかにして現状打破構想が形成されたのかを確認してきた。以下からは、日独防共協定の締結過程、および防共協定強化問題における有田のから、現状打破構想に並んで、有田外交の重要課題となった対独提携構想について確認する。

2-1. 日独防共協定

(1) 交渉の開始

日本の対独接近の端緒となる日独防共協定は、1936年11月25日に成立するのであるが、日独間の交渉は前年の5、6月ごろから開始されていた。しかし、それは、大島浩ドイツ駐在武官とドイツのリッベントロップ（Joachim von Ribbentrop）による私的な話し合いであり、外務省の関知するところではなかった。この日独交渉が、外務省の正式ルートに乗るのは、1936年4月に有田が広田内閣の外相になってからである。

有田はベルギー大使期に、ヨーロッパにおける共産党とソ連の関係について情報を得るため、ポーランドおよびドイツへ旅行し、現地の公使や武官と面会した。その結果、ソ連とは事を構えてはならないという従来 of 信念を強めると同時に、満州事変の結果日本は国際的に孤立しており、その不安を除去すべく、ソ連に対し利害関係の類似している日独間に、何らかの政治的話し合いをなすことが必要である、と感じたという³⁰⁵。

本省に一時帰国した有田は、同じく帰京中であった武者小路公共駐独大使に対して、日独間の対話について本省と打ち合わせてから、ヨーロッパに帰任するように提案した。その後、外相就任要請を受け取った有田は、帰朝した際、ドイツへ出発する間際の武者小路に対して、今度は外務大臣として、この旨を繰り返し伝える³⁰⁶。その際、陸軍がこれまで非公式進めていた交渉の内容に拘束されることなく、白紙の立場からこの問題を考慮することが有田・武者小路間で決まった。しかし、武者小路大使はドイツへ帰任後、大島駐独武官に対して、従来 of 行きがかりがあるので、引き続きリッベントロップと接触するように依頼したという³⁰⁷。外務省のこのような方針は、ドイツに対する二元外交を生じさせ、後に大島や白鳥の暴走を許す遠因ともなる。実際ドイツ側も、日本の軍

³⁰⁵ 有田八郎『人の目の塵を見る—外交問題回顧録』（大日本雄弁会講談社、1948年）、275-276頁。

³⁰⁶ 同前、276-277頁。

³⁰⁷ 義井博『日独伊三国同盟と日米関係』（南窓社、1987年）、196頁。

部は親独反英米であるが、外務省は軍部と異なり英米を重んずるという判断から、リップントロップ-大島のラインを重視することとなった³⁰⁸。

(2) 交渉過程

有田はドイツと交渉を始めるにあたって、武者小路大使に対し「両国間に事項を限定せず漠然たる約束を為し置くこと時宜に適するにや思考せられ」るので、「先ず独逸側に於いて如何なる程度及び内容の提携を希望し居るやを」見極めるよう指示した³⁰⁹。ドイツ側に協定締結の意思があることを確認した武者小路は、ドイツに対し具体的案文の提出を求める。その結果、7月上旬にドイツ側から日独防共協定並びに附属協定書の案文を提出してきた³¹⁰。

この案文の内容は、まだ正確には明らかにされていない。しかし、大体の骨子は成立した防共協定の案文に近く、ただその前文だけは非常に強硬なものであったと言われている³¹¹。また、有田は回想録において、この案文は「大島氏とリップントロップとの間に前年から話し合っていた」ものである、と述べている³¹²。この案文に対し、外務省は、ソ連を過度に刺激しないこと、イギリスに不必要な不安を抱かせないように考慮すること、という2点を付け加えることを主張した³¹³。

このように、ドイツ案に対し外務省内で検討を加えた後、7月24日に外務大臣官邸において、寺内寿一陸軍大臣以下の陸軍首脳部を集め、外務省案に基づき日独防共協定に対する具体的方針について討議を行った。陸軍は、上記の外務省が主張する2つの方針、特に対英方針に対して強硬に反対したが、有田はイギリスに対するこの種の工作を伴わない日独の提携には賛成できないと強く主張した³¹⁴。その結果、陸軍側も最終的に外務省案に賛成するに至った³¹⁵。寺内陸相は、この討議の約一週間後、原田熊雄に対して「どうも外務省もただ英米にばかり気がねをしておるようだが、もう日本は独自の立場で

³⁰⁸ 重光葵『昭和の動乱』上（中央公論新社、2001年）、153頁。

³⁰⁹ 1936年5月8日有田外務大臣より在独国武者小路大使宛（電報）「日外文」昭和期Ⅱ第二部第五巻、420-421頁。

³¹⁰ 有田八郎『人の目の塵を見る』、277-278頁。

³¹¹ 大畑篤四郎「日独防共協定・同強化問題」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道5-三国同盟・日ソ中立条約』（朝日新聞出版、1963年）、23頁。

³¹² 有田『人の目の塵を見る』、278頁。

³¹³ 大畑「日独防共協定・同強化問題」、24頁。

³¹⁴ 有田『人の目の塵を見る』、278-279頁。

³¹⁵ 決定された外務省案は「日独間に於ける政治的協定締結問題」としてまとめられた。「日独伊防共協定関係一件」外務省外交史料館所蔵（B-1-0-0-J/X2）、JACAR Ref. B04013487400.

行っていいじゃないか」と述べていることから、討議における有田の態度の強硬さがかがえる³¹⁶。

日独提携に際して、有田には一つの方針があった。それが、「薄墨色程度の協定」である。国と国との結びつきは、利害関係によるものであるが、その利害関係は常に変化していく。それ故に、初めから濃い墨で協定を書いて、自らを縛るのではなく、初めは薄い墨で書いておき、必要に応じ色を濃くしていけば良い、というのが有田の言う「薄墨色程度の協定」である³¹⁷。有田が外相に就任する直前の3月7日、ドイツはラインラント非武装地帯に進軍し、同時に、1925年に結ばれたロカルノ条約³¹⁸の廃棄を宣言するなど、ヨーロッパ情勢はドイツを中心に暗雲が立ち込めていた³¹⁹。そうしたドイツと、深入りした関係の強化は、英米諸国の対日不信を招くため反対であったが、一方で、国際連盟脱退、海軍軍縮条約の廃棄など、日本の国際的孤立を危惧する有田は、ソ連との関係で共通する利害関係を有していたドイツとの「薄墨色」の提携により、日本の孤立の緩和を狙った³²⁰。

このようにして、ドイツとの交渉は外務省案に沿って進められることが確定し、8月7日の「帝国外交方針」においても、日独で共同して赤化対策を行うことが、国策として定められた。以上の様に、国内では、より強固な同盟関係を結ぼうとする陸軍を抑えこみ、有田の希望する「薄墨色程度の協定」で進めていくことに成功したが、協定の公表・非公表問題についてドイツ側と意見を違わせることとなる。

その後の2ヶ月間、日独両国は提案された協定案をめぐり、双方の見解の相違をなくすことに努め、9月25日までに意見の一致をみる。それにともない、ドイツは協定の即時公表を望んでいた。しかし、7月24日に決定された「日独間に於ける政治的協定締結問題」では、防共協定自体を秘密協定とすることを望んでいたように、日本側がこれを拒んだ。なぜならば、日本側は、日ソ間で行われている漁業交渉を考慮しなければならなかったからである。そのため、日本側は一ヶ月仮調印を遅らせ、さらに有田は、同協

³¹⁶ 原田熊雄『西園寺公と政局』第5巻（岩波書店、1952年）、125-126頁。

³¹⁷ 荒木武行『昭和外交片鱗録—有田外相之巻』（新小説社、1943年）、30-31頁。

³¹⁸ 1925年にスイスのロカルノにおいて、フランス、イタリア、ドイツ、ベルギー間で結ばれた、西ヨーロッパの国境維持、相互不可侵、ラインラントの現状維持を保証する条約。

³¹⁹ Taylorは、ドイツのラインラント進駐によってもたらされた、ロカルノ条約体制の崩壊は、第2次世界大戦への一つのターニングポイントであったとしている。A. J. P. Taylor, *The Origins of the Second World War*, (New York: Simon and Schuster, 1961), pp. 100-101.

³²⁰ 東郷茂徳『時代の一面—対戦外交の手記』（中央公論新社、1989年）、158頁。

定の枢密院への回付を、11月の第2週まで待った。そして仮調印から2ヶ月後の11月25日ようやく、日独防共協定が成立したのである。

(3) イギリス、ソ連の反応

a. 日ソ関係の悪化

1935年6月以来、日ソ間では日ソ漁業条約改定交渉が進められていた。広田内閣期には、交渉が好転し、1936年11月20日には署名の運びとなる。そのため、有田は、防共協定が外部に漏れてソ連側に知られると、せっかくまとまりかけていた漁業協定も成立できなくなる恐れがある、という判断から日独協定に関しては、極力秘密にしていた³²¹。

しかし、11月11日の『東京朝日新聞』に、「外交重大案件、御諮詢奏請に決す」という見出しで報道されてしまう³²²。この報道の5日後、ユレネフ(Konstantin Konstantinovihc Yurenev) ソ連大使が有田外相を訪問し、「日本と某国との間に反ソ的協定の交渉が遂行中だという情報があるが、その真否いかん」と尋ねた³²³。ユレネフの質問に対し有田は、率直に真実を述べたほうが大局的に見て良いだろうという判断のもと、「ドイツとの間には先般来、第三インター・ナショナルにたいする情報の交換を行うための話合いをしているのみだ」と答えた³²⁴。しかし、20日にソ連側から「最近形成せられたる險悪なる空気に鑑み、それが払拭せらるるまで、ソ連は漁業条約の調印をなすことを得ず」という通告があり、漁業協定の改訂は頓挫することとなる³²⁵。

さらに、協定成立後の28日、第八回ソビエト大会で、ソ連外務人民委員のリトビノフ(Maxim Litvinov)は、「ファシズムは集団的安全保障主義を固執する連盟国の間に在って孤立に陥り(中略)所謂コミンテルンの危険に対する抗拒に名を偽って、これらの国と一大ブロックを形成するに至った」と演説した³²⁶。このように、日独防共協定の成立により、それまで順調に回復していた日ソ関係は、一転して冷却化することになるのである。

³²¹ 有田『馬鹿八と人はいう』、80頁。

³²² 『東京朝日新聞』朝刊(1936年11月11日)、2面。

³²³ 広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅(復刻版)』(葦書房、1992年)、239頁。初版は1966年刊行。

³²⁴ 有田『馬鹿八と人はいう』、81頁。

³²⁵ 広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅』、239頁。

³²⁶ 上村文三『有田外交の失敗』(教材社、1937年)、27頁。

b. イギリスの対日不信の増大

先に説明した7月24日の外務・陸軍省間の会議において、有田はイギリスとの利害関係の調整を積極的に行うことを主張していた。しかし、中国において利害対立を有する日英関係は、中国問題の解決、緩和なしには進展する余地はなかった³²⁷。

イギリスの対日不信を緩和させる機宜が有田になかったわけではない。6月2日にイギリスの特使リース・ロス（Frederick Leith-Ross）が、前年に引き続き再来日し、9日に有田外相と会談した。リース・ロスの来日の目的は、「日本と支那、日本と英国の間の利害関係を調整し支那の経済的、財政的再建について日本の協力を」得るためであった³²⁸。リース・ロスの対中共同援助提案に対し、有田は「東亜に於ける我国の特殊的地位」を説明した後、「共同援助は未だその時期ではない」と、これを断った³²⁹。

リース・ロスとの会談を目前に控えた6月4日、有田は藤井啓之助イギリス臨時代理大使から、イギリス財界の対日印象が悪化しつつあるなかでのリース・ロス来日は、日英協調の観点から重要視すべきとして、以下のような意見を受け取っていた。

今回ノ会談ニ依リ日本側ニ於テ依然形式的論議ヲ繰返シ到底協調ノ余地ナシトノ見極メヲ付クルニ至ラハ其ノ結果ハ何レカノ方面ニ現ハルヘシト懸念セラレ得サルニアラス此ノ意味ニ於テ「リ」ノ渡日ハ極メテ重視スヘキモノト考ヘラル³³⁰

しかし、有田は、前年に広田がリース・ロスの提案を断った時と同様、「日本の極東における特殊的地位」を「日英協調」より優先させたのである。

こうして、日英間に関係改善の兆しは見いだせないまま、日独防共協定成立の日を迎えた。上述のとおり、この協定成立に先立った1936年3月、ドイツはロカルノ条約を破り、ラインラントに進駐した。これにより、ドイツによるイギリス本土空爆が可能にな

³²⁷ 当該期におけるイギリス外務省は、対日宥和政策には反対であり、親中、反日への傾斜を強めていた。イアン・ニッシュ（加藤幹雄訳）「イギリスの戦間期（1917-37）国際体制観における日本」細谷千博編『日英関係史 1917-49』（東京大学出版会、1982年）、65-77頁。

³²⁸ 『東京朝日新聞』朝刊（1936年6月3日）、2面。

³²⁹ 『東京朝日新聞』朝刊（1936年6月10日）、2面。

³³⁰ 1936年6月4日在英国藤井臨時代理大使より有田外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第五巻下、1476-1477頁。

り、イギリスではドイツに対する脅威が急速に広まっていく。そのような中での日独協定の成立は、ヨーロッパでのドイツの脅威と極東における日本の脅威を結びつけることとなり、イギリスの対日感情を悪化させる結果となった³³¹。後にイギリス首相となるチャーチル（Winston Churchill）は、「反共産主義を標榜する日本とドイツの提携は、対ソ軍事同盟が表明されただけに過ぎない」と同協定に対して不信感を顕にしている³³²。

（3）有田の意図

防共協定締結過程で、対英、対ソ関係への配慮を見せた有田であったが、上述のように、両国の対日認識悪化を回避することはできなかった。当時の欧州情勢を鑑みれば、ドイツへの接近が、英米諸国の対日認識悪化を招くであろうことは、十分に想像できるものであるが、なぜ有田は日独防共協締結へ踏み切ったのであろうか³³³。

外務省は、協定成立と同日に発表した声明書において、「帝国政府ニ於テハ今後『コミンテルン』ノ脅威ニ対スル防衛措置ノ完璧ヲ期シ成ルヘク多数ノ国家ト協力センコトヲ欲スル」と述べている³³⁴。このように、列国と「防共」という理念を共有することによっての国際協調を図ろうとするのであるが、酒井哲也はこのような考えを、「防共的国际協調主義」と定義付けている³³⁵。この「防共的国际協調主義」は1930年代前半から外務省内に存在しており、華北分離工作以降は、広田外交の基本的な思考様式になっていったという。

この「防共的国际協調主義」構想は、当然、有田も有していた。そのことは、有田が広田内閣の総辞職後に発表した論考にある、次のような文章に見ることができる。

（世界は-筆者注）ファッショのグループとデモクラシーのグループの対立と言うよりも、対立があるとするならば寧ろコミンテルンとアンティ・コミンテルンの対立であって、アンティ・コミニズムの中には独逸のナチズムもあれば伊太

³³¹ 1936年12月25日在英国吉田大使より有田外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第二部第五巻、323-325頁。

³³² Winston Churchill, *Step by Step, 1936-1939*, (London: Thornton Butterworth, 1939), p. 83.

³³³ 実際、東郷茂徳欧米局長は、有田に対して「英仏等に及ぼす悪影響を説いた」という。東郷『時代的一面』、158頁。

³³⁴ 「執務報告昭和十一年度欧亜局第一課／1936年」外務省外交史料館所蔵（欧亜一_21）、JACAR Ref. B10070097200.

³³⁵ 酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、196頁。

利のファシズムもあり、また日本独特なものもあるし、所謂デモクラシーもある。其点から言えば、英米仏等のデモクラシーの国々は寧ろ我々と手を握って行くべきものである³³⁶

このように、有田は当時の国際情勢を、コミンテルン対アンチ・コミンテルンと捉えていた。その論理に立っていけば、日本とドイツ、イギリス、アメリカ、中国国民党などは、全て同じ側なのである。この考えはまさに「防共的国際協調主義」の最たるものであったと言えよう。しかし、結果的には、有田の思惑とは正反対の結果をもたらすこととなったのである。一方、この「日独防共協定」の締結により日本が得たものと言えば、ドイツによる「満洲国」の承認、および対中武器輸出の停止、中国に派遣していた軍事顧問団の召喚であった。こうして日独間の政治的関係は強くなったものの、日本がドイツに期待していた経済的協力は乏しいままであった³³⁷。

2-2 日独防共協定強化問題

1939年1月3日に総辞職した第一次近衛内閣に変わり、5日に平沼騏一郎内閣が発足した。有田は第一次近衛内閣に続き外務大臣に留任することとなる。

平沼内閣において最大の外交問題となったのは、日独防共協定強化問題であった。同協定強化問題は第一次近衛内閣の宇垣一成外相期から存在していた。日中戦争の長期化により、陸軍の大陸国防策は破算の一步手前に近づいており、この状態から逃れるための活路として、防共協定の強化を名目に、日独軍事同盟を結成するというアイデアが日本国内には存在していた。一方、ドイツもヨーロッパでの孤立的な立場と戦争切迫の危機感から対日関係の強化に迫られていた。

1938年1月初旬、ナチス党外交部長リッペントロップは大島駐独陸軍武官に対して、日独伊三国同盟締結について打診を始め、大島はこれを参謀本部に通報した³³⁸。このように、日独防共協定締結時と同じく、発端は外務省を通さず、陸軍の画策から始まったものであった。この案件は5月初旬以来、外・陸・海三省の事務当局の間で審議されてきたが、7月19日の五相会議（近衛首相、宇垣外相、板垣陸相、米内海相、池田蔵相）

³³⁶ 有田八郎「外交雑感」（『中央公論』、1937年12月号）、104-105頁。

³³⁷ 工藤章『日独経済関係史序説』（桜井書店、2011年）、37-41頁。

³³⁸ 1939年1月9日「日独伊『三国協定』問題の経緯」『日中戦争』3、153頁。義井博『三訂増補版 昭和外交史』（南窓社、1990年）、86頁。

で「独逸に対しては防共協定秘密付属協定の精神を拡充して之を対『ソ』同盟に導き伊太利に対しては主として対英牽制に利用し得る如く秘密協定を締結す」という方針が決定された³³⁹。協定強化を強く唱えていたのは主として陸軍であったが、外務省にも白鳥ら革新派がこれに賛同を示していた³⁴⁰。

このように、協定強化に関する議論が進められていくなか、ドイツ側から英仏なども目標とする同盟条約の試案が提示される³⁴¹。これに対し11月11日の五相会議で、宇垣に代わり外相に就任していた有田は、「本協定は『ソ』に対するを主とし英仏等は『ソ』側に参加する場合に於いて対象となるものにして英仏等のみにて対象となるものに非ず」という念を各大臣から得た³⁴²。しかし板垣陸相は12月初旬に「ソ連を主とするも従としては英仏をも対象とする趣旨であって、ソ連以外を除外するものではない」と、前言を翻す主張をする³⁴³。以降、外務省と陸軍の間で防共協定強化交渉に関する衝突が生ずることとなる。

近衛内閣が総辞職し、平沼に組閣の大命が下ったとき、平沼は有田に外相留任を依頼した。その際、有田は平沼に対し、日独防共協定強化問題に対する意見を聞いた。平沼はそれに対し、「この際としては対象は、これをソ連に限るべきもので、英仏を対象に加えるが如きは適当なりと思わない。自分はこの方針の下に善処し、若し其の考え通りに行かぬことありとすれば、其の時に共々辞職しようではないか」と述べ、これを聞いた有田は留任を快諾したという³⁴⁴。

1939年1月初旬、ドイツが三国同盟案を正式に提議してきた。ソ連以外の第三国に対する武力援助を含む、軍事同盟案である。これに対して、平沼内閣は1月19日に五相会議（平沼首相、有田外相、板垣陸相、米内海相、石渡蔵相）を開き、審議がなされた。同会議では、板垣陸相を除く四大臣はドイツの同盟案に反対であった。激論の末、有田の提出した妥協案³⁴⁵に落ち着くこととなるが、同案のドイツ、イタリアへの提案に

³³⁹ 1938年7月19日「日独及日伊枢軸強化に関する方策案」『外文』第二次欧州大戦と日本第一冊（日独伊三国同盟、日ソ中立条約）、37-39頁、（以下からは『外文』三国同盟と表記する）。

³⁴⁰ 戸部『外務省革新派』、157-180頁。

³⁴¹ 「経過日誌」『日中戦争』3、187-189頁。

³⁴² 1938年11月11日「日独伊防共協定強化に関する件」『外文』三国同盟、44頁。

³⁴³ 有田『人の目の塵を見る』、10頁。

³⁴⁴ 同前、11-12頁。

³⁴⁵ 「経過日誌」『日中戦争』3、209頁。「第三国の対象とする場合之を行ふや否や及其の程度は一に情況に依る」というものである。

対し大島駐独大使（1938年10月29日に大使就任）、白鳥駐伊大使から猛反発を受けることとなった³⁴⁶。こうした状況を受け、陸、海軍両大臣は妥協案を考究すべきであるという意見を転換し、さらに平沼首相からも妥協案を作成するよう、有田は提言される。そこで、有田は、「前記一月十九日の訓令を執行して独伊がこれを納得しなかった場合」に提出するという条件付きで妥協案を作成した³⁴⁷。その内容は、武力援助の対象は、ソ連またはソ連と共同して攻撃をしてくる第三国とし、ソ連だけが相手の場合はイタリアの武力援助義務を削除する、というものである³⁴⁸。しかし、大島・白鳥両大使はこの訓令を曲げ、ドイツ・イタリアそれぞれの外相に対し、英仏と独伊が戦争を開始した場合、日本はこれに独伊側で参戦する旨を伝えてしまう³⁴⁹。

なんととしても、英仏を対象とする協定への強化を避けたかった有田は、4月13日、平沼首相に独伊との交渉打ち切りを提案する³⁵⁰。しかし、翌日の五相会議で、陸相から交渉打ち切りに対して強硬な反対が起こったので、21日の五相会議で有田は、以下のような提案を行った。

事茲に至れば最後の手段として、平沼総理からヒトラー総統及びムソリーニ首相に直接電報を發し、日本側の考え方を率直、端的に述べると同時に従来交渉過程についても充分詳細に記述し、遺憾ながらこれ以上の妥協の余地なき事情を付言し、ヒトラー、ムソリーニのステーツマンシップに訴えて見るの外ないだろう³⁵¹

このときは、一同もこれに賛同したが、翌日になると、陸相の他、首相までもが賛意を翻した。その後も、同盟締結を主張する板垣陸相と、それに反対する有田外相、米内海相、石渡蔵相という構図の下、五相会議を数十回重ねたが、結論を得ることはできなかった。そして、独ソ不可侵条約締結の日を迎えるのである。

平沼内閣は8月28日、独ソ不可侵条約の締結を受け、「欧州情勢は複雑怪奇なり」という言葉を残して退陣する。この総辞職に対して有田は以下のように平沼に進言したと

³⁴⁶ 同前、220-222頁。

³⁴⁷ 有田『馬鹿八と人はいう』、96頁。

³⁴⁸ 「経過日誌」『日中戦争』3、228頁。

³⁴⁹ 同前、242-244頁。

³⁵⁰ 鹿島平和研究所編『日独伊同盟・日ソ中立条約』日本外交史21巻（鹿島研究所出版会、1971年）、198頁。

³⁵¹ 有田『馬鹿八と人はいう』、99頁。

いう。

これで総辞職するのは反対だ。我々が粘っておったが為に、こういう事情が生じて、日本は変な事態に陥らずに済んだ。不審なドイツと同盟を結ばずに済んだ。それは一に我々が粘っておったからである。ところが外交の為に内閣が辞職したというようなことは、外務大臣としては承諾できぬ。そういう理由ではむしろむしろこの儘引続いてやってこそ然るべきものであって、少しも、我々は責任は感じない³⁵²

以上、防共協定強化問題における有田の対応を見てきた。「防共」によって、ドイツ、イタリアのみならず、イギリス、アメリカ、その他欧米諸国、加えて中国国民政府等との協調関係の構築する、いわゆる「防共的国際協調主義」によって、日本の国際的孤立の緩和を図るべく締結した日独防共協定を、英仏を対象にした軍事同盟に拡大することは、有田にとって到底許されることではなかった。それゆえ、同盟締結に賛成する陸軍に強硬に反対してきたのである。結果として、独ソ不可侵条約が締結され、日本国内では日独同盟論が立ち消えとなり、有田を筆頭とした同盟締結反対派の勝利となった。

平沼内閣退陣に際しての言葉に表れているように、有田には日独伊同盟締結を水際で阻止したという自負があった。しかし、ロカルノ条約を廃棄したドイツや、エチオピア紛争によりエチオピア全土の併合を宣言したイタリア、そのイタリアは1937年11月6日に防共協定に参加した時点で対英協定としての意義を見出していた³⁵³、これら現状打破的姿勢を明確に示す国家と最初に協定を結んだことは、欧州の複雑な国家関係に自ら入り込むようなものであり、防共協定強化問題や、列国の対日認識悪化の原因の一部は、有田にもあったのではないだろうか。

小括

本章では、満州事変前後における有田の対外構想の変遷を分析し、現状打破構想の形成過程、要因および対独構想について確認してきた。それにより明らかになったのは、

³⁵² 「日本外交を綴る国内情勢-有田八郎談」国立公文書館所蔵（A級極東国際軍事裁判弁護関係資料49）。

³⁵³ Arthur Stam, *The Diplomacy of the New Order*, (Soesterberg: Aspekt, 2003), p. 25.

以下の3点である。

第1点目は、同じ「アジア派」としてカテゴライズされている重光とは、現状打破構想へ至った要因、経緯が大きく異なっていることである。第1章で確認したとおり、重光は、中国ナショナリズムを包摂する国際政治の枠組みとしてワシントン体制に価値を見出していた。各国が中国を「国家」として認識し、中国もそうした意識のもと、国際秩序、国際条約を遵守する主体として行動してこそ、ワシントン体制に意味があったのである。要は、国際政治の枠組みに中国を取り込むことで、中国が条約で定められた各国の在華権益を保護する義務を担うことが、重光にとってのワシントン体制の価値であったのであり、日英米間の対中共同歩調は二義的な意味しかなかった。そうであるからこそ、国民政府の国権回収運動が日本の在華権益にまで及んだとき、重光にとってのワシントン体制の価値は喪失することとなり、対外構想はワシントン体制の打破へと向かったのである。

一方で有田は、海外市場の減少という危機認識のもと、それに対抗するための「経済ブロック」構築の必要性という意識が、対英米関係悪化の回避の必要性よりも上回ったとき、その対外構想はワシントン体制打破へと向かった。元来、有田にとってのワシントン体制は、日本が在華権益を発展させていくうえでの足枷であったが、それ以上に対英米関係を維持していくうえで、遵守されるべき枠組みであった。この点では、有田のワシントン体制認識は、重光よりも幣原ら英米協調派外務官僚のそれと近かったと言える。それゆえに、中国の国権回収運動や、満州事変の勃発後にも、日本が九カ国条約を遵守している姿勢を示すことで、対英米関係が決定的に悪化することを回避できる限りにおいて、有田にとってワシントン体制には価値があったと言えよう。

しかし、日本を「原料品ノ供給ト、製品ノ販路トヲ海外ニ確保スルコトニ依リ、国民ノ経済的生存ヲ維持セザルヲ得ザル国」と考える有田にとって³⁵⁴、1930年代中頃からの海外市場の減少と、過度な対英米経済依存状態は、「生殺与奪の権を相手に握られるに等しい」と認識され、そうした状態から脱するためにも「最小限度の自給自足圏の確立は必要である」と考えるようになった³⁵⁵。その結果、排英米的な日中（満）経済ブロックの形成が対米関係の維持・悪化の回避よりも優先されるに至り、有田の対外構想は

³⁵⁴ 1936年5月6日「第六十九回帝国議会ニ於ケル有田外務大臣演説」『外文』昭和期Ⅱ第二部第五卷、20頁。

³⁵⁵ 有田『馬鹿人と人はいふ』、139頁。

ワシントン体制打破へと転ずるのである。

2点目は、重光とは大きく異なる要因で現状打破へと転じたため、有田の現状打破構想の程度や目標、つまり性質そのものも、重光のそれとは異なっていたということである。経済的危機意識から現状打破へと転じた有田は、日中満経済ブロックの構築により、日本が生存していくための最低限の原料資源の確保を求めている。そこで有田は、九カ国条約で定められている門戸開放主義の解釈の変更を主張する。その一方で、重光や「革新派」外務官僚と違い、九カ国条約それ自体の撤廃は求めていなかった。門戸開放主義の解釈を変更、制限し、日中満ブロックからなる東アジア新秩序建設を、九カ国条約の枠内で達成することで、対英米関係の維持を図ろうとするのである。この点において、有田はワシントン体制を、対英米関係悪化を回避するための装置としてみなしており、それは現状打破構想を有するようになって一貫していたことがわかる。

このように、同じ「アジア派」でも、重光と有田の現状打破構想には大きな違いが存在していたことが明らかになったが、共通する点も存在していた。それは、両者の現状打破構想が有する「中国ナショナリズム」との対立という欠陥である。本来、「日中提携」と「排英米」は二律背反的なものではないはずである。しかし、満州事変以降に重光、有田が日中提携関係の構築を模索した際、最初に立ちはだかったのは、提携先である中国との対立であった。

満州事変の勃発および「満洲国」の建国により、日本は「満洲国」の存在を所与とした対中政策、日満華提携構想を追求することとなる。一方で、そのような対中政策を強行する日本に対し、中国国民の抗日運動は激化していった³⁵⁶。そして、国民政府は、外敵を防ぐにはまず国内の安定、つまり共産党との内戦停止を優先するという「安内攘外」を掲げ、対日妥協政策を模索するも、1936年12月12日に勃発した「西安事件」を機に第二次国共合作が成立し、抗日へ向けて舵を切ることとなる³⁵⁷。

日中間の提携関係の構築を専らの外交課題とした、ワシントン体制認識変容後の重光や有田の対中構想には、中国ナショナリズムを包括するプログラムが欠如していたのと同時に、そもそも「満洲国」を所与とした対中提携を追求する限り、その対中提携構想

³⁵⁶ 臼井勝美「中国における排日ボイコット—1931-33年福州の場合」同編『日中外交史研究—昭和前期』（吉川弘文館、1998年）、90-106頁。池田誠、安井三吉、副島昭一、西村成雄『中国近現代史』第三版（法律文化社、2009年）、114-115頁。

³⁵⁷ 「西安事件」とは東北軍の張学良、西北軍の楊虎城らが内戦停止・一致抗日を要求して、蒋介石を逮捕・監禁した事件。宇野重昭「西安事件」外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』（山川出版社、1992年）、449-451頁。

は、中国ナショナリズムとの摩擦の不可避性という欠陥を有していたのである。

3点目は、東亜新秩序建設と対独接近は分離して考えられていたということである。1936年4月に就任した広田内閣外務大臣期に締結した日独防共協定は、従来から有していた強い反共思想に加え、日本の国際的孤立の緩和、「防共的国際協調主義」による対英米関係の改善などが期されていた。一方、日中戦争勃発からおよそ1年後の1938年8月頃から、有田の期待に反して、英仏を対象を含む軍事同盟への強化が画策される。この防共協定強化問題は、1939年の平沼内閣でピークを迎えた。

協定強化に積極的であったのは、ドイツやイタリア、日本の陸軍や外務省「革新派」である。こうした協定強化派は、主に対英圧迫を目的としていた。一方、平沼内閣の外相であった有田は、対英関係悪化を危惧し、協定強化には強硬に反対していたのは、本章で確認したとおりである。

この時期、アメリカは日本に対し航空機および部品の道義的禁輸や、対日クレジットの禁止というように、軽度の経済制裁が採られ始めていた。また、7月中旬から、天津のイギリス租界封鎖問題をめぐり、日英間で協議が持たれていた。こうした状況で、有田には日独防共協定を強化し、英米にプレッシャーを与え、東アジア新秩序建設を遂行するという選択肢も存在していたはずである。それでも、有田がそうした手法を選択しなかったのは、東アジア新秩序建設をめぐる対英米関係の調整は、対独接近とは別の方法で進められるべきであると考えていたからであろう³⁵⁸。しかし、対英米関係の調整が行き詰まりを見せる1940年中頃になると、有田もドイツとの緩やかな提携を考慮するようになる。その成果として、有田外相期に起案された日独伊の提携強化案は、第二次近衛内閣に引き継がれ、松岡外相のもと、日独伊三国同盟へとつながった³⁵⁹。有田が「薄墨色」で書いた日独防共協定は、結果的には、日独伊三国同盟への最初の一筆となったのである。

³⁵⁸ 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」、523-526頁。

³⁵⁹ 1940年7月12日「陸海外三省事務当局協議会に提出の日独伊提携強化案」『年表』下巻、434-435頁。

第4章 東アジア新秩序構想と日米関係

前章では、有田の対外構想がいかにして現状打破へと変化してきたのか、その要因は何であったのかを確認してきた。その結果、日本の輸出市場の減少や、原料資源の対外依存状態という、経済的危機意識から現状打破へと、その対外構想を転換させたことが明らかになった。また、同じ「アジア派」の重光や「革新派」外務官僚とは異なる、経済的要因により生じた有田の現状打破構想は、九カ国条約の完全なる廃止を求めるものではなく、門戸開放主義の解釈の変更し、原料資源の確保を目的とした日中満の経済ブロックの構築を求めるものであり、九カ国条約そのものは、対英米関係維持のための枠組みとして用いようという意図が存在していた。

本章の課題は、1938年11月の「有田声明」以降、有田はいかにして、門戸開放主義の解釈の変更を求める東アジア新秩序建設と、満州事変以来、九カ国条約の完全な履行を求めるアメリカとの関係維持を両立しようとしたのかを明らかにすることである。有田は1938年10月に第一次近衛内閣の外相に就任すると、次期内閣である平沼騏一郎内閣と、そして阿部信行内閣を挟んで、1940年1月に成立した米内光政内閣でも外相を務めている。この間の有田の対米方針がいかなるものであったのかを探ることで、上記課題の解決を試みる。

当該期の日本外史に関しては、日中戦争の政治的展開や日中和平工作に注目され、再び対米方針、構想に焦点が当てられるのは、第二次近衛内閣期の「松岡外交」や開戦間近の日米交渉まで待たなければならない³⁶⁰。その原因は、戦間期の日本政治外交史研究

³⁶⁰ 日中戦争の政治的展開、和平工作に焦点を当てたものとして、秦郁彦「日華事変—和平工作と講和条件をめぐる」(『国際政治』第11号、1960年)、71-84頁、戸部良一『ピース・フィーラー—支那事変和平工作の群像』(論創社、1991年)等がある。秦は、日中戦争勃発後に実施された数ある和平工作のなかで、船津工作という外務省が主導した和平工作における日本側条件が、その後の和平工作における講和条件の原型となったとしている。また、戸部は、和平工作をめぐる日本の政策決定過程を実証的に分析するなかで、和平派の軍人だけではなく、外務省、外交官の動向も極めて重視している。第二次近衛内閣期の松岡外交や日米交渉に関しては、国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』5-7巻(朝日新聞社、1963年)、森山優『日米開戦の政治過程』(吉川弘文館、1998年)、簗原俊

の主たる関心が、太平洋戦争の開戦原因の究明にあるからであろう。だが、「1938年11月の東亜新秩序声明と1939年7月の通商航海条約の廃棄通告によって、日米戦争は不可避となったと言って過言ではない」という議論が示すとおり、この間に、その後の日米関係を大きく揺るがす事態が生じており、当該期間の日本の対米外交、および日米関係の正確に理解することは、戦間期の日本外交、日米関係の理解に欠かせないものと言える³⁶¹。

そこで以下からは、有田八郎の対米戦略を中心に、外務省は、東亜新秩序構想の実現に際して、悪化していく日米関係をいかにして繋ぎ止めようとしたのかを明らかにすることで、当該期の日本外交が日米関係にもたらした意義について検討する。また、日中戦争初期の外務省の対英方針がいかなるものであったのかを確認し、日中戦争の解決方針と対米関係の変化により、当該期の外務省の対英方針が規定されていたことを明らかにする。

1 東亜新秩序構想と九カ国条約

1-1 有田の日中満経済ブロック構想と対米アプローチ

以下からは、まず有田の対外構想をもう一度確認した後、いかなる対米アプローチをもって日米関係の維持、改善を図ろうとしたのかを明らかにする。

有田は1938年初頭に発表した論考で、国際的に閉鎖経済となっている現状では、自国で市場や原料をまかなえない小国は国家生存のため経済ブロックを形成する必要があるとして、日本も中国と経済ブロックを形成する必然性を主張し、「事情の変化して来た今日支那の門戸開放機会均等主義なるものは確かに検討を必要とする重大なる題目」と結論づけた³⁶²。また回顧録では、同時期に南北アメリカ、ソ連、イギリス帝国等と対等に競争ができるようになるため、日中の提携による極東グループを形成する必要性を感じたと記している³⁶³。これらをもって、先行研究では、日中戦争勃発前後から有田は

洋「日米交渉と開戦—「東郷変節」の謎に迫る」筒井清忠編『解明・昭和史—東京裁判までの道』（朝日新聞出版、2010年）、211-236頁、服部聡『松岡外交—日米開戦をめぐる国内要因と国際関係』（千倉書房、2012年）が詳しい。

³⁶¹ 北岡伸一『門戸開放政策と日本』（東京大学出版会、2015年）、56頁。

³⁶² 有田八郎「海軍問題解決の鍵としての支那問題」（『国際知識及評論』、1938年3月号）、1-9頁。

³⁶³ 有田八郎『馬鹿八と人はいふ』（光和堂、1959年）、135-141頁。

日中満経済ブロック構想を有していたと考えられている³⁶⁴。この事実は、同時代における資料からも確認することができる。

1940年5月、有田は、国民政府に代わる和平相手として日本が樹立した汪兆銘を首領とする傀儡政府、いわゆる汪兆銘政権の枢要である、陳公博立法院長との会談において、クーデンホーフ・カレルギーの汎欧州運動について言及した後、以下のように語っている。

余モ右ノ説ニハ賛成ニシテ今次事変ニ於テ日本カ所謂東亜新秩序ノ建設ヲ主張シ日満支ノ互助連環関係ヲ樹立セントスルハ即チ東亜ノ連合ヲ図ラントスルニ外ナラス（中略）東亜ノ単位カ決シテ他ノ単位ヲ排撃セントスルモノニ非ス先ヅ単位ノ樹立ヲ図リ然ル後他ノ単位トノ関係ヲ調整セントスルモノナリ³⁶⁵

この発言から、やはり有田の日中経済ブロック構想の先には、東アジアグループと南北アメリカやイギリス、ソ連、欧州といった他の地域グループとの、グループ間による交流を行っていくという、地域主義的な国際秩序構想が存在していたことがうかがえる。

こうした地域主義的国際秩序を実現するうえで、有田が九カ国条約に対して否定的な見解を持っていた事実は、前章でみたブリュッセル会議前の懇話会で「将来九国条約カラ脱退シナケレハナラナイトキ」を想定した提案をしていることや、論壇において「九ヶ国条約を脱退せよとか廃棄せよとかの議論が近来国内に相当高まりつつ有る様であります、此問題は研究に値する」と述べていることを鑑みると間違いのないであろう³⁶⁶。しかし、有田は、門戸開放主義の修正は望んでいたものの、九カ国条約そのものを否定する気はなかった。ここまでは、前章で確認したとおりである。それでは、有田はいかなる意図をもって「有田声明」を発したのであろうか。

³⁶⁴ これらを指摘したものとして、井上勇一「有田の『広域経済圏』構想と対英交渉」（『国際政治』第56号、1977年）、65-84頁、服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」服部龍二、土田哲夫、後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』（中央大学出版部、2007年）、512-515頁。

³⁶⁵ 「有田外務大臣、陳公博氏会談要旨」（「阿部信行関係文書」リール No.3）憲政資料室所蔵。

³⁶⁶ 1937年10月22日「九国条約会議に関する外務省首脳と外務長老との懇話会要旨」『外文』日中戦争三、1648頁、有田八郎「九ヶ国条約と日本の回答」（『文化日本』第1巻第2号、1937年2月、2頁）。

「有田声明」発表の翌 11 月 19 日の午後、有田は米国駐日参事官ドゥーマン (Eugene H. Dooman) と会見した。まず、有田は、グルー大使は「有田声明」にどのように反応したのかを、ドゥーマンに尋ねた。ドゥーマンは、大使は最大限の好意をもって検討しているが、アメリカ政府が満足する点を見出すことはできなかった、と返答するのであるが、それに対し有田は、「そうではないかと思っていた」と反応している³⁶⁷。つまり、有田自身も、アメリカ政府にとって「有田声明」は受け入れがたいものであることを承知していた、ということである。

その後、有田は自身の対外構想、経済構想、安全保障構想をドゥーマンに披露してく。まず、ある国家、または国家集団が、他の国家を屈服させるには、2 通りの方法があるとし、1 つ目に軍事力に頼る方法であり、2 つ目に海外市場からの締め出しや、その国家に必要な原料資源の供給停止という経済的な方法であるという。そして、日本は防衛に十分な軍事力は保持しているが、2 つ目の経済的な方面に対する対処は十分ではなく、そのため、日本はそうした経済的手段に対抗できる立場、特に原料資源への確実なアクセスを保持しうる立場を必要としている述べ、日本の目標は日中満の経済ブロックの建設であることを正直に打ち明けるのである。その際、日中満経済ブロックは、英米を排除するものではなく、投資や貿易を歓迎すると述べ、アメリカ政府の理解を引き出そうとした³⁶⁸。

さらに、有田は、これまでの外相が九カ国条約の遵守を保証してきたことについても、以下のように説明する。

これまでの前任者たちは、いくつかの機会において、アメリカやイギリス、その他の国の大使たちに、日本は門戸開放主義を遵守するという保証を与えてきた。しかし実際のところ、日本が中国における門戸開放を無条件で保証したときからは時が経っており、それらの保証は無条件での保証を意図したものではなかった。(中略) 前任者たちが試みてきたことは、門戸開放主義と日本が本当に必要なこと、目的としていることとの帳尻を合わせることであったが、それらは果たせなかった

³⁶⁷ Memorandum by the Counselor of Embassy in Japan (Dooman), November 19, 1938, *FRUS, Japan, 1931-1941*, p. 801.

³⁶⁸ Memorandum by the Counselor of Embassy in Japan (Dooman), November 19, *Ibid*, pp. 802-803.

そして、自身が第一次近衛内閣で外務大臣に就任した際、これまでのような実現不可能な試みは、むしろ害であると判断し、その結果、「有田声明」を公表するに至ったという。さらに、現在の日本の世論のもとでは、有田にとれる唯一の姿勢は、自身が最も憂慮し、避けたかった日米間での原則をめぐる議論を起こすだけであろう「有田声明」の内容しかなく、そのため、アメリカ政府に日本の立場を理解してもらえよう、グルー大使とのプライベートな会談の場を設けることを望んでいる、と続けた³⁷⁰。

その後、有田は、日中満経済ブロックは、従来の門戸開放主義に適っていないことは承知しているが、原則論での議論では日米間で了解に達する可能性がないため、門戸開放主義を新たに定義することによって実際的な解決の道を開きたいと、ドゥーマンに提案する³⁷¹。こうしたことから、やはり有田自身は「有田声明」を九カ国条約の否定、廃止の宣言とはみなしていなかったことがわかる。繰り返しとなるが、日中満経済ブロックの先に、地域間での経済的な連携を想定していた有田は、列国との関係悪化を確実に生ずる九カ国条約の廃棄には消極的であり、そのため、門戸開放主義を修正することで、条約の枠組み内で日米関係を調整しようとしたのである。こうした有田の対米アプローチは、九カ国条約、門戸開放主義をめぐる平行線をたどっていた日米調整の出発点を再設定することで、東亜新秩序と対米関係の維持の両立を図ろうというものであった。有田はドゥーマンに対して、会談の内容をグルー大使にすべて伝えるように要求し、ドゥーマンがそれを承知して、有田・ドゥーマン会談は終了した。

ドゥーマンとの会談から2日後の11月21日、有田は待ち望んでいたグルー大使との会談の機会を得る。ドゥーマンとの会談では有田が一方的に、自身の考えや日本の要求を主張しただけであったため、グルーとの会談では米政府の何らかの理解を得ることが目的となった。有田の望みどおり、ドゥーマンはグルーに対して、有田との会談の内容を伝えており、それを前提にしてこの有田・グルー会談は開始した。

グルーは、日中の紛争地帯において、アメリカの在華権益が侵害されることに対して、紛争終了まで辛抱してもらえないかという日本の要求に答える形で、「アメリカ人の忍耐

³⁶⁹ Memorandum by the Counselor of Embassy in Japan (Dooman), November 19, *Ibid*, p. 803.

³⁷⁰ Memorandum by the Counselor of Embassy in Japan (Dooman), November 19, *Ibid*, p. 804.

³⁷¹ 同前。

は決して無尽蔵ではなく、政府はそうしたアメリカ国民の声を聞かなければならない」と述べ、さらに、日本の中国における行動が日米関係を複雑なものにしていることは明白であるとし、以下の主張を行う³⁷²。

様々な日本側の資料によって、列国の在華権益が徐々に排除されるということが示されているが、それらは事実無根であることをアメリカ政府や国民に明らかにするため、日本政府は直ちになんらかの、より明白な行動をとることがもっとも重要であると私は考える³⁷³

そして、その行動の具体例として、軍事行動が終了した地域での爆撃や、アメリカの在華権益への干渉の即時停止を求めた。

次いでグルーは、11月3日の近衛首相による「東亜新秩序声明」について、日本政府は列国の東アジア新秩序に対する理解を求めているが、それは具体的にどういうことなのかを尋ねた。そして、アメリカの中国との貿易は、日本の仲介を通してのみ許されるということなのか、とより具体的な質問を続ける³⁷⁴。

以上のグルーの主張に対して、有田はまず、米中貿易が日本の仲介を通して行われるということは、絶対に起こり得ないと否定した。そして、日本の目的は原料資源の確保であること、それでもなお中国にはアメリカやその他列国が貿易を行える広範な市場がある、と述べ、原料資源確保の優越性、つまりこの点に関する門戸閉鎖について、アメリカ政府の理解を求めた³⁷⁵。その際、有田は、「満洲国」とアメリカの貿易額が、1931年から1937年にかけて増加し続けていることを示す資料をグルーに提示している。

この日の会談は、これ以上の進展を見せることなく終了したのであるが、グルーは去り際に、グルーが冒頭で行った口頭での申し立てに関する、非公式の資料を有田に残している。同資料には、日本政府が行うべき行動として、上述の爆撃の停止のほか、日中戦争勃発後から日本軍が封鎖してきた揚子江の開放についても深く言及されている³⁷⁶。

³⁷² Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), November 21, 1938, *FRUS, Japan: 1931-1941*, p. 806.

³⁷³ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), November 21, 1938, *Ibid.*, p. 807.

³⁷⁴ *Ibid.*

³⁷⁵ *Ibid.*

³⁷⁶ Oral Statement by the American Ambassador in Japan (Grew) to the Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita), November 21, 1938, *Ibid.*, p. 810.

この揚子江封鎖問題は、後述するように、日本による中国占領地における第三国の経済活動に対する差別待遇の代表例として外交問題となっていた。通商機会均等主義については以下のように述べられている。

通商の機会均等主義は、常にアメリカ合衆国政府および国民にとって指導理念、信条であった。そして、アメリカの世論は、アメリカおよび世界の繁栄を打ち立て、維持していくことと、何れかの国が、他の国において優越的な立場を構築することを試みることは、両立し得ないと信じている³⁷⁷

有田の言う、原料資源の確保に関する日本の東アジアにおける優越性を、アメリカ政府は一切認めることはない、という姿勢が示されたものであり、両者の主張はなおも平行線を辿っていた。

翌月 8 日、有田は再びグルーと会談する機会を得た。会談の冒頭で、有田は自身の見解を披露し、非公式覚書として、それをグルーに手交した。まず、有田は、九カ国条約が締結された時代と、現在の東アジア情勢が大きく異なっていることを指摘し、九カ国条約が東アジアの平和と安定に寄与するとは思えない、と主張する。次いで、通商の機会均等主義についても、日本はこれまで遵守してきたが、数年来、日本の商品がイギリスの植民地において差別待遇を受けていることを挙げ、イギリスが植民地との関係において特恵的地位を築くことをアメリカは容認しながら、なぜそうした関係性を日本が中国、「満洲国」と築こうとすることに反対するのかと述べ、日本が経済ブロックを確立することの妥当性を主張した³⁷⁸。

最後に、「日中満の密接な経済関係の構築の目的は、商業面において、国家的生存に必要な不可欠な製品の供給を確保すること」であり、それらに関わる特定の産業について、外国会社は競合的企業の設定が規制されるが、その他の多くの産業については、第三国にも開かれており歓迎する、と再度、自身の東アジア新秩序構想を披露している³⁷⁹。

この日の有田の態度について、グルーは前回の会談時より硬化しており、中国においてアメリカが受ける規制についても言及していることから、より強い決心がうかがえる、

³⁷⁷ *Ibid*, p. 809.

³⁷⁸ Memorandum by the Ambassador in Japan, December 8, 1938, *Ibid*, pp. 814-815.

³⁷⁹ *Ibid*, pp. 814-815.

と記している³⁸⁰。

以上のように、2度におたるグルーとの会談は、やはり門戸開放主義をめぐる平行線を辿った。しかし、有田は元老・西園寺公望の秘書であった原田熊雄に対して、英米大使は「有田声明」を「だんだん理解してくれている。殊に支那における資源について日本が優先権をもつといふことに対しては、もう両国とも諦めている」と伝えている³⁸¹。また、グルーは有田との会談において、「貿易の均等といふことだけは、どうしてもなんとかしてもらはないと困る、それだけしてくれれば、その他の重要な点については我々も日本に譲歩する覚悟はもっている」と有田に伝えたという³⁸²。しかし、この発言は、アメリカからの資料では確認することはできず、真偽は不明である。ただ、有田が、貿易の機会均等を保証すれば、アメリカは自身の考えに賛同している、という旨を外部に対し、強く喧伝しているのは注目すべき点である。なぜならば、後述するように、有田はアメリカから自身の東アジア新秩序構想に対する理解を得るために、アメリカの在華権益の保護を試みるのであるが、それには軍部等の強硬論を抑え込む必要があり、そのためには自身の対外構想の実現可能性を示さねばならなかったからである。

さらに、12月19日には外国人記者会見において、以下のように、ドゥーマン、グルーに語ったものと同様の内容を公表した。

日満支三国カ緊密ナル連絡体ヲ作ルコトノ必然性ハ政治的ニハ赤化ノ魔手ニ対スル自己防衛並ニ東洋文明ノ擁護ノ必要ニ依リ又経済的ニハ世界一般ニ広ク行ハルル関税障壁ノ傾向並ニ経済的手段ヲ政治目的ニ使用セントスル傾向ニ対シ自衛手段ヲ講スルノ必要ニ依リ説明セラルヘシ

第三国ノ経済活動ハ新体制ニヨツテ結合サルル三国ノ国防及経済的自主達成ニ必要ナル制限ヲ受クヘキモノニシテ且政治的特権ヲ伴フモノナラサルコトヲ必要トスル次第ナルカ此種制限ハ各国何レモソノ必要ヲ認メラルモノニシテ英帝国、米
国何レモ同様ナリト思考ス。然シテ此ノ種制限カ加ヘラルルモ尚広汎ナル商業的
経済的活動ノ分野カ列国ニ開カレラルナリ³⁸³

³⁸⁰ *Ibid.*

³⁸¹ 原田熊雄『西園寺公と政局』第7巻（岩波書店、1952年）、229頁。

³⁸² 同前。

³⁸³ 1938年12月19日「東亜新秩序建設の意義を経済面から説いた有田外相の外国人記者

はたして、有田はドーマンやグルーとの会談で、本当に手応えを感じていたのだろうか。確かに駐日英国大使クレギー（Robert L. Craigie）は有田との会談で、「貿易ニ付テハ完全平等ヲ主張シ原料等ノ問題ニ付テハ将来ニ於ケル日本ノ優先権ヲ認メントスルモノナリ」と述べるなどしており、そうした側面も存在したことは否めない³⁸⁴。しかし、それ以上に、自身が対外的に強い姿勢で臨んでいることを、国内に向けて示すためであったと考えられる。

後日、有田は原田に対して、英米の在華權益を尊重していく必要性について言及するなかで、以下のように述べている。

英米といふものをこっちに引きつけるためには、どうしてもまづ南支、中支における英米仏の權益や、長江の航行につき、日本は決してすべてを支那から追放したり、支那を閉鎖して他国をすべて入れないやうなことはしない…といふことをできるだけ早く如実に示しておかなければならない。それまで持つて行くには心ならずも強いことを言って内を纏めてみなければ、自分に隨いて来ない。で、結局いま必要なのは外交ではなく内政である

とにかく一応みんなを固めて引張って行くには、結局有田は強くやっているんだ、といふ認識を与えておいて、その後で、『自分は英米その他の国の在支權益を尊重し、長江の航行もさせるんだ。このくらいさせてもいいじゃないか』といふやうにしてやるより仕方がない³⁸⁵

ここまで、有田の経済ブロック構想と、対米アプローチがいかなるものかを確認してきた。門戸開放主義の解釈を制限し、九カ国条約の枠組み内で日中満経済ブロックを形成、そしてこの経済ブロックを1単位にし、他の経済ブロックと交流する、という有田の広域経済圏構想を実現するには、英米との関係の悪化は回避せねばならず、そのためには、原料資源の確保に関するもの以外の門戸の開放は必須であった。しかし、国内に

会見での談話」『外文』日中戦争 1、445-450 頁。

³⁸⁴ 1938 年 11 月 24 日「英国の和平調停提議に対するわが方拒絶回答について」『外文』日中戦争 1、429 頁。

³⁸⁵ 原田熊雄『西園寺公と政局』第 7 卷、284 頁。

は強硬論が根強く、それらを納得させるため、「有田声明」のような、抽象的でいかにも強硬な姿勢を持しているかのような対外発表を行い、一方、列国との大使との会談で、真意を話し譲歩を引き出そうとした。しかし、行動を伴わない有田の保証に、列国は譲歩を示すことはなく、次なる有田の課題として、列国の在華権益の尊重の実現が必要になるのであった。

さらに、有田の意図に反して国内では九カ国条約の廃棄論が、一層の高まりを見せることとなる。たとえば、「有田声明」の翌 11 月 19 日、東京朝日新聞は「九国条約事実上否認」、「画期的重大回答」という見出しで、「有田声明」について報じている³⁸⁶。また、論壇では東京朝日新聞の初代外報部長であった米田實が『外交時報』に寄せた論文で、「有田声明」は「明かに旧条約規定の廃棄を唱導」するものとして評した³⁸⁷。そこで以下からは、「有田声明」前後の日本国内において、九カ国条約に関していかなる議論が行われていたのかを確認する。

1-2 九カ国条約廃棄の論理

外務省では、早くは満州事変勃発前後から重光葵によって、九カ国条約およびワシントン体制の有効性に疑義が呈されてきたのは、第 1 章で確認した。「今日支那カ右条約ヲ尊重スルノ誠意ト能力ナキ状態ニ於テ九国条約等華府会議ノ決定ノ支那ニ対シテ有シタル意義ハ根本的ニ改変セラレタリ」というのがその理由である³⁸⁸。

重光が外務次官を務めた 1933 年から 36 年初頭にかけては、さらに強い論調で九カ国条約を繰り返し非難していく。重光は「帝国トシテハ九国条約規定ノ内容其ノ物ニハ今日ト雖モ何等異論ハナイ。然シ乍ラ、東亜ヲ欧米ノ植民地トスル政策ニハ断乎トシテ反対」するという見地から、九カ国条約の廃止を訴え、1936 年 3 月の省議において、「九国条約ノ存在ハ之ヲ打破スルコト」が必要であり、その方法は「自然消滅ニ導クコト適當ト認メラル」という結論に至った³⁸⁹。

日中戦争勃発後、重光の方針は「革新派」外務官僚に受け継がれるのであるが、その頃から国際法の観点を含めた九カ国条約の廃棄に関する議論が、外務省内で活発化して

³⁸⁶ 『東京朝日新聞』（1938 年 11 月 19 日付）、2 面。

³⁸⁷ 米田實「有田外相の対米回答」（『外交時報』第 815 号、1938 年 12 月）、46 頁。

³⁸⁸ 「支那ノ対外政策関係雑纂／『革命外交』（重光駐支公使報告書）松本記録第一巻」外交史料館所蔵（A-2-1-0-C1_1_001）、JACAR Ref. B02030784000。

³⁸⁹ 「一般執務提要（第一号）／昭和十一年一月十六日初版 昭和十一年三月三十一日改版／一九三六年」外交史料館所蔵（官_69）、JACAR B10070154000。

くる。「革新派」外務官僚の杉原による報告書、「九国条約ト我対支政策トノ関係」では、九カ国条約は中国を「条約ノ客体トシテ一種ノ半植民地的特殊市場視タルモノ」であるため、「我国トシテ之ヲ廃棄シ又ハ之ヨリ脱退スルヲ得策トスル」と、重光と同様の論理で九カ国条約を廃棄すべきとしている³⁹⁰。その際、杉原が廃棄の論理として検討しているのが、事情変更の原則である。

事情変更の原則とは、条約締結後に、その条約の前提となっていた環境、事情に大きな変化が生じた場合、その条約を廃棄することができる、というものである。杉原は、「九国条約ト謂ハバ相貫的牽連的關係ニアリタリトモ解スルヲ得ベキ華府海軍軍備制限条約ガ既ニ失効シタルコトノ事実」や、中国において「赤化勢力ト苟結セル排日抗日運動ガ盛ニ行ハルルニ至ル新事態」は、九カ国条約廃棄につながる「事情変更」として主張できるか検討している³⁹¹。しかし、何れも九カ国条約廃棄を主張する根拠として援用することは困難であるという結論に達している。

伊香の研究によれば、日中戦争勃発前の 1936 年末に、国際法学者の大沢章によって事情変更の原則による条約廃棄の正当性は否定されており、また、同じく国際法学者の立作太郎も、九カ国条約に関して、事情変更の原則により、日本の条約義務の消滅を主張することはできるかもしれない、としつつも事情変更論の適用には消極的であった³⁹²。

一方で、外交史家の鹿島守之助は、1937 年 12 月に発表した「九国条約を排撃す」と題された論考において、「九国条約の成立は極東問題解決に対する世界の重大なる失策」とし、以下のように続ける³⁹³。

最近我国に於て九国条約廃棄論者が少なくない。之れが理由の一として九国条約には期限の定めがない。之れは日本を永久に拘束する趣旨でなく、国際情勢が変化するに於ては何時にても之れが廃棄の通告を為すことが出来ると論ずるのである³⁹⁴

また、1937 年 11 月 16 日には対支問題各派有志代議士会が、田中義一内閣、犬養毅

³⁹⁰ 「九国条約ト我対支政策トノ関係／一九三七年」外交史料館所蔵（条二_51）、JACAR B10070318500。

³⁹¹ 同前。

³⁹² 伊香俊哉「日中戦争期の九カ国条約廃棄問題」（『歴史評論』第 569 号、1997 年）、17-18 頁。

³⁹³ 鹿島守之助「九国条約を排撃す」（『外交時報』第 793 号、1937 年）、15 頁。

³⁹⁴ 同前、15-16 頁。

内閣で農林大臣を務めた、立憲政友会の重鎮である山本悌二郎に対し、事情変更論を用いて九カ国条約の脱退を陳情している。代議士会は、九カ国条約会議開催に際して、以下のように主張する。

九国条約なるものは華府軍縮条約と牽連して成立し相関して効力を存したるものなるが、今や軍縮の条約は失効せり、国際間の条約は事情の変化に由り廃棄せらるべしとの公法規範に則り、帝国は直ちに九国条約を廃棄し今後彼等が口を九国条約に籍り日支間の事件に介入、容喙するの途を杜塞すべきなり³⁹⁵

このように、事情変更論による九カ国条約の廃棄は論争的なものであり、統一的な見解存在していなかった。そのため、外務省内では法的根拠を得ることのないままに、九カ国条約の廃棄すべきである、という主張だけが独り歩きしていく。1937年10月末には、大使としてソ連に赴任していた重光が、日本の東アジアにおける地位を確立するために、九カ国条約調印国に対して、日本は同条約から離脱することを通告すべきである、との意見を具申している³⁹⁶。また、1938年3月18日の衆議院予算委員会において、広田弘毅外相は、九カ国条約は適当な時期に廃棄する、ということを明言した³⁹⁷。

そうしたなか、スイス公使であった天羽英二から、広田外相に対して、新たな条約廃棄の論理が提案される。1938年5月21日付の電報において、天羽は、九カ国条約はすでに実行力を失っており、それを形式的に表す必要がある、と言うのであるが、その論理が以下のようなものであった³⁹⁸。

従来支那カ其ノ主權独立、領土及行政的保善ノ尊重ヲ他国ニ約セラレタル如キハ独立国家トシテ不見識極マルモノナルカ故ニ先ツ支那ヲシテ之ヲ廢棄セシムルヲ至当トスヘク從テ南北政府(日本によつて北京、南京に樹立された傀儡政權—筆者注)合併ノ時ニ於テ新政府ヲシテ先ツ右条約ノ廢棄ヲ宣言セシメ帝国政府ニ於テモ之

³⁹⁵ 「山本悌二郎関係文書」2-6. 九国会議脱退勧告(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

³⁹⁶ 1937年10月31日発在独国武者小路大使より広田外務大臣宛(電報)『外文』日中戦争3、1675-1676頁。

³⁹⁷ 「第七三回帝国議会衆議院予算委員会議録(速記)第一九回」(1938年3月18日)。

³⁹⁸ 1938年5月21日発在スイス天羽公使より広田外務大臣宛(電報)『外文』日中戦争3、1741-1743頁。

つまり、条約の対象となっている中国に、九カ国条約の廃棄宣言を行わせ、日本もそれに追従するという論理である。この天羽の案は、外務省内においてすぐには主流とはならなかった。

天羽の電報から1ヶ月後の6月19日、広田に代わって近衛内閣の外相となっていた宇垣一成は、九カ国条約に関する記者の質問に対し、「九箇国条約ハ十六年前ニ締結セラレタルモノニテ其後ノ情勢ハ甚タシク変化シタルノミナラス支那ハ累々同条約ヲ蹂躪シ来レリ（中略）条約ハ現実ノ情勢ニ即シタルモノナルコトヲ要スト思考ス」と答えている⁴⁰⁰。

「有田声明」発表後の1938年12月には、条約局第二課により作成された「事情ノ変更ガ九国条約ノ効力ニ動揺ヲ及ボシタリト主張シ得ベキ否ヤニ関スル法律上ノ意見」では、事情変更論の有効性が強調されており、翌月に作成された文書では、「有田声明」は「事情ノ変更ガ条約ノ一方的廃棄ノ手続ヲ俟タズシテ当然ニ条約ノ効力ニ動揺ヲ与ヘ帝国ニ関スル限り条約上ノ義務ハ消滅シタリトノ主張ヲ含蓄スルモノ」であるとして、事情変更論により日本に対する九カ国条約の義務は消滅したと主張する⁴⁰¹。また、中国新政権に九カ国条約を廃棄させれば、日本の条約上の義務が消滅するという意見は間違いないことも指摘しており、事情変更論を中心に、再び議論が活発化するかに思えた。

ところが8月29日に作成された「帝国外交方針」の案文では、以下のように記されている。

九国条約ハ今ヤ全ク存在ノ意義ヲ失ヒ殆ト其ノ残骸ヲ残スニ過キササルモ今直ニ之カ廃棄ヲ提唱スルニ於テハ徒ニ無益ノ摩擦ヲ生シ却テ目的達成ニ障碍ヲ来スノ虞ナシトセス之カ実行ニ付テハ概ネ列国ノ承認ヲ期待シ得ヘキ新生支那中央政権成立ノ曉適當ナル機会ヲ捉ヘ本条約ノ無効又ハ廃棄ヲ声明セシムル⁴⁰²

³⁹⁹ 同前、1743頁。

⁴⁰⁰ 1938年6月20日発宇垣外務大臣より在上海日高総領事宛（電報）『外文』日中戦争3、1744頁。

⁴⁰¹ 「支那事変関係国際法律問題（第五卷）／1939年」外務省外交史料館所蔵（条二__20）、JACAR Ref. B10070312300.

⁴⁰² 「支那事変関係一件第七卷」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_007）、JACAR Ref. B02030529700.

このように、日本の外交方針の大筋を定める「帝国外交方針」において、天羽が提案した中国政府による廃棄論が基軸となっていることは、九カ国条約の廃棄の論理に関する議論の主流が、事情変更論から中国政府廃棄論に移ったことを意味すると考えてよいであろう。同案が作成されたおよそ2ヶ月後の10月20日には、海軍によって「対米外交施策案」が作成されているのであるが、そこでも九カ国条約は「支那新政権成立後時機ヲ見テ同政権又ハ帝国ヨリ同条約ノ再検討ヲ提案スル」と記されている⁴⁰³。

こうした変化が生じた背景には、対米関係への配慮があったと考えられる。後述するように、7月26日にアメリカが日米通商航海条約廃棄を通告したことを受け、1939年中頃から対米関係改善が日本外交の最重要課題として取り上げられるようになった。事情変更論では、日本が条約からの離脱を宣言することになるため、アメリカを含む列国からの非難が日本に集中することは免れない。そこで、中国政府に条約の廃棄を宣言させ、日本はそれに追従する形をとることで、日本への非難を緩和しようとしたのではないであろうか。

それを裏付けるかのように、阿部信行内閣の野村吉三郎外相とグルー大使との会談期間中であった11月15日に決定した「対外施策方針要項」の「対英米施策ニ関シ」という項目では、「九国条約問題派支那新政権樹立後同政府ト協力シテ解決スヘク此際特ニ之ニ触ルルヲ避ク」というように、これまで議論してきた九カ国条約の廃棄問題は、しばらくの間、棚上げされることが決定している⁴⁰⁴。この決定通り、しばらくの間、九カ国条約の廃棄に関する議論は終息するのであるが、第二次近衛文麿内閣の成立後、再び若干の進展を見せる。

第二次近衛内閣の成立から5日後の1940年7月27日に作成された「帝国外交方針案」の「支那事変対処方針」では、「九国条約問題ハ我方指導ノ下ニ機ヲ見テ先ツ支那政府ヲシテ否認手段ヲトラシム」とあり、やはり中国政府廃棄論を進めていくことが決定している⁴⁰⁵。しかし、この方針は同内閣期に成立した重要国策である「基本国策要綱」、「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」、「支那事変処理要綱」、また中国新政権との間に成立

⁴⁰³ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_007)、JACAR Ref. B02030530200.

⁴⁰⁴ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_007)、JACAR Ref. B02030530600.

⁴⁰⁵ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_007)、JACAR Ref. B02030531000.

した「日本国中華門国間基本関係に関する条約」やその付属秘密協約、秘密交換文のいずれにも入っておらず、結局、九カ国条約の廃棄については確固とした方針を定められないままに終わったものと考えられる。

2 グルー米国駐日大使と揚子江封鎖問題

2-1 アメリカの対日経済制裁構想の発展

アメリカでも、有田の英米大使に対する一連の声明は「日本による中国の門戸閉鎖」として報じられ、大きな話題となった⁴⁰⁶。そして12月30日、アメリカ政府は「有田声明」への復答という形で、「機会均等ノ原則ノ如キ基本的原則ハ一方的主張ニヨリテ否認セラルルカ如キモノニテハ無之候」と述べ、日本の東亜新秩序を完全に否定するのである⁴⁰⁷。

「有田声明」によってアメリカの対日態度が硬化したことは明白であった。日中間の紛争に対し、それまで表面上は中立を保っていたアメリカであったが、12月15日に2500万ドルのクレジットを中国国民政府に供与し、また、1939年に入ると日本に対して航空機器等の道義的禁輸を実施する。

しかし、これらの措置は、「有田声明」を期に突如として実施されたわけではなく、アメリカ政府内において対日経済制裁に関する議論は、「有田声明」前から存在していた。その中心は対日強硬派として知られるホーンベックである⁴⁰⁸。しかし、ハル国務長官やハミルトン（Maxwell Hamilton）国務省極東部長ら慎重派は、日本との対立を生じかねない措置には反対であり、ホーンベックらの強硬論は国務省では傍流であった⁴⁰⁹。

だが、「東亜新秩序声明」および「有田声明」によって、国務省内の対日強硬論は勢いを取り戻していく。それを象徴するのが、12月5日のセイヤー（Francis B. Sayre）国務次官補による対日経済制裁に関する報告書の提出であった。対日強硬策に慎重であったセイヤーは、全面的な経済制裁は日本との武力衝突の危険性があるとして退けるも、通

⁴⁰⁶ *The New York Times*, December 10, 1938.

⁴⁰⁷ 1938年12月30日「日本政府の十一月十八日付対米回答に対する米国政府復答」『外文』日中戦争3、2246-2251頁。

⁴⁰⁸ Michael A. Barnhart, *Japan Prepares for Total War: The Searching for Economic Security, 1919-1941*, (New York: Cornell University Press, 1987), pp. 115-135.

⁴⁰⁹ ジョナサン・G・アトリー（五味俊樹訳）『アメリカの対日戦略』（朝日新聞社、1989年）、64-72。

商条約の廃棄通告や対日クレジットの反対の意思表明を行うべきであると主張する⁴¹⁰。しかし、それでも国務省内で、対日経済制裁に関して意見は一致しなかった。ホーンベックは、経済制裁は日本の軍事的な侵攻を妨げ、さらに日本政府が東亜新秩序をも修正するであろうと認識していたが、未だ対日慎重派とは経済制裁が日本に与える影響の認識に大きな差が存在していた⁴¹¹。

そうした状況を一変させたのが、1939年7月22日に締結された「有田・クレーギー協定」である。後述するように、イギリスの一方的な対日譲歩であった同協定は、それまで慎重であったアメリカ政府内の対日制裁論を刺激し、協定成立の4日後、日米通商航海条約の廃棄を日本政府に通告した。それにより、アメリカ政府は条約が失効する1940年1月26日以降、対日禁輸が可能となった。日本は原油や屑鉄等、日中戦争遂行上で欠くことのできない物資の多くを米国から仰いでいたため、以降の対米政策の見直しを迫られるのである。

通商条約廃棄に衝撃を受けた者は日本政府側だけでなく、廃棄する側のアメリカにも存在していた。それが、駐日大使として日米関係の改善、維持に尽力していたグルーである。グルーは対日強硬策には反対であり、ホーンベックらの対日経済制裁論にも繰返し異議を唱えてきた⁴¹²。そうして、悪化していくなんとか国務省の対日認識の改善を促してきた。しかし、通商航海条約の廃棄通告、そしてそれを支持するアメリカ国民のムードを受け、グルーは方針の転換を迫られる。ハインリックスの研究によれば、グルーの外交方針は、本国政府の態度の変更を促すのではなく、厳しい言葉をもって日本政府に態度の変更を迫るというものに転換したのであるが、それは10月19日の日米協会でのグルーの演説に表れているという⁴¹³。

日米協会の演説において、グルーは、アメリカ国民が中国における日本の行動に対し、いかに憤慨しているのかを以下のように訴えた。

アメリカ国民は、入手した全ての信頼できる証拠によって、日本の利益に基づきア

⁴¹⁰ Memorandum Prepared in the Department of State, December 5, 1938, *FRUS, 1938, The Far East (1938)*, pp. 406-409.

⁴¹¹ Chihiro Hosoya, "Miscalculations in Deterrent Policy: Japanese-U.S. Relations, 1938-1941," *Journal of Peace Research*, 5 (2), 1968, pp. 98-99.

⁴¹² Barnhart, *Japan Prepares for Total War*, pp. 128-132.

⁴¹³ ウォルド・H・ハインリックス（麻田貞雄訳）『日米外交とグルー』（原書房、1969年）、204-205頁。

ジア大陸の広大な地域を支配し、その地域に閉鎖的経済体制を布こうとしている、と信じるに足る、十分な理由を持っている。それに加え、爆撃や侮辱、アメリカの権益への様々な干渉の結果が、今日のアメリカ人の日本に対する態度の原因となっている。私としては、これを言いたい。日本当局によりなされた、そしてなされつつある合衆国に有害な多くの事柄は、完全に不必要である、これがアメリカ政府、国民、そして私の確信である。我々は、東アジアの真の安定と平和は、一切のアメリカの権益と衝突すること無く達成できると信じている⁴¹⁴

このように非常に強い姿勢をもって、日本の態度、対中政策の転換を図ろうとした。日米関係の改善のためには、こうした言説による方針と同時に、日本政府により具体的な行動をとらせる必要があった。グルーは日記に、通商条約廃棄通告の次の段階として対日禁輸が今冬に実施される可能性があり、それまでにアメリカの在華権益を保護、尊重する具体的な結果を示す、という合意を日本政府と得なければならないと記している⁴¹⁵。このグルーの観測は必ずしも杞憂というわけではなかった。日米通商航海条約の廃棄通告前後から、アメリカ国内では、現在実行されている道義的禁輸を不服とし、より強硬な対日経済制裁に関する議論が、ホーンベックら国務省の対日強硬派以外にも見られるようになっていた⁴¹⁶。そうした事態を避けるための具体的な結果の一つとして、揚子江封鎖問題の解決をグルーは挙げる。

2-2 揚子江封鎖問題と日米関係

揚子江封鎖問題とは、日中戦争勃発後、中国内地通商上最大の動脈である揚子江を、日本軍が近辺での軍事作戦終了後も封鎖し続けたことに端を発する問題である。

日中戦争勃発からおおよそ4ヶ月後の12月9日、岡本李正上海総領事は、揚子江沿岸所在の各国船舶等に対して、一般警告を与えておく必要性を認め、列国の外交団、領事団へ通報を行った⁴¹⁷。次いで、同月21日には、日本海軍第三艦隊司令長官長谷川清に

⁴¹⁴ Address Delivered by the Ambassador in Japan (Grew) Before the American-Japan Society at Tokyo on October 19, 1939, *FRUS, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, pp.19-29.

⁴¹⁵ Grew, Joseph-Diary, 1939 October, Stanley Hornbeck Series, Hoover Institution Collection.

⁴¹⁶ Roland H. Worth, Jr., *No Choice but War: The United States Embargo Against Japan and the Eruption of War in the Pacific*, (North Carolina: McFarland & Company, 1995), pp. 19-23.

⁴¹⁷ 「執務報告昭和十二年度東亜局第一課」外務省外交史料館所蔵（東亜-2）、JACAR Ref. B02130114400.

より、在上海英米司令長官に対し、揚子江における自由航行はもちろん、今後、海軍の指示するとき以外は、通航を差し控えるよう、通告がなされた⁴¹⁸。この通告に対して、23日に列国側から連盟で、28日にはイギリス大使館、アメリカ大使館からそれぞれ、揚子江航行の絶対自由を主張する抗議がなされる⁴¹⁹。列国は幾度となく日本に揚子江の開放を求めたが、日本がそれを拒否し続けたため、日本による中国占領地における第三国の経済活動に対する差別待遇の代表例として外交問題となった。

1938年11月2日、ハル国務長官はグルーに対して、揚子江問題について、できるだけ早い機会に有田外相と取り組むことを指示した⁴²⁰。この指示を受けたグルーは、7日に有田と会談した際、揚子江問題について触れ、曖昧な回答ではアメリカ政府は満足しないであろうと伝えた⁴²¹。しかし、有田からの回答は、アメリカ政府は日本商船のみが揚子江において活動していると抗議しているが、それらの船舶は軍需品の輸送をしているのであり、政府用役であるため、日本政府は外国に対して何ら差別をしていない、というものであった⁴²²。

このように、平行線を辿っていた揚子江問題であったが、グルーは日本国内の親米的な人物たちと問題の解決の糸口を模索していた。1939年2月10日、グルーは国務省宛の電報で、数名の親英米派が揚子江問題について、日本は他国の在華權益を排除する意図がないということを示す具体的な行動を取るよう、首相等に促していると伝えた⁴²³。さらに18日には、前駐米大使の出淵勝次も揚子江開放に積極的であることを伝えている⁴²⁴。グルーは対米協調を指向する外務官僚らとともに日本政府に働きかけると同時に、国務省に対して、日本国内にも親米派がいることを知らせることで、早まった対日強硬策に出ないよう牽制していた。しかし、具体的な成果を示せないでいる間に、アメリカ政府による日米通商航海条約の廃棄通告を迎えるのである。

さらなる関係悪化を危惧するグルーにとって、8月30日に阿部信行内閣が成立したの

⁴¹⁸ 同前。

⁴¹⁹ 同前。

⁴²⁰ The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), November 2, 1938, *FRUS, Japan: 1931-1941*, pp. 791-792.

⁴²¹ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), November 7, 1938, *FRUS, Japan: 1931-1941*, pp. 792-793.

⁴²² The Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita) to the American Ambassador in Japan (Grew), November 14, 1938, *FRUS, Japan: 1931-1941*, pp. 795-796.

⁴²³ Ambassador in Japan to the Secretary of State, February 10, 1939, *FRUS, 1939, The Far East (1939)*, pp. 360-361.

⁴²⁴ Ambassador in Japan to the Secretary of State, February 18, 1939, *FRUS, 1939, The Far East (1939)*, pp. 362-363.

は一つの転機となった。阿部内閣は日米関係の改善を期待されており、外相にも駐米大使館付武官の経験を持ち、海軍出身で親米派の野村吉三郎が、9月25日に就任している。そしてその一ヶ月後には、大臣幹部会議において、揚子江の封鎖は「経済上ノ排他的目的ヲ達スル為ニ支那ノ門戸ノ閉鎖ヲ固執スルニ外ナラ」ないものであり、英米には容認しがたいものであるため、一部開放等を行うことで「日本カ事変以来中外ニ声明シツツアル外国權益尊重門戸開放機会均等主義ノ遵守等ノ方針ヲ着実ニ実行スル用意アルコトヲ彼等ニ納得」させることが確認された⁴²⁵。こうして、日米間で関係調整の気運が高まるなか、11月から野村・グルー会談が開催される。

多くの先行研究では、この野村・グルー会談において、揚子江開放を梃子にして対米関係の改善を図ろうとした野村のイニシアチブが強調される⁴²⁶。たしかに、野村・グルー会談を成功させるべく、国内の取りまとめという点で、野村はイニシアチブを發揮したかもしれない。しかし、会談自体のイニシアチブを握っていたのはグルーであった。

11月4日の第一回会談において、グルーは、まず日米間の雰囲気改善が必要であると、さらに、現在のアメリカには対日禁輸に対する強い要求があるため、向こう数ヶ月が日米関係にとっての転機になるであろうと述べた⁴²⁷。そして、そうした世論の圧力を和らげるため、日本によるなんらかの対応が必要であるという。具体的には、中国におけるアメリカ人および米国權益への爆撃の停止と、日本が日米関係を改善しようとしていることが明白となる具体的な行動の提示の2点を要求する。この2点目をさらに具体化させたものとして、グルーは、揚子江の開放を提案した。これに対し野村は、「日本が米国の在華權益排除を意図しているというのは米政府の誤解である」と返答しているのであるが、グルーは「将来的な意図はともかく、アメリカの在華權益が排除されているという事実には変わりはない」と厳しく追求していることから、グルーがこれらの

⁴²⁵ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_007)、JACAR B02030530300。

⁴²⁶ 臼井勝美「日中戦争の政治的展開 (1937年～1941年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 4—日中戦争 (下)』(朝日新聞社、1963年)、188-191頁、臼井勝美『日中戦争—和平か戦線拡大か (新版)』(中央公論新社、2000年)、115頁、樋口秀実「汪兆銘工作をめぐる日本海軍と日米関係」(『国際政治』第126号、2001年)、187-188頁、服部聡『松岡洋右』、32-33頁。また、服部によると、野村・グルー会談における日本側の最大の狙いは、新通商条約または暫定協定の締結であった。服部聡「阿部・米内内閣期における自主外交の展開」(『六甲台論集・法学政治学篇』第45巻第1号、1998年)、31頁。

⁴²⁷ Memorandum by the Ambassador in Japan, November 4, 1939, *FRUS, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, pp. 31-34.

措置をいかに重視していたかがうかがえる⁴²⁸。

12月4日に開催された第二回会談は、冒頭で、アメリカが中国で受けている通商活動の制限は、占領地支配を含む軍事作戦に起因するものであり、一時的なものであると野村が弁明した⁴²⁹。それに対し、グルーは、日本による専売等の実施によってアメリカの権利、権益に被害が出ており、そうした手段による通商活動の制限を、軍事的必要性として説明することは難しいと考える、と反駁している⁴³⁰。このように、アメリカの在華権益侵害問題に関する水掛け論に終わり、表面上、なんら前進はなかった。しかし、これまでにないグルーの強硬な態度が、野村および日本の政策決定者たちに与えた影響は小さくなかったと考えられる。

以上のようなグルーの態度に加え、翌5日には、若杉要ニューヨーク総領事から、「国務省当局ノ意向ハ相当強硬ニシテ九ヶ国条約ヤ門戸開放問題ニ対スル日本ノ態度ヲ云々シ支那ニ於ケル日本ノ行動ヲ今少シク見極メタル上ニアラサレハ条約改定問題ニハ触レ兼ネル様子」であるとの報告がなされた⁴³¹。そして、12月8日、興亜院会議において、

(1) 揚子江開放ハ支那事変処理場帝国ノ対第三国特ニ対米外交工作ニ有利ニ活用ス、(2) 之カ為メ差当り南京ヨリ下流地域ハ二月以降何時ニテモ之ヲ開放スルコトヲ決意ス、(3) 右決意ニ伴フ諸対策並ニ開放後ノ諸方策ハ別ニ之レヲ策定ス、という3点が決定されている⁴³²。また、同日決定した外陸海三省方針においても、興亜院会議決定に異議がない旨が示された⁴³³。こうした決定は、第一回会談、第二回会談でのグルーの提案、態度を受けてのものであることは明白である。グルーの外交手法の特徴として、個人的なイニシアチブとり話し合いを続け、日本政府の回答とみられるものを日本側提案として本国政府に報告する、ということがハインリックスにより、挙げられているが、揚子江問題がグルーの独断で会談の俎上に載せられていることから、この野村・グルー会談ではそうした特徴が発揮されていたといえよう⁴³⁴。

⁴²⁸ *Ibid.*

⁴²⁹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, December 4, 1939, *FRUS, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, pp. 40-43.

⁴³⁰ *Ibid.*

⁴³¹ 1939年12月5日発在ニューヨーク若杉総領事より野村外務大臣宛(電報)『外文』日中戦争3、2322-2323頁。

⁴³² 「支那事変関係一件／各国ノ態度／日米関係打開工作関係」外務省外交史料館所蔵(A-1-1-0-30_3_2)、JACAR B02030598100.

⁴³³ 同前。

⁴³⁴ ハインリックス『日米外交とグルー』、194-195頁。

この決定を引っ提げて第三回会談（12月18日）に臨んだ野村は、揚子江開放の決定を以下のように伝える。

帝国軍部ニ於テハ永ラク懸案トナリ居リタル揚子江ノ航行問題ニ付キ南京迄ノ下流地域ヲ開放スル意向ヲ有スルコトナリ同方面ニ於テハ今尚軍事行動継続シ之カ開放ニハ「一字文字潰れ」々ノ不便困難アルモ軍事上ノ要求モ漸次緩和シ得ルコトトナリ尚支那モ漸ク建設ノ時機ニ入りタルヲ以テ敢テ軍事上ノ不便ヲ忍ビテモノノ一部ヲ開放スル心算ナリ⁴³⁵

このように、国内には未だに揚子江開放に反対する意見もあり、そうした状況で開放を断行するということを強調している。そして、次のように続ける。

今前述ノ如ク諸懸案ヲ解決シ又揚子江開放ノ具体的準備ニ入ラムトスルニ際シ何等国際関係改善上ノ効果ナキニ於テハ世論ハ政府ヲ攻撃スルニ至ルヘク然ル場合ニハ独り揚子江等ノ開放ノミナラス他ノ懸案解決ニ付テモ種々非難攻撃ヲ醸シ之カ実行上多大ノ困難ヲ来シ茲ニ日米関係ハ改善ノ代リニ逆転シ其ノ推移計リ知ルヘカラサルモノアルヲ惧ルル次第ニシテ貴大使ニ於テモ此ノ辺ノ事情ヲ充分了解セラレンコトヲ希望ス⁴³⁶

以上のように、野村は揚子江開放と引き換えに、アメリカの対日歩み寄りを、具体的には、新通商条約締結に向けた交渉の開始を要求する。会談終了後、グルーは野村の語った内容を正確に国務省に報告しており、会談の行方は、国務省の判断に委ねられることとなった⁴³⁷。会談終了後、グルーは国務省に対して、我々が相手にしているのは統一的な日本ではなく、頑強な軍部を相手に、勇敢に立ち向かい徐々に勝利を収めつつある日本政府であり、彼等に援助を行うべきであるという旨の電報を送っている⁴³⁸。しかし、

⁴³⁵ 「支那事変関係一件第三十二巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_032）、JACAR Ref. B02030575300.

⁴³⁶ 同前。

⁴³⁷ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, December 18, 1939, *FRUS, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, pp. 48-51.

⁴³⁸ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, December 22, 1939, *FRUS, 1939, The Far East*, p. 622.

野村、グルーの試みは、国務省によって一蹴される。

12月22日、第四回会談が開かれた。そこで野村がグルーから聞かされたのは、中国においてアメリカの通商権益に対する差別待遇が日本によって講じられている限り、新通商条約の締結には障害が存在する、ということであった⁴³⁹。

結局、日本は揚子江開放の決定に期待した成果を得ることはできなかった。むしろ、揚子江開放の決定は、外務省内の一部において、日本の政府中央に対する不信感を喚起することとなった。

興亜院および外陸海三省大臣による揚子江開放の決定後、すぐさま異論を唱えたのが、藤村信雄アメリカ局第一課長であった。藤村は白鳥の現状打破論に同調しており、「革新派」外務官僚であるとみなされている⁴⁴⁰。その藤村は、1939年12月13日、「事変処理ノ現段階ニ於テ対米外交政策ニ利用ノ目的ヲ以テ、日本ノ手ニ依リ揚子江閉鎖ヲ解クコト不可ナリ」という旨の意見書を提出している⁴⁴¹。藤村が揚子江開放に反対する理由は、東アジア「新秩序ノ要請ハ即チ支那ヲシテ不平等的地位ヨリ脱却セシムルコト」であり、揚子江の開閉も中国政府が決定すべきことである、というものであった⁴⁴²。そして、日本政府が揚子江の開閉を決定することは、「帝国政府自ラカ声ヲ大ニシテ唱へ来リ且実施シ来リタル所ニ対スル自己否定的行為ナリト謂ハサルヲ得ス」、「東亜新秩序建設ノ一角ノ崩壊ヲ来ス」ものであると、政府中央を痛烈に批判するのである⁴⁴³。

さらに揚子江開放により「政府カ米国側ヨリ得ントスル暫定協定乃至新条約締結交渉開始ハ（中略）揚子江開放ヲ以テシテモ得ラレサル所ナリ」という。藤村は「米国ノ真意ハ無条約ノ儘日本ト貿易関係ヲ維持セントスルニ在リ」、「日本側ガ現在ノ如ク米国ニ対シテ極度ノ媚態」に出続ければ、アメリカ側は「北支ノ為替管理、初開発会社、諸企業ノ独占、日本軍ノ駐屯、占領地ノ還付等々ノ根本問題ニモ論議ヲ進メ、新通商条約問題ヲ利用シテ次第ニ我方ノ戦果破壊ノ策謀ニ」出ると観測していた⁴⁴⁴。このように野村外相の対米方針を「媚態」とみなす藤村は、以下のように外相の責任を問う。

⁴³⁹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, December 22, 1939, *FRUS, 1939, The Far East*, pp. 627-629. The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), December 18, 1939, *FRUS, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, pp. 190-192.

⁴⁴⁰ 戸部『外務省革新派』。

⁴⁴¹ 「支那事変関係一件／各国ノ態度／日米関係打開工作関係」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_3_2)、JACAR B02030598100.

⁴⁴² 同前。

⁴⁴³ 同前。

⁴⁴⁴ 同前。

若シ右見透シヲ誤リトナシ、「クリスマス」前ニ揚子江開放ヲオ土産ニ徹底的ニ米
国ニ頭ヲ下ケサヘスレハ米国ヲシテ暫定協定締結ノ誠意ヲ示シ来ラシメ得ルト主
張スル以上、右主張者ハ斯ル事態ノ到来セサル時ハ充分ノ責任ヲ執ル丈ノ真劍サヲ
持タサル可カラサルモノナリ⁴⁴⁵

藤村のように「東亜新秩序」という理念の実現という側面からではなく、対外経済構
想の面から揚子江の重要性を主張するのが、同じく「革新派」の杉原荒太であった。杉
原は、「今後ノ我対支国策ノ方向トシテ日満支経済『ブロック』構成ニ進ムニ当リ北支ヲ
シテ主トシテ原料資源供給地トシテノ役割ヲ演ゼシメ中南支ヲシテ主トシテ商品市場ト
シテノ機能ヲ發揮セシムルコトヲ眼目トストセバ長江流域ノ経済的重要性ハ極メテ明瞭」
であると述べている⁴⁴⁶。なお戦後、杉原は回顧録において「日本軍の長江流域占領のと
き日本とアメリカとの間に『外交的開戦』があったとみるのが事実にあっている」、「外
交的には日本軍の長江流域占領の時、対英米戦争は始まっていたのである」と記してい
る⁴⁴⁷。この杉原の主張の正否はさておき、日本軍が上海を占領してすぐ、「上海方面ニ
於ケル帝国ノ経済的權益設定策」が閣議決定され、列国の在華權益が多分に存在する上
海を中心とする華中の経済統制が開始しており、揚子江封鎖を含む同地域の日本の経済
政策が対米関係に与えた影響の一端を垣間見ることができる⁴⁴⁸。

さて、藤村の主張にみられるように、揚子江開放という政策決定過程において、外務
省中堅官僚の強硬な反発を生じさせるのであるが、この反発は後述するように政策実施
過程においても生じ、後の日米関係にも多大な影響を及ぼすこととなる。しかし、政府
首脳の間で揚子江開放という対米譲歩が決定されたことは、日本外交および日米関係に
っては確かに前進であった。有田はグルーやドゥーマンとの会談で、原料資源の確保
を主眼とする日中満経済ブロックの承認を求めると同時に、それ以外の範囲における門
戸開放や米国の在華權益を尊重する旨を伝えている。しかし、占領地政策の変更は軍事
作戦にも関わるものであり、軍部の承認なしでは具体的な調整に乗り出せずにはいた。そ

⁴⁴⁵ 同前。

⁴⁴⁶ 「長江方面情勢及対策管見／1937年」外務省外交史料館所蔵（官扱_139）、JACAR Ref. B10070184300。

⁴⁴⁷ 杉原荒太『外交の考え方』（鹿島研究所出版会、1965年）、94-95頁。

⁴⁴⁸ 1937年12月16日『北支経済開発方針』および『上海方面ニ於ケル帝国ノ経済的權益設定策』『外文』日中戦争第2冊、1429-1432頁。

うした状況のなか、米国の通商条約の廃棄通告は対米譲歩の気運を軍部にもたらし、米政府の懸念の一つである揚子江問題の解決が決定され、東亜新秩序の形成と対米関係の維持、改善という有田の方針に具体的な課題が設定されるのである。

近年の研究において、アメリカ政府による日米通商航海条約の廃棄通告は、廃棄された後もしばらくは何ら禁輸政策を採らなかったこともあり、その効果に対して消極的な評価がなされている⁴⁴⁹。確かに、結果的に見れば通商航海条約の廃棄は日本の対中侵攻を抑制することはなかった。しかし、阿部内閣の中央では軍部を含め、ある程度アメリカのシグナリングを理解し、対米関係改善へと傾きだしていた。それが揚子江開放の決定である。遂行中の戦争を、一気に終息へと向かわせるのは、現実的に不可能であることを鑑みれば、そうした段階を踏むことは決して無意味なことではないはずである。この点をふまえると、アメリカ政府の通商航海条約廃棄は、期待されていた程ではないにしても確かに効果を発揮し、その後の日米関係は、日本政府が決定した方針の転換を実現できるか否かが、大きな問題となるのであった。

3 有田外交の蹉跌

3-1 有田外相と揚子江問題

野村・グルー会談が終了してまもなく阿部内閣は総辞職し、1940年1月16日に元海軍大将の米内光政を首班とする新内閣が発足した。26日に日米通商航海条約が失効し、日米関係は一層難しい時期に突入するなか、外相には有田が再び就任する。

2月1日の議会演説において有田は、「官民一致不退転の決意を以て、東亜新秩序の建設に邁進」すると決意表明すると同時に、対米関係については「無条約状態に拘らず日米通商関係は実質的に変更を受けざる次第」と指摘し、中国における第三国の権益を尊重することで、東亜新秩序建設に対する理解を取り付けるという従来通りの方針を明らかにした⁴⁵⁰。

6日の衆議院本会議では清瀬一郎代議士が、日米通商条約が失効したことに関連して、「然ルニ此ノ揚子江ノ開放ハ、日米ノ条約関係ニハ少下影響致シテ居リマセヌ、是ガ為ニ外交ガ好転シタノデモ、悪化シタノデモ何デモナイ」、そのため「是ハ私ハ此ノ際御止

⁴⁴⁹ Edward S. Miller, *Bankrupting the Enemy: The U.S. Financial Siege of Japan Before Pearl Harbor*, (Maryland: Naval Institute Press, 2007), p. 83.

⁴⁵⁰ 1940年2月1日「第七十五回帝国議会における有田外相演説」『外文』昭和期Ⅲ第一巻、34-38頁。

メニナッタラドウカト思フ」、という意見を披露した⁴⁵¹。それに対し、有田は以下のよ
うに返答している。

十一月十八日ニ、軍デ軍事上ノ必要ガ緩和シタト云フ風ナ趣旨ノ声明ヲサレタノデ
アリマス、野村外相ハ此ノ事実ヲ亜米利加ノ大使ニ知ラシテ話ヲシタコトハゴザイ
マスルガ、此ノ揚子江開放ヲ以テ条約改定交渉ノ条件ニシタト云フ風ナコトハ、ア
ルベキコトデナイト考ヘテ居ルノデアリマス⁴⁵²

実際は、揚子江開放と引き換えに条約改定交渉の開始を望んでいたのであるが、アメ
リカ側の反対にあったことは前述のとおりである。有田がこの事実を知らなかったとは
考えにくく、揚子江開放反対論を抑える方便であったと考えられる。清瀬が、「現状ノ儘
ニ揚子江ヲ汪政権ニ引渡シテ、之ヲ列国ニ向カッテ開クカ開カナイカハ、支那ノ来ルベ
キ新主権ノ作用ニ任サルベキモノデアル」というように、上で見た藤村アメリカ局第一
課長と同様の考えを示していることから、こうした揚子江開放反対論は外務省内外に
多く存在していることがうかがえる。有田は、そうした議論に押されて、一度宣言した
開放を取り消すという事態を招くことだけは避けなければならなかった。

この有田の方針を、グルーも後押しする。まず、上記の有田の清瀬に対する返答を、
すぐさま国務省に伝えている⁴⁵³。また、2月17日には、有田が議会において、「帝国政
府には揚子江を開放する義務はないが、軍事的要求の低減という観点から開放の準備を
行っていると宣言した以上、我々は実行すべきであると確信している」と述べたことを
報告している⁴⁵⁴。

残す最大の問題は、揚子江開放を早期に実現することであった。一方、揚子江の管理
を担っている上海総領事は、野村・グルー会談開催期間中から、揚子江開放は「軍事上
ノ制限、通貨、物資輸出入統制及為替管理」等、様々な面から検討しなければならず、
「速急開放スルコトハ實際上困難」であるという立場を表明しており、政策を決定する

⁴⁵¹ 「第七十五回帝国議会衆議院議事速記録第八号」（1940年2月7日）。

⁴⁵² 同前。

⁴⁵³ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, February 7, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 495-496.

⁴⁵⁴ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, February 17, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, p. 567.

中央と実施する出先には構想の乖離が存在していた⁴⁵⁵。1940年初頭、野村・グルー会談が終了した直後の前年12月26日に在上海日本大使館の書記官が、メーズ（Sir Frederick William Maze）天津税関長と会談した際、揚子江開放の前提として、南京と鎮江の税関の開放が必要であること、南京までの揚子江下流の開放は、2月末から3月の初頭頃になるであろうと語ったことが、在上海米国総領事を通じて国務省に知らされた⁴⁵⁶。結局、税関の開放という条件は、国務省に反対されるのであるが、その後も、上海総領事は無条件の開放に反対してか、開放の実施はなされなかった⁴⁵⁷。

3月31日、有田は在上海三浦義秋参事官に対して、「目下準備中ノ南京以下ハ固ヨリ進ンテ上流ノ揚子江ヲ開放シ通商貿易ニ対スル其ノ他各種ノ制限」の緩和が、また、第三国との関係調整のためにも揚子江開放の「急速実行」が必要である、との方針を伝えている⁴⁵⁸。さらに、有田はそこで、以下のようにアメリカとの関係についても言及している。

新政府（汪兆銘政権—筆者注）カ支那ノ新秩序ヲ標榜スル以上其ノ程度ノ厚薄ハ別トスルモ九国条約関係諸列強トノ間ニ相当ノ摩擦ヲ生スヘキハ明カナリ。其ノ内最モ困難ナルヘキハ米国トノ関係ナル処（中略）米国ニ対シテモ支那ニ於ケル諸懸案ノ解決ニ依リ現在以上我方トノ関係ノ悪化ヲ避クルニ努ムルトキハ日米関係ノ最悪化ヲ防キ得ルヤニ思考シ居レリ⁴⁵⁹

しかし開放は一向に進まず、4月30日には、現地軍部によって、少なくとも6月まで揚子江の閉鎖を継続する意向が米国に伝えられた⁴⁶⁰。こうして、野村、有田両外相とグルーによって形成された揚子江問題解決方針は、政策の実施を担う現地軍や外務省の中堅官僚、現地外交官を従わせることができず、破綻することとなった。

⁴⁵⁵ 「支那事変関係一件／各国ノ態度／日米関係打開工作関係」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_3_2）、JACAR Ref. B02030598200.

⁴⁵⁶ The Consul General at Shanghai (Gauss) to the Secretary of State, January 3, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 484-484.

⁴⁵⁷ The Secretary of State to the Consul General at Shanghai (Gauss), January 27, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, p. 487.

⁴⁵⁸ 「支那事変関係一件／善後措置（和平交渉ヲ含ム）」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_43）、JACAR B02030667000.

⁴⁵⁹ 同前。

⁴⁶⁰ Consul General at Hankow (Spiker) to the Secretary of State, April 30, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, p. 518.

3-2 有田の対米方針の転換

揚子江開放の早期実現が失敗し、それを基礎とした日米関係調整という方針の破綻が濃厚となると、有田は次なる方針を模索する必要に迫られる。

4月27日、有田はドゥーマン参事官と、東アジアにおける日本の経済ブロック建設に関して非公式会談を行っている。冒頭、ドゥーマンは有田に対し、2年前の会談時に表明した考えに変わりはないか尋ねた⁴⁶¹。2年前の会談とは、「有田声明」発表翌日に行われた会談であり、そこで有田は、日本は原料資源の確保を目的とした日中満経済ブロックを建設することをドゥーマンに伝えている（本章第1節参照）。ドゥーマンの質問に対し、有田は、考えは変わっていないこと、むしろ、東亜新秩序の目的が防御的なものであり、アメリカやその他の国の商業を中国から排除するものでない、ということアメリカ政府が理解していないようであることが遺憾である、と返答している。

次いで、ドゥーマンはヨーロッパで起こった戦争について話を進め、戦争の解決によってより自由主義的な経済体制が築かれたとき、経済ブロックを構築している日本はどうするのかと尋ねた⁴⁶²。有田は、それに対し、そうした体制が長く続くとは思えない、日本はボイコットや禁輸、経済制裁の脅威にさらされており、自給自足国家と対等になるように、原料資源の入手を確実なものにしなければならないと返答した。

服部の指摘するように、日米関係の劇的な改善には、東亜新秩序構想を放棄することが最も効果的であったことは間違いないであろう⁴⁶³。しかし、以上のように、原料資源の確保を目的とした有田の経済ブロックの建設構想は、非常に強固なものであった。そこで、有田が東亜新秩序構想と対米関係維持を両立するために模索するのが、アメリカの斡旋による国民政府との和平であった。その転機となったのが、5月初旬から開始したセイヤーとの会談である。

国務次官補を辞した後、フィリピン高等弁務官となったセイヤーは、4月末に来日すると、5月1日から6日までの間に、4回にわたって有田と会談を行った。第一回会談はフィリピンの移民に関する議論が中心となり、日米関係や中国問題については話し合われた様子はない⁴⁶⁴。アメリカ側の資料によると、有田がさらなる話し合いの場を設け

⁴⁶¹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, April 27, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 514-516.

⁴⁶² *Ibid.*

⁴⁶³ 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」、544-545頁。

⁴⁶⁴ Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, May 3, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 322-325.

たいとセイヤーに提案し、第一回会談は終了した⁴⁶⁵。

そして翌2日、第二回会談が開催されることとなった。会談の冒頭、有田は極東の現状をどう見ているかセイヤーに尋ねた⁴⁶⁶。それに対しセイヤーは、自身の発言はなんら公式的なものではないことを繰り返して説明した後、今日の日米関係の困難や緊張感の高まりは、日本の対中政策により生じている、と率直な意見を披露している。さらに、より具体的に、アメリカの在華権益に対する爆撃が、アメリカ国民に強い憤りを与えていること、日本による専売の実施によりアメリカの企業が中国から排除されていること、という2点に言及した。そして、「遅かれ早かれ、日本はアメリカやその他の民主主義国家側か、ドイツや可能ならばロシア側のどちらに立つか決断を迫られるであろう」とし、日米間の貿易が相互補完的であることに言及した後、以下のように続ける。

長期的な視点に立ち、もし日本が民主主義国家側に立つのであれば、アメリカやその他民主主義国家との間にある困難を、可能な限り早期に除去することであり、明らかに日本の利益である⁴⁶⁷

これらに加えて日中戦争の早期解決が重要である旨も伝えている。有田はセイヤーの意見に同意を示す一方で、日中間の問題は、両者が受け入れ可能な条件を探すことであるとし、中国側の求める具体的な和平条件を知っているか否かセイヤーに尋ねた。その際セイヤーは、蒋介石が燕京大学学長のスチュアート（John Leighton Stuart）に語った内容として、長城以南の完全な独立、「満洲国」問題に関する討議を放置するか否かという二点以外に交渉する気はなく、またアメリカ大統領に仲介を依頼するようであるということ伝えて⁴⁶⁸。

5月3日に開催された第三回会談は、記者などの人目を気にした有田の計らいで、官邸ではなく、原田熊雄邸で開かれた。有田は、日本政府は汪政権を何としても支持せねばならず、蔣との和平交渉は同政権の弱体化に繋がるとして消極的な態度を見せるが、香港などの中立地帯に代表を派遣し、蔣側の代表と交渉の基礎を話し合うことは可能であると伝えた。さらに、6日の第四回会談では、やはり日本が国民政府と直接交渉する

⁴⁶⁵ *Ibid.*

⁴⁶⁶ *Ibid.*

⁴⁶⁷ *Ibid.*

⁴⁶⁸ *Ibid.*

ことは不可能としつつも、日本の軍の代表を中立地帯に派遣し、停戦条件について話し合うことは可能であり、もしセイヤーがその会談を斡旋してくれるならその提案を喜んで受け入れると、セイヤーによる仲介を依頼している⁴⁶⁹。

有田はセイヤーとの会談について、「セーアは、なんとかして蒋介石との和平工作を成功させよう」という考えを有しており、「そんなにまでセーアが努力するならば、自分もなんとかしたい」とセイヤーに話したと、原田に伝えている⁴⁷⁰。また、5月3日の『東京朝日新聞』は、「外相としては此方からセイヤー氏を招いて会見をする予定はないが、セイヤー氏の申込があれば同氏滞日中に更に一、二回会見することになるかもしれない」と報じている⁴⁷¹。

しかし、上述のとおり、アメリカ側の資料では、有田が会談の継続を望んでいたことを示しており、また、蒋介石との和平工作およびセイヤーの仲介も、有田が提示している。この有田・セイヤー会談は、2人きりで行われており、その内容は当事者のみの資料からしか明らかにならない。特に日本側の資料は、有田の回顧録または「原田日記」のみであり、かつ、そこにも詳細はほとんど記されていない。しかし、有田が会談の内容を秘匿にしたがっていたことを鑑みると、ここでも有田は、会談の内容を米国側の要望として国内に向けて発信することで、アメリカの仲介による日中和平という方針に対する国内の非難をかわそうとしていた、と考えることができる。

有田の依頼は、後日セイヤーによって退けられる。ウェルズ (Sumner Wells) 国務次官は、グルーに対する4日付の電報で、日中間で合意可能な条件が見つかること信じることとはできず、日中に対していかなる援助、いかなる間接的接触も望んでいない、また、4月27日の有田・ドゥーマン会談における有田の発言は、この考えをより強化させた、と述べており、有田の依頼は当初から望みの薄いものであった⁴⁷²。さらにハル国務長官は、セイヤーは外相と政治的な議論をすることは認められていないにもかかわらず、独断で議論を進展させたこと、そして最終的にそれを退けなければならなくなったことは非常に不幸であると、グルーに対して非難する電報を送っている⁴⁷³。こうして有田・セ

⁴⁶⁹ Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, May 6, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 328-330.

⁴⁷⁰ 原田熊雄『西園寺公と政局』第8巻（岩波書店、1952年）、235-236頁。

⁴⁷¹ 『東京朝日新聞』（1940年5月3日付）。

⁴⁷² The Acting Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), May 4, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 327-328.

⁴⁷³ The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), May 8, 1940, *FRUS, 1940, The Far*

イヤー会談はなんら日米関係に好転をもたらすことなく終了するのであるが、グルーは、日本にアメリカの在華権益保護を実施させることによって、アメリカ政府の対日認識の緩和を目指すという方針を維持し続けていた。

6月4日、グルーは国務省に対し、情報提供者の話として、アメリカの立脚する原則を修正しない形で対米関係改善を試みるのが首相、外相、陸相、海相の間決定したこと、さらに、もし日本の米国在華権益尊重の保障が近々実現し、アメリカも新日米通商条約の締結交渉に臨む意思を日本に対して見せたならば、日米間の政治的雰囲気は瞬間に良くなるであろう、ということ伝えた⁴⁷⁴。これまでもグルーは、日本政府内の対米協調派の存在を強調し、アメリカ政府は彼らを支持、支援すべきであると訴えてきた。しかしホーンベックからの返電は、グルーの期待を裏切るものであった。ホーンベックは、「アメリカの在華権益の排除を中止するという保障は日本にとって何らコストではなく、また我々にとっても無益」であり、「アメリカ政府が求めているものは意図の保証 (assurances of intention) ではなく実行による根拠 (evidence in performance) である」、「日本の単なる保証は紙切れ以下だと気付かなければならない」、「揚子江の開放宣言がその実例である」とグルーの意見を一蹴する⁴⁷⁵。

このように揚子江問題の解決の失敗は、アメリカの対日認識のさらなる悪化を招くと同時に、グルーの行動を制限することとなった。6月中旬から始まった有田との一連の会談は、そのことを如実に物語っている。

10日、ハルの指示によって有田を尋ねたグルーは、日米関係改善のためには空爆や通商制限による在華米国権益の侵害の停止だけではなく、武力行使による国策遂行の中止が必要だと述べた⁴⁷⁶。以降、5回にわたる有田との会談において、グルーはアメリカの立場、主義を表明し続けるのであるが、それらは全て細部にわたって国務省で立案されたものであり、厳格な原則論での合意を日本に求めるものであった⁴⁷⁷。この点に、前節で確認した野村・グルー会談との明確な違いが表れている。野村との会談では、アメリカ政府が原則論での合意を望んでいたことは知りつつも、グルーの裁量により、揚子江

East, p. 330.

⁴⁷⁴ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, June 4, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 342-344.

⁴⁷⁵ Joseph Grew, Correspondence, June 1940, Stanley Hornbeck Series, Hoover Institution Collection.

⁴⁷⁶ Memorandum by the Ambassador in Japan, June 10, 1940, *FRUS, Japan: 1931-1941*, vol. 2, pp. 67-71.

⁴⁷⁷ ハインリックス『日米外交とグルー』、236-237頁。

問題の解決という細部での調整が日米間の方針となった。しかし、今回の有田との会談では、グルーにそうした裁量は一切許されることはなかったのである。

一方、同会談に対する有田の方針はどのようなものだったのだろうか。有田は初回の会談で、「日米国交改善ノ上ヨリモ事変ノ一日モ速カナル終結ヲ必要トスル」と述べ、アメリカ政府に具体的な提案があるか尋ねている⁴⁷⁸。続けて、セイヤーとの会談の内容に言及し、蔣との和平に対して日本政府が準備を行っていたことを告げた。再度、アメリカ政府の仲介を直接的に依頼することはなかったものの、グルーは「間違いなく、有田外相は米国による仲介の可能性を模索していた」と感じている⁴⁷⁹。これらからも、やはり有田はまずアメリカの仲介による日中和平を模索していたと考えられる。しかしながら、当然この有田の提案は受け入れられることはなかった。以降、有田は通商条約等の具体的問題の解決を提案するも、原則論を求めるアメリカ政府とは何ら合意に至ることはなく、日米の思惑は平行線を辿っていく。

6月19日の第二回会談では、有田は通商条約等の具体的問題の解決を提案するも、アメリカ政府の意見として、具体的な問題の討議に入る前に、日米両政府の基本的な政策、原則を一致させるべきである、ということが示された⁴⁸⁰。さらに第三回会談（6月24日）では、現在ヨーロッパで交戦中の国が太平洋上に保有する領土に関する現状維持確認について、日米間で公文交換を行うことを提案される⁴⁸¹。この提案に対し、有田は検討後に回答すると述べたが、日米間の問題の解決が図られなければ、公文交換は受け入れられないであろう、と消極的な態度を示していた。

この公文交換案は、第四回会談（6月28日）で有田により却下され、7月11日の第五回会談をもって、有田・グルー会談は決裂する。この有田・グルー会談は、「後の日米交渉以上に可能性のあるものであった」という評価もあるが、揚子江開放に失敗し、国務省の外務省に対する信頼が底をついた状況では、望みの薄い会談だったであろう⁴⁸²。

⁴⁷⁸ 1940年6月10日「グルー大使が会談を求め日本が武力を以て国家的目的を達成しようとする限り日米の根本的親善関係は望めない」と強調について『外文』日中戦争3、2366頁。

⁴⁷⁹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, June 4, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 342-344.

⁴⁸⁰ Oral Statement by the American Ambassador in Japan (Grew) to the Japanese Minister for Foreign Affairs (Arita), *FRUS, Japan: 1931-1941*, vol. 2, pp. 83-85.

⁴⁸¹ Memorandum by the Ambassador in Japan (Grew), *FRUS, Japan: 1931-1941*, vol. 2, pp. 88-89.

この公文交換の提案も、国務省からの指示であった。The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), June 22, 1940, *FRUS, Japan: 1931-1941*, vol. 2, pp. 86-87.

⁴⁸² 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」、541頁。

また、服部によると、有田は第四回会談の時点で、有田はグルーとの会談に関心を失っていたとしているが、本稿は第三回会談の終了時点で、有田はアメリカとの調整を一旦棚上げにしようとしていたと考える⁴⁸³。なぜならば、この第三回会談終了後、すぐに有田はドイツとの緩やかな接近を模索し始めているからである。

3-3 ドイツとの接近

前章で確認したとおり、平沼内閣期に起こった日独防共協定強化問題において、有田はドイツとの提携強化に強硬に反対していた。独ソ不可侵条約の締結により、協定強化を望んでいた軍部でも対独接近論が収束したことで、この防共協定強化問題は立ち消えとなるのであったが、1940年4月以降、ドイツがヨーロッパ戦線において躍進したことにより、再び日本国内で対独接近論が巻き起こることとなる。

1939年9月、ヨーロッパで第二次世界大戦が勃発すると、時の内閣であった阿部内閣はヨーロッパでの戦争に対して中立の立場を取る、「自主外交」路線を打ち出す。1940年初頭に誕生した米内内閣でも、有田外相が議会演説においてヨーロッパ戦争に対する自由な立場を表明したように、この「自主外交」路線を継承することとなった⁴⁸⁴。

内閣発足当時、対英米関係を気にする阿部内閣は、2月に来日が予定されていたドイツ赤十字総裁の来日を延期するなど、ドイツと一定の距離を取っていた⁴⁸⁵。しかし、4月から開始したドイツの北欧侵攻作戦により、デンマーク、ノルウェーが占領されると、再び国内では対独接近論が勢いを取り戻し始める。情勢の変化によっては、ドイツがオランダに侵攻する可能性があるかと判断した有田は、ドイツがオランダを占領した場合、オランダが所有する蘭印に対する権利をドイツが主張することを危惧するに至った。阿部内閣は、成立以来、日米通商無条約状態に備えて、西欧諸国の東南アジア植民地との通商関係の強化を図っていた。そこで、有田は15日に新聞記者の質問に答える形で以下のようなステートメントを発表した。

⁴⁸³ 同前、540頁。

⁴⁸⁴ 1940年2月1日「第七十五回帝国議会における有田外相演説」『外文』昭和期Ⅲ第一巻、34-38頁。

⁴⁸⁵ 外務省百年史編纂委員会『外務省の百年』下巻（原書房、1969年）、435頁。当時、駐独大使であった来栖三郎は、回顧録において、1939年末から40年5月までの期間の日本の方針は、「消極的であり、受身であった」と記している。来栖三郎『泡沫の三十五年—日米交渉秘史（改版）』（中央公論新社、2007年）、36頁。

日本は南洋諸地方、就中蘭印と経済的に有無相通づるの緊密なる関係にあり、他方これら諸地方と他の東亜諸国との間の経済関係もまた相当密接なるものがある。

(中略)もし欧州戦禍がオランダに波及し諸君の言うが如く蘭印が其の影響を受くこととならば、右有無相通じ共存共栄の維持増進に支障を来すのみならず、東亜の平和及び安定の上よりも好ましからざる事態となるであろう。叙上の見地より帝国政府は欧州戦争の激化に伴い蘭印の現状に何等かの変更を来たすが如き事態の発生については深甚の関心を有するものである⁴⁸⁶

有田はこの声明について、「国内にはいろんな運動があつて、第二の満洲事変を蘭領印度にやらうとするやうな気配もあるので、内外ともに注意しなければならない時期であるから、この声明を出した」と述べていることから、列国はもとより、国内の南進論を押さえるという含みがあつた⁴⁸⁷。また、関係各国にも現状維持を申し入れるなどして、「自主外交」路線が動揺するのを防ごうとした⁴⁸⁸。南進論の大前提は、ヨーロッパ戦争におけるドイツの勝利であり、そのドイツとの提携にあつたため、対独接近に反対であつた有田は、日本国内の南進論の高まりは看過できない問題であつた。

ドイツはその後もヨーロッパ戦線において躍進を続け、5月の西方侵攻作戦でオランダ、ベルギーを降伏させると、6月にはパリを陥落させるに至つた。有田はドイツの攻勢により、日本国内が対外強硬化することを危惧していた⁴⁸⁹。しかし、有田の懸念をよそに、国内世論も「バスに乗り遅れるな」のスローガンの下、対独提携、欧州戦争参戦、東南アジア進出という急進論を支持するようになる。また、ドイツとともにイギリスを降伏に追い込み、その代償としてオランダ、フランス、イギリスが有する東南アジアの植民地に対する発言権を得ようという考えのもと、陸軍は南方地域への積極的な進出に関する基本国策の作成作業を進め、6月22日には省・部の主任者間で案の検討を行う段階にまで進展するに至つた⁴⁹⁰。

⁴⁸⁶ 「帝国南方政策関係一件(第一次有田声明ヲ含む)」外務省外交史料館所蔵(A-1-0-0-7)、JACAR Ref. B02030017000.

⁴⁸⁷ 原田熊雄『西園寺公と政局』第8巻、224頁。

⁴⁸⁸ 長岡新次郎「南方施策の外交的展開(1937年～1941年)」国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』6巻(朝日新聞社、1963年)、74-83頁。

⁴⁸⁹ 原田『西園寺公と政局』第8巻、242頁。

⁴⁹⁰ 細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約(1939年～1941年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部『太平洋戦争への道』5巻(朝日新聞社、1963年)、174-175頁。

その2日後の6月24日、午前から開始したグルーとの第三回会談を終えた有田は、その後、来栖三郎駐独大使に電報を送っている。その内容は、重慶において抗戦を続けていた国民政府（以下、重慶政府）との和平に関するものであった。有田は、汪兆銘政権を中心として日中戦争の処理を図るのは困難であるとの認識のもと、「帝国トシテハ世界新秩序ニ対処スル為速ニ消耗態勢ヲ脱却スル必要上何等便法アラハ蒋介石側トノ間ニ停戦ヲ講シ之ヲ基礎トシテ事変ノ終結ヲ図ルコト望マシキ次第」であると述べる⁴⁹¹。一方で、重慶政府の抗日態度は依然として強硬であるので、第三国を利用しようというのであるが、その第三国の選定について有田は以下のように考えていた。

英米蘇連ハ其ノ日本トノ関係ニ鑑ミ利用ノ限ニ在ラス結局欧洲戦争ノ展開ニ伴ヒ或ル時期ニ到達セハ独逸ヲシテ是カ役ヲ買ハシムル可能性アルヘキモ（中略）独逸ヲ右ニ利用スル場合其ノ後ニ来ルヘキ悪影響ニ付テハ或ハ英米ヲ利用スル場合ニ比シ甚シキモノニアリヤ否ヤモ検討ヲ要スヘク殊ニ独逸カ英仏ノ勢力ヲ継承シテ政治的ニ東洋ニ乗出スカ如キ場合ヲ想定スル必要アル事勿論ナルカ当方ニ於テモ利用ノ可能性アル見透シノ下ニ戦後ニ於ケル独伊ノ東亜ニ対スル出方モ考量ニ入レ今日ヨリ独伊ニ対スル政治的関係ノ促進ヲ慎重ニ考慮シツツアル次第ナリ⁴⁹²

このように、有田はドイツを利用した対中和平工作に方針を転換し、そのためにドイツとの関係強化へと乗り出すのである。有田がドイツとの関係強化を考慮する理由は2つあった。1つは、有田が、重慶政府が対独接近の様子を見せていると観測していたことである。6月19日、有田発の駐英大使重光、駐独大使来栖宛電報には、「重慶ニ於テハ英仏ノ頼リ難キヲ自覚シ来ルト共ニ米国ニ対シテモ次第ニ期待薄ノ感ヲ懐キツツ」あり、「寧ろ独逸ニ頼リ時局ノ解決ヲ図リ引続き共産党ヲ押ヘントスル気風ヲ見エ来レル」と記されている⁴⁹³。日本外交を行き詰まらせる根源は日中戦争の泥沼化であり、日中戦争の早期解決を第一の方針としていた有田は、グルーとの会談で、アメリカによる仲介に期待ができないと判断し、ドイツを利用した重慶政府との和平工作に切り替えること

⁴⁹¹ 1940年6月24日発有田外務大臣より在独国来栖大使宛（電報）『外文』日中戦争3、554-555頁。

⁴⁹² 同前。

⁴⁹³ 1940年6月19日発有田外務大臣より在英国重光大使、在独国来栖大使他宛（電報）『外文』日中戦争3、1113-1114頁。

を選択した。

ドイツが日中和平の仲介に関心を示しているということは、6月7日の時点で、来栖在独大使から知らされていた⁴⁹⁴。だが、すぐにドイツの仲介案に飛びつかなかったのは、その後すぐに開始したグルーとの会談でもほのめかしているように、やはりアメリカの仲介を期待していたからであろう。

2つ目の理由は、ドイツの南洋諸島進出に歯止めをかけるためである。オランダ、フランスを破ったドイツは、蘭印（オランダ領東インド）、仏印（フランス領インドシナ）に対する発言権を高めており、それに合わせて国内の南進論も高まりを見せていた。前述のように、有田は国内の南進論の高まりに警戒感を抱いており、それを押さえるためにも、列国の南洋諸島に対する発言権を押さえ、日本のフリーハンドを維持しておきたかった。そのため、まず、28日のグルーとの第四回会談において、南洋諸島の現状維持に関する公文交換の提案を却下する。会談前日に木戸幸一内大臣と面会した有田は、公文交換について「これは甚だデリケートにて此際蘭印を含めて日本の行動を縛らるることは不得策にて、九国条約の復活の如き結果となるを以て、直に応じ」難いと述べている⁴⁹⁵。九カ国条約のような形で、日本の南洋諸島に対する行動が制限されることを警戒していたのである。

さらに、29日には「国際情勢と帝国の立場」というラジオ演説を行う。このラジオ演説において、有田は以下のように語った。

東亜ノ諸国ト南洋諸地方トハ地理的ニモ、歴史的ニモ、民族的ニモハタマタ経済的ニモ極メテ密接ナル関係ニアリマシテ互ニ相寄り相助ケ有無相通シテ共存共栄ノ実ヲ挙げ、以テ平和ト繁栄トヲ増進スヘキ自然ノ運命ヲ有スルノテアリマス。故ニ之等ノ地域ヲ一括シテ共存ノ関係ニ立ツ一分野ト為シ、ソノ安定ヲ図ルコトカ当然ノ帰結ト思ハレルノテアリマス

今次欧洲戦争ノ成行特ニ南洋ヲ含ム東亜ノ諸地域ニ及ホス影響ニ付テハ常ニ深甚ナル注意ヲ払ヒツツアルモノニシテ、此等諸地方ニ付キ齎サルルコトアルヘキ運命ニ対シマシテハ東亜ノ安定勢力タル帝国ノ使命ト責任トニ顧ミマシテ重大ナル関

⁴⁹⁴ 1940年6月7日発在独来栖大使より有田外務大臣宛（電報）、同前、1889頁。

⁴⁹⁵ 木戸幸一『木戸幸一日記』下巻（東京大学出版会、1966年）、797頁。

この声明は、日本が南洋諸島の安定を望んでいること、ヨーロッパでの戦争の影響に注意をはらい、関心を有していることは分かるものの、具体的に日本がどう動くのか、他国に対して何を望んでいるのかは判然としない。このような、玉虫色の声明は、「有田声明」と同様、政府は南洋諸島に対する関心を有していることを、国民に直接訴えることで、世論の沈静化を図ったものであると考えられる。

7月8日には、佐藤尚武がドイツのリッペントロップ外相と会談し、南洋諸島に対するドイツの意向を探ろうと試みている。それにより、南洋諸島に対するドイツの態度は曖昧であったが、日独提携の希望があることが判明する⁴⁹⁷。そこで、外務省が中心となって日独提携を図る方法が検討されるようになった。その背後には、ドイツは南洋諸島における経済的利益のみを日本に与え、政治的指導権はドイツが握ったままにするのではないか、という懸念が存在していた⁴⁹⁸。そこで、南欧諸島に対する発言権を確保することを目的に検討を重ねた結果、7月12日に「日独提携強化案」が起草される。この強化案では、ドイツが日本に対して認めることとして、「仏印蘭印其ノ他南洋地方諸民族ノ自治又ハ独立ニ干渉セス右地方カ日本ノ生存圏内ニアルヲ認メ右地方ニ対スル日本ノ政治的指導及協力ヲ容認シ之ヲ支持ス」とあり、他方、日本がドイツに認めることとして、「独逸ノ欧洲及「アフリカ」ニ於ケル政策ヲ支持シ独逸指導下ノ欧洲新秩序ヲ容認ス」とある⁴⁹⁹。つまり、お互いの新秩序を相互承認することで、南洋諸島に対する日本の優越的地位を確保しようとしたのである。

なお、近年の研究において、有田の対独提携には対ソ牽制の意味があったことが指摘されている⁵⁰⁰。確かに、従来から反ソ、反共思想の強かった有田はドイツとの提携強化にあたり、対ソ牽制に対する効果を期待したことは間違いないであろう。しかし、12日起案の「日独提携強化案」における対ソ条項は、「日独両国ハソ連トノ平和維持ニ協カス

⁴⁹⁶ 1940年6月29日「有田外相演説『国際情勢と帝国の立場』『年表』下巻、433-434頁。

⁴⁹⁷ 1940年7月10日第八七〇号ノ一（「リ」外相との会談内容）・在伯林来栖大使発有田外務大臣宛電報、大久保達正編『昭和社會經濟史料集成』（大東文化大学東洋研究所、1978年）、163-170頁。

⁴⁹⁸ 細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約（1939年～1941年）」、176-180頁。

⁴⁹⁹ 1940年7月12日「陸海外三省事務当局協議会に提出の日独伊提携強化案」『年表』下巻、434-435頁。

⁵⁰⁰ 滝田遼介「米内内閣期『有田外交』と第二次欧州大戦—外交戦略の形成と対ソ連要因」（『日本歴史』第812巻、2016年）、81-98頁。

ルコト、萬一其ノ一方カ『ソ』連ト戦争状態ニ入ル場合ニハ他方ハ『ソ』連ヲ援助セサルノミナラス、右ノ場合及日独両国ノ一方カソ連ノ脅威ヲ受クル場合両国ハ執ルヘキ措置ニ関シ協議スルコトトス」というものであるが、これは 1936 年 11 月に締結した日独防共協定の秘密付属協定の条項と何ら変わるものではない⁵⁰¹。こうしたことを鑑みると、有田が対独提携強化を選択する際の目的として、対ソ牽制がどこまで影響を及ぼしたのかは疑問である。

7 月 16 日に米内内閣は総辞職するのであるが、次の第二次近衛内閣の下で、「日独提携強化案」は日独伊三国同盟交渉の交渉案として協議が続けられていく。そして松岡洋右外相の下、9 月 27 日に日独伊三国同盟が成立し、有田の緩やかな対独接近という方針は崩れ去るのである。

4 日中戦争初期の外務省の対英方針

4-1 英米可分論、不可分論

上述のとおり、一連の南洋諸島に関する声明における有田の意図は、国内の南進論を抑え、対独接近という世論を沈静化させるという点にあった。しかし、清沢冽が、有田の南洋諸島に関する声明について、「東亜」の概念の不用意な拡大であったと批判しているように、第二次近衛内閣期には、本格的に南進政策が追求され、1940 年 9 月には北部仏印進駐が実施される⁵⁰²。また、アメリカとの関係を重視する清沢は、ドイツとの接近にも絶対に反対であったのであるが、有田、松岡両外相のもと、南洋諸島における発言権確保のために、ドイツとの接近が画策され、北部仏印進駐直後に、三国同盟が締結される⁵⁰³。

こうした南進政策や三国同盟締結は日米関係を著しく損ねるものであったが、そうした政策を日本が選択した背景には、「英米関係」をいかに見るか、という問題が存在していた。いわゆる、「英米可分・不可分」の議論である。英米可分論とは、日本がイギリスと戦争状態になった場合でも、アメリカは対英支援のため対日参戦せず、日米間の戦争は回避できるというものであり、英米不可分論は、日英間で戦争になれば、アメリカも対日参戦するというものである。

⁵⁰¹ 1940 年 7 月 12 日「陸海外三省事務局協議会に提出の日独伊提携強化案」『年表』下巻、434-435 頁。

⁵⁰² 清沢冽「有田声明の是非」『東洋経済新報』（1918 号、1940 年）23 頁。

⁵⁰³ 北岡伸一『清沢冽—外交評論の運命（増補版）』（中央公論新社、2004 年）、176-183 頁。

1940年夏の時点、つまり有田外交が破綻を迎える頃までの、英米関係の密着性の認識について、政府、軍部内での意見は一致を欠いていた。なぜならば、1940年代半ばの英米関係が「特別な関係」(The Special Relationship)と呼ばれるほど、強固な結束を有していなかったからである。

英米間の「特別な関係」は、第二次世界大戦における戦争協力のなかで誕生していったことはよく知られている⁵⁰⁴。しかし、1939年に欧州戦争が勃発してから数年の間は、アメリカがイギリスを支援するか否かは未だ不透明であった。その理由の一つは、レイノルズ(David R. Reynolds)が指摘するように、1940年5月に英国首相の座についたチャーチル(Winston Leonard Spencer-Churchill)による、ローズベルト米大統領への働きかけ無くしては、英米の「特別な関係」の構築には至らなかったからである⁵⁰⁵。

また、「特別な関係」の構築において、ローズベルト大統領の果たした役割は少なくなかった⁵⁰⁶。欧州大戦勃発後すぐのアメリカ政府は、1937年の中立法に基づき、ヨーロッパの戦争から距離を置く姿勢を見せる。しかし、11月には中立法を改正して、英仏の武器購入に対する便宜を図った。だが、1940年6月にドイツがパリを陥落し、フランスの敗北が確定すると、イギリスの敗北も濃厚とみられるようになる。それでもローズベルトは、イギリスは敗北しないであろうという見通しの下、アメリカ軍の使節団をイギリスに派遣するなどして、国内、政府の説得を試みた。そして、1940年10月にイギリスが本土航空戦(バトル・オブ・ブリテン)に勝利し、イギリスの勝利に希望が見えてくると、アメリカ政府は翌年3月には武器貸与法を成立させ、本格的にイギリス支援に乗り出すこととなるのである。

以上のように、英米の一体性が不透明であり、かつ、ヨーロッパ戦線におけるドイツの躍進という状況下で、英米可分と判断していたのは陸軍であった。ドイツのヨーロッパ

⁵⁰⁴ John Baylis, *Anglo-American Defence Relations, 1939-1984: The Special Relationship*, (London: Macmillan, 1984).

⁵⁰⁵ David R. Reynolds, *The Creation of the Anglo-American Alliance, 1937-41: A Study in Competitive Co-operation*, (London: Europa, 1981). 欧州大戦勃発以前の国務省の対英構想については、Greg Kennedy, *Anglo-American Strategic Relations and the Far East, 1933-1939*, (New York: Routledge, 2002), pp. 211-261 が詳しい。Kennedyの研究では、欧州大戦の勃発直前の国務省内には、ホーンベックなどイギリスとの関係強化に積極的な人物がいる一方で、対日融和的なイギリスへの不信感や、欧州情勢に巻き込まれることを嫌う世論などにより、英米関係強化がなかなか促進されなかったことが描かれている。

⁵⁰⁶ ローズベルトの対外構想、参戦外交については、Waldo Heinrichs, *Threshold of War: Franklin D. Roosevelt & American Entry into World War II*, (New York: Oxford University Press, 1988), Robert Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*, (New York: Oxford University Press, 1995) を参照。

戦線での躍進によりイギリスの敗北を確実視し、孤立主義をとるアメリカが、イギリスを支援することはないであろうとの判断である。陸軍が6月22日に作成した「時局処理案」は、イギリスと一戦を交える決意のもと、香港およびマレー半島に攻撃をしかける意図を示すと同時に、その他の国、つまりアメリカとの戦争は回避する必要性を示していた。一方で海軍は、日本の対英参戦は、アメリカの対英武力援助を誘発するため、イギリス一国に限った戦争は不可能であるという判断であった⁵⁰⁷。

外務省内で英米可分論をとっていたのは、「革新派」外務官僚たちであった。「革新派」外務官僚も、陸軍と同様に、イギリスとの戦争を覚悟しつつ南進政策を行う一方で、アメリカには消極的態度を維持させる、という構想を有していた⁵⁰⁸。また、三国同盟締結を牽引した松岡洋右も、英米可分論であったとされる。その理由は、「三国同盟という強大な力の結束の誇示により、武力南進の場合、アメリカの軍事介入を抑止しようとする点」にあった⁵⁰⁹。一方、服部聡は、松岡は英米不可分論に拠っていたとする⁵¹⁰。服部によれば、松岡が対独提携のレベルを対英米軍事同盟に引き上げたのは、通説の説く英米離間のための対米牽制手段としての性格は薄く、南進政策を実行するためには独伊との提携が必要であり、独伊との提携に必要な代償と対米関係悪化のための保険という意味合いがあった⁵¹¹。

このように、英米可分論であれ不可分論であれ、南進政策という日英間に軍事衝突のリスクを伴う政策を考慮する場合、イギリスに対して軍事的な圧力をかける場合、英米の一体性をいかに見るか、ということが重要になるのであった。では、外交レベルでは英米の一体性をどのように見ていたのであろうか。この点を明らかにする一つのケースとして、日本の対英強硬姿勢を示す「有田・クレーギー協定」の成立と、その直後にアメリカ政府によってなされた日米通商航海条約の廃棄通告がある。1939年7月22日に

⁵⁰⁷ 細谷千博「日本の英米観と戦間期の東アジア」同編『日英関係史—1917～1949』（東京大学出版会、1982年）、29頁。服部聡「日中戦争から日米戦争へ」箕原俊洋編『「戦争」で読む日米関係100年—日露戦争から対テロ戦争まで』（朝日新聞出版、2012年）、95-97頁。

⁵⁰⁸ 塩崎『日英米戦争の岐路』、261-262頁、戸部『外務省革新派』、199-202頁。

⁵⁰⁹ 細谷、「日本の英米観と戦間期の東アジア」、30頁。また、三宅正樹、義井博らはドイツ側の資料を用いて、三国同盟にソ連を加えた四国協商によって、中国問題でアメリカの対日譲歩を引き出そうとしたという細谷の主張を補強している。三宅正樹『日独伊三国同盟の研究』（南窓社、1975年）、同『スターリン、ヒトラーと日ソ独伊連合構想』（朝日新聞社、2007年）、義井博『日独伊三国同盟と日米関係（増補）』（南窓社、1987年）。

⁵¹⁰ 服部聡『松岡外交—日米開戦をめぐる国内要因と国際関係』（千倉書房、2012年）、71頁。

⁵¹¹ 同前、131頁。

締結された「有田・クレギー協定」は、イギリスがヨーロッパにおいて窮地に立たされているという状況を利用して、事実上の東亜新秩序を承認させるというものであった。こうした日本の動きへの対抗措置として、アメリカ政府は 26 日に突如として日米通商航海条約の廃棄通告を行うのである。アメリカのバックアップを受けたイギリスは、その後の日英会談で、これまでの対日宥和姿勢を一変し、結局、日英交渉は決裂する。

この一連の流れは、外交レベルでも英米の一体性が示されたケースである。そこで、以下からは、日米通商航海条約の廃棄通告前後における外務省の対英方針を確認し、日本の対英方針に変化が生じたのかを検討する。通商航海条約の廃棄通告後、日本が対米関係改善に乗り出したことは上で明らかにしたとおりである。そのため、外務省が外交レベルでも英米不可分の立場に立つ、つまり、対英強硬路線が日米関係の悪化につながるという認識であれば、対英方針は融和的となるはずである。結論を先に述べると、通商航海条約の廃棄通告後も、外務省の対英方針は融和的とはならず、1940 年代に入ると一層、強硬となっていく。そこで、どういった論理で、日中戦争初期の対英方針が一貫して強硬的であったのかを明らかにする。

4-2 日中戦争勃発前後から有田・クレギー会談まで

満州事変以来、中国に多くの権益と強い影響力を有するイギリスは、日本の対中構想にとって常に障碍であった。また、イギリスにとっても、自身の在華権益を脅かし続ける日本は、厄介者であった。そうしたなか、中国をめぐる日英経済提携によって、日中関係を回復しようとしたのが、イギリスである。1934 年にはバンビー (Lord Barnby) ・ミッションが、また、1935 年にはリース・ロス・ミッションが来日し、中国での日英経済協力の可能性を模索した⁵¹²。

第 1 章で確認したとおり、この時期の対中政策決定の中心であった重光は、中国から列国の権益、影響力を排除することで、日本の中国における政治的、経済的影響力の増加を図っていた。そのため、イギリスの方針は、日本の協力を得ることができず挫折することとなる。1935 年 7 月、外務省は「帝国対支政策余論」という文書を作成しているのであるが、そこには、日本の対中政策は東アジアの平和維持、「東亜大同の達成」を信念としており、列国にも「叙上ノ信念ヲ強ク自信ヲ以テ主張シ殊ニ蘇連等ニハ余程強ク当り行クコト」が必要であり、さらに、「英国ニモ同様強気ニテ折衝シ行クノ要アリ之

⁵¹² 細谷「日本の英米観と戦間期の東アジア」、16-19 頁。

カ為ニハ却テ日本ハ近ク米国トノ間ニ相当ナル親善関係ヲ設定シイクコト妙ナルヘシ」とある⁵¹³。日中戦争勃発前から、英米の一体性を考慮しつつ、対英強硬、対米親善という方針が外務省の念頭にはあったのである。

その後、林内閣が誕生し、佐藤尚武が外相の座につくと、対英関係の改善が図られる。佐藤は「イギリスとの国交調整ができれば自然、日米関係にも好影響をもたらす」という考えを有していた⁵¹⁴。しかし、中国の幣制改革などのイギリスによる対中支援は、日本国内で反英の気運を高めていき、林内閣が短命に終わると、すぐに日中戦争が勃発し、再び日英関係は悪化していく⁵¹⁵。

日中戦争勃発時の内閣であった、第一次近衛内閣は、1938年5月に、日中戦争解決と対英工作を目的に、内閣の改造を行い、親英派の池田成彬を蔵相に、宇垣一成を外相に据える。しかし、この改造内閣でも結局、日英関係の改善には至らなかった。この改造内閣でイニシアチブを握ったのは池田であった。池田は戦時経済強化を行い、経済の論理のもとで、日中戦争収拾や対英米協調といった外交政策、軍事政策の規定を図る⁵¹⁶。こうした「池田路線」が崩壊した契機は、宇垣の日中和平構想が、池田のそれとは異なるものであり、それが対英態度にも反映され、足並みを揃えることができないまま、宇垣が興亜院設置問題で外相を辞任したことであった。

池田と宇垣の対外構想の相違が浮き彫りとなったのが、1938年7月26日から開始された宇垣・クレギー会談である⁵¹⁷。第一回会談において、クレギー英大使は、揚子江航行問題や英国系企業への規制撤廃など、中国における日英間の懸念解決を求めたが、宇垣はこれに積極的に応じず、さらに、日中和平に対するイギリスの仲介も断った。松浦正孝は、宇垣がクレギーとの会談で積極的な態度を示さなかったことについて、以下のように説明を加えている。宇垣は、中国からイギリスやアメリカの勢力の駆逐を図

⁵¹³ 「帝国ノ対支外交政策関係一件第四巻」外務省外交史料館所蔵(A-1-1-0-10_004)、JACAR Ref. B02030150200。

⁵¹⁴ 佐藤尚武『回顧八十年』(時事通信社、1963年)、375頁。林内閣期における佐藤の対外構想については、次章で詳しく論ずる。

⁵¹⁵ Masataka Matsuura, "Japan and Pan-Asianism," Antony Best, eds., *The International History of East Asia, 1900-1968 Trade, Ideology and the Quest for Order*, (New York: Routledge, 2010), pp. 92-93.

⁵¹⁶ 第一次近衛内閣における池田の対外構想については、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治—近衛文麿と池田成彬』(東京大学出版会、1995年)を参照。

⁵¹⁷ 宇垣・クレギー会談については、細谷「日本の英米観と戦間期の東アジア」、25-28頁、松浦『日中戦争期における経済と政治』、164-166頁を参照。

っていたわけではない⁵¹⁸。ただ、国民政府蒋介石政権との講和を期待する池田やクレギーと異なり、宇垣は蒋介石の下野は絶対と考えていた。さらに国内では反英運動が高まり、イギリスとの妥協に反対し、反宇垣運動も高揚していた⁵¹⁹。そうした「反英・反宇垣運動の高揚の中で、宇垣は援蒋放棄を明確に示さぬ英国に対して苛立ちを強め、日本寄りの明確な態度を示さず援蒋国と見なされていた英国を仲介としては和平を行うことはできない、と見切りをつけていたのではないだろうか」⁵²⁰。その後、9月まで宇垣・クレギー会談は継続したのであるが、なんら成果を生み出せないまま、宇垣の外相辞任により交渉は決裂する⁵²¹。

宇垣の後を継いだ有田であったが、そこでも何ら日英関係に改善の兆しは見られず、むしろ、日本の東亜新秩序構想が明るみになるにつれ、イギリスの対日不信が高まっていく。そうしたなか、1939年4月9日、親日派であった天津の海関監督程錫庚がイギリス租界で抗日テロ団によって暗殺されるという事件が発生する。日本側はその犯人がイギリス租界に潜伏しているとして、その引渡しを求めた。しかし、イギリス側は、日本側の要求を拒否する。そこで6月14日、陸軍は、租界内の抗日共産分子の取締を理由に英仏両租界の出入り口に検問所を設置し、イギリス人に対する厳重な検問を行った。

イギリスでは日本に対する報復措置として制裁実施を求める声もあったが、ドイツのプラハ進駐や、イタリアのアルバニア占領によって、ヨーロッパ情勢は一触即発の状況にあり、そうしたなかで、日本との戦争のリスクのある制裁実施は不可能であった⁵²²。そこで、クレギー大使は租界問題を有田との会談で解決することをイギリス外務省に提案し、ハリファックス（Edward Halifax）外相も、交渉が日本とイギリスの局地的な

⁵¹⁸ 1938年6月に、外務省東亜局長であった石射猪太郎は、「今後ノ事変対策ニ付テノ考察」という意見書を宇垣に提出している。同意見書には、中国の主権に制限を加えないことや、第三国の在華権益の保護が提示されているのであるが、宇垣は「所説概ネ本大臣ノ所見ニ合致ス」と感じていた。「支那事変関係一件第二巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-30_002）、JACAR Ref. B02030513200。

⁵¹⁹ 7月30日、「革新派」外務官僚数名が、神奈川県大磯にある宇垣一成邸を訪問し、イギリスとの妥協を認めないと宇垣に迫った。戸部『外務省革新派』、149頁。

⁵²⁰ 松浦『日中戦争期における経済と政治』、166頁。

⁵²¹ 外相期の宇垣の対外構想についての包括的な研究を発表した伊藤智己は、宇垣が蒋介石の下野にこだわり、イギリスの日中和平仲介を断り、日英外交調整の道を閉ざしたことは、「宇垣外交」の転機であったとしている。伊藤智己「宇垣時代の外務省と『宇垣外交』—『外交陣容強化』を巡る政治過程」堀真清編『宇垣一成とその時代—大正・昭和前期の軍部・政党・官僚』（新評論、1999年）、312頁。

⁵²² アントニー・ベスト（相澤淳訳）「日中戦争と日英関係—1937～1941年」軍事史学会編『日中戦争の諸相』（錦正社、1997年）、348-349頁。

問題に限られるのであれば、という条件で賛意を示し、7月から有田・クレギー会談が開かれることとなった⁵²³。

第一回会談は7月15日に行われるのであるが、それに先立って有田は陸軍と協議を重ね、「天津租界問題に関する日英交渉要領大綱」という政府方針を作成した。この協議をリードしたのは陸軍であり、また、要綱には北支軍代表団の意見も大幅に取り入れられることとなった⁵²⁴。陸軍では、日中戦争の長期化により、軍事的方法で決着をつけることが困難であると判断されると、イギリスをして国民政府支持を放棄させ、東亜新秩序を承認させることができれば、国民政府の抗戦意思は揺らぎ、そこへイギリスを仲介に圧力を加えれば国民政府を屈服させることができる、と考えていた。

日英会談における日本案となった「天津租界問題ニ関スル日英交渉要領大綱」では、「本交渉ノ範圍ハ天津ニ於ケル現下ノ事態ニ関連スル各種問題トス、而シテ其ノ目的ハ英国ヲシテ対支那事変態度ヲ是正セシメ現地治安維持ノ強化並軍ノ生存上必須ノ事項ニ関シ現地英国側ノ協力ヲ為サシムル」という方針のもと、イギリスに対し現在進行中である日中紛争の事態を確認し、日本の特殊要求を認め、日本の治安維持を目的とする手段を妨げないことを了解させることが決定された⁵²⁵。有田はこの「大綱」を、「少し強いけれども当時ヨーロッパにおけるイギリスの困難な立場などを考えれば、どうにかならないこともあるまい」と考えたという⁵²⁶。イギリスは、ドイツのチェコスロバキア占領や、ソ連のスターリン（Joseph Stalin）の反英演説などに直面し、ヨーロッパにおいて厳しい外交戦を強いられていた⁵²⁷。こういった状勢を利用し、有田は軍部の対英要求を通そうと考えたのである。日独防共協定の強化問題では直接イギリスと敵対することを憂慮し強硬に反対してきた。しかし、イギリスのヨーロッパで置かれている状況を鑑みれば何らかの妥協を得ることができると踏んだのであろう。そのため対英交渉は、天津問題の解決よりも、中国問題に関する日英関係の包括的な調整に重点がおかれていた。

第一回会談では、有田から手交された日本案に対しクレギーは、「右ハ支那全部ニ関スルモノニシテ本件交渉ノ目的タル天津地方ニ対スルモノニ非ス」と言う理由で反対し

⁵²³ 臼井「日中戦争の政治的展開」、178頁。

⁵²⁴ 永井和「日英関係と軍部」三宅正樹編『大陸侵攻と戦時体制』（第一法規出版、1983年）、180-181頁。

⁵²⁵ 1939年7月9日「天津租界問題ニ関スル日英交渉要領大綱」『日外文（日中戦争）』4、2564-2569頁。

⁵²⁶ 有田八郎『馬鹿八と人はいふ』、108頁。

⁵²⁷ 斉藤孝『ヨーロッパの一九三〇年代』（岩波書店、1990年）、171-179頁。

た⁵²⁸。しかし、全面的に反対して会談自体を破綻させてしまうことを憂慮したクレギーは、本国政府に日本側の提案を当たり障りのない程度に希釈して妥協の姿勢を見せることが最も良い方法であることを伝えた⁵²⁹。イギリス政府もこの案を入れ、クレギーに妥協する指示を出し、第二回、第三回会談では「英国政府カ不当ト認ムル場合反対スル自由ヲ有ス」という条件付きで日本案を受け入れた⁵³⁰。そして 24 日に、以下の内容の一般協定、いわゆる「有田・クレギー協定」が成立する。

英国政府ハ大規模戦闘行為進行中ナル支那ニ於ケル現実ノ事態ヲ完全ニ承認シ又スカル状態ガ存続スル限り支那ニ於ケル日本軍ガ自己ノ安全ヲ確保シ且其ノ勢力下ニ在ル地域ニ於ケル治安ヲ維持スル為特殊ノ要求ヲ有スルコト並ニ日本軍ヲ害シ又ハ其ノ敵ヲ利スルガ如キ行為及原因ヲ排除スルノ要アルコトヲ認識ス英国政府ハ日本軍ニ於テ前記目的ヲ達成スルニ当リ之ガ妨碍トナルベキ何等ノ行為又ハ措置ヲ是認スルノ意思ヲ有セス此ノ機会ニ於テスカル行為及措置ヲ控制スベキ旨在支英国官憲及英国国民ニ明示シ以テ右政策ヲ確認スベシ⁵³¹

協定成立後、協議は、治安問題と経済問題という具体的な内容へと移ることとなる。しかし、8月1日に合意が成立した治安問題とは異なり、経済問題は難航することとなった。その主な争点は、日本側の要求である天津租界の現銀持ち出しと、租界内における法幣の流通禁止であった。

1938年以降、日本は中国における占領地で円ブロック化を進めていたが、イギリス資本の援助を受けていた法幣⁵³²を排除することは難しく、円ブロック化は一向に進まなかった⁵³³。その結果、東亜新秩序構想を妨げているのは、国民政府に対するイギリスの経

⁵²⁸ 1939年7月15日「七月一五日在京英国大使ト有田大臣会談録ヲ在京英国大使ヨリ送付ノ件」『日外文（日中戦争）』4、2572-2573頁。

⁵²⁹ Antony Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor: Avoiding war in East Asia, 1936-41*, (New York: Routledge, 1995), p. 80.

⁵³⁰ 1939年7月22日発有田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代総領事他宛（電報）『外文』日中戦争4、2576-2577頁。

⁵³¹ 1939年7月23日有田外務大臣より在英国重光大使、在天津田代総領事他宛合第一六九八号『外文』日中戦争4、2579頁。

⁵³² 1935年11月にイギリスの支援を受けて行った幣制改革によって、国民政府が発行した銀行券。

⁵³³ 小林英夫『帝国日本と総力戦体制—戦前・戦後の連続とアジア』（有志舎、2004年）、78-83頁。

済援助であるという認識が生じ、それに対する何らかの対策を施す必要があるという結論に達する。そこで天津租界にある国民政府が管理する 4500 万元の現銀を持ち出す、という方法が浮上するのである。現銀持ちだしという行為は、ただ単に法幣と国民政府への打撃となるだけではなく、イギリスが国民政府の財産の処分を容認したということとなり、それは事実上、イギリスが国民政府を否認したことを意味するものであった。

7月24日から具体的問題についての日英会談が開始したのであるが、イギリスはこれらの問題で日本と妥協することを嫌っていた。その矢先、アメリカ政府により日米通商航海条約の廃棄通告がなされるのである。アメリカの後押しを受けたイギリス外務省内において対日妥協に対する反対論が再び浮上する⁵³⁴。また、クレーギーは28日の会談において、現銀持ち出し問題に関しては「第三国殊ニ仏国側ト充分意見ノ交換ヲ為スコト」が必要である、と第三国を巻き込む姿勢を見せた⁵³⁵。その結果、8月1日には駐日フランス大使から、また3日には帰国していたグルーの代理大使を務めるドゥーマンから、それぞれ法幣流通禁止、現銀持ち出しに反対する旨の申し入れが外務省になされる⁵³⁶。

さらに18日には、クレーギー大使は上海特命全権公使の加藤外松との会談において、イギリス政府の見解として、天津租界における経済問題は第三国の権益問題にもかかわるため、「九国条約及支那ノ状態ヲ規定スル他ノ条約ノ凡テノ関係国カ其ノ見解ヲ示シ且関係当事者凡テニ対シ公平ナル解決ニ寄与セシムルコト」が必要であると提示した⁵³⁷。加藤は、「未タ曾テ吾々ノ会談ニ於テ九国条約カ如何ニ関係スルトカ云フ様ナコトニ付意見ヲ戦ハシタコト」はなくイギリス政府の行動は理解しがたく、第三国の介入には絶対反対であると通告し、日英会談は決裂するに至った⁵³⁸。

宇垣・クレーギー会談、有田・クレーギー会談における日本の対英態度は、一貫して強硬なものであり、イギリスの一方的な妥協ばかりが目立った。その日本の態度の背後には、国民政府の弱体化という共通する狙いが存在していた。ドイツ駐華大使のトラウ

⁵³⁴ Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor: Avoiding war in East Asia, 1936-41*, p. 82.

⁵³⁵ 1939年7月28日発有田外務大臣より在天津田代総領事宛（電報）『外文』日中戦争4、2587頁。

⁵³⁶ フランス大使からの申し入れは、1939年8月3日発有田外務大臣より在天津田代総領事宛（電報）『外文』日中戦争4、2591-2592頁、アメリカ大使からの申し入れは、1939年8月3日発有田外務大臣より在天津田代総領事宛（電報）『外文』日中戦争4、2592頁。

⁵³⁷ 1939年8月18日発有田外務大臣より在北京堀内大使館参事官、在天津田代総領事宛（電報）『外文』日中戦争4、2609-1619頁。

⁵³⁸ 同前。

トマン（Oskar P. Trautmann）を通じたトラウトマン工作や、宇垣外相と国民政府財政部長の孔祥熙の直接交渉を図った宇垣工作、そして汪兆銘工作など、1938年頃から様々な和平工作を行ってきたが、いずれの工作も首尾良くは進まず、それゆえに、ヨーロッパで苦境に立たされているイギリスから、中国問題に関して妥協を勝ち取ることで、国民政府の弱体化や抗戦意識の低下を図ったのである。つまり、このときの対英方針は、日中戦争の解決方針の一部分に組み込まれていたと言えよう。

こうした状況を一変させたのが、アメリカの通商条約廃棄通告である。それまで、アメリカに対しては、在華権益への保証を繰り返し行い、日中戦争への不介入方針の維持や、東亜新秩序への黙認を引き出そうとしてきた。すなわち、対英方針とは違い、日中戦争の外側にアメリカを置いておくことが、対米方針であった。その間に、中国に対する軍事的・政治的工作や、イギリスへの圧力によって、日中戦争を解決へ導こうとした。つまり、日本の対米関係維持方針は、日中戦争解決方針とそれに従属する対英方針とは別の、平行する方針であったのである。

ところが、日中戦争解決方針の一部である対英強硬路線によって、アメリカの対日態度の硬化したことにより、日本の日中戦争解決方針はジレンマに陥る。日米関係維持のために、対英強硬路線を放棄すれば、日中戦争のさらなる長期化の可能性は高まるが、かといって対英強硬路線を維持すれば、日米関係のさらなる悪化の可能性が、さらにはアメリカの日中戦争へのさらなる介入の可能性が生じるのである。

4-3 日米通商航海条約廃棄通告後の対英方針（阿部内閣野村外相期）

しかるに、日米通商航海条約の廃棄通告後、外務省が選択したのは対英強行路線の維持であった。8月28日に外務省欧亜局で作成され、翌29日に西春彦欧亜局長の訂正を経て完成した「帝国外交方針（案）」において、対英方針は以下のように記されている。

日英関係ノ推移カ東亜新体制ノ成否ニ影響スル所至大ナルニ鑑ミ英国ニ対シテハ毅然タル態度ヲ以テ帝国ノ東亜ニ於ケル新秩序建設ノ決意ヲ認識セシメ其ノ非協力的態度ヲ打破スルヲ第一義トシツツ個々ノ懸案解決ヲ促進ス之カ施策ニ当リテ無用ノ摩擦ヲ避クルト共ニ在支英系勢力ニシテ帝国ノ指導的立場ヲ容認シ協カス

一方、対米方針は、「日米経済関係ノ重要性ニ鑑ミ（中略）在支米權益ハ出来得ル限り之ヲ尊重シ米國ニ於ケル反日勢力策動ノ余地ナカラシメ以テ日米新通商条約ノ締結ヲ図ル」というものであり、対英米方針に大きな変化がなかったことがうかがえる⁵⁴⁰。

アメリカとは、野村・グルー会談において、揚子江封鎖問題の解決を土台に、日米関係の調整を図ろうとしたことは、前述のとおりであるが、イギリスと「個々ノ懸案解決ヲ促進」する機会は、イギリス側が天津問題の交渉再開を9月に申し込んできたことによつて訪れる。

9月4日、クレギー大使は、沢田廉三外務次官を訪問し、天津問題の交渉再開を申し出た⁵⁴¹。その後、重光駐英大使から、イギリス外相及び外務次官も日英交渉再開を要望していることが知らされる⁵⁴²。こうして、天津問題で残された現銀持ち出し問題と、法幣流通禁止問題について日英間で交渉が再開するのであるが、当初、日本側の意思決定においてイニシアチブを握ったのは重光であった。

9月30日、重光は野村外相に、「銀引渡問題ヲ大体我方ノ希望通りニ解決セハ法幣問題ハ或ハ日英ノ専門家ニ研究セシムルコトトシテ天津問題ヲ解決（封鎖モ解消）スルコトトシテハ如何カト思考ス」と意見を具申した⁵⁴³。イギリス側も同様の考えを有しており、10月11日にクレギー大使が野村外相に、「例ヘハ右銀ヲ支那住民ノ水害、飢饉ノ資金トスル了解ヲ遂ケルトカ又ハ一策トシテハ一先ツ和蘭銀行辺リヘ写シ其ノ後日本側ノ希望ニ副フヤウ解決スル方法モ考ヘラル要スルニ銀ノ問題カ片付ケハ次第二日英間国交調整ノ話モ出来得ルニ至ル」と述べ、現銀問題につき妥協案を示した⁵⁴⁴。ところが、重光はこのイギリスの妥協案を突っぱねる。

13日にバトラー（Richard Austen Butler）英外務次官と会談した重光は、イギリスが日本との関係を考慮するのならば「天津銀塊及法幣問題位ノコトニ付テ日本ノ希望ヲ

⁵³⁹ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_007）、JACAR Ref. B02030529700.

⁵⁴⁰ 同前。

⁵⁴¹ 1939年9月5日発阿部外務大臣より在北京堀内大使館参事官、在天津田代総領事宛（電報）『外文』日中戦争4、2637頁。

⁵⁴² 1939年9月14日発在英国重光大使より阿部外務大臣宛（電報）、同前、2638-2639、1939年9月14日発在英国重光大使より阿部外務大臣宛（電報）、同前、2639-2641頁。

⁵⁴³ 1939年9月30日発在英国重光大使より野村外務大臣宛（電報）、同前、2641-2642頁。

⁵⁴⁴ 1939年10月13日発在英国重光大使より野村外務大臣宛（電報）、同前、2642-2644頁。

容レラサル理由ナシ」として、日本が華北に樹立した中華民国臨時政府（以下、北京政府）へ現銀を引き渡すことを求めた⁵⁴⁵。さらに、ハリファックス外相と会談した際にも、同席していたハウ（Robert Howe）極東部長の、天津租界の現銀は重慶政府の所有物であり、北京政府には引き渡せないという意見に対し、「日本ノ敵対関係ニ在ル重慶政府ヲ援助スルハ政治上ノ考慮ニ出ツル次第ニアラスヤ日本ハ現ニ重慶政府ト敵対関係ニ在リ北京政府ニ対シテハ之ヲ支持シ居レリ何故ニ实际的ニ事態ヲ直視シテ英国ノ立場ヲ定メラレサルヤ」と、かなり厳しく非難している⁵⁴⁶。このように、交渉再開当初は、重光によって強硬姿勢がイギリス側に示されていたのであるが、11月からクレギーと谷正之次官の間で会談が開始すると、日英交渉のイニシアチブは本省へと移っていく。

11月10日、クレギーが谷次官を訪問し、天津問題について意見交換を行ったのであるが、それに先立って、外務省は軍部と協議の上、「天津租界問題ニ関スル対英交渉処置要領」を決定していた。この「処置要領」において現銀問題は、まず、北京政府に引き渡すという主張を「更ニ強ク突張ルコト但シ本件現銀ハ主トシテ支那住民ノ水害及飢饉救済ノ資金トスヘキ旨ノ了解ヲ与フルヲ妨ケサルコト」という方針で臨み、この主張の貫徹が困難であると判断されたならば、次の措置として、「本件現銀ノ所有権帰属ノ問題ニ触レスシテ正金銀行カ関税ノ『カストディアン・バンク』タル立場ニ鑑ミ同銀行ニ保管ヲ移スコトヲ認メシムル」という二段階の方針が定められていた⁵⁴⁷。谷はこの方針に則り、クレギーに対し、北京政府への現銀引渡しを認めるよう申し出るのであるが、これをクレギーは断り、「現銀ヲ封印ノ儘第三国ノ銀行ニ預ケ更ニ状況ノ変化ヲ見テ之ヲ臨時政府側ニ引渡ス外ニ方法ナク救済カ必要トアラハ例ヘハ日、英、臨時政府ノ代表等ヨリ成ル委員会ニ行ハシムル方対外的ノ影響殊ニ米国ニ対スル聞エモ」良いうであるう、と新たな提案を行った⁵⁴⁸。

そこで、13日に再びクレギーと会談した際、谷は正金銀行保管案を持ち出したのであるが、クレギーは曖昧な態度を見せたため、野村外相は重光に対し、正金銀行保管案を受諾するよう英外相を説得することを命じた⁵⁴⁹。

この訓令に接した重光は、23日、バトラーと会談し、「日本トシテハ妥協ノ精神ニ依

⁵⁴⁵ 同前。

⁵⁴⁶ 1939年10月24日発在英国重光大使より野村外務大臣宛（電報）、同前、2646-2649頁。

⁵⁴⁷ 1939年11月11日発野村外務大臣より在英国重光大使、在北京門脇大使館二等書記官、在天津武藤総領事宛（電報）、同前、2650-2652頁。

⁵⁴⁸ 同前。

⁵⁴⁹ 1939年11月14日発野村外務大臣より在英国重光大使宛（電報）、同前、2652-2653頁。

り此ノ提案ヲ為シタル次第ニシテ英側ニ反対アルヲ予期セサリシ」と迫った。その結果、バトラーから、正金銀行と香港上海銀行で共同して銀を移し、両銀行の管理の下で、救済事業に充てるという案が提示される⁵⁵⁰。

その後、バトラー案に沿って谷とクレギーの間で協議が続けられるのであるが、12月4日、クレギーは全6項からなる試案を提示し、以降、クレギー試案を基に協議が進められることとなる⁵⁵¹。

このクレギー試案中、日英間で問題となったのが、銀の保管場所と、救済事業へ充てる額についてであった。イギリス側は、天津にあるベルギーの銀行に銀を保管すること、および天津にある現銀のうち10万ポンドを救済事業に充てることを主張するのであるが、日本側は正金銀行と香港上海銀行の共同管理を主張し、また、救済事業に充てる額は、飢饉の程度や、冬季における救済事業に必要な費用を日英の専門家が協議して決定することを主張した⁵⁵²。

協議は平行線を辿り、停滞するのであるが、20日、イギリス側は現銀問題について重慶政府の了承を得るために、カー（Kerr Clark）駐華大使を重慶に派遣することを、野村外相に告げる⁵⁵³。イギリスの態度に野村は憤慨した。そして22日、重光に対して、「天津現銀問題ニ付英国側ニ於テ今更国民政府ノ意向ヲ云々スルカ如キハ我方トシテ甚タ不愉快」であり、カーの重慶行きの結果、日本側の主張が受け入れられないとなれば、「結局政治的考慮ヨリ依然重慶側ヲ支持シ我方ニ同調セサルノ実証ヲ示ス次第ナルヲ以テ天津問題ノ解決ヲ期シ難キハ勿論」、イギリスの在華権益に対する好意的取扱いの実行も困難となる、という旨をイギリス政府へ伝えるよう訓令を出す⁵⁵⁴。イギリスの在華権益を盾にした脅しともとれるほど、強硬な姿勢を野村は見せるのである。

この訓令は、22日の午後9時30分に発せられているのであるが、同日の日中、第四回野村・グルー会談が開催され、揚子江開放の見返りとして求めた日米新通商条約の締結交渉の開始が、グルーによって断られていた。つまり、野村の対米関係維持方針が暗

⁵⁵⁰ 1939年11月23日発在英国重光大使より野村外務大臣宛（電報）、同前、2655頁。

⁵⁵¹ 1939年12月9日発野村外務大臣より在英国重光大使、在天津武藤総領事他宛（電報）、同前、2659-2661頁。

⁵⁵² 1939年12月9日発野村外務大臣より在英国重光大使、在天津武藤総領事他宛（電報）、同前、2661-2662頁。

⁵⁵³ 1939年12月20日発野村外務大臣より在英国重光大使、在天津武藤総領事他宛（電報）、同前、2665-2666頁。

⁵⁵⁴ 1939年12月22日発野村外務大臣より在英国重光大使宛（電報）、同前、2666頁。

礁に乗り上げた直後のタイミングである。なぜ、このようなタイミングで、上記のように非常に強硬な姿勢でイギリスの譲歩を求めたのであろうか。素直に考えれば、従来通り、重慶政府弱体化を狙い、対英強硬路線を貫いた、となるであろう。この場合、外務省は英米可分論的な判断をしていたことになる。なぜなら、英米不可分という認識によるのであれば、欧州大戦が勃発しているなかで、強硬的姿勢によってイギリスに対日妥協を要求すれば、日米通商条約廃棄通告のように、イギリス支援を目的としたアメリカの対日圧力を惹起するリスクが想起されるからである。

しかし、9月に外務省内に設置された「欧洲戦対策審議委員会」が11月15日に決定し、12月28日に、陸海外三省大臣によっても決定された「対外施策方針要綱」の「対英米施策ニ関シ」という項には、はっきりと「英米ノ不可分関係ニ留意スル」とあることから、日英交渉が再開して以降の外務省は、英米不可分論に拠っていたと考えられる⁵⁵⁵。それでは、なぜ対英強硬路線を堅持し続けたのであろうか。「対外施策方針要綱」には以下のように記されている。

英米ノ不可分関係ニ留意スルト共ニ英ハ支那ニ於テ多大ノ權益ヲ有スレトモ之ヲ保全スルノ実力ナク米ハ支那ニ於テ僅少ノ權益ヲ有スルニ過キサレモ日本ヲ掣肘スルカハ最モ大ナルモノアルノ事実ヲ考慮シ英米共通ノ利害アル問題ト雖モ別個ノ施策ヲ行フト同時ニ対英交渉ノ進捗ニ依リ共通問題ニ対スル米國ノ対日態度ヲ緩和セシムル如ク努ム⁵⁵⁶

また、「米英共通ノ利害アル問題」の横には「通商制限」という書き込みがされているのであるが、まさにこの時、協議の最中であつた揚子江問題といった、日本の占領地における英米在華權益の排除問題を指していると考えられる。また「対英交渉」の横には「天津問題」と書き込みがなされているが、これは当然、進行中であつた天津租界の現銀問題に関する日英交渉を指している。このことから、野村・グルー会談において、揚子江問題に関しては妥協的態度をとり、さらなる対日圧迫に出ることを防ぎつつ、日英交渉においては、強硬的態度によって重慶政府からの引き離しと同時に日英間の問題を

⁵⁵⁵ 「支那事変関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_007）、JACAR Ref. B02030530600.

⁵⁵⁶ 同前。

解決し関係を改善することで、英米は足並みをそろえるであろうという観点からアメリカの対日態度の緩和を引き出すという方針であったと考えられる。

日米通商条約廃棄後の外務省の対英方針は、日中戦争解決だけではなく、対米関係を維持、改善していくための手段として位置付けられていたのである。ただし、この対英方針は、アメリカが次の対日経済制裁を実施する前に、達成されなければならなかった。そのため、翌年1月に野村に代わって外相の座についた有田は、これまでの対英強硬路線を引き継ぐと同時に、日英交渉妥結に急ぐこととなる。

4-4 日米通商航海条約廃棄通告後の対英方針（米内内閣有田外相期）

1940年1月24日、重光はハリファックス外相と会談した。その際、ハリファックスは、重慶に派遣したカーと蒋介石との話し合いは未だ済んでおらず、イギリス政府はその返事を待っている段階であることを告げる⁵⁵⁷。以来、イギリス側から何ら申し出がなく、日英交渉は停滞する。しびれを切らした有田外相は、軍部と協議を進め、対英交渉の最終案をまとめる。この最終案では、救済事業費は10万ポンドとされ、また、銀の保管は香港上海銀行と正金銀行の共同管理またはシティーバンクに保管する、というように、前年のクレギー試案にかなり歩み寄るものであった⁵⁵⁸。

日英交渉が再開するのは、3月に入ってからのことであった。3月初旬、谷次官を来訪したクレギーは、重慶側との話し合いの結果として、「本件現銀ヲ支那側銀行ノ指定スル中立銀行ニ右支那側銀行ノ受託者トシテ英米仏銀行ノ名ニ於テ敵対行為終了迄保管スルコト」、「十萬磅ノ現銀売上高ハ国際支那飢饉救済委員会ニ公布シ該委員会ハ右資金ノ受託者トシテ之ヲ北支ノ救済ノ為使用スルコト」等の案を提示する。谷は、この提案には一考の価値もなく、イギリス側がそのような態度を示す限り解決の見込みはなく、交渉を打切るもやむなし、と迫った。その結果、銀の保管は香港上海銀行と正金銀行の共同管理とし、救済事業に関する専門家を日英米仏の4国から招集とすることで谷・クレギー間の話し合いはまとまった⁵⁵⁹。4月5日には谷・クレギー間で上合意を最終案とすることで意見が一致したため、残るは現地軍の同意を得た後、日英間で公文を交

⁵⁵⁷ 1940年1月24日発在英国重光大使より有田外務大臣宛（電報）『外文』日中戦争4、2668-2669頁。

⁵⁵⁸ 1940年2月19日発有田外務大臣より在北京藤井大使館参事官、在天津武藤総領事宛（電報）、同前、2670-2671頁。

⁵⁵⁹ 1940年3月15日発有田外務大臣より在英国重光大使宛（電報）、同前、2671-2672頁。

換し、天津租界の封鎖を解除するのみとなるのである⁵⁶⁰。

ところが、現地軍は概ね外務省の方針に賛成するも、細かな点で反対したため、なかなか日英の公文交換にまで進めることができなかつた。軍側がまず懸念を示したのは、法幣の取扱いについてである⁵⁶¹。軍部としては法幣の流通禁止を希望していたが、外務省とイギリス側の協議では、現銀問題に争点が集中し、法幣の取扱いが曖昧となっていた。また、天津租界封鎖の解除後も、設置していたバリケードの一部を残しておくことも、軍側の希望であった⁵⁶²。このバリケードの問題に対しては、ハリファックス英外相からも懸念が示され、重光駐英大使は「本問題ハ英国人ノ神経ヲ刺戟シ他ノ各種ノ交渉ニ自然波及スル機微ノ関係ヲ有スル」ものであると、有田に意見を具申している⁵⁶³。

かくして、軍部とも合意に達し、天津問題に関する覚書案の作成が始まったのは、5月に入ってからのことであった。そして、そこからまた1ヶ月ほど経過した6月19日、有田とクレギーの間で公文交換が完了し、およそ1年間続いた天津問題はようやく解決する。天津問題解決にあたって外務省は、多少の妥協はあれども、その意向、つまり重慶政府を利する行為の停止、をほぼ反映させることに成功する。しかし、もう一つの課題であるアメリカの対日態度の緩和については、天津問題の解決はなんら良い影響を与えることはなかつた。日英間で公文交換がなされたその日、第二回有田・グルー会談において、日米新通商条約等の具体的問題の解決という提案がグルーによって拒絶され、また、その後の有田・グルー会談も何ら成果を出せなかつたことは、それを如実に示している。さらに、天津問題の解決で、前進するかと思われた日英関係であるが、再び関係悪化の危機が訪れる。それは、ビルマ・ルート危機である⁵⁶⁴。

ビルマ・ルートとは、イギリスの植民地であったビルマから中国の昆明へと続く、国民政府への戦争物資援助ルートである⁵⁶⁵。日本はかねてからイギリスに対し援蒋行為の停止を求めていたが、このビルマ・ルートからの物資援助は、国民政府が交戦し続ける要因の一つと見なし、その停止を求めていた。例えば1940年5月28日に、谷次官はク

⁵⁶⁰ 1940年4月6日発有田外務大臣より在天津武藤総領事宛（電報）、同前、2674頁。

⁵⁶¹ 1940年4月9日発有田外務大臣より在北京藤井大使館参事官、在天津武藤総領事宛（電報）、同前、2674-2675頁。

⁵⁶² 1940年4月13日発在天津武藤総領事より有田外務大臣宛（電報）、同前、2675頁、1940年4月23日発在天津武藤総領事より有田外務大臣宛（電報）、同前、2675-2676頁。

⁵⁶³ 1940年4月27日発在英国重光大使より有田外務大臣宛（電報）、同前、2679頁。

⁵⁶⁴ ベスト「日中戦争と日英関係」、351頁。

⁵⁶⁵ ビルマ・ルートの他、援蒋ルートはソ連からの新疆ルート、仏印から広西省へのトンキン鉄道ルートが存在していた。

レーギーに対して、以下のように述べている。

日本国民ハ一般ニ英国カ「ビルマ、ルート」又ハ香港河内「ルート」ニ依リ物資ヲ供給シ又借款ヲ与フルコトニ依リ援蔣政策ヲ継続シ居ルモノト考ヘ居リ英国カ之ヲ停止セサレハ日英関係ノ改善ハ到底実現ノ望ナシ仍テ本官ハ英国カ援蔣政策ヲ放棄スルコトヲ慎重ニ考慮セラレンコトヲ率直ニ提議ス⁵⁶⁶

ただ、この時点では、即答を求めたわけではなく、今後も意見の交換を続けていきたい、という程度の申し出であった。しかし、パリ陥落など欧州情勢の変化を受けて、6月中頃から、本格的にイギリスやフランスに援蔣ルートの閉鎖を要求することが検討され始める。

フランスがドイツに降伏した翌日の6月18日、陸軍省と参謀本部の合同会議が開催された。参謀本部側は、仏印への軍事侵攻を主張するが、陸軍省側がこれに反対し、この会議では上海、香港の封鎖の強化という方針のみが決定した⁵⁶⁷。同日には四相会議が開かれており、そこでは仏印からの援蔣ルートに関して、(1) 援蔣行為に対する申入れをなし、フランスが不承認の場合には実力を行使する、(2) 直ちに実力を行使する、という2案のどちらを採用するか討議がなされた。

この四相会議では陸軍大臣も第一案を支持したため、まずはフランスへの申し入れがなされることとなった⁵⁶⁸。この決定に従い、谷次官は翌19日、フランス駐日大使アンリ(Charles-Arsène Henry)に対して、仏印ルートからの援蔣物資の輸送の禁絶を申し入れ、20日にこれをフランス側は承認した⁵⁶⁹。このように政府中央および外務省は、まずは仏印ルートの閉鎖のみを企図しており、イギリスのビルマ・ルートの閉鎖要求は時期を見て、後日行う予定であった⁵⁷⁰。

ところが、谷がアンリに申し入れを行った同日、参謀本部情報部長の土橋勇逸はイギ

⁵⁶⁶ 1940年5月30日発有田外務大臣より在英国重光大使、在米国堀内大使他宛(電報)、『外文』日中戦争3、1977頁。

⁵⁶⁷ Ikuhiko Hata, "Army's move into Northern Indochina," James William Morley eds., *The Fateful Choice: Japan's Advance into Southeast Asia, 1939-1941*, (New York: Columbia University Press, 1980), p. 159.

⁵⁶⁸ 木戸幸一『木戸幸一日記』下巻、794頁。

⁵⁶⁹ 1940年6月20日「仏印經由援蔣物資の禁絶に関する情報部長談話」『外文』日中戦争3、2876-2877頁。

⁵⁷⁰ Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor: Avoiding war in East Asia, 1936-41*, p. 112.

リスの駐在武官に対して、日本では現在、反英の気運が非常に高まっていると述べた後、(1) ビルマ・ルートの即時閉鎖、(2) 香港国境の即時閉鎖、(3) 上海からの即時撤兵、という3点を要求し、これを承認することが、日本の対英宣戦を避けることができる唯一の方法であると語った⁵⁷¹。軍部に出し抜かれる形で、脅しともとれる対英要求がなされたのは、天津問題について有田とクレギーが公文交換を行った直後であった。

この知らせを受けたクレギーは、公文交換後、再び有田を訪問し、上は日本政府の意図、考えを代表するものであるのか尋ねた。有田は、日本政府から他国政府への意思を伝達は、外務大臣を通してなされると述べ、否定する⁵⁷²。だが、外務省では20日からビルマ・ルート閉鎖を要求する覚書案の作成が、欧亜局第二課を中心に急ピッチで行われることとなった⁵⁷³。そして、24日に谷次官からビルマ・ルート閉鎖に関する覚書がクレギーに手交される⁵⁷⁴。

6月27日、イギリス駐米大使ロジアン (Marquess of Lothian; Phillip Henry Kerr) はハル国務長官に覚書を提出する。そこでイギリスは、日本を牽制するために、(1) アメリカによる対日禁輸、またはシンガポールへの艦隊の派遣、(2) 日本の侵攻を止めるために、東アジア情勢解決の新たな合意の交渉の提案、の2点をアメリカに求めた⁵⁷⁵。しかし、ハルは(1)に対し、まだその時期ではないと拒否し、(2)については後日返答すると述べ、イギリスへの援助に消極的な姿勢を示した。この姿勢は、翌28日の正式回答でも同様に示される⁵⁷⁶。

このように、アメリカの支援が見込めない状況において、イギリス政府内では、日本のビルマ・ルート閉鎖要求に対して、強硬姿勢で臨むか妥協的姿勢で臨むか、意見が分かれていた。強硬姿勢を主張したのは、ハリファックス外相ら外務省であり、妥協的姿勢を主張したのは、参謀本部およびチャーチル首相である⁵⁷⁷。そこで、天津問題のとき

⁵⁷¹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, June 19, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 26-27.

⁵⁷² The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, June 19, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 28-29.

⁵⁷³ 「支那事変関係一件／各国武器供給関係／緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶関係第二巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_6_1_002)、JACAR Ref. B02030610900.

⁵⁷⁴ 1940年6月25日発有田外務大臣より在英国重光大使宛(電報)『外文』日中戦争3、3010-3011頁。

⁵⁷⁵ The British Embassy to the Department of State, June 27, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 365-367.

⁵⁷⁶ Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, June 28, 1940, *The Far East*, pp. 369-373.

⁵⁷⁷ Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor*, p. 117. ベスト「日中戦争と日英関係」、352頁。

と同様に、クレギーと外相の会談によって、日本と暫定的な協定を結ぶ方針が採用される。

7月8日、本国政府の支持を受け、クレギーは、早速、有田外相を訪問し、イギリス政府の回答を提出した。その内容は、「緬甸『ルート』閉鎖ハ支那事変解決ノ一助タルニ過キス両当時国ノ受諾シ得ル公平ナル平和ニ依ッテノミ現在ノ紛争ヲ終了セシメ極東恒久ノ平和ヲ齎ス解決ニ進ミ得ヘシトノ見地ヨリ英国政府ハ帝国政府ト協議討議スルノ用意」がある、というものであった⁵⁷⁸。有田は、ビルマ・ルート閉鎖を拒否したことには、「帝国政府ニ於テ極メテ不足ナリト認ムル処本問題ノ解決ヲ遷延スルニ於テハ国民感情ノ悪化ヲ来シ日英両国ノ友好関係ニ重大ナル影響ヲ及ホス」可能性があると、脅し気味にイギリス政府の再考を求めた⁵⁷⁹。

8日の有田・クレギー会談に関する資料は、日本側のものとしては、欧亜局第二課が会談の翌日に作成した「昭和十五年七月八日緬甸『ルート』禁絶ニ関スル『クレギー』大使回答要領」という文書が残っているのであるが、そこには、クレギーの「支那事変ヲ急速解決スルコトニヨツテ自然ビルマルートノ問題ヲ解決スルニ至ル様考ヘラルコト希望ニ堪エス」というイギリスの日中和平の調停の申し出に対して、有田は「一応考量シ見サルモノニアラサル」というように返答したと記されている⁵⁸⁰。

一方で、イギリス側の資料では、有田は調停の申し出に関心を示していたことがうかがえる。クレギーの本国政府への報告によれば、有田はクレギーに対して、アメリカとイギリス政府が、日本と中国がどこか秘密の場所で停戦と和平交渉の調整するために、全権大使を任命するよう、蒋介石に勧めることを考慮するよう提案したという⁵⁸¹。この方針は、同年5月のセイヤーとの会談から有田が提案し続けている方針であることを鑑みると、この提案は、有田の独断により行われたものであり、それゆえに、日本側資料には載らなかったものと考えられる。既に、グルーとの会談において、アメリカの調停については諦め、ドイツの仲介による日中和平を画策していた有田であったが、イギリスに働きかけることで、再びアメリカの仲介による日中和平の可能性を模索したの

⁵⁷⁸ 1940年7月9日発有田外務大臣より在英国重光大使宛（電報）『外文』日中戦争 3、3012-3017頁。

⁵⁷⁹ 同前。

⁵⁸⁰ 「支那事変関係一件／各国武器供給関係／緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶関係第二巻」外務省外交史料館所蔵（A-1-1-0-30_6_1_002）、JACAR Ref. B02030610900。

⁵⁸¹ The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, July 9, 1940, *FRUS, 1940, The Far East*, pp. 395-396.

であろう。しかし、会談後に開かれた四相会議において、イギリスによる調停は「此際考量ノ余地ナシ」ということが決定した⁵⁸²。

9日、有田はクレギーと面会し、四相会議の決定に従い、再びビルマ・ルートの閉鎖を強く求めた。そこでクレギーは、本国外務省に対し、3ヶ月間、ビルマ・ルートからの援蔣物資の輸送を停止する、という案を提案する。クレギーは、今後3ヶ月間は、ビルマ・ルートは雨季に入り、いずれにせよ、ほとんど使えないため、その間に英米が日中問題を解決を模索することができることや、イギリスは10月までには国際的な立場を回復することができるであろうことから、その後、日本が閉鎖の延長を要求してきても、強硬に反対できるという観点から、3ヶ月の閉鎖を申し出た⁵⁸³。その後、イギリス政府がクレギーの提案に賛成したことを受け、12日、クレギーは有田を訪問し、3ヶ月の閉鎖を提案する。有田は、「尚期間ヲ三ヶ月トスルモ其ノ際再ヒ之ヲ延期セシムルコト可能ト認メタルヲ以テ之ヲ受諾」し、17日、ビルマ・ルート閉鎖に関する日英協定が成立する⁵⁸⁴。

イギリスにとって、時間稼ぎでしかなかった日英協定であったが、重光やバトラー英外務次官は、同協定を梃子に、日英関係の改善を模索した⁵⁸⁵。しかし、日本では米内内閣が崩壊し、第二次近衛内閣が成立すると、三国同盟を締結し、より強硬な南進政策を実施していく。またイギリスは、ドイツとの本土航空戦に勝利し、ヨーロッパでの立場を回復すると、日本への妥協の必要性が失われていく。こうしたそれぞれの、国内、国際環境の変化により、その後の日英対立は今まで以上に先鋭化していくことになるのである。

小括

本章では、まず、日中戦争勃発後から第二次近衛内閣が成立するまでのおよそ三年間の有田八郎外相の対米戦略を分析し、いかにして日米関係の悪化の回避を図ろうとしてきたのかを検討してきた。その結果、有田は門戸開放主義という原則の修正により、原則を定めた九カ国条約の枠内で日米関係を調整しようとしたが、揚子江の早期開放の失

⁵⁸² 「支那事変関係一件／各国武器供給関係／緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶関係第二巻」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_6_1_002)、JACAR Ref. B02030610900.

⁵⁸³ Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor*, p. 118.

⁵⁸⁴ 1940年7月13日発有田外務大臣より在英国重光大使宛(電報)『外文』日中戦争3、3019-3022頁、1940年7月17日「援蔣ルート封鎖に関する日英協定」、同前、3030-3031頁。

⁵⁸⁵ Best, *Britain, Japan and Pearl Harbor*, p. 121-122.

敗により、アメリカ政府の対日認識のさらなる悪化を招いた、ということが明らかとなった。

九カ国条約廃棄論が国内の大勢を占めるなか、従来の指摘と異なり、有田は九カ国条約の枠組み内での日米関係改善を図ろうとした。そのために、具体的な問題の解決を迫ったのであるが、アメリカにとって門戸開放主義は単なる法的な決まり事ではなく、外交原則とも呼べるものであり、細部で調整を行おうとしたという点で、有田の対米アプローチは批判されることもある⁵⁸⁶。だが果たしてそれだけが、有田の対米外交の失敗の要因であったのだろうか。

本章が導き出した結論は否である。確かに日本はアメリカの「理念の国」としての側面を軽んじる傾向にあった。また、揚子江の開放だけで日米関係が劇的に改善されるわけでもなかった。だが、政策の実現は、原則的対立による行き詰まりを前進させることにはなっただけであろう。少なくとも、日米関係調整の再出発点にはなっただけと考えられる。しかし、それを阻害したのは国内要因であった。戦前の日本外交の政策決定過程の特色として、中堅層官僚が重要な役割を担っていたことが指摘されるが、揚子江開放はこうした中堅官僚レベルの議論を経ずして決定している⁵⁸⁷。この大臣レベルの決定が、その決定に反対する中堅官僚によって、実施されるまでには時間を要した。そして、その間に生じる状況の変化は、決定を反故にすることとなった。こうした状況は、日本の対米開戦決定過程にも見られるものであり、当該期の日本外交の難しさを表しているといえよう⁵⁸⁸。

揚子江の早期開放に失敗した後、有田はセイヤーとの会談において、アメリカの仲介による日中和平の可能性を見出す。これまで、アメリカの在華権益の保証を行い、日中戦争へ不介入の立場をとらせ、その間にアメリカの対日認識悪化の根本である日中戦争の解決を図ろうとしてきた。つまり、対米方針の基本原則は、アメリカを日中戦争の局外に置いておくことであった。そうしたなかで、アメリカの仲介による日中戦争の解決により、一挙に2つの外交課題を解決しようとする方針は、かなり大胆な構想の転換であったといえよう。

⁵⁸⁶ 北岡『門戸開放政策と日本』、54-56頁。

⁵⁸⁷ 細谷千博「対外政策決定過程における日米の特質」細谷千博、綿貫讓治編『対外政策決定過程の日米比較』（東京大学出版会、1977年）、3-4頁。

⁵⁸⁸ 森山優『日本はなぜ開戦に踏み切ったか—「両論併記」と「非決定」』（新潮社、2012年）、25頁。

有田はセイヤー、そしてグルーとの会談でアメリカの仲介を打診するのであるが、ハル、ホーンベックら国務省中央によって一蹴される。彼らは有田ら外務省の行う在華権益の「保証」を一切信頼していなかった。特に開放宣言後も、揚子江が閉鎖され続けたことは、信頼の低下を大きく促すこととなったのである。グルーは日本政府内の親米派の存在をアピールし、国務省に対日態度の転換を求めるのであったが、こうした状況にあっては、それも不可能であった。入江昭はグルーの国務省に与える影響力の低さという点から、「結局のところ、日米関係が悪化する中で果たした東京のアメリカ大使館の役割は、きわめて小さいものであった」と指摘しているが、その責は実現されることのない「保証」を繰返した外務省、日本政府にも大きく求められるべきであろう⁵⁸⁹。そして、対米構想が挫折した有田は、日中戦争の仲介役をアメリカからドイツに転換し、緩やかな対独提携を模索するのである。

なんとか双方の妥協点を探ろうとした対米方針とは対照的に、同じ時期の外務省の対英方針は、一貫して強硬なものであった。東亜新秩序に対する承認または黙認を取り付ける、という点では対英外交目標も、対米外交目標も変わらなかった。しかし、中国が抗戦を続けるのはイギリスの支援があるからであるという認識のもと、国民政府を屈服させ日中戦争を早期解決に導くために、強硬的な姿勢で、中国問題でイギリスの一方向的妥協を取り付けることを試みる。

アメリカの日米通商航海条約廃棄通告後も、その姿勢は変わることはなかった。それは、英米可分論によるものではなく、英米は不可分であるからこそ、イギリスと中国問題で妥結することで、アメリカの対日態度の緩和を期待できるという認識によるものであった。このように、日中戦争初期の対英方針は多くの場合、日中戦争解決方針と同時に、対米方針にも従属するものとして位置付けられていたのである。

最後に、有田外交がその後の日米関係に与えた影響について言及する。1941年7月の日本の南部仏印進駐により、日米対立がさらに深まるなかで、4月頃から開始していた戦争回避のための日米交渉の重要性が飛躍的に高まっていた。こうした局面に際し、アメリカ政府はなおも原則的合意に固執していた。その代表的なものが、「ハル・ノート」である。11月20日、日本政府は、南部仏印からの撤兵を条件に、アメリカが日本へ石油供給を再開するという暫定協定案、いわゆる「乙案」を米政府に提出するのであるが、

⁵⁸⁹ 入江昭（池井優訳）「駐日アメリカ大使館の役割」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る十年』1（東京大学出版会、1971年）、264頁。

アメリカ政府の回答は、事態を満州事変前に引き戻すことを要求する「ハル・ノート」であった。このようなアメリカ政府の硬直な対日政策に対する批判も存在し、日米開戦に至るアメリカ外交にたいする評価は論争的である⁵⁹⁰。しかし、日本の保証が実現性に乏しい物であることは、有田外交期に証明され、アメリカ政府の対日態度の硬化を招いたことは本章で明らかにしたとおりである。こうした点を鑑みると、有田外交がその後の日米関係、アメリカ政府の対日政策に及ぼした影響は少なからぬものであったといえよう。

⁵⁹⁰ 代表的なものとして、Paul W. Schroeder, *The Axis Alliance and Japanese-American Relations 1941*, (New York: Cornell University Press, 1958). が挙げられる。Schroeder は、アメリカは 1941 年 7 月までは、三国同盟の無効化と日本の南進政策阻止を追求し、それは外交的に達成可能であったが、そこに中国の開放という目標を追加し、それを優先させたことで、アメリカは原則論に固執し、日本との対立を不可避的なものにしたと主張する。

第 5 章

日中戦争前夜の対中政策

—有田、佐藤両外務大臣による対中構想の転換—

本章および次章では、1930年代の外務省における「英米派」の代表格として語られる佐藤尚武の対外構想を分析する。

佐藤は、1905年に外交官試験に合格し、外務省入りした。同期には、幣原の外務大臣期の右腕であった佐分利貞男がいる。また1期上には松岡洋右が、1期下には広田弘毅や吉田茂らがいた。その後、長い海外勤務を経て、本省で外務大臣になるまでの間、佐藤は多くの国際会議に出席し、日本の国益を代表、擁護してきた。また、そうしたなかでも、国際協調を重んじ、安定した国際秩序をもたらそうとした佐藤は、一般的な知名度は有田と同様に高くないものの、後述するように、幣原外交に連なる「英米派」として、高い評価を受けている。

本章で焦点を当てるのは、林銑十郎内閣で外相を務めていた時期の佐藤である。その際、前内閣である広田内閣有田外相の対中構想との連続性、非連続性に着目する。後述するように、林内閣期の佐藤外相は、それまでの対中政策を大きく転換させた、という評価がくだされている。しかし、本章では、佐藤による対中構想、政策の転換の背景には、有田外相期から、緩やかな転換が生じており、それを引き継ぐ形で佐藤外相が抜本的な転換を行ったことを示す。

1 日中戦争前夜の対中構想

1-1 「英米派」佐藤尚武に関する理解

佐藤の対外構想を確認していくにあたり、まず、従来佐藤がどのような人物として語られてきたのかを確認する。

1905年に外交官及領事館試験に合格した佐藤は、翌年からロシア勤務となった。その後、スイスで代理公使を務めるなどした後、1922年にジェノア会議等に全権委員随員と

して参加すると、26年には国際連盟帝国事務局長の内命を受ける⁵⁹¹。その後、ベルギー大使に転任するのであるが、その間も佐藤は数々の国際会議に出席している。このように、ほとんど本省勤務を経ない一風変わった経歴を持って、1937年3月に林銑十郎内閣で外相に就任した佐藤尚武は、幣原外交に通ずる「英米派」外務官僚とみなされており、有田と同様にその研究蓄積は豊富ではないにも関わらず、非常に高い評価を受けている。

佐藤研究に先鞭を付けた臼井勝美は、「佐藤外交に先達を求めるとすれば幣原喜重郎以外にはいない」とし、外相就任期間にわずか三カ月の佐藤と幣原を比較することはできないとしつつも、「しかし外交家としての資質とスケールでは充分匹敵し得ると思われる」と述べている⁵⁹²。こうした臼井による評価は、その後の戦間期日本外交研究における「英米派」としての佐藤像を強く規定することとなった。例えば、北岡伸一は林内閣を「歴代の内閣でもっとも無意味な内閣の一つであった」と酷評する一方で、「しかし、林内閣でただ一つみるべきものがあつたとすれば、それは外務大臣に起用された親英米派の佐藤尚武であつた」と評価している⁵⁹³。また、ボーク (Dorothy Borg) やニッシュ (Ian Nish) など、海外の研究者も、臼井や北岡と同様に、「英米派」という点を強調して佐藤に言及している⁵⁹⁴。これらの佐藤に対する評価は、対英米関係改善のために、まず中国での膨張に否定的な路線を打ち出したことを評価している点で共通するものであつた⁵⁹⁵。より具体的に言えば、それまでの対中政策の基本方針であつた華北分離工作を中止させ、中国と平等な立場に立つた日中関係改善という方針を打ち出した点で評価されている。

一方で、近年の佐藤研究では、佐藤の英米協調という側面以外にも焦点が当てられている。藤枝賢治は、佐藤外交の中国政策に対する再評価を試みた研究において、佐藤の対中宥和政策を強調する一方で、日満華経済ブロック形成への親和性を有していたこと

⁵⁹¹ 国際会議における佐藤の活動については、海野芳郎「国際連盟および軍縮会議と佐藤尚武」栗原健編『佐藤尚武の面目』（原書房、1981年）が詳しい。

⁵⁹² 臼井勝美「佐藤外交と日中関係—1937年3月-5月」同『日中外交史研究—昭和前期』、208頁。

⁵⁹³ 北岡伸一『日本の近代 5 政党から軍部へ—1924-1941』（中央公論新社、1999年）、278頁。

⁵⁹⁴ Dorothy Borg, *The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938: From the Manchurian Incident through the Initial Stage of the Undeclared Sino-Japanese War*, (Massachusetts: Harvard University Press, 1964), pp. 254-255, イアン・ニッシュ (関静雄訳)『戦間期の日本外交—パリ講和会議から大東亜会議まで』（ミネルヴァ書房、2004年）171-174頁。

⁵⁹⁵ これらとは対照的な評価として、江口圭一『十五年戦争小史 (新板)』（青木書店、1991年）。江口は、林内閣期の対中政策転換は「日本の従来の根本目的そのものを変更するものではなく」、その実現性の乏しさを指摘している。

を指摘している⁵⁹⁶。また、武田知己は、日中戦争勃発後の佐藤は、近衛文麿や「アジア派」外務官僚が掲げる「東亜新秩序構想」に賛同の意を見せるようになることを指摘し、こうした点を踏まえ、「佐藤の外交理念には、広田・重光外交との比較検討を含め、確かに再考の必要があろう」と述べている⁵⁹⁷。

こうした佐藤外交に関する研究動向を踏まえ、以下からは林内閣の外相期の佐藤の対外構想を再整理し、次章で日中戦争勃発後の対外構想を検討し、戦前の佐藤像の再構築を試みる。その際、佐藤の対中構想および対外経済構想に着目することで、「英米派」佐藤がなぜ現状打破構想へ傾斜することになったのかを明らかにすると同時に、これまでその対照性が強調されてきた佐藤と「アジア派」外務官僚の対外構想の類似性について考察を行う。

1-2 林内閣期における佐藤尚武外相の対中構想・政策

まず、林銑十郎内閣期における外相期の佐藤尚武の対中構想について再考する。その際に、着目するのが、佐藤の前任の外相であった「アジア派」有田八郎の対外構想・政策との連続性である。それにより、多くの研究で「アジア派」とは対照的なものとして位置づけられている佐藤外交だが、対中政策における「アジア派」外務官僚と佐藤の近接性を明らかにする。以下からは、広田内閣有田外相期の対中構想・政策が対中情勢の変動を受け、段階的に変化していく過程を確認する。そして、その変化の流れに合わせ、佐藤外相によって抜本的な対中政策の見直しが行われたことを示す。さらに、外相期の佐藤の対外経済構想を確認する。

(1) 広田内閣期有田外相による対中政策の修正

有田は1936年4月2日に広田内閣の外相に就任した。この広田内閣期の有田外相の対外構想の特徴としては、1936年11月25日の「日独防共協定」調印に見られる、対独接近構想が挙げられるほか、前外相であり現首相でもあった広田弘毅の対中構想、そのなかでも排日の停止、「満洲国」の承認、防共協定締結を中国に要求する「広田三原則⁵⁹⁸」

⁵⁹⁶ 藤枝賢治「『佐藤外交』の特質—華北政策を中心に」(『駒沢大学史学論集』第34号、2004年)、81-94頁。

⁵⁹⁷ 武田知己「佐藤尚武—洋服を着た武士」佐道明広、小宮一夫、服部龍二編『人物で読む現代日本外交史—近衛文麿から小泉純一郎まで』(吉川弘文館、2008年)、48頁。

⁵⁹⁸ 1935年10月4日に外相、陸相、海相の間で決定した対中原則である。外相の名をとっ

を継承したことが指摘されている⁵⁹⁹。臧運祜

しかし、有田は外相就任前から、「広田三原則」の修正の必要性を感じていた。有田は、外相に就任する直前の1936年1月、駐華大使に任命され、中国へ向かうこととなる。その際、有田には「南京政府に於いて三原則を確認し且つ之を具体的に実行すべきことを要求すること」、華北工作に関しては、「陸軍中央部発天津軍司令官宛指示『北支処理要綱』参照のこと」というように、これまでの広田の対中政策の継続、推進が求められていた⁶⁰⁰。

中国大使館着任後、有田は国民政府外交部長であった張群と会談を持ち、華北問題について話し合う（3月16日～19日）。戦後、有田は張との会談の結果について、「華北問題については必ずしも解決の方法がないわけではないとの印象を受けたが、冀東政権はどうしても解消しなければ話にならない」と感じた、と回想している⁶⁰¹。さらにこの問題に関しては、「日本はどうしたって悪い。この問題を大体支那の希望に副うように解決しなければならない。しないのは日本の方が悪い。これはしかし非常に難しい問題である。要は支那との交渉ということではなく、国内問題だ⁶⁰²」との結論に至った。対中政策の変更のため、国内の対中強硬論を抑え込んでいく必要を感じていたということである。

3月25日には、在中総領事たちと会合を持った。その冒頭、有田は、「自分ハ三原則ハ自分自身未タ完全ニ了解セサルモノトシテ自由ナル立場ニテ話合ヲ試ミルコトトスヘキ旨予メ本省ノ了解ヲ得テ赴任セリ」と語り、「広田三原則」に縛られずに対中方針について話し合いを進めていくことを総領事たちに告げる。そして、以下のように自身の意見を披露した。

先方（中国国民政府-筆者注）ハ満洲国不承認ニハ相当強キ決意ヲ有スルモ其ノ他ノ問題ハ之ヲ解決セントスル決意ヲ有スルヤニ見受ケラレタリ之ニ対スル唯一ノ

て「広田三原則」と呼ばれる。1935年10月4日「対支政策に関する外・陸・海三相間了解」『年表』下巻、303-304頁。

⁵⁹⁹ 窪田「有田八郎一日独防共協定における薄墨色外交の展開」、服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序』」、505-511頁、臧運祜（根岸智代訳）「日中戦争直前における中日国交交渉」西村成雄、石島紀之、田島信雄編『国際関係のなかの日中戦争』（慶應義塾大学出版会、2011年）、325-354頁。

⁶⁰⁰ 1936年2月19日「有田大使ノ赴任ニ当リ同大使ニ指示スヘキ三原則問題ニ関スル南京政府トノ差当リノ接触振案」『外文』昭和期Ⅱ第一部第五卷（上）、23-25頁。

⁶⁰¹ 有田『馬鹿八と人はいふ』、71頁。

⁶⁰² 「日本外交を綴る国内情勢—有田八郎談」国立公文書館所蔵（A級極東国際軍事裁判弁護関係資料49）。

支障ハ北支問題ノ解決ニシテ此ノ支障サヘ相当程度ニ解決し得ヘシト考ヘ居レリ

603

このように、張群との会談で得た北支問題の解決の必要性を総領事たちに伝えた。さらに中国における日英関係については、以下のように述べている。

対英関係ハ支那ニ於テハ結局英国勢力ノ駆逐ヲ終局ノ目標トシテ其ノ心構ヘヲ以テスルヲ要スルモ日本ノ支那ニ於ケル発展ヲ長期ニ亘リ拘束スルコトナク且日本ノ「プレステージ」ヲ害セサルコトヲ条件トシテ差当リ現実ノ問題ニ付或程度ノ協調ヲナシ行クコトハ差支ヘナシト考ヘ居レリ⁶⁰⁴

この時期、すでに有田は中国からイギリス勢力を排除することを考えていたのは、第3章で紹介した有田・白鳥の往復電報にも記されていたとおりである。しかし、実際問題としてそれは不可能であり、イギリスともある程度協調していかないといけない、ということは認識していたことがうかがえる。

次いで、有田は28日、29日に植田謙吉司令官、板垣征四郎参謀長ら関東軍首脳と会見する。会見中、田中隆吉中佐が、「対支政策の根本的観念の是正に関する意見」として、南京政府との交渉から北支問題を除外することを有田に要求した⁶⁰⁵。これに対し有田は、「(政府と関東軍の間に—筆者注) 仮令根本的観念に相違あるも対支政策の一致を必要とす」と、政府の方針に対する理解を求めた。帰国後も、有田は華北問題に対する陸軍側の意見の取りまとめに尽力することとなる⁶⁰⁶。

以上のように、駐華大使期の有田は日中関係改善のためには、「広田三原則」や、1935年中頃から続く、華北分離工作の変更が必要であると考え、中国出先の外交官、軍部にその必要性を訴えた。問題は、前内閣では外相を務め「広田三原則」を打ち出した広田首相、そして大陸膨張指向を持ち、二・二六事件以降、政治に対する影響力を増大させる軍部のもと、この対中政策の転換をいかにして実行するかであった。

⁶⁰³ 1936年3月22、23日「上海ニ参集セル各総領事ヨリ有田大使ヘノ報告要旨」『外文』昭和期Ⅱ第一部第五卷(上)、31-42頁。

⁶⁰⁴ 同前。

⁶⁰⁵ 1936年3月28、29日「有田大使ノ関東軍側トノ会談」『外文』昭和期Ⅱ第一部第五卷(上)、44-46頁。

⁶⁰⁶ 同前。

4月2日、有田は広田内閣に外相として入閣する。広田首相が、有田を外相に選んだ理由は、連盟脱退に賛同せず中国にも通じていた有田を信頼していたためであったという⁶⁰⁷。広田は、有田を外相に選出することによって、自身の従来の外交方針であった「英米関係改善」と「日中提携」を果たそうと考えたのであろう。

この時期の有田の外交方針を理解する手がかりとして、先行研究では外相就任後の外相演説が用いられる。5月6日、有田は外相演説において、以下のように語った。

日支関係ニ付キマシテハ（中略）対支三原則ヲ基礎トシテ、日支間ニ話合ヲ進ムルコトニナツテ居ルノデアリマス。只此ノ基礎ノ下ニ話合ヲ進メテ行キマスガ為ニハ、支那当局者ガ真ニ東亜ノ大局ヲ洞察シ、一大決心ヲ以テ之ニ当ルヲ要スル次第デアリマスガ、此ノ点ニ付キマシテハ、不幸ニシテ支那側ノ決心、未ダ充分ナラザルモノアルヤニ見エマスノハ、甚ダ遺憾デアリマス⁶⁰⁸

この演説の内容は、上で見た駐華大使期の対中方針とは、正反対とも言える方針であった。なぜ、このような演説を行ったのであろうか。従来の研究では、有田が広田の対中構想をそのまま継承した結果としてみなしている⁶⁰⁹。しかし、本稿ではこれを、国内の対中強硬派を刺激しないための配慮であったと考える。上述のとおり、この広田内閣では、広田三原則の廃止など、対中政策の抜本的な変更を対中強硬論が広がっている国内で掲げることは難しかった。また、第4章の「東亜新秩序声明」や南進政策に関する「国際情勢と帝国の立場」の分析から明らかになったとおり、こうした状況において有田は、国内に向けて対外強硬姿勢を見せ対外強硬論者を取りまとめつつ、外交政策の緩やかな修正を図る傾向にあった。では、広田内閣期における緩やかな修正とは、いかなるものであったのか。

5月14日、陸軍は支那駐屯軍の増兵を行う。このように、陸軍が強硬に華北政策を進めていく背後には、強い対ソ危機感があった。ソ連は、1935年7月25日から8月25日にかけて、共産インターナショナル第7大会を開催し、反ファシズム統一戦線を呼びかけたが、そのファシズム国家の中には従来のドイツなどとともに、日本も含まれるよう

⁶⁰⁷ 服部龍二『広田弘毅—「悲劇の宰相」の実像』（中央公論新社、2008年）、124頁。

⁶⁰⁸ 1936年5月6日「第六十九回帝国議会ニ於ケル有田外務大臣演説」『外文』昭和期Ⅱ第二部第五巻、17-21頁。

⁶⁰⁹ 服部聡「有田八郎外相と『東亜新秩序構想』」、507頁。

になった⁶¹⁰。また、日本の在満兵力が極東ソ連軍と比べ三割程劣勢であることを知った石原参謀本部作戦課長は、1936年6月30日に「国防国策大綱」立案し、参謀総長の決済を得る⁶¹¹。「国防国策大綱」は、「来るべき米国との大決勝戦に」備えるために、「日滿北支を範囲とする戦争持久の準備」を主眼とした日本の大陸政策を決定したものであるが、その中で最も強調されているのは、ソ連の「極東攻勢政策」を断念させることであった⁶¹²。こうした、陸軍の対ソ政策の一環として、華北の軍備増強が進められていくこととなる。

この陸軍の華北増兵を有田はあっさり承認する。確かに、有田も陸軍と同様に、満州事変以降、ソ連が極東兵力を増加させていることや、ソ満国境に沿って軍事施設を増設していることに関して強い懸念を抱いていた⁶¹³。オーストリア公使期以来、強い反ソ、反共思想を有していた有田にとって、ソ連や中国共産党が、満州や華北地方といった日本が権益を持つ地域付近において、その影響力を強めることは看過できないものであったであろう。しかし、有田が軍部の増兵の要求を承認したのは、「防共」を梃子にした対中政策、「広田三原則」の修正が最大の理由であった。

4月12日、有田は元老西園寺公望の秘書であった原田熊雄に対し、「支那に対しては広田三原則を認めさせることは難しい。北支工作のある間は日支関係の好転は難しいので、対ソ関係を強調して、北支工作を変更させるよりほか致し方ない」と、対中政策に関する自身の考えを披露している⁶¹⁴。このように「防共」を名目とした対ソ防衛を強調することで、華北政策の転換を狙っていたからこそ、有田は支那駐屯軍の増兵を認めざるを得なかったのである。こうした「防共」に加えて「日中経済提携」を強調した対中政策の修正が、当該期の有田の方針であった。そしてそれは、その後、随時実践されていく。

広田内閣に有田が外相として入閣して以降に決定された重要外交国策として、「帝国外交方針」と「対支実行策」がある。8月7日に策定された「帝国外交方針」は、ソ連、中国、アメリカ、イギリス、ドイツに対する方策を定めたものであり、広田首相、有田

⁶¹⁰ 村田陽一編『コミンテルン資料集 6』（大月書店、1983年）、162-186頁。

⁶¹¹ 川田稔『昭和陸軍の軌跡—永田鉄山の構想とその分岐』（中央公論新社、2011年）、127-129頁。

⁶¹² 1936年6月30日「国防国策大綱」、稲葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道別巻—資料編』（朝日新聞社、1988年）、224頁。

⁶¹³ 有田『馬鹿八と人はいふ』、75頁。

⁶¹⁴ 原田熊雄『西園寺公と政局』第5巻（岩波書店、1951年）、48頁。

外相、寺内寿一陸相、永野修身海相による四相会議において承認された。対中方針を定めた項では、北支政策についても詳しく言及されているのであるが、それが以下のとおりである。

北支方面ニ於テハ日満両国トノ経済的、文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇連ノ赤化進出ニ対シ日満支共同シテ防衛ニ当ルヘキ特殊地域タラシムルニカム。(中略)以上ハ対支政策ノ根本方針(昭和十年十月四日付対支政策ニ関スル決定参照)ニシテ諸般ノ施策皆之ニ遵拠スヘキモノナリ。然シテ現下ノ施策ニ当リテハ日蘇関係ノ現状ニ鑑ミ先ツ速ニ北支ヲシテ防共親日満ノ特殊地域タラシメ且国防資源ヲ獲得シ交通施設ヲ拡充スルト共ニ支那全般ヲシテ反蘇依日タラシムルコトヲ以テ対支実行策ノ重点トス⁶¹⁵

文中の「昭和十年十月四日付対支政策ニ関スル決定」とは、「広田三原則」のことであり、「防共」を中心に「広田三原則」を進めていくことが決定されたのである。また、こうした対中方針をより具体的に定めたのが「対支実行策」であった。

8月11日に策定された「対支実行策」において着目すべきは、「南京政権に対する施策」において、「広田三原則」の一つである「満洲国」の承認について一切触れられていない点である⁶¹⁶。この「対支実行策」は、時局委員会の審議を経て、外相、陸相、海相、蔵相からなる四相会議で決定された⁶¹⁷。

時局委員会とは、1936年6月に外務省内に設立された華北政策に関する外務大臣の諮問機関であり、外務省、陸軍省、海軍省、大蔵省のメンバーで構成されている。また時局委員会は、施策に関し審議、立案する委員会の他、委員会に附議すべき議案の準備、決議の整理等を行う幹事会が設けられているのであるが、その委員長、幹事長はそれぞれ外務次官、外務省東亜局長であった。また、設立要綱には「北支政権に対する我方の施策並に北支政権自体をして執らしむべき政策施設は事の性質(中略)並に発動の形式(交渉たると内面指導たるとを問はず)如何を問はず一切外務省の権限なりとの建前に

⁶¹⁵ 1936年8月7日「帝国外交方針」『年表』下巻、345-347頁。

⁶¹⁶ 1936年8月11日「対支実行策」『現代史資料8—日中戦争1』、366-367頁(以下からは、『現代史資料8』と略記する)。

⁶¹⁷ 「帝国ノ対支外交政策関係一件第六巻」外務省外交史料館所蔵(A-1-1-0-10_006)、JACAR Ref. B02030158200.

依り本委員会は飽く迄外務省内の機関とせること」とあり、外務省が主体となっている組織であることがわかる⁶¹⁸。時局委員会内でどのような審議が行われたのかに言及した資料は発見されておらず、「対支実行策」についてもその過程は不明である。しかし、前述のとおり、有田は外相就任直前に「満洲国」承認問題の変更を匂わせており、この時局委員会において審議を経た後、首相を除く四相会議で決定された「対支実行策」でそのとおりになったという点で、有田の希望、つまり広田三原則の修正に合致していたことは見逃せない。

また、華北政策の主眼は対ソ防衛であることや、日中経済提携の促進であることが確認されており、「満洲国」承認の削除以外でも、有田の意向に沿う形で対中政策の方針が定められている。

さらに、「対支実行策」と同日に、首相を除く四相会議において「第二次北支処理要綱」が決定されているのであるが、この「第二次北支処理要綱」においても、日中経済提携が強調されている⁶¹⁹。また、そこでは、以下のように第三国の在華権益の扱いについて記述されている。

尚経済開発に当りては第三国をして北支に於ける我特殊地位並に権益を尊重せしむると共に第三国の既得権益は之を尊重し要すれば此等諸国の施設と合同経営し又は其の資本材料等をも利用する等第三国特に英米との提携共助に留意するものとす⁶²⁰

このように、広田が策定に関わらない場合において、「広田三原則」は、段階的に修正されていくのである。

「広田三原則」の修正はさらに進展していく。1936年半ばから立て続けに日中間で不祥事事件が発生した。そこで、これらの事件の解決も含め、有田は日中間の問題の包括的な解決に乗り出す。それが9月中頃から始まった川越茂駐華大使と張群外交部長による会談である。

9月5日、有田は川越に対し交渉事項に関する訓令を出した。その主な対中要求は排日運動の停止、防共協定締結の二点のみで、ここでも「満洲国」承認要求は出されてい

⁶¹⁸ 「時局委員会設立に関する件」『現代史資料 8』、372-373 頁。

⁶¹⁹ 1936年8月11日「第二次北支処理要綱」『現代史資料 8』、368-371 頁。

⁶²⁰ 同前。

ないことは注目に値する⁶²¹。こうした有田による対中政策転換の表明は、国内や日中間だけに留まるものではなかった。有田は12月1日にグルー大使と会談した。その際、有田は、現在進行中の日中会談における日本の対中要求は、排日運動の停止と共同防共の2点であると説明している⁶²²。

しかしながら、中国側は防共協定の締結に難色を示し、交渉は遅々として進まなかった⁶²³。また、日中間の交渉が停滞している間にも、漢口事件や上海事件といったように、不祥事事件が立て続けに発生する。さらに11月末に綏遠事件⁶²⁴が発生し、日中交渉の決裂は決定的となった⁶²⁵。このように、日中関係の包括的解決に行き詰っていた有田に、さらなる衝撃を与えたのが12月12日に発生した西安事件である。

西安事件とは、中国東北郡の張学良と西北軍の楊虎城らが、国民政府と中国共産党内戦停止、一致抗日を要求して、蒋介石を逮捕、監禁した事件である。25日に釈放された蒋介石は南京に生還した⁶²⁶。この西安事件により、中国では国共合作の気運が高まったことで、共産主義、共産党という共通の敵を前に防共を軸に日中の提携を図ろうとする有田の目論見は破綻することとなる。

そうした状況のなか、1937年1月21日に第70回帝国議会が開催された。その際、有田は外務大臣演説において、対中政策については、「満洲国」の承認要求はおろか、共同防共問題にすら言及することはなかった⁶²⁷。こうして、「広田三原則」は「排日運動の取り締まり」だけが残されるのである。

以上のような有田による従来の対中構想の修正は、中国側において積極的に評価されていた⁶²⁸。しかし、有田の演説の2日後に広田内閣は総辞職し、対中政策転換の流れは

⁶²¹ 「一九三六年九月五日付有田外相→川越大使暗第二二二・二二四・二二五号電（第一次訓令）」『現代史資料 8』、287-289頁。

⁶²² Grew, Joseph-Correspondence, 1936 September-December, Stanley Hornbeck Series, Box22, (Hoover Institution, Stanford).

⁶²³ 1936年10月8日須磨総領事発有田外相宛電報『現代史資料 8』、315-316頁。

⁶²⁴ 綏遠事件とは、日本の関東軍が支援する内蒙古軍と傅作義軍との間に発生した戦闘。傅作義軍は百靈廟を占領し、12月上旬に百靈廟の奪還を図る内蒙古軍を敗走させた。

⁶²⁵ 1936年11月25日「綏遠工作の中国に及ぼせる影響に関する川越大使上申」『年表』下巻、354-355頁。

⁶²⁶ 西安事件については、Edgar Snow, *Red Star Over China*, (Random House: New York, 1938), pp.405-429. 波多野善大『国共合作』（中央公論社、1973）、197-228頁などが詳しい。

⁶²⁷ 1937年1月21日「第七十回帝国議会ニ於ケル有田外務大臣演説」『外文』昭和期Ⅱ第一部第五巻（上）、217-223頁。

⁶²⁸ 1937年1月22日在中加藤大使館一等書記官より有田外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅱ第一部第五巻（上）、232-233頁。

林内閣、佐藤外相に引き継がれるのである。

(2) 林内閣期佐藤外相の対中構想

1937年2月2日に成立した林銑十郎内閣の外相就任に際して、佐藤尚武は林首相に対し、①いずれの国とも戦争を避ける、②中国と平等の立場に立ち、日中関係の改善に努める、③対ソ関係の改善、④日英関係の改善、という4条件を提示した⁶²⁹。この佐藤の要求に対し林首相は、「大体論として、自分も同様の意見を持っている。貴君のいわれることにたいして自分としては異論を持たない」と受け入れる姿勢を見せたという⁶³⁰。以上のやり取りを経て、3月3日に林内閣に入閣した佐藤は、外相就任間もない8日の貴族院本会議、11日の衆議院本会議において、外交方針を表明する機会を得る。

貴族院本会議では、対ソ関係および対英関係の改善の必要性、平等の立場に立った日中関係改善方針に言及し、外相就任の際の諸条件を表明した。そのなかで、日本の対中政策は、各国の在華権益の尊重に努め、「排他的デナク平和的ニ発展」していくことが「日本ノ真ノ利益ヲ擁護スル所以デアル」、と佐藤は述べている⁶³¹。

また、衆議院本会議では対米関係にも触れている。鶴見祐輔代議士の質疑に答える形で、「亜米利加トノ関係ハ、究極ノ所対支政策ニ関スル問題デ」とし、以下のように主張した⁶³²。

帝国トシマシテハ、中支及ビ南支ニ対シテ門戸開放主義ヲ、依然トシテ持スルコト
ハ当然ナコトデアリマス、又我国トシテハ支那全土ニ亘ッテ、其主義ヲ尊重シテ行
カウト云フ決心デアリマス⁶³³

佐藤は、日米関係維持のためにも、日本の対中政策は九カ国条約を遵守していかなければならないと訴えるのである。このような対中構想を有する佐藤外相の誕生は、広田外交を修正するものであり「日支関係ノ友誼的解決ノ第一歩トシテ喜フヘキモノ」であ

⁶²⁹ 佐藤尚武『回顧八十年』（時事通信社、1963年）、358-359頁。

⁶³⁰ 同前、360頁。

⁶³¹ 「第七〇回帝国議会貴族院議事速記録第13号」（1937年3月8日）。

⁶³² 「第七〇回帝国議会衆議院議事速記録第20号」（1937年3月11日）。

⁶³³ 同前。

ると、中国国内でも歓迎するムードがあった⁶³⁴。

以上のように、平等な立場での日中関係改善と、各国の在華権益の尊重を基本方針として外相に就任した佐藤が在任期間に達成したこととして、4月16日に四相会議（佐藤外相、杉山元陸軍大臣、米内光政海軍大臣、結城豊太郎大蔵大臣）において決定された「対支実行策」および「北支指導方策」が挙げられる。「対支実行策」は、上で見た広田内閣期に決定された「対支実行策」を改定したものであった。新しく改定された「対支実行策」では、「南京政権並ニ同政権ノ指導スル支那統一運動ニ対シテハ公正ナル態度ヲ以テ之ニ臨ム」、「北支ノ分治ヲ図リ若クハ支那ノ内政ヲ乱ス虞アルカ如キ政治工作ハ之ヲ行ハス」と、これまで進めてきた華北分離工作进行を否定している⁶³⁵。さらに、防共軍事協定の締結要求が削除されていることが、目新しい変更点であった⁶³⁶。

次に「北支指導方策」について見ていく。この「北支指導方策」は、前年8月に決定された「第二次華北処理要綱」を下書きとして作成されたものであったが、「第二次北支処理要綱」で頻繁に使用されていた「分治」という表現が全て削除されていることから、上の「対支実行策」と同様に華北地域の分治、分離工作进行を否定していることがわかる⁶³⁷。さらに、「北支民衆ヲ対象トスル経済工作ノ遂行ニ主力ヲ注ク」、「先ツ北支民衆ノ安居楽業ヲ本旨トスル文化的経済的工作ノ遂行ニ専念シ（中略）北支ノ文化的経済的開発ニ当リテハ努メテ解放的態度ヲ採リ民間資本ノ自由ナル進出ヲ計ル」とあるように、政治工作に代わって経済工作が主眼となっている⁶³⁸。

このように、対中政策、特に日中関係の癌となっていた華北問題に関し、林内閣は大幅な修正を図ることで日中関係改善を図っていくのであるが、臼井は、「対支実行策」、「北支指導方策」の決定により、「前年広田内閣が八月一日決定した『対支実行策』『第二次北支処理方針』は廃止されたのであった」と結論づけている⁶³⁹。

確かに、華北の分離工作进行を明示的に否定したという点で、対中政策の一大転換と言えるであろう。しかし、防共軍事協定に関しては、すでに有田外相は取り下げる意向を示していたこと、また、日中経済提携への傾斜も、有田外相期から既に開始していたこと

⁶³⁴ 「帝国ノ対支外交政策関係一件第七巻」外務省外交史料館所蔵(A-1-1-0-10_007)、JACAR Ref. B02030159600。

⁶³⁵ 1937年4月16日「『対支実行策』並『北支指導方策』」『年表』下巻、360-362頁。

⁶³⁶ 同前。

⁶³⁷ 同前。臼井「佐藤外交と日中関係」、197頁。

⁶³⁸ 同前。

⁶³⁹ 臼井「佐藤外交と日中関係」、197頁。

は、上で確認したとおりである。

以上のように、対中政策の見直しが図られるようになったのであるが、こうした対中政策の修正は、佐藤外相の意向のみによって採られた訳ではなかった。多くの研究で指摘されるのが、陸軍の政策転換との合流という点である。広田内閣期から、陸軍中央で中国政策立案にあっていた支那課系統の幕僚たちは、現地軍による分治合作を目指す華北分離工作の失敗を認め、日中直接交渉による華北問題解決へと政策転換を図っていた⁶⁴⁰。また、それ以上に影響力の高さが指摘されているのが、石原莞爾の存在である⁶⁴¹。

1936年6月5日、参謀本部内に新たに「戦争指導課」が創設される。同課の初代課長となった石原は参謀本部内で次第に影響力を高めていくこととなった⁶⁴²。1937年1月6日、石原ら戦争指導課は「対支実行策改正意見」を作成した。それによると、「北支特殊地域なる観念を精算し」、華北独立を目指すような方策は是正しなければならないと、北支の分治を否定している⁶⁴³。なぜ石原はこのように華北政策の転換を図ろうとしたのであろうか。その主たる要因としては、対ソ戦略が挙げられる⁶⁴⁴。既に確認したように、ソ連の急速な極東軍備強化に対して、強い危機意識を感じていた石原は、ソ連の極東攻勢政策を断念させるため、アメリカ、イギリスとの親善関係が必要であると考えていた。そのため、対中政策も対英米関係を維持し得る範囲に制限すべきであるという考えのもと、対中政策の転換を図ろうとした⁶⁴⁵。

また、石原は中国民族主義に対する深い理解を有していたとされ、欧米列強から中国

⁶⁴⁰ 森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道—軍事統制システムをめぐる攻防』（ミネルヴァ書房、2010年）、166頁。

⁶⁴¹ 対中政策の転換における石原の影響力について言及したものとして、白井「佐藤外交と日中関係」、192-194頁、大杉一雄『日中戦争への道』（講談社、2007年）、282-284頁、藤枝『佐藤外交』の特質」、82-84頁、川田稔『昭和陸軍の軌跡—永田鉄山の構想とその分岐』（中央公論新社、2011年）、120-163頁等が挙げられる。酒井哲哉は、「佐藤外交による政策転換の主体は石原莞爾ら参謀本部の中堅層にあり」、陸軍内の急進派の抑制は「石原ら参謀本部の一部のスタッフがいかに軍部内のヘゲモニーを掌握できるかという一点にかかっていた」としている。酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』、143頁。

⁶⁴² この時期の参謀本部の編成改正により、戦争指導課、作戦課、防衛課からなる作戦部（第一部）に参謀本部の実権が集中することとなるのであるが、1937年3月1日に石原は作戦部長に就任している。五百旗頭真「陸軍による政治支配—二・二六事件から日中戦争へ」三宅正樹編『大陸侵攻と戦時体制—昭和氏の軍部と政治』第二巻（第一法規出版、1983年）、30頁。

⁶⁴³ 1937年1月6日「対支実行策改正意見」『現代史資料 8』、380-381頁。

⁶⁴⁴ 石原の対ソ戦略については、北岡『政党から軍部へ』、275-276頁、戸部良一『日本の近代 9 逆説の軍隊』（中央公論社、1999年）、284-289頁、川田稔『昭和陸軍全史 2』（講談社、2014年）、129-144頁などを参照。

⁶⁴⁵ 川田『昭和陸軍の軌跡』、141-142頁。

や東アジア諸国の解放、そして日本と東アジア諸国が連帯する必要性を強く意識していた⁶⁴⁶。こうしたことも日中関係悪化をもたらす華北政策の転換と無関係ではないであろう。

このように、対中構想の転換を図ったのは陸軍だけではなく、外務省内においても広田外交の時代から、在中国外交官のなかで中国に対する認識の変化が起き、対中政策転換の基盤が形成されつつあったことが指摘されている⁶⁴⁷。さらに財界においても、1935年11月に中国が英国の支援を受けて幣制改革を断行すると、日本も幣制改革に協力し中国情勢を安定させ、日中関係の好転に結びつけようという期待や、冀東密貿易⁶⁴⁸に反対する「対中貿易正常化論者」の台頭など、対中関係改善を目指す佐藤外交を支える基盤が既に形成されていた⁶⁴⁹。

以上の、従来から指摘されている軍部、財界、現地外交官らに加えて、外務大臣レベルでも対中政策修正という機運を受けて、佐藤の華北政策修正構想は「対支実行策」、「北支指導方策」の策定へと結実したのである。

ここまで、有田外相および佐藤外相の対中構想とその変容を確認してきた。そこからうかがえるのは、陸軍や財界だけではなく、外務省、それも従来指摘されてきた中国通外交官だけではなく、外務大臣のレベルにおいても対中政策の修正の気運が、佐藤外相の誕生前から存在していたことである。こうした事実を鑑みると、林内閣期の対中政策の修正は、従来の説明のように、陸軍等に見られる「支那再認識論」に、佐藤の対中構想が加わったことにより起こったというよりは、有田外相期に行われた段階的な対中政策の転換を、佐藤が軍官一致して進展させたと見るべきであろう。この連続性は、対中構想という理念の面だけではなく、冀東貿易問題等への日本の対応という政策の面でもうかがえる⁶⁵⁰。

⁶⁴⁶ 五百旗頭真「東亜連盟論の基本的性格」(『アジア研究』第22巻第1号、1975年)、22-58頁。

⁶⁴⁷ 劉傑『日中戦争下の外交』(吉川弘文館、1995年)、9-59頁、同『中国通』外交官と外務省の対中政策—1935-1937年』軍事史学会編『日中戦争の諸相』(錦正社、1997年)、83-108頁。

⁶⁴⁸ 冀東密貿易とは、河北省東北部を足場に行われた日本の対中密貿易。1936年11月に冀東防共自治委員会が成立すると、同政権は低率の査検料を徴収し密輸品の陸揚げを認め、冀東特殊貿易と呼びこれを正当化した。

⁶⁴⁹ 松浦正孝「再考・日中戦争前夜—中国幣制改革と兒玉訪中団をめぐって」(『国際政治』第122号、1999年)、同『財界の政治経済史—井上準之助・郷誠之助・池田成彬の時代』(東京大学出版会、2002年)、180-200頁。

⁶⁵⁰ 藤枝賢治「冀東貿易をめぐる政策と対中国関税引き下げ要求」軍事史学会編『日中戦争

2 佐藤外相の経済問題認識

次章で確認するように、列国や中国との関係改善を模索していた佐藤の対外構想は、日中戦争勃発後に、現状打破構想へ転換することとなる。その要因は、主に日本の経済的脆弱性に起因するものであった。そこで本節では、対外構想がいかに変化したのかを浮き彫りにするため、日中戦争勃発前の佐藤の対外経済構想がいかなるものであったのかを確認する。

1929年に発生した世界恐慌は、世界経済の潮流をそれまでの自由貿易主義から、保護貿易主義へと転じさせた。最大の経済大国であったアメリカとイギリスが、揃って1930年代初頭に経済ブロックを形成したことは、その最たる例と言えよう⁶⁵¹。一方、日本は高橋財政の下で、円安と輸出増進を図り、早々に景気を回復させていった⁶⁵²。しかし、日本の輸出攻勢は各地で経済摩擦を招いたため、輸出先では日本品に対する輸入割当制の導入などが採られることとなる。その結果、1930年代中頃になると英領植民地や蘭領東インド、フィリピン等に対する輸出拡大が困難な状況となっていた⁶⁵³。

こうした世界経済のブロック化、および日本の輸出市場の縮小によって、有田に関しては日中戦争勃発後の「東亜新秩序構想」へと、つまりワシントン体制の打破へと繋がっていくことは、第3章でも指摘したとおりである。では、佐藤はこうした経済的な問題をどのように認識し、いかに対応しようとしたのだろうか。

以下では、まず佐藤の通商問題、原料問題に関する認識を確認し、国際連盟総会に設置された原料品問題調査委員会と、1936年頃から検討され始めた日米互惠通商協定への対応から、佐藤の外相期の対外経済構想について考察する。

2-1 「持たざる国」日本という認識

1935年9月、ウィルソン大統領（Woodrow Wilson）の側近を務めたハウス（Edward M. House）がアメリカの雑誌『リバティ（Liberty）』に“Wanted: A New Deal among Nations”

再論』（錦正社、2008年）、64-80頁。

⁶⁵¹ アメリカは1930年6月にスムート・ホーリー関税法を制定し高関税を設けた。また、イギリスは1932年7月にオタワ会議を開催し、英連邦内の特惠関税制度を設け経済ブロックを形成した。

⁶⁵² 中村隆英『昭和恐慌と経済政策』（講談社、1994年）、197-199頁、同『昭和経済史』（岩波書店、2007年）、69-84頁。

⁶⁵³ 山本和人「貿易構造の変化と国際対立の激化」小島恒久編『一九三〇年代の日本』（法律文化社、1989年）、235-237頁、石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」——一九三〇—一九三六年』（勁草書房、1995年）、3-22頁。

と題する論文を発表した。この論文は「国際ニュー・ディールの必要」という邦題で、日本の新聞や雑誌上で紹介されている⁶⁵⁴。領土の調整と、植民地資源の公平な分配を行う必要を訴えるハウスの論文は、多くの日本人に評価された⁶⁵⁵。当時、貴族院議長であった近衛文麿もその一人である⁶⁵⁶。

近衛は、ハウスの論文に応える形で「国際ニュー・ディール」という論文を発表し、そのなかで、領土・原料資源の面で「現状に満足する幸福なる諸国は先づ其の領有する領土並に資源を調節し現状の下に於ては生き得ざるか又伸び得ざる不幸なる民族と其の幸福を分たねばならぬ」と主張している⁶⁵⁷。当時盛んであった「持てる国」・「持たざる国」の議論である。この議論は往々にして日本の大陸政策を正当化するために用いられてきた。たとえば、京都帝国大学教授であった末廣重雄は、「持てる国」の全面的門戸開放を「持たざる国」である日本は要求し続け、仮にその要求が受け入れられなければ、「持てる国」が日本の「生存発展の機会を拒むが故に、已むを得ざるに出づる国民的行動であることを列国に説明し、我国の大陸政策をジャスティファイする一的手段となる」と述べている⁶⁵⁸。

近衛と同様、佐藤もハウスの論文に共鳴した人物の一人であった。しかし、経済的自由主義の追求の必要性という面で、佐藤と近衛はハウスの論文に対する共通した認識を有していたが、ハウスによる満州事変以降の大陸膨張主義的な日本外交に対する批判への反応という点で、両者には大きな相違が存在していた。ハウスによる日本の国際連盟脱退やワシントン海軍軍縮条約の廃棄に対する批判に対し、佐藤はそれを肯定的に受け入れたのだが、その一方で近衛は国際連盟及び列国の東アジア情勢の認識不足と見解を披瀝した⁶⁵⁹。この違いは、「持たざる国」日本としての認識を持ちながらも、国際連盟や九カ国条約といった平和維持機構そのものに不信感を持ち、その打破を指向した近衛や重光等に対して、そうした機構を積極的に評価し、さらに一歩進めて資源・市場問題の

⁶⁵⁴ 外務省情報部が刊行する『国際事情』の第464号には、原文および日本語訳の両方が掲載されている。外務省情報部編『国際事情』（第464号、1935年12月）。

⁶⁵⁵ 庄司潤一郎「『植民地再分割論』と日本—新たな国際秩序を求めて」（『国際政治』第139号、2004年）、125-143頁。

⁶⁵⁶ 岡義武「近衛文麿」同『岡義武著作集—山県有朋・近衛文麿』第5巻（岩波書店、1993年）、186-188頁、矢部貞治『近衛文麿—誇り高き名門宰相の悲劇』（公人社、1993年）、67頁、庄司「『植民地再分割論』と日本」、128-130頁。

⁶⁵⁷ 近衛文麿「国際ニュー・ディール」（『国際事情』第464号、1935年）、14-15頁。

⁶⁵⁸ 末廣重雄「『持つ国』と『持たぬ国』の問題—世界の全面的門戸開放と日本の大陸政策の関係」（『外交時報』第776号、1937年）、129頁。

⁶⁵⁹ 庄司「『植民地再分割論』と日本」、129頁。

解決に取り組もうとした佐藤というように、対外構想の相違として現れたと指摘されている⁶⁶⁰。

1936年1月、佐藤は「日本の人口問題及工業化」という題目で講演を行った。そこで佐藤は、人口問題解決の方法として、①移民政策、②農事改良、③工業及び外国貿易振興、④産児制限を挙げ、これらのなかで最も効果的なのは③工業及び外国貿易振興であると述べている⁶⁶¹。さらに、自国ではほとんど原料をまかなえない日本が工業化するためには、原料の平等な分配が必要であるとする。その際、当時、英国外相のホア（Sir Samuel Hoare）による演説や、上で紹介したハウスの論文に言及している。そして、人口問題解決には工業化が必要であり、そのためには原料の平等な分配が必須であり、かつ公平な国際市場でなければならない、と結論付けている⁶⁶²。

外相就任後の1937年5月、同様の問題について、佐藤は東京自由通商協会で講演を行った。その講演内容中、注目したいのが次の3点である。

- ① 現在の平和維持機構は先進国が作った縄張りを維持するものであり、戦争なしにはこの縄張りの変更はできない。変更を求めて戦争を行うのは非現実的であるが、「然し一国が生存権を主張するにおいては何時までも斯る軛をはめられるべきではない」と、やはり「持てる国」・「持たざる国」の論理を意識した主張をしている点
- ② 人口問題解決には「海外原料資源の獲得と開発、及び海外商品市場の解放を要求する以外にはない、この要求を認めることこそ、平和の建設であり、戦争絶滅の道である」というように、日本の対外経済発展、進出に対し他国はそれを阻害しないことが戦争回避へつながると主張している点
- ③ 工業化や産児制限に触れつつも、最終的に人口問題は「通商貿易で之を解決する一途あるのみ」としている点⁶⁶³

これらの主張から、「持たざる国」日本は原料資源の獲得と通商の拡大が必要である、という認識を、佐藤も有していたことがうかがえる。しかし、それらを近衛のように国

⁶⁶⁰ 臼井勝美「一つの選択—近衛文麿と佐藤尚武」同『日中外交史研究』、259頁。

⁶⁶¹ 佐藤尚武『日本の人口問題及工業化問題』（日本国際協会、1936年）、8頁。

⁶⁶² 同前、21-24頁。

⁶⁶³ 佐藤尚武『外務大臣佐藤尚武氏講演要旨：昭和十二年五月』（東京自由通商協会、1937年）。『東京朝日新聞』（1937年5月25日）、2面。

際協調システムから逸脱する行為への正当化につなげず、戦争回避のために協調システム内で動かなければならないと考えていた。そしてそのために、原料資源・市場の門戸開放を列国に要求するのである。

2-2 原料品問題調査委員会

1936年10月9日、国際連盟は「原料品取得問題ノ討議及研究」を行うために原料品問題調査委員会の設置を決議した。同委員会は連盟国・非連盟国に関係なく主要関係諸国によるものであり、1937年3月8日～12日（第一次会議）、6月16日～25日（第二次会議）、9月1日～4日（第三次会議）と3回に分けて開催されることとなった⁶⁶⁴。

日本は1933年3月に国際連盟を脱退したが、その後の具体的な対連盟方針を決め兼ねていた。そのような日本にとって、1936年6月から開催されたモントルー会議⁶⁶⁵はその後の対連盟関係を規定する最初のケースとなる。会議開催当時の外相は有田であり、会議主席全権には佐藤尚武が任ぜられた。このモントルー会議における有田と佐藤のそれぞれの対応の分析を通じて、外務省内には連盟の関与を排除する有田と、連盟との並存を追及する佐藤というように、対連盟外交に関する二つの路線があったことが指摘されている⁶⁶⁶。このように、日本の連盟脱退後も対連盟関係の継続に積極的であり、また、前述の通り原料資源問題を強く意識していた佐藤にとって、外相就任直後に開催された原料品問題調査委員会は非常に重要な機会であった。

委員会への参加方針について考究中の3月7日、来栖三郎ベルギー大使から会議参加方針について、「此ノ種国際会議ニ於ケル帝国ノ主張トシテハ堂々正理ヲ高唱シ何等差支ナ」い、という意見が佐藤に具申されている⁶⁶⁷。この方針が採用されたことは、以下で見るように、日本側委員として参加した駐独大使館商務書記官・首藤安人による演説から明らかである。

3月8日、議長の指名により英国側委員のリース・ロス（Sir Frederick W. Leith-Ross）

⁶⁶⁴ 「最近原料品取得問題／一九三八年」外務省外交史料館所蔵（通__127）、JACAR Ref. B10070495800。

⁶⁶⁵ モントルー会議とは、スイスのモントルーにおいて1936年6月23日から、約ひと月にわたって開催された国際会議である。トルコの海峡再武装問題が審議された。

⁶⁶⁶ 樋口真魚「モントルー会議（一九三六年）と日本外務省—国際連盟脱退後における二つの連盟観」（『史学雑誌』第123編第6号、2014年）、1-36頁。

⁶⁶⁷ 1937年3月6日在ベルギー来栖大使より佐藤外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅲ第二卷、915-916頁。

と首藤が所見を述べることとなった。首藤は9日付の電報で、所見の内容を佐藤に報告している。その主な内容は、(1) 原料獲得の自由、(2) 資源開発に関する均等待遇、(3) 通商自由の回復の必要、以上の3点を述べた後、『『コンゴ』条約及委任統治条項ニモ言及シ』たとある⁶⁶⁸。後半のコンゴ盆地条約と委任統治条項に関しては、1934年頃から継続して行われてきた、委任統治地域における通商均等待遇維持に関する英国や連盟との交渉を反映したものであり、本委員会での日本の主張の中心は前半の3点である⁶⁶⁹。

この3点について、さらに詳しく見てみると、まず首藤は「日本の人口問題に基いて日本の工業化の必要なる所以、日本の原料の貧弱なる点」を述べた後に、(1)については原料の「独占的傾向の拡大の為に、資源のない国が需要者として」感じている不安を除去すべく、一般協定によって主要原料品取得に付ての障碍を来さないようにしなければならないと述べる⁶⁷⁰。さらに、(2)については「未だ人口希薄にして資源の豊富なる土地」については「労力なり技術・資本の自由移動を」認めるべきであるとし、(3)については「如何に原料品の公平なる分配を考へても之を買ふべき金がなければ其の国は原料品を買ひ得」ないため、「買ふ為には矢張り製品を輸出しなければ」ならず、「然るに今日の如く通商障碍が酷くなって来れば自然原料品を買へないと云うこと」になる。そのため、「原料品の問題と同時に通商障碍の撤廃問題を考へなければ」ならないと主張した⁶⁷¹。

また、主要国委員の演説が終了した時点で、イギリスやオランダ等の原料輸出国側、植民地所有国でありながら原料の均等待遇原則を主張するアメリカやベルギー、日本やポーランド等の輸入国側という具合に各国の委員は分かれ、特に日本、ポーランドは『『ハヴナツト』国ノ主張ヲ明カニ』した⁶⁷²。その後、小委員会が設けられ、そこで主張された主要な題目が中間報告書に記載されることとなった。その結果、中間報告書に5つの題目が記載されたのであるが、そのうち(1) 原料の供給制限に関する問題、(2) 門戸開

⁶⁶⁸ 1937年3月9日在ジュネーブ横山国際会議事務局長代理兼総領事より佐藤外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅲ第二巻、916-917頁。

⁶⁶⁹ 日本の通商均等待遇問題については、樋口真魚「国際連盟脱退後の日本と通商均等待遇問題—日英二国間交渉と連盟外交の交錯」（『国際政治』第181号、2015年）、144-168頁を参照。

⁶⁷⁰ 「本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協会講演集第一巻」外務省外交史料館所蔵（A-3-3-0-2_1_2_001）、JACAR Ref. B02030914800.

⁶⁷¹ 同前。

⁶⁷² 1937年3月13日在ジュネーブ横山国際会議事務局長代理兼総領事より佐藤外務大臣宛（電報）『外文』昭和期Ⅲ第2巻、918-919頁。

放・自由通商への復帰に関する問題、(3) 人口増加問題と未開発地の資源開発問題、これら3点は日本の主張が採用されたためであった⁶⁷³。

以上の第一次会議における首藤の主張が、前述した佐藤の認識や問題認識、そして、それらへの対応案とほぼ完璧に合致するものであることは見逃せない。この原料品問題調査委員会に関しては、第一次会議から第三次会議までの本省側からの資料はほとんど見つかっていない。しかし、8月25日着の広田外相宛の電報において、首藤は「従来通りノ御訓令ノ趣旨ニ基キ」第三次会議に臨むと伝えていること、第一次会議から第三次会議まで首藤の主張は常に一貫したものであること、第一次会議の冒頭において首藤が、人口問題とその解決策としての工業化という論理と原料資源問題を結びつける佐藤の議論を枕詞に演説を開始していることから、佐藤の構想が反映された訓令が首藤に届いていたと推察できる⁶⁷⁴。

第三次会議終了後に提出された報告書には原料開発の門戸開放等、若干ではあるが日本の主張も盛り込まれているのであるが、首藤が「不所有国側ヲ僅ニ慰メントセルニ過キス」、「失望ヲ禁シ得ス」と述べているように、満足できるものではなかった⁶⁷⁵。

このように、佐藤は国際連盟を通じて、「持たざる国」日本が抱える原料資源問題の解決を試みるが、しかし、それは頓挫することとなった。そして日本は、原料品問題調査委員会の報告書提出から1年も経たない間に、日中戦争の拡大によってより一層、資源獲得の必要性の問題に直面するのである。

2-3 日米互惠通商協定の模索

外相期の佐藤は、原料品問題調査委員会と同時に日米経済問題にも携わっている。1930年代の日米通商関係は、基本的に双方に利益をもたらしており、また相互補完的な性格

⁶⁷³ 「本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協会講演集第一巻」外務省外交史料館所蔵 (A-3-3-0-2_1_2_001)、JACAR Ref. B02030914800.

⁶⁷⁴ 「国際連盟経済委員会関係一件／原料品委員会関係」外務省外交史料館所蔵 (B-9-7-0-5_14)、JACAR Ref. B04122035500. 戦間期の日本において、人口問題は重要なイシューであったが、その多くの議論は人口問題を引き合いに、日本の大陸政策、海外進出を正当化していくものであった。神川彦松のように、移民政策と商工業発展策によって人口問題の解決を主張する論者もいたが、多数の世論の支持を得ることはなかった。当該期における人口論を体系的に論じているものとして、春名展生『人口・資源・領土—近代日本の外交思想と国際政治学』(千倉書房、2015年)。

⁶⁷⁵ 「最近原料品取得問題／一九三八年」外務省外交史料館所蔵 (通__127)、JACAR Ref. B10070495800. 「国際連盟経済委員会関係一件／原料品委員会関係」外務省外交史料館所蔵 (B-9-7-0-5_14)、JACAR Ref. B04122035500.

を有するものであったため、日英通商関係等と比した場合、競合的要素も少なく良好なものであった。ただ相互補完的といっても、石油等の原料をアメリカに仰ぐ日本のほうが、より日米通商関係が死活的に重要なことは明らかであった⁶⁷⁶。

以上のように、大局的に見れば日米通商関係は良好だったが、不況に喘ぐアメリカの綿業界は、日本の綿業界に脅威を感じていた。1934年に日本からの綿布輸出が増加傾向を示すと、アメリカの一般世論は日本品の排斥を訴えるようになる。こうした事態に際して、1935年10月に日本政府はフィリピン向けの日本綿布輸入量を規制する日比紳士協定を成立させ、またアメリカ本土に対しても自主規制を約束した。しかし、この紳士協定はアメリカの思惑通りに作用せず、また協定の2年目には、香港経由でのフィリピンへの輸出が突如増大し、アメリカの繊維業界やフィリピンの業者たちから抗議が発生していた⁶⁷⁷。

こうしたなか、日本国内では、日米互惠通商協定締結に対する注目が高まっていた。日米互惠通商協定とは、アメリカで1934年6月に成立した互惠通商協定法を日米間に適用させようというものである⁶⁷⁸。前述の通り、日米通商関係は競合的要素も少なく、日米貿易は日本の大幅な入超がつづいているという状況にあって、互いに輸入を促進すべきではないかと外務省は考えていた。さらに綿業において紳士協定締結や米政府側による綿布の輸入税率引き上げ（1936年5月21日）という状況が絡みあった結果、1936年後半から37年前半の1年間は、日本が最も真剣に互惠通商協定の締結を検討した時期であったという⁶⁷⁹。

1937年3月12日、佐藤外相は齋藤博駐米大使に「日米間右協定（日米互惠通商協定—筆者注）締結ノ可能性ニ関シ夫レトナク米政府ノ内意ヲ探リ結果回電アリタシ」と

⁶⁷⁶ W・マイルズ・フレッチャー「太平洋戦争の日本経済への影響」細谷千博、本間長世、入江昭、波多野澄雄編『太平洋戦争』（東京大学出版会、1993年）、372-378頁、石井修「ヘゲモニー移行期の米国と東アジア—英国との関係で」秋田茂、籠谷直人編『一九三〇年代のアジア国際秩序』（溪水社、2001年）、293-295頁。

⁶⁷⁷ 日米間の綿製品に関する貿易摩擦については、石井修「世界恐慌と日本の『経済外交』」、86-113頁、同『国際政治としての二〇世紀』（有信堂、2000年）、62-63頁を参照。

⁶⁷⁸ アメリカの互惠通商協定法および互惠通商構想に関しては、Stephan Haggard, “The Institutional Foundations of Hegemony: Explaining the Reciprocal Trade Agreements Act of 1934,” G. John Ikenberry, David A. Lake and Michael Mastanduno eds., *The State and American Foreign Economic Policy*, (Cornell University Press: New York, 1988), pp. 91-119. 三瓶弘喜「ニューディール期アメリカ互惠通商政策構想—アメリカの世界経済秩序形成に関する一考察」（『アメリカ経済史研究』第1号、2002年）、21-44頁等が詳しい。

⁶⁷⁹ 加藤陽子『模索する一九三〇年代—日米関係と陸軍中堅層（新装版）』（山川出版社、2012年）、32-45頁。

訓令を發した⁶⁸⁰。この四日前に、東京商工会議所会頭の門野重九郎を団長とした対英米経済使節団の派遣が正式に決定しており、使節団がアメリカ側と非公式に互惠通商協定について話し合いをする場合を想定してのことであった。

この訓令に接した齋藤は、セイヤー国務次官補が齋藤に対して、「自分ハ從來共日米間ニ互惠協定締結方考慮ノ余地アリト信シ居タルカ」、「実現ノ暁ニハ両国間ノ感情融和ニ資スルノミナラス相当ノ実益ヲ齎ラスヘシ」と語ったことを佐藤に報告している⁶⁸¹。また、15日に開かれた日米官吏懇談会においてアメリカ側が、「日本側ニ成案出来タル上ハ何時ニテモ話ヲ始ムル用意アリト言明」したこともあり、「此ノ際至急我方ノ案ヲ決定セラレ話合ヲ開始スルコト然ルヘキヤニ存ス」とも進言した⁶⁸²。齋藤はさらに、セイヤーが国際連盟協会において「経済的国家主義ノ弊害ヲ除キ互惠通商協定ニヨリ各国カ関税障壁ヲ撤廃スルコトノ緊要ナル所以ヲ力説」したと佐藤に報告し、アメリカが互惠通商協定の拡大へ前向きであると伝え、日本側も積極的に取り組むよう促している⁶⁸³。

これらの報告を受けてもなお、国内事情との関係から佐藤は慎重な態度を持していた。4月21日の齋藤大使への電報において、佐藤は次のように述べている。

互惠協定ニ関連シ萬一側カ本邦石油及自動車業法ノ如キ基本的国策ノ運用ニ付テモ何等カノ要求ヲナスノ意向アラバ妥結ハ到底困難ニシテ却テ互惠ノ話ヲ持出シタルカ為ニ平地ニ波乱ヲ起スノ懸念アル処（中略）夫トナク先方ノ腹ヲ探リ結果回電アリタシ⁶⁸⁴

日本は1934年に石油業法を、36年に自動車製造事業法を策定していた⁶⁸⁵。このような外国企業排斥につながる国家による産業統制政策は、通商の自由を望む佐藤にとって

⁶⁸⁰ 1937年3月12日佐藤外務大臣より在米国齋藤大使宛（電報）『外文』昭和期Ⅲ第Ⅱ巻、991頁。

⁶⁸¹ 1937年3月13日在米国齋藤大使より佐藤外務大臣宛（電報）、同前、991頁。

⁶⁸² 1937年3月16日在米国齋藤大使より佐藤外務大臣宛（電報）、同前、992-993頁。

⁶⁸³ 1937年4月12日在米国齋藤大使より佐藤外務大臣宛（電報）、同前、1001頁。

⁶⁸⁴ 1937年4月21日佐藤外務大臣より在米国齋藤大使宛（電報）、同前、1004-1005頁。

⁶⁸⁵ 石油業法については橘川武郎『戦前日本の石油攻防戦—一九三四年石油業法と外国石油会社』（ミネルヴァ書房、2012年）を、自動車製造事業法に関しては老川慶喜「日本の自動車国産化政策とアメリカの対日認識—小型自動車精算をめぐる」上山和雄、阪田安雄編『対立と妥協—一九三〇年代の日米通商関係』（第一法規出版、1994年）、159-198頁、佐藤正志「革新官僚・岸信介の思想と行動—『自動車産業政策』を中心に」（『経営情報研究』第21巻第2号、2014年）、15-34頁を参照。

原則的には反対であったと考えられる。しかしすでに運用されている法律であるため、簡単に撤廃するのは不可能であり、佐藤にとって日米互惠通商協定締結への足枷となっていた。

佐藤の訓令に対し齋藤は、23日に開催された官吏懇談会において得た情報として、以下のことを報告している。アメリカ側は「特殊ノ商品ニ付減税又ハ関税据置ヲ求ムル」考えはなく、「自動車及石油ノ問題ニ付テモ前記ノ如キ次第」である⁶⁸⁶。そして次のように進言した。

貴方ニテ自動車及石油問題ノ整調ヲ論議ノ外ニ置カントセラルル以上若シ他ノ問題ニテ充分米国側ヲ満足セシムル見込アラハ兎モ角然ラスンハ貴電末段ノ通り此ノ際互惠ノ話ハ一応打切ルコト已ムヲ得サルヘシト思考セラルル⁶⁸⁷

国内問題が足枷となり日米互惠通商協定交渉が進まないという現状は、齋藤にとっては非常に歯がゆいものであっただろう。齋藤の進言は、明らかに交渉打ち切りは日本側に責があることを匂わせている。

佐藤・齋藤間で交渉打ち切りが話に上がった2日後の4月26日、外務省通商局長の松嶋鹿夫から対英米経済使節団長門野へ、使節団に対する希望事項ならびに参考資料が送られた。その参考資料というのが、「通商ニ関係アル一般的諸問題及日本ト英米独各国トノ間ニ於ケル特殊問題（日本経済使節団ニ対スル参考資料）」として残っている。このなかで互惠協定に触れている部分では、使節団に対して次のような希望が述べられている。

今日ノ状勢ニ照シ本邦側トシテハ慎重考慮ヲ要スル問題ニシテ軽々シク之ニ対スル意見ヲ表明シ難キモノト思考セラル（中略）我方カ互惠協定ニ応セムトスルコトハ後述セル我石油業法及自動車工業法ニ関シ米国側カ相当変更方ヲ申出ツルノ必然性アルニ鑑ミ米国側ヨリ本件互惠問題ニ触来ル場合ハ「主義上可ナルヘキモ現実問題トシテハ種々考慮ヲ要スヘキ事情アリ」トノ趣旨ヲ以テ然ルヘク応酬シ且先方ノ意向乃至要求等ヲ聴取セラルルニ止メラレ度シ⁶⁸⁸

⁶⁸⁶ 1937年4月24日在米国齋藤大使より佐藤外務大臣宛（電報）昭和期Ⅲ第Ⅱ巻、1005-1006頁。

⁶⁸⁷ 同前。

⁶⁸⁸ 1937年4月10日「通商ニ関係アル一般的諸問題及日本ト英米独各国トノ間ニ於ケル特

ここでもやはり、石油業法、自動車工業法が足枷となって、積極的に交渉に踏み込めずにいることがうかがえるが、その一方で、使節団らがアメリカ側の要求を探り、それ次第で交渉を進めようという意向が看取できる。また、佐藤の5月1日付け斎藤宛電報においても、同様の意向を読み取ることができる。

米国側カ石油等ノ問題ヲ協定成立ノ必要条件トセサル以上今本件話合ヲ打切りトシ先方ノ出鼻ヲ挫ク必要モナキニ付此ノ上米国政府筋ヨリ何等申出アル場合ハ「使節団モ来ルコトナレハ兎ニ角其ノ上ノコトニシテハ如何」ト云フカ如キ趣旨ニテ軽く応酬シ置カレタシ⁶⁸⁹

やはり佐藤にとって、互惠協定それ自体は簡単に諦めきれないものであり、すぐに打ち切らず、アメリカ側と使節団の話し合い次第で進退を決する、という判断であった。

日本側が日米互惠通商協定締結に対する希望を有していることは、グルー駐日大使等から、随時、国務省へ伝えられていた。早くは、1936年2月19日付けの国務省宛の電報において、日本の新聞が日米互惠通商協定締結は日米関係の改善に資するであろうと主張していると伝えている⁶⁹⁰。また、1937年4月21日に開催された対英米経済使節団の歓送会において、佐藤外相が「現在の過度な保護貿易の傾向は抑制されるべきであり、日本はアメリカや欧州で起こっている国際自由貿易への流れに加わるべきである」、と述べたことも伝えられていた⁶⁹¹。しかし、上で明らかになったような、具体案を示さずに、まずアメリカ政府の意向を探ろうという佐藤の方針は、締結交渉が遅々として進展しない一つの要因となっていた。4月23日に吉田茂駐英大使と会談したデイヴィス (Norman H. Davis) 外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) 議長は、日米経済協力を訴える吉田に対し、日本側の案がより具体的にならない限り、アメリカ側は日米経済協力の意志を表明することは不可能であろう、と述べている⁶⁹²。

殊問題 (日本経済使節団ニ対スル参考資料)」、同前、1067-1104 頁。

⁶⁸⁹ 1937年5月1日佐藤外務大臣より在米斎藤大使宛 (電報)、同前、1008 頁。

⁶⁹⁰ The Ambassador in Japan to the Secretary of State, February 19, 1936, *FRUS, 1936, The Far East* Vol. 4, pp. 846-848.

⁶⁹¹ The Ambassador in Japan to the Secretary of State, April 23, 1937, *FRUS, 1937, The Far East* Vol. 4, p.795.

⁶⁹² Memorandum by Mr. Norman H. Davis, April 23, 1937, *FRUS, 1937, The Far East* Vol. 4, pp.74-76.

経済使節団がアメリカに到着したのは5月12日であり、彼らの帰国前に林内閣は総辞職したため、佐藤が日米互惠通商協定にこれ以上携わることはなかった。しかし、その後もしばらくは、通商拡大を目的とした互惠協定締結が模索された。日中戦争勃発からおよそ半年後に作成された日米通商問題に関する資料においても、「米国の互惠協定政策は自由通商の根本観念に立脚し、理念に於て本邦の政策と一致する次第であるから、世界的自由通商増進の為には日米間に多分に協調の余地が存すると思はれる」としている⁶⁹³。しかし、1938年3月には、「今次事変発生以来米国世論ノ動向ハ著シク反日的傾向ヲ示シ」、そうした事態の改善の「一策トシテ日米間互惠通商協定ヲ締結スルヲ得ハ得ル処甚大ナルヘシと思考セラル」と、その方向性は大きく変わっていく⁶⁹⁴。しかしながら、その後、日米間に互惠協定が結ばれることはなかった。

ここまで佐藤の外相期における、対外経済構想を考察してきた。佐藤は、近衛や重光と同様に、「持たざる国」日本という論理を用いつつも、彼らのように「現状打破構想」へ傾斜していかず、現状の国際秩序のなかで原料資源獲得および通商の自由を望んでいた。こうした佐藤の考えは、国際連盟における原料品問題調査委員会や日米互惠通商協定への対応へ反映されるのだが、いずれにおいても、わずか3ヶ月間という佐藤の外相期間中に決着を付けることはできなかった。また、列国に通商の自由を求める一方で、石油業法や自動車工業法を盾に、国内市場の門戸開放には消極的であるという矛盾を抱えていたのは、短い在任期間と並んで佐藤外交の限界と言えるであろう。

小括

本章では、広田内閣期の有田外相の対中構想、林内閣期の佐藤の対外構想および対外経済構想を検討してきた。それにより、林内閣期の対中政策の転換は、前広田内閣期から有田外相により段階的に進められてきたこと、佐藤は近衛や「アジア派」、「革新派」外務官僚と同様に、「持たざる国」という認識を有していたが、日中戦争勃発前においては、国際連盟や九カ国条約と言った既存の枠組みのなかで、日本が抱える経済問題を解決しようとしていたことが明らかとなった。

外相期の佐藤に対する高い評価は、対中政策を抜本的に転換させた点に求められる。

⁶⁹³ 「時局宣伝資料」国立公文書館所蔵（ヨ 310-0133）、JACAR Ref. A06031095200.

⁶⁹⁴ 「日、米通商航海条約関係一件」外交史料館所蔵（B-2-0-0-J/U1）、JACAR Ref. B04013615900.

近年の研究では、軍部や財界、在中外交官が対中政策転換を求めており、佐藤外交の成功はそれらと合流した結果であると指摘されているが、広田内閣期の有田の対中構想がいかなるものであったのかを明らかにすることで、外務大臣レベルにおいても、中国情勢の変化に伴う段階的な政策変更が行われており、その潮流のなかで佐藤外交が登場した。

しかし、これは決して従来の佐藤外交の評価を損なうものではない。前任の外相であり広田三原則の段階的な修正を行ってきた有田には、日中の対等な関係性という考え方を有していたようには見受けられず、やはり佐藤外相が誕生しなければ華北分離工作の中止という抜本的な政策変更は行われなかったであろう。

また、林内閣期に対中政策が大きく転換した背景には、1935年11月に中国国民政府が断行した幣制改革から始まる一連の中国統一化の動きにより、1937年頃から日本国内で中国認識が変化したことも一つの要因として挙げられる。幣制改革実施当初、日本国内では改革は失敗するであろうという、否定的な認識が主流であった⁶⁹⁵。しかし、英米の支持を取り付けた中国国民政府は、確実に経済回復の道を歩み始め、英米の対中接近も目立つようになる⁶⁹⁶。そして、1936年の後半には幣制改革の成功が誰の目にも明らかになりつつあったのであるが、そうした状況で西安事件が発生し、国共合作が成立する。こうした現実直面し、1937年初頭から日本国内では「中国統一化論」、「支那再認識論」が高まり始めた⁶⁹⁷。佐藤外相期に起こった、軍官民一致しての対中政策転換は、こうした中国の国内政治も強く影響していたのである。

日中戦争勃発前の佐藤の対外経済構想は、「持たざる国」である日本が生存していくため、原料資源の確実な確保を至上命題としていた。佐藤は、国際連盟やアメリカとの互惠通商協定交渉を通じて、この課題を達成しようとするのであるが、国内の問題により挫折する。そして、日中戦争勃発後においては、原料資源確保のため、現状打破構想へ

⁶⁹⁵ 波多野澄雄「リース・ロスの極東訪問と日本-中国幣制改革をめぐって」(『国際政治』第58号、1978年)、86-104頁、小林英夫「幣制改革をめぐる日本と中国」野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』(東京大学出版会、1981年)、251-252頁。

⁶⁹⁶ 英米の幣制改革への関与については、野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』第2部「英米の東アジア政策と幣制改革」、城山智子「1930年代の中国と国際通貨システム」(『国際政治』第146号、2006年)、88-102頁を参照。幣制改革と中国経済については、久保亨「幣制改革とその後の中国経済」同『戦間期中国「自立への模索」—関税通貨政策と経済発展』(東京大学出版会、1999年)、195-225頁。

⁶⁹⁷ 矢内原忠雄「支那問題の所在」等、日本近代化とアジア主義研究会編『「中国統一化」論争資料集』(アジア経済研究所、1971年)に所収されている各論文を参照。

と転ずるのである。こうした経緯は、第3章、4章で明らかとなった有田の対外構想の転換過程と非常に近いことがわかる。しかし、佐藤の現状打破構想は、有田のそれよりも強硬なものであった。次章では、佐藤の現状打破構想がいかなるものであったのかを確認する。

第 6 章

佐藤尚武の現状打破構想

前章では、佐藤の外相期における対中構想、経済構想を検討してきた。それにより、この両者を外相期の佐藤は、国際連盟や九カ国条約といった現状の平和維持機構の枠内で達成しようとしてきたことが明らかとなった。しかし、日中戦争勃発後には、ワシントン体制および九カ国条約の打破を唱えるようになるのである。本章では、なぜ佐藤は日中戦争勃発後に現状打破的な対外構想を有するに至ったのか、佐藤の新秩序構想はいかなるものであったのかを、佐藤の言説および「アジア派」の新秩序構想との比較から明らかにする。

1 日中戦争勃発後の佐藤の現状打破構想

1-1 九カ国条約会議

1937年7月7日に発生した蘆溝橋事件は、当初、地域的な小競り合いであった。しかし、日中両国政府は過剰反応を示し、7月下旬には大規模な戦闘へと発展する。

9月13日、中国は国際連盟規約第10条、第11条及び第17条に基づき、日本の軍事行動を国際連盟に提訴した。それを受け、10月5日に日華紛争諮問委員会は、日本の軍事行動は九カ国条約およびパリ不戦条約違反である、連盟加盟国かつ九カ国条約締結国による会議の招請をすべきである、という2つの報告書を採択し連盟総会に回付した。その結果、ベルギーのブリュッセルにおいて九カ国条約会議が開かれることとなった。

会議開催決定後から、外務省内では同会議への対策が審議されてきた。会議不参加という方針は国際連盟が会議開催を決めてから1週間後の10月13日には既に固まっていたと考えられる⁶⁹⁸。そして、ベルギー大使から会議の招請状が届いた日の翌22日、九カ国条約会議に関する外務省首脳と外務長老らによる懇話会が開かれ、会議不参加に関する日本政府声明の内容が審議された。同懇話会での主な議題は、不参加を表明するにあ

⁶⁹⁸ 1937年10月13日「条約局第三課が作成した『九国条約会議対策』』『外文』日中戦争3、1628-1629頁。

たり、事変の処理方針と日本の態度をいかに世界に表明するか、という点であった。佐藤も外務長老として参加することとなった。

懇話会の序盤、堀内謙介外務次官が「今次会議（九カ国条約会議-筆者注）ニ付テハ外国ノ調停（『メヂエーション』ハ一切排除スルト云フ行き方ト九国条約自体ヲ否定スルト云フ行き方トニツアル）と述べ、これらについて以下のような見解を披露している。

前者ハ露骨ナ直接法ヲテ云ヒ表ハスモ又ハ間接法テ直接交渉以外紛争解決ノ途ナシト云ヒ表ハスモドチラモ面白クナイ。又後者ノ如ク九国条約ヲ陳腐ナモノトシテ否定スレハ外国側ハ日本ハ今次ノ行動ヲ条約違反ニ非スト云ヒ乍ラソレテハ理屈カ通ラナイカラ否定論ヲヤルノテアルト解釈スルテアロウ⁶⁹⁹

そして、「此等ノ諸点ニ触レス同時ニ「メヂエーション」ハ不可ナルモ一ニ国ノ斡旋（「グッド、オフィセス」）ハ必スシモ拒否スルモノテナイトノ気持ヲ婉曲ニ云ヒ表ハス」必要性を説明した⁷⁰⁰。

これに対し佐藤は、「自分ハ堀内次官ノ意見ニ同感デアル」とし、九カ国条約会議には参加すべきでないとする。「会議ニ出席セハ会議ハ先ツ停戦ヲ勸メ停戦ノ実現ヲ見テ而ル後ニ会議ニ入ルト云フ形ヲトルコト必定テアルカラテアル」、というのがその理由であった⁷⁰¹。

次いで佐藤は、事変処理の方針に言及している。佐藤いわく、重要なのは「禍根ヲ残サヌ様解決方法ヲ講スルコト」であって、「賠償ノ如キハ支那側ニ要求スヘキモノ」ではない⁷⁰²。また、「北支ニ領土的野心ノナイコトハ勿論テアルカ非武装地帯ノ設定以外ニハ自治ナトニ拘ハラナイテ奇麗ニ返ス」ことで、国民政府を率いている「蒋介石ニ転向ノ機会ヲ与ヘルコトカ大事」であると、佐藤は言う⁷⁰³。

日中関係の癌であった華北分離工作を否定していることは、外相期から一貫している点である。しかし、蒋介石および国民政府の対日態度の転向が、日中間の紛争解決の絶対条件であると佐藤は考えていた。それは「蔣カ転向スル迄ハ何処迄モ戦争ヲ続ケ一寸

699 1937年10月2日「九国条約会議に関する外務省首脳と外務長老との懇話会要旨」『外文』日中戦争3、1649頁。

700 同前。

701 同前。

702 同前、1649-1650頁。

703 同前。

テモ手ヲ弛メテハイケナイ」と述べている点でもうかがえる⁷⁰⁴。これらを合わせて考えると、日中関係改善のためには、蒋介石を転向させることが必須であり、それを達成するまでは戦争を継続せねばならないため、先に停戦を持ち出すと考えられる会議には参加できない。そして、外相期の対中方針を実行し、蒋介石を転向させることができれば、それは日中停戦につながり、列国から条約違反の謗りを受けることもなく、また日本は条約を否定する必要もなくなる、ということである。

このように、佐藤としては、九カ国条約を直接否定するということは避けたかったのであるが、同懇話会で有田が、将来的に九カ国条約から離脱したことを想定した意見を述べていたことや、日中戦争勃発後から九カ国条約の廃棄論が、外務省内外で次第に高まっていったことは、第3章および第4章で確認したとおりである。

その後、外務次官や駐米大使を歴任した外務省の長老である出淵勝次が、「九国条約ハ有効テアルカ同条約締結当時ト今日トハ事態カ変ツテ居リ適用ニ困難カアルト云フ趣旨ヲ一行テモ好イカラ書き加ヘテハ如何」という、折衷案のような意見が出される⁷⁰⁵。結果として、10月27日に発表された「九国条約会議不参加に関する日本政府声明」では、以下のような文章が挿入されることとなった。

抑モ帝国今次ノ行動ガ支那側ノ挑発ニ対スル自衛手段ニシテ九国条約違反ノ問題ヲ発生スルノ余地ナキハ明ナルノミナラズ、近時支那ニ於ケル赤化勢力ノ浸潤、国内情勢ノ変化等ニ依リ東亜ノ事態ハ九国条約成立当時トハ著シク異レルモノアリ

仮令帝国政府ニ於テ同会議ニ参加スルモ満洲事変ノ際ニ於ケル連盟ノ会議ト同様到底公正ナル結果ヲ期待シ得ズ、況ヤ東亜ニ殆ド利害ノ関係ヲ有セザル諸国ヲモ加ヘタル此種会議ハ徒ニ日支両国ノ民心ヲ刺戟シ、却テ事態ヲ益々紛糾セシメ、時局收拾ニ毫モ資スル所ナカルベキヲ以テ、帝国政府ハ茲ニ参加ヲ拒絶セル次第ナリ⁷⁰⁶

紛争当事国である日本が不在ということもあり、11月3日から開催された九カ国条約会議では、なんら見るべき成果を挙げることなく15日に休会するに至る。このような列

⁷⁰⁴ 同前。

⁷⁰⁵ 同前、1650-1651頁。

⁷⁰⁶ 1937年10月27日「九国条約会議不参加に関する日本政府声明」『外文』日中戦争3、1660-1663頁。

国の態度に強く失望したのが中国国民党であった。11月23日、国民党代表として会議に参加していた顧維鈞は、中国に対する援助、および日本に対する経済制裁を決定すべきであるという旨の演説を行なう⁷⁰⁷。しかし、24日に「会議ハ（中略）紛争ノ解決ヲ齎スヘキ一切ノ平和的且妥当ナル方法ノ探求ヲ継続セシムル為茲ニ会合ヲ一時中止スルヲ以テ適切ナリト認ムル」と宣言し閉会となった⁷⁰⁸。

九カ国条約会議が日本に対し、具体的な対策を打てぬまま閉会したことに、ベルギー大使であった来栖三郎は、(1) 日本軍の上海戦における大勝と南京政府の事実上の崩壊、(2) 英米両国に対する工作、(3) スカンジナビア三国の消極的態度、(4) イタリア全権による対日協力という4点を理由に挙げている⁷⁰⁹。会議開催に先立って広田外相は来栖大使に対して、イタリア全権と連絡を保ち「九国条約会議ソノモノヲ有名無実」化させるよう指示を出していた⁷¹⁰。事実、13日の会議において顧維鈞が、会議参加国が共同して日本に対し経済的圧迫を加えるよう主張した際、イタリアが強硬に反対したことにより中国の要求は却下されている⁷¹¹。

また、アメリカの代表であったデイビス (Norman H. Davis) は、会議閉会后、顧維鈞に対し、「会議は制裁を課すことが目的で開かれたのではなく、平和的解決を得ることが目的で開かれたのであり、我々は制裁を考慮する準備をしていなかった」と述べている⁷¹²。来栖が回顧録でブリュッセル会議について、「その時はまだ日華事変の中心が、各国の利害関係の比較的希薄な北支であって、かつ上海方面は戦線膠着し帰結不明の時代であったから、各国とも日華問題に深入りを避ける態度をとった」と述べているように、アメリカを筆頭に列国は中立的、言い換えれば対日妥協的な姿勢であったことも、同会議において具体的な成果が上らなかった原因であったといえるであろう⁷¹³。

九カ国条約会議に対して外務省は、列国との関係悪化を考慮し、明確には九カ国条約を否定しない一方で、条約が時宜に適していないことを訴えるという対応をとったので

⁷⁰⁷ 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』（岩波書店、2012年）、132-133頁。

⁷⁰⁸ 1937年11月24日「九国条約会議報告書」『外文』日中戦争3、1699-1709頁。

⁷⁰⁹ 1937年11月25日在ベルギー来栖三郎大使より広田弘毅外務大臣宛（電報）『外文』日中戦争3、1709頁。

⁷¹⁰ 1937年11月1日広田弘毅外務大臣より在ベルギー来栖三郎大使宛（電報）『外文』日中戦争3、1677頁。

⁷¹¹ 臼井勝美「日中戦争の政治的展開」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道4—日中戦争（下）』（朝日新聞社、1963年）、124頁。

⁷¹² Memorandum of Conversation, by the Chairman of the American Delegation (Davis), December 2, 1937, *FRUS, 1937, The Far East*, pp. 231-233.

⁷¹³ 来栖三郎『泡沫の三十五年—日米交渉秘史』（中央公論新社、2007年）、223頁。

あるが、懇話会の発言の内容からも、ほぼそれと同様の考えを当該期の佐藤も有していたといえる。

1-2 現状打破構想への変節

事変勃発からおよそ1年が経った1938年6月、佐藤は東京商科大学において「帝国の立場よりする原料資源に関する研究」という論題で講演を行った。この講演では、「持たざる国」日本が直面する資源問題、人口問題について言及し、資源の平等な分配と貿易の振興を主張する⁷¹⁴。ここまでは従来の主張と同様である一方、「持てる国」による「現状維持機構」への不満の増加が見て取れるになる。たとえば、「過去二三世紀に亘り原料生産地を占有し其の基礎の上に築上げられたる経済組織に慣れ来れる此等諸国」と「持てる国」を表している⁷¹⁵。さらに、以下のように「現状維持機構」に対する不満を表明する。

元来力を以て併合したる植民地を領土尊重なる現状維持機構の下に不可侵を保証せしめ、而して其の植民地に産する原料は之れを母国に於て優先的に占有し、若しくは差別的処置を講じて他を圧迫し得る状態の儘に存置し、或は平時に於ては之れを各国に開放すと雖も政治経済上の情勢変化に従ひ、何時にても之れを閉鎖独占せんとする点に於て大なる不合理あり⁷¹⁶

第3章で確認した有田の経済的危機認識とかなり近似する内容である。一方で、佐藤は経済ブロックの形成には消極的であった。佐藤は、「予は力に訴へて現在の植民地分属状態を改むべしとする論者に非らざること勿論なり」とし、最も訴えたいことは、「経済的には植民地が何国に依りても独占せられず、各国民の自由開発利用に委ねらるる如き状態に之を置くを要する点」であると続け、自由経済、自由貿易への回帰を訴えるのである⁷¹⁷。

この時期の佐藤と同じような考えを持っていた外務官僚として谷正之を挙げることが

⁷¹⁴ 佐藤尚武「帝国の立場よりする原料資源に関する研究」（『外交時報』第182号、1938年）、137-159頁。

⁷¹⁵ 同前、159頁。

⁷¹⁶ 同前、142頁。

⁷¹⁷ 同前、142-143頁。

できる。同時期、特命全権公使としてオーストリアに赴任していた谷正之は、中国視察を終え、一時帰国した際、元老・西園寺公望の秘書である原田と面会し、以下のように、自身の対中構想を語っている。

谷は、対中問題の主要なものとして、宣戦布告、九カ国条約の改訂、蔣政権を相手にしないこと、という3つを挙げる。日中両国は、盧溝橋事件が日中間の全面戦争に至っても互いに宣戦布告を行わなかった⁷¹⁸。その理由は、アメリカの中立法の適用を回避するため、ということが主たるものであったが、谷は1月16日の日本政府による「国民政府を相手にせず」という声明⁷¹⁹に関連させ、「対等の国家でなければ宣戦布告といふことはできないのだから、もし宣戦布告をすれば結局蔣政権を認めることになる」という理由で、宣戦布告問題を捉えていた⁷²⁰。また、九カ国条約の改訂については、「九箇国条約の加盟国は現在では十九箇国ぐらいにふえてをり、その一員でも反対があつたら九箇国条約の改訂は成立たない。さうしてみると、支那はその当時蒋介石政権がやはり加盟者であるのだから、こちらが間接に九箇国条約の問題なんかを持ち出して、支那が改訂に賛成するとなると、やはり蔣政権を認めることになる」として、宣戦布告問題と同様に、蔣政権の否定という立場から、日本が九カ国条約問題を持ち出すことに消極的姿勢を示していた⁷²¹。

そして、谷は個人の主張として、以下のように述べる。

軍事行動はどこまでも続けて漢口までやる。それからどこまでも新政権を援けて、ますますその強化を図る。また揚子江においては英米と共同して——即ち英米をこちらに取入れて一緒に仕事をする。この三つをやるのが非常に重要だ

列国はどうかして日本を弱らせようと思っているが、いま蒋介石も事実においてよほど困っているのだから、この上もう一息押せばよいのであって、いま中途半端で変なことになると困る。出先でもイギリスもだんだん判って来て、英米はやっぱ

⁷¹⁸ 中国は日米開戦と同時に日本に対して宣戦布告している。

⁷¹⁹ 1938年1月16日に近衛首相が中国政策に関して発した声明。「帝国政府ハ爾後国民政府ヲ对手トセス」と述べ、さらに18日に「補足的声明」を発表し、「对手トセス」は「否認」よりも強く、「抹殺」を意味するものである、と述べた。『国民政府ヲ相手ニセス』政府声明『年表』下巻、386-387頁。

⁷²⁰ 原田熊雄『西園寺公と政局』7巻、23-24頁。

⁷²¹ 同上。

り良い方向に向いて来ている時なんだから、なほさらその点は注意を要する⁷²²

上で見たように、佐藤は蒋介石の転向を求めており、蔣政権の下野を求める谷とはその点で異なるものの、戦争の徹底的な継続、九カ国条約を持ち出さない、という点で、佐藤の考えは、谷とも共通しており、また、後述するように、佐藤は列国との関係改善のために、揚子江の開放を主張しており、この点でも、共通した考えを有していた。

その後、軍部が主体的に進めてきた中国占領地の経済工作、円ブロックの形成は、原料資源問題を解決することはできずに、一層、経済的には対米依存を増していくこととなる⁷²³。そして、佐藤の講演からおおよそ5カ月後の11月3日、近衛文麿首相は「東亜新秩序声明」を發表し、さらに、18日には有田外相により、アメリカ政府の10月6日付対日通牒に答える形で、「有田声明」を發表する。

このように、この時期に日本は対外的に現状打破的構想を明らかにしていくのであるが、省内では九カ国条約の扱いについて、意見は様々に分かれていた（第4章）。齋藤駐米大使や、外務省出身の貴族院議員であった出淵勝次は、有田が対米回答を行う直前に、有田に対して九カ国条約の否定はしないように意見している⁷²⁴。一方で、有田と同じく「アジア派」の中心的な存在であった重光は九カ国条約会議開催に際して、既に九カ国条約から離脱するように主張していた⁷²⁵。では、佐藤はどうであったのだろうか。

出淵は11月20日の日記に、「佐藤尚武ヨリ九国条約廃止論ハ同人ヨリ有田ニ健策シタルモノナリト云フ」と書き残している⁷²⁶。この記述からは、佐藤がいつ頃から九カ国条約廃止を唱えるようになったのかは定かとはならないが、「有田声明」より以前には、少なくとも1938年末には、既に、佐藤は九カ国条約の廃棄を主張するようになっていたこ

⁷²² 同上。

⁷²³ 占領地経済工作については、岩武照彦「中国占領地の経済施策の全貌」軍事史学会編『日中戦争の諸相』（1997年、錦正社）、263-283頁が詳しい。また日中戦争期の外務省の経済構想については、松浦正孝『日中戦争機における経済と政治—近衛文麿と池田成彬』（東京大学出版会、1995年）が、日米経済関係については鈴木晟「日本戦時経済とアメリカ—日中戦争から太平洋戦争への拡大を視点として」（『国際政治』第97号、1991年）、103-118頁を参照。

⁷²⁴ 1938年11月5日在米齋藤大使より有田外務大臣宛（電報）『外文』日中戦争3、2226-2227頁、高橋勝浩「資料紹介・資料翻刻『出淵勝次日記』（五）—昭和一三年～一四年」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第88号、2001年）、541頁。

⁷²⁵ 1937年10月31日在独国武者小路大使より広田外務大臣宛（電報）『外文』日中戦争3、1675-1676頁。

⁷²⁶ 高橋勝浩「資料紹介・資料翻刻『出淵勝次日記』（五）」、551頁。

とがわかる。では佐藤は何を求めて九カ国条約の廃棄を訴えていたのであろうか。

1940年2月28日、佐藤は「支那事変を繞る国際情勢」という論題で講演を行った。そこで佐藤は、九カ国条約について、「条約内容其のものは、今から考へましても決して不都合なものではない」、「何となれば支那の主権を尊重し、領土的保全を尊重し、経済的には門戸開放、機会均等を約すると云ふのでありますから、日本にとっては何等差支ない」と語る⁷²⁷。しかし、満州事変の勃発以来、「九国条約が存在して居ります限り、日本は英米の目から見ますと依然条約侵犯者」となるので、「私は斯う云ふ際に、斯う云ふ条約は廃棄してしまはなければならぬと思う」という⁷²⁸。

一方で、九カ国条約が日本一国により廃棄できるものではないことは、佐藤も理解していた。だからと言って、「満洲事変が起きない前の状態に迄引戻すと云うことは」不可能である。こうした状況から、佐藤は以下のような結論を導き出す。

即ち九国条約の規定と云ふものは現在の事実に副はないことになってしまつて居るのであります。私は此の九国条約なるものが其の点に於て最早ものを言はない条約であると云ふやうにしてしまう外はないと思ふのであります。(中略)是は廃棄が出来ない以上一片の紙片にしてしまふ、事実ものを言はない条約にしてしまふ決心を以て我々は是から長い間努力をしなければならぬ⁷²⁹

佐藤自身が回顧録において、「満洲国の独立は日本の名誉にかけて断行したところであつて、これはもはや、日本の存続する限り撤回のできない問題である」と述べているように、佐藤にとって「満洲国」は日本が譲歩し得ない限界であつた⁷³⁰。「満洲国」の存在は事実であり、それを違反と咎める条約は現状に沿つたものではない、そのため無効にしてしまわなければならないという考えである。

さて、こうした佐藤の論理は、第4章第1節で確認した九カ国条約廃棄の論理の一つである「事情変更の原則」と同様のものであるといえる。一方で、九カ国条約に廃棄規定がない以上、日本一国のみで条約廃棄に持ち込むことは不可能であるため、「事実ものを言はない条約」にする、つまり形骸化させてしまう必要があると言うのである。

⁷²⁷ 佐藤尚武『支那事変を繞る国際情勢—佐藤尚武講演速記』(山一證券、1940年)、16頁。

⁷²⁸ 同前、17頁。

⁷²⁹ 同前。

⁷³⁰ 佐藤『回顧八十年』、371頁。

さらに、佐藤は、九カ国条約が東アジア情勢の現状に即していない原因を、条約締結の経緯に求める。英米が主導するワシントン会議において、「日本及び支那が重要な国として存在して居る極東の問題」を決定したことに不満を述べる⁷³¹。

極東のことは極東自身でやるのだ。自分達日本及支那は極東の主人であるのだ。若し此の極東に於てあなた方が仕事をしたいと云ふならば、それは英にせよ、米にせよ、我々は決して排除するものではない。併し我々が主人だ。我々の生存を充たすべき地域であるのだ。(中略) 極東のことは我々がやるのだと云うことをはつきり彼等に認識させる所迄努力しなければならぬ。それが国際的に見たる新秩序だと思ふのであります⁷³²

つまり、日中間の紛争解決に際して列国の介入を排除し、東アジアにおいて日中が政治的に優越した地位を得ることを求めて、佐藤は九カ国条約の廃棄を訴えるようになるのである。では、なぜ日中戦争勃発から1年以上が経ったタイミングで、九カ国条約の廃棄を訴えるようになったのであろうか。それは、日本の対中和平工作に関係があると考えられる。

1938年6月から開始された漢口作戦は大規模の軍事作戦であり、日中戦争を軍事的に解決させる最後の機会であった。しかし、作戦が終了した10月以降も、国民政府は重慶に首都を移し抗戦を続けていたため、日本政府は政治的・外交的手段による戦争解決を図らねばならなくなった。そこで、活発化したのが汪兆銘（汪精衛）工作である。反蒋和平派のリーダーと目されていた汪を、重慶から脱出させて新政権を発足させ、その後には和平運動を展開させ、国民政府＝重慶政府の考えを和平に転向させる、というのが汪工作の狙いであった⁷³³。

九カ国条約会議に関する懇話会において佐藤は、親日へ転向した蒋介石と和平を結び、日中関係の改善を図るべきであるという意向を示していた。しかし、上海、南京、武漢

⁷³¹ 佐藤尚武『支那事変を繞る国際情勢』、17-18頁。

⁷³² 同前、18頁。

⁷³³ 汪兆銘工作については、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道4—日中戦争（下）』（朝日新聞社、1963年）、200-256頁、戸部良一『ピース・フィーラー—支那事変和平工作の群像』（論創社、1991年）、280-351頁、劉傑『日中戦争下の外交』、313-380頁、小林英夫「汪精衛南京政権樹立への道」小林英夫、林道生編『日中戦争史論—汪精衛政権と中国占領地』（御茶の水書房、2005年）、115-148頁。

が陥落してもなお、徹底抗戦を続ける蒋介石、国民政府に代わる和平の相手として、佐藤は汪新政権に期待をかけるようになるのである。

後述するように佐藤は、この汪工作に期待をかけ、重慶政府が解体するまで戦争を継続せねばならないと考えていた。一方、英米両国は蒋介石、国民政府を支援していたため、日本の傀儡政権である汪新政権が、九カ国条約の定める中国の行政的独立の侵害として、列国の対日非難の、そして紛争介入の根拠になることは自明であった。そこで佐藤は、九カ国条約を「最早ものを言はない条約であると云ふやうにしてしまふ」ことで、列国の介入を排し日中（汪新政権）で紛争解決に導くことを考えたのではないであろうか。そう考えれば、日中戦争の戦争目的が再定義された「東亜新秩序声明」の発表直後というタイミングで、佐藤が有田に九カ国条約廃止論を持ちかけた理由も理解できる。

2 佐藤の東アジア新秩序構想

では、九カ国条約を否定した後の東アジア新秩序を、佐藤はどうあるべきだと考えていたのだろうか。

佐藤は上で紹介した「支那事変を繞る国際情勢」講演において、日中戦争解決方針について、以下のように語っている。

重慶政府なるものが依然として在る間は平和は来たらないのであります。（中略）併し汪精衛の政府が出来たと致しまして、それが支那民衆の信頼を受け、又政府自身が支那国内に対して善政を布くことが出来たと致しますならば、それは和平の第一歩でなければならぬと思ひます

漸次さうやって汪精衛の信望が国内に広がって参りますならば、それは確かに和平の第一歩であり（中略）或はあわよくば重慶政府なるものが内部から解体してしまふと云ふやうなこともあり得るかと思ふのであります。我々としてはどうしても是非そこ迄は漕付けなければならず、又蒋介石の排日政策、抗日政策と云ふものが続く間は我々としても此の戦は続けて行かなければならぬ⁷³⁴

さらに、「今の状態に於て第三国を介入させると云ふやうなことも仮初にも考へました

⁷³⁴ 同前、14-15頁。

ならば、是亦私から言はせますと全く虻蜂取らずにたってしまうのであります。さう云うことは一切考へてはいけない」と、第三国の仲介による日中和平を否定する⁷³⁵。それはなぜか。仮にアメリカが介入したとあれば、「近衛声明を基調として重慶政府は明日からでも随いて来ると思ひます」、「若し我々がアメリカを引っ張って来まして、彼を調停者の地位に立たせると云ふやうなことで以てやって行きましたならば、同じ近衛声明でも重慶政府は必ず飛付いて来たらう」と述べ、アメリカの仲介には一定の効果があることは認めている⁷³⁶。

「近衛声明」とは、1938年11月30日の御前会議で決定した「日支新関係調整方針⁷³⁷」に基づき、12月22日に近衛首相によって発表された日本の外交方針に関する声明である。近衛は同声明で、以下のように中国に対し、東亜新秩序建設への参加を呼びかけた。

支那ハ先ツ何ヨリモ旧来ノ偏狭ナル觀念ヲ精算シテ、抗日ノ愚ト満洲国ニ対スル拘泥ノ情トヲ一擲スルコトカ必要テアル。即チ日本ハ支那カ進シテ満洲国ト完全ナル国交ヲ修メンコトヲ率直ニ要望スルモノテアル（中略）日本ノ支那ニ求ムルモノカ區々タル領土ニ非ス、又戦費ノ賠償ニ非サルコトハ自ラ明カテアル。日本ハ実ニ支那カ新秩序建設ノ分担者トシテノ職能ヲ実行スルニ必要ナル最小限度ノ保障ヲ要求セントスルモノテアル⁷³⁸

佐藤は回顧録において、「近衛声明」の根本は、自身の「考えと完全に一致しているのを、私は見いだした」と述べており、高く評価していた⁷³⁹。

さて、「近衛声明」を評価し、アメリカの介入のもとであれば、国民政府も同調したであろうとする佐藤であるが、アメリカの介入を以下の理由で否定する。

アメリカが参りますと、矢張りアングロサクソン一流のやり方を以て此の和平を成就させるに相違いございませぬし、それが列国会議の端緒ともなりますし、我々

⁷³⁵ 同前、15頁

⁷³⁶ 同前。

⁷³⁷ 1938年11月30日「日支新関係調整方針（御前会議決定）」『年表』下巻、405-407頁。

⁷³⁸ 1938年12月23日「近衛声明」『年表』下巻、407頁。なお、「日支新関係調整方針」の策定過程および「近衛声明」とのつながりは、戸部良一『ピース・フィーラー、280-351頁が詳しい。

⁷³⁹ 佐藤『回顧八十年』、394頁。

の考へて居ります東亜に於ける新秩序の建設と云ふやうなことは全く夢想になつてしまふのでありますから、第三国の関与と云ふやうなことは我々としては絶対に之を拒絶し排除しなければならぬ問題だと考へます⁷⁴⁰

やはり、先に確認したように、東アジアにおける列国の政治的影響力の排除が、佐藤の新秩序の根幹に存在していたことがわかる。

また、有田が日中満経済ブロックの構築を訴えたように、佐藤も新秩序内における日中の経済的優越性を以下のように主張する。

例えば北支の方面に於て、中支の方面に於て、支那及日本が先づ自分達の生存に必要な必須条件なるものを充たす必要がある。英米に先じて充たす必要があると私は見て居ります。其の条件さへ彼等が承諾するならば、それ以外のことは門戸開放、機会均等一向に差支ないので、我々は支那と云ふものを閉鎖する意向は少しもない。

(中略) 兎に角自分達が住んで居る地域に対しては自分達が先にお膳に坐るのだと云ふことだけははっきりさせることが必要であり…⁷⁴¹

さらに、日米開戦後には、東アジアにおける日本の経済活動の優位性について、以下のように述べる。

我々が東洋で生存するには生存上無くてはならない事業が多々ある、鉱山開発、電気事業等いろいろ問題がありませうが、これは日本、支那等の東洋民族が他国に率先して、欧米人に優先して着手すべき処であり、当然左様で無ければならないのであります、生存に必要な条件まで譲つて東洋にのみ門戸開放、機会均等はあり得ない、若しあつたとすればそれは間違ひであつた、間違ひであつてもそう云う事態が従前から存在したとすれば、それは我々の力が及ばなかつたからであります⁷⁴²

東洋に於て我々は新秩序を叫ぶのであるがそれに対抗する旧秩序がある、それは何

⁷⁴⁰ 佐藤『支那事変を繞る国際情勢』、16頁。

⁷⁴¹ 同前、18-19頁。

⁷⁴² 佐藤尚武「国際情勢の回顧」『国際情勢の回顧と昭和維新の経済的底流』産業講座資料第二十六号（神戸市産業部経済調査室編、1942年）、24-25頁。

にぞと云へば、ワシントン態制に外ならない。その中には九ヶ国条約がある、此条約にはいいことも言つて居る、支那の主権や独立の尊重を約束して居る、又門戸開放機会均等といふことも言ふて居るが勿論我々としても主義に異存は無い、然し支那の門戸開放機会均等が一九二二年の九ヶ国条約当時の門戸開放、機会均等であるならばそれに対しては我々は現今重要な留保を付さなければならぬ時代になつて居る、ワシントン条約当時は自由貿易時代であつた、世界各国貿易が自由であつたればこそ支那に於ける機会均等、門戸開放に賛成したのである、それが今日になつて見れば世界の何れの部分に自由貿易が存在するか（中略）然らば支那に於てのみ依然としてワシントン態制に縛られ無条約門戸開放、機会均等を認めなければならぬ理屈は何処にも無いと私は断言するものであります⁷⁴³

有田と同様に、佐藤も日中が東アジアにおける原料資源開発に優先的に着手するのは当然の権利であり、九ヶ国条約で定められた中国の門戸開放・機会均等の原則を無条件で受け入れることはできないと主張する。こうした、部分的に門戸を閉鎖する制限的門戸開放主義とも言える佐藤の新秩序構想は、やはり外相期と比して、「アジア派」の対外構想に接近していることを示すものであると言えよう。

一方で、こうした考えはアメリカの考えとは大きく背馳するというのも、佐藤は理解していた。そこで、新秩序の形成と対英米関係の維持・改善を両立するために手を打たなければならないと考えていたのが、揚子江開放問題であつた。第4章でも確認したとおり、日中戦争勃発後、日本軍は中国内地通商上、最大の動脈である揚子江を封鎖し続けて、英米仏国らは度々、揚子江を開放するよう日本に通告していた。一方で、日本では軍部を中心に封鎖継続の態度を持し続けていた。佐藤はこうした国内の開放反対論に対し、「今此の状態に於て開放したならば、長江筋の商売は皆イギリス人に取り込まれてしまう」可能性を認めつつも、それは一時的なものだとして、以下のように日本の対中通商力に対する自信を覗かせる⁷⁴⁴。

併し地理的状況から言ひまして、日本が是程有利な地位を占めて居つて、尚且長江筋に於てイギリス其の他と競争することが出来ないと云ふやうなことであつては、

⁷⁴³ 同前、25-26頁。

⁷⁴⁴ 佐藤『支那事変を繞る国際情勢』、22頁。

是は日本人として相済まぬことだと思ひます。(中略) 若し他日支間に融和が出来まして日本人に対する感情がそれ程でもなくなつたとしますれば、如何にイギリスが永年に亘つて経験を持つて居ようが居まいが、又資本の力が大きからうが、少なからうがそんなことにはお構ひなしに、日本はどうしても成功せざるを得ないと思ふのであります⁷⁴⁵

このように、対中通商力に対する自信があつたからこそ、佐藤は日本の生存に必要な原料資源に関するもの以外の市場を開放することで、イギリスやアメリカとの関係を維持しつつ、東アジア新秩序を達成しようとしたのである。

ここまでみてきた佐藤の発言から、佐藤の東アジア新秩序構想がいかなるものであつたのかを考えてみたい。まず佐藤が繰り返し強調するのが、東アジアにおける日本、中国の政治的優越性、主導性である。こうした日中間の政治的連帯を唱える地域主義的な考え方は、「アジア派」の考える東アジア新秩序にも共通するものであつた⁷⁴⁶。しかし、重光や有田といった「アジア派」、白鳥や杉原といった「革新派」と、佐藤の新秩序の違いが表れているのが、新秩序内における日中の地位に対する認識である。「アジア派」、「革新派」の唱える新秩序では、アジア唯一の支配者として日本が中国を含む東アジア諸国を善導していく、という考えが明確に存在しており、また、新秩序の思想的根拠となるアジア主義も、やはり日本を頂点とした東アジア諸国との提携論であつたと指摘されている⁷⁴⁷。そのため、「アジア派」は英米列国に対して、日本の東アジアにおける排他的な優越性を主張し、英米列国だけではなく、中国ナショナリズムとの対立を生じさせることとなつた⁷⁴⁸。

一方で、佐藤は、常に東アジアにおける日中の優越性を求め、東アジアの政治主体としての中国を意識し続けている。外相期より日中関係改善のため、常に対等な関係構築

⁷⁴⁵ 同前。

⁷⁴⁶ 当該期の日本における地域主義については、三谷太一郎「日本における『地域主義』の概念—ナショナリズム及び帝国主義との関連についての歴史的分析」同『近代日本の戦争と政治』(岩波書店、1997年)、96-102頁を参照。

⁷⁴⁷ 岡義武「国民的独立と国家理性」同『岡義武著作集』第7巻(岩波書店、1993年)、293-308頁。また、「アジア主義」が東アジア諸国に対してだけではなく、国内の政治、軍事に対するプロパガンダとして用いられたことを指摘したものとして、Cemil Aydin, *The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pan-Asian Thought*, (New York: Columbia University Press, 2007).等がある。

⁷⁴⁸ 三谷「日本における『地域主義』の概念」、99頁。

を主張してきたが、それは日中戦争が勃発し、東アジア新秩序構想を唱えるようになっても変わらなかったのである。

また、佐藤の東アジア新秩序における経済的構想については、有田の経済構想と驚くほど近いことが明らかとなった。有田と同様に、経済的危機意識から現状打破へと変節した佐藤は、原料資源確保のために、門戸開放主義の修正を求める。しかし、門戸開放主義の完全な撤廃ではなく、原料資源に関する点以外は、門戸開放、機会均等を列国にも認めていた。その一例として、日本軍が封鎖する揚子江の早期開放を主張する。これらの点は、有田の東アジア経済新秩序構想と全く同じといってよいであろう。ただ、一点大きく異なる点がある。それが、九カ国条約の扱いである。

有田は、門戸開放主義の修正を求めつつも、九カ国条約という枠組みは撤廃せず、英米との関係維持のために用いようとしたことは、前章で確認したとおりである。一方、佐藤は、九カ国条約を形骸化してしまうことを主張する。完全なる経済的排他性を求めない門戸開放主義の修正を主張するならば、有田のように、九カ国条約そのものまで否定する必要はなかった。だが、佐藤は、「満洲国」と九カ国条約は両立し得ないものであるが、日本としては満州事変前に引き返すことはできない以上、九カ国条約の方を無効にしてしまう必要があり、それにより、日本は英米から条約違反国であるという非難を回避できるという結論に達するのである。しかし、佐藤自身も認識しているように、九カ国条約は形骸化できたとしても、日本一国では決して廃止することはできないものであり、どういった状態であれ条約が存在し続ける以上、日本は条約違反国であるという事実に変化はないという点を鑑みれば、佐藤の議論はかなり乱暴なものであり、条約の解釈を変更し、日本を条約の枠組みに留めようとした有田の議論のほうが、まだ現実的であったと評価できよう。

さらに、佐藤にとって九カ国条約は、日中の東アジアにおける政治的客体性の象徴となっていたことも、九カ国条約の否定につながる要因であった。日本が経済的危機に直面するなか、英米の主導によって定められた九カ国条約によって、その打開の活路が閉ざされているという状況は、東アジアにおける日本、そして中国の主体性が英米によって損なわれているという状況に他ならなかった。こうした点においても、佐藤が地域主義へ傾斜している様子がうかがえるのである。

小括

以上、佐藤の東アジア新秩序構想がいかなるものであったのかを検討してきた。その内容は、日中提携や原料資源の獲得を目指すものであるという点で、外相期から有していた対外構想を包括させたプログラムであったことがわかる。つまり、目的自体は一貫したものであるが、その達成手段、構想が現状打破へと変化したのである。この一貫性は、時局の変化に応じて新秩序の内容を変化させていく、近衛文麿や外務省「革新派」とは一線を画すものであった。

九カ国条約会議に関する懇話会での発言からもわかるように、日中戦争勃発当初、佐藤は九カ国条約の否定には消極的であった。しかし、日中戦争が泥沼化していくなかで、佐藤は九カ国条約を打破し、東アジアにおける新秩序の形成を指向するようになる。ここに来て、「英米派」佐藤と「アジア派」および「革新派」外務官僚たちの対外構想が接近していくのである。しかし、佐藤は「アジア派」重光や「革新派」ほど、強硬なアジア・モンロー主義的対外構想を有するようになったわけではなかった。

その違いが明確に現れるのが対中経済構想である。「アジア派」重光や「革新派」は、日中経済ブロックの形成を追求していたのに対し、佐藤は国家生存のために原料資源の優先的な確保という点を除いて、新秩序内においても中国の門戸開放・機会均等を認めていた。こうした点を鑑みると、対英米関係を意識し、かつ、中国への経済的発展のために中国における門戸開放・機会均等を主張する「英米派」と、それらを打破し新たな地域秩序の構築を目指す「アジア派」という分類は、当該期においても可能かと思われる。しかし、臼井のように、佐藤を幣原外交の直系と見なすのは、いささか性急である。

近年の幣原研究では、日中の特殊関係は事実であるが、それに対する承認を他国に迫らない限りは、中国における門戸開放に反することはなく、良好な対英米関係への妨げにもならない、という国際認識を幣原が有していたと指摘されている⁷⁴⁹。一方、佐藤の九カ国条約否定の背後に存在していたのは、日中特殊関係および東アジアにおける日中の政治的優越性の他国への承認要求に他ならず、佐藤の新秩序構想が日本外交の主流となっていたとしても、対英米関係の悪化を招いた可能性は少なくない。この点で、1930年代半ばの「英米派」と満州事変前の「英米派」を同列に語ることはできない。

もちろんその背景には幣原外交期とは異なる国際・国内情勢が存在していた。そのなかでも強調したいのが「満洲国」の存在が日本外交にもたらした振じれの大きさである。

⁷⁴⁹ 西田「幣原喜重郎の国際認識」、101頁。

「満洲国」の建国後、各国がその存在を否定するなか、日本は自国の生存・発展を「満洲国」の存在を所与として考え、対外政策を決定していった。たしかに建国当初は列国も日本に妥協的態度を示し、「嵐の前の平穏な三年間」と表されるように、比較的安定した対外関係を形成した⁷⁵⁰。しかしそれは、日本の外交的選択肢を大きく狭めると同時に、「満洲国」の肯定と列国との関係改善という外交課題に内在する矛盾を拡大させることとなった。こうした状況のもとで、「アジア派」や「英米派」の対外構想が現状打破へと収斂していったという事実は、「アジア派」や佐藤のみならず、日本外交の限界と結論付けることができるであろう。

⁷⁵⁰ Joseph C. Grew, *Ten Years in Japan*, (New York: Simon and Schuster, 1944), p.73.

終章

本稿では、1920年代なかばから1940年中頃にかけての外務省の対外構想、政策の分析を通じて、当該期における外務省が、いかにして既存の秩序の打破し、新たな東アジア秩序を建設しようとしたのか、そして、それは日米関係にいかなる影響を与えたのかを検討してきた。以下からは、まず、本論の議論を再整理しながら、以上の問いに対する本稿の結論を提示し、1930年代の外務省の役割について考察する。最後に、本研究の含意と残された課題に言及し、本稿を締めくくる。

1 1930年代の外務省と日米関係

本稿は1930年代の外務官僚たちの現状打破構想の形成過程を検討した章と、その実践過程における日米関係の変動を検討した章を、極力、時系列に沿う形にして構成してきた。

まず第1章で扱ったのは、「アジア派」の中心人物である重光葵と、「革新派」外務官僚の対外構想についてである。満州事変以降、九カ国条約打破を積極的に訴える重光であったが、1920年代および30年代初頭までは、中国の非植民地化要求に応えるものとして、ワシントン体制、九カ国条約に対し肯定的な評価を下していた。重光は、中国の非植民地化要求に応える形で積極的に中国に利益供与を行い、それにより日中の提携強化を図ることで、日本の在華権益の保護、拡大につなげるという、対中構想を有していた。しかし、国民政府の革命外交により、そうした対中構想は挫折を強いられたため、満州事変後の重光は、中国の非近代性を理由に、九カ国条約の有効性に対し疑義を訴え始める。

1933年に外務次官となり、対中政策決定の主導的立場に立った重光は、再び日中提携を模索する。しかし、満州事変で高まった中国の反日感情により、日中提携は困難であった。そこで重光は、列国の在華権益を排除し、それを中国に還元することで、中国への利益供与を図り、日中提携の実現を達成しようとするのである。それゆえに、重光の対中構想は「アジア・モンロー主義」的性質を帯び、九カ国条約とも真っ向から対立

するものとなった。そこで、英米は同条約により中国の植民地化を図っているという理論により、九カ国条約打破を訴える。こうした「アジア・モンロー主義」的現状打破構想は、日中戦争勃発後、「革新派」外務官僚へと受け継がれていった。

以上の「アジア・モンロー主義」的現状打破構想をいかに実現しようとしたのか、という点については第2章で扱った。この章では、広田・重光外交期の外務省が、第1章で確認した「アジア・モンロー主義」的現状打破構想に基づく九カ国条約の打破と、対米関係の維持をいかにして両立しようとしたのかを、主に1930年代中頃の「満洲国」の経済統制政策を分析対象として検討してきた。経済統制のイニシアチブを握っていたのは陸軍であったが、外務省も統制自体には積極的であった。しかし、統制に際しての九カ国条約の取扱いで、陸軍と外務省には相違が生じていた。外務省は、「日満経済統制方策要綱」の制作過程、および石油業の統制に際しての日米折衝過程で確認したように、「満洲国」における門戸開放≠機会均等という九カ国条約の制限的解釈の既成事実化により、制度上、九カ国条約への抵触を避ける形で、列国からの非難を避けつつ統制を進めていこうとした。

1934年10月に外務省は、「満洲国」に九カ国条約は適用されないという旨の声明を発表し、翌年4月には、石油の専売実施により米系石油会社の全面撤退をもたらすなど、段階的な「アジア・モンロー主義」的現状打破は着実に進展していった。アメリカは対日関係悪化を懸念し、一貫して対日妥協的態度を取り続けた。このように、日米の東アジア政策が均衡を保っていたため、日米関係は表面上、安定を保つことができたのである。

第3章では、重光と同じく「アジア派」の中心人物とされる有田八郎の現状打破構想の形成過程について検討した。その結果、同じ「アジア派」とはいえど、重光とは現状打破構想へと至る要因が大きく異なっており、そのため、現状打破の目的や程度も大きく異なっていたことが明らかとなった。元来、有田にとってワシントン体制、九カ国条約とは、日本の在華権益拡大の足枷であったが、それ以上に英米との関係維持のために遵守すべき枠組みであった。そのため、満州事変勃発後も、有田は九カ国条約を極力履行し、対英米関係を維持すべきであると考えていた。その有田が九カ国条約打破へと転じたのは、日本の海外市場の減少と対米経済依存状況を、日本存立の危機と捉え、その危機から脱するため、日中満経済ブロックの構築の必要性が強く意識し始めたことが、主たる要因であった。一方、九カ国条約を英米との関係維持のための装置として捉える

有田は、日本が同条約を廃棄することには消極的でもあった。そのため、重光や「革新派」外務官僚のように、九カ国条約の打破を指向するのではなく、同条約が定める門戸開放主義の解釈の変更を有田は求める。つまり、中国市場において、日本が生存していくために必要な原料資源の獲得に対する優越性の承認を列国に求め、それ以外については門戸を開放するというように、門戸開放主義を制限的に解釈し、九カ国条約の枠内で日米関係の調整を図ろうとした。

第4章では、第一次近衛内閣、平沼内閣、米内内閣の外相期の有田の対米方針、対英方針を分析し、前章で確認した制限的門戸開放主義の実現と、対英米関係の維持をいかに両立しようとしたのかを検討した。有田は、原料資源の獲得に関する範囲以外の門戸を開放し、アメリカの在華権益を尊重、保護することで対日認識の緩和を図り、原料資源獲得を主たる目的とした東亜新秩序建設と並行して、対米関係の維持を試みた。また、有田は「有田声明」等、強硬な姿勢を示すと同時に、アメリカから対日譲歩を得ることで、それを取引材料として、自身の対米譲歩的な構想への国内の支持を取り付けようとした。しかし、そのどちらも得ることができなかつたため、第一次近衛内閣期の有田は何ら具体的な成果を示せず、その結果、国内向けの強硬な姿勢のみが独り歩きし、アメリカの対日認識をさらに悪化させてしまう。

米内内閣期の有田は、前内閣で決定した揚子江開放を実施することで、アメリカの対日認識緩和を試みた。しかし、揚子江の封鎖は継続したため、日本の行う保証に対する信頼は地に落ち、アメリカの対日態度は一層硬化した。そのため、アメリカの対日認識悪化の根本である日中間の紛争を、アメリカの仲介により解決することを試みた有田・グルー会談では、アメリカに妥協の姿勢は微塵も無く、原則論での合意か会談決裂以外に有田に選択肢は残されていなかったのである。

一方で、対英方針は一貫して強硬なものであったのは、天津問題やビルマ・ルート閉鎖問題で確認したとおりである。そうした対英強硬方針は、イギリスの外交的屈服は、日中戦争解決を促進するという認識に加えて、英米不可分であるからこそアメリカの対日態度の緩和を引き出すことができるという認識に基づくものであった。

第5章、第6章では、「英米派」佐藤尚武の現状打破構想について確認した。幣原外交に連なる英米協調外交として知られる佐藤であったが、日中戦争勃発後は、九カ国条約を打破し東亜新秩序の建設を訴える。その要因は、有田と同じく、経済的危機認識に起因するものであった。第5章において、林内閣外相期の佐藤が、日本の抱える原料資

源獲得に関する問題を、国際連盟など既存の平和維持機構を用いて解決しようとしていたことを示した。しかし、日中戦争勃発後は、有田と同様、東アジアにおいて日中が原料資源を獲得する優越性を有し、その他の範囲は門戸を開放するという制限的門戸開放主義を主張する。ただ、有田と異なるのは、佐藤は九カ国条約の撤廃、形骸化をも主張していた点である。佐藤は有田と異なり、東アジアにおける日中の政治的な主体性を重視しており、客体制の象徴となる九カ国条約に対しては、有田以上に否定的な見解を有していた。そのため、九カ国条約に変わる日中の政治的、一部経済的な優越性を備えた東アジア新秩序構想を積極的に打ち出していくのである。

以上、1930年代中頃に外務次官として対中構想を牽引した重光、日中戦争勃発後に3つの内閣で外相を務めた有田、「アジア派」に対するプレッシャー・グループであった「革新派」、そして「英米派」の佐藤、それぞれの現状打破構想と、各時期の日米関係について考察してきた。彼らが現状打破構想を形成するに至った要因は、それぞれ異なるものであり、そのため、打破の目的、程度も、各々、異なるものありながらも、現状打破構想に基づく対中政策決定の背後では、外務省が一貫して対米関係を考慮していたことが明らかとなった。この点は、無条件に軍部の大陸膨張構想に迎合したわけではなく、対外関係の調整に関する主たる官庁である外務省の独自の役割が明確に現れていたと言えよう。満州事変以降、対中政策に関する軍部の発言権が増す中で、外務省は、九カ国条約の運用意図を明確化することで、軍部の無統制な対中進出構想を外交で規定しようとした。

しかし、このことは、外務省が正しい対米認識を有し、暴走する軍部に對抗し、対外関係の改善、維持のための適切な外交枠組みを提供したことを意味するわけではない。外務省は常に「所謂門戸開放主義ニ関スル問題以外ニ於テハ支那問題ニ関シ差当リ日米間ニハ相争フヘキ具体的重大問題存セサルコト又米国ノ主張スル門戸開放主義ニ関シテモ該主義ノ基礎ヲ為ス米国ノ対支経済利益自体ニ付テハ實際上日米間ノ利害調和ノ余地存スル」という認識のもの、実利の調整によってアメリカの黙認、承認を得ることを試みた⁷⁵¹。

⁷⁵¹ 「支那事変関係一件/各国ノ態度/日米関係打開工作関係」外務省外交史料館所蔵 (A-1-1-0-30_3_2)、JACAR Ref. B02030597700。こうした対米認識は、当時から指摘されていた。Kiyoshi K. Kawakami, “Far Eastern Triangle,” *Foreign Affairs*, 18 (4), 1940, 632-645.

一方で近衛は、一貫して「理想主義」のアメリカというイメージを有していたことが指摘されており、当時の知識人等と比して的確な判断があったとされている。庄司潤一郎「近衛

しかし彼らは、アメリカの理想主義的な側面を乗り越えることができずに挫折してしまう。こうした側面は、1941年11月のハル・ノートによって、非戦派の東郷茂徳外相が対米開戦を決意したように、最後まで理念をめぐる日米間の溝は解消されることはなかったことにも象徴されている。

入江昭は、明治維新以降、政府は国益に基づく現実主義的外交を展開し、民間では東洋対西洋という対立図に基づきアジアの連帯を訴える理想主義的批判を展開したという状況を踏まえ、感情論や道徳論を抑えた明治政府の外交を、「無思想の外交」と定義している⁷⁵²。1930年代の外務省は、国益、安全保障を確保するため、権益や勢力範囲の相互承認という旧外交への回帰によって、曲がりなりにもアジアの連帯を唱える東亜新秩序構想を実現しようとした。ゲイツ (Rustin B. Gates) は、明治、大正、昭和初期に活躍した外交官である内田康哉の外交思想に関する一連の研究において、内田以降に登場する広田や有田、松岡を“new generation of imperialists”と表しているが、1930年代の外務省はまさに、勢力圏外交という現実的手法によって、東亜新秩序という理想を追い求めた、新外交の時代の帝国主義者たちであった⁷⁵³。

2 本稿の意義

本稿は、1930年代の日本外交を観察するに当たって、外務官僚個人の思想、対外構想に焦点を当ててきたが、その過程で、これまで看過されてきた戦前の有田外交および日中戦争勃発後の佐藤の対外構想について新たな知見をもたらした。

有田はこれまで「アジア派」の中心人物とみなされ、有田外交は、1930年代中頃の重光の現状打破構想と一連のものとして考えられてきた。そもそも、有田外交に関する研究蓄積が乏しい現状において、有田外交がどういった外交であったのか、有田とはどういった人物、外交官であったのか、その具体的なイメージが定まらないまま、「アジア派」というイメージが先行して語られてきた観があった。しかし、公刊・未公刊資料を用いて有田の対外構想や対米方針を突き詰めて考察した結果、上述の通り、有田の現状打破

文麿の対米観—『英米本位の平和主義を排す』を中心として」長谷川雄一編『大正期日本のアメリカ認識』（慶應義塾大学出版会、2001年）、3-39頁。

⁷⁵² 入江昭『日本の外交—明治維新から現代まで』（中央公論新社、1966年）、27-29頁。

⁷⁵³ Rustin B. Gates, “Pan-Asianism in Prewar Japanese Foreign Affairs: The Curious Case of Uchida Yasuya,” *Journal of Japanese Studies*, 37 (1), 2011, pp. 1-27. Rustin B. Gates, “Meiji Diplomacy in the Early 1930s: Uchida Kosai, Manchuria, and Post-Withdrawal Foreign Policy,” Masato Kimura and Tosh Minohara, eds., *Tumultuous Decade: Empire, Society, and Diplomacy in 1930s Japan*, (Toronto: University of Toronto Press, 2013), pp. 189-214.

構想は、重光のそれとは大きく異なっていたことが明らかとなった。有田が現状打破を追求した時期は日中戦争勃発後であり、アメリカの介入の度合いや、軍部の発言力等、重光が対中政策を主導した満州事変後と違い、状況はより困難な時期であった。特に、対独軍事提携には断固反対であり、かつ、対英米関係を考慮した対中構想を有していた有田にとって、対独提携に熱心であり、対中強硬論を主張し続けた陸軍の支持を得ることは最も困難な課題であった。事実、林内閣や阿部内閣のように、陸軍に見放されれば、いとも簡単に倒閣され、他方、対独接近という陸軍に近い構想を持ち、三国同盟を結んだ松岡は、対米関係が危機を迎えれば、外相を外される、そういった時代である。そうしたなか、有田は、自身の経済的危機認識に基づき、アメリカを中心とした対外関係や、国内の強硬論者とのバランスをどうにかして保ちながら、東アジア新秩序建設を図ろうとした。最終的に、米内内閣も、対外構想の違いが原因となり陸軍に倒されてしまうのであるが、それでも、内閣が短命しか持たず、それに伴い外相も転々とする満州事変以降の日本において、3つの内閣で、広田について長い期間、外相の座に就くことができた有田は、それなりに上手くバランスを取ることができていたと評価できるのではないだろうか⁷⁵⁴。有田が主たる編者となり刊行された広田弘毅の伝記において、編著者の一人であった守島伍郎はあとがきで、広田を「軍部の軽挙妄動を抑制善導する苦業に当たった」最たる人物であると述べている。守島は外務省の「苦業」を以下のように説明する。少し長くなるが引用したい。

何を苦業という。けだし軍部の言動に正面から反対することは、私のいわゆる苦業ではない。これでは軍部制動の目的は達せられない。軍部に正面から反対するものは、直ちにその職から退けられるか、最悪の場合は暗殺されたであろう。退職乃至暗殺は丈夫の甘受するところであろうが、しかしその退職乃至暗殺の後には何が来るのか。それは軍部のいうなりになるものが、外務大臣になり、総理大臣になることを意味する。すなわちこれでは軍部制動の目的は達せられないのである。それで如何に苦しくても出来得る限りその地位に止まりつつ、またある程度までは軍部と妥協しつつ、軍部の無謀な行動を、あるいは抑制し、あるいは善導して行く、そこ

⁷⁵⁴ 近衛内閣期において、宇垣の後任の外相を選定するさい、「革新派」の白鳥は、自身と対外構想に隔たりはあるとしつつも、有田を推している。原田『西園寺公と政局』第7巻、143-144頁。

に苦行があり、苦心惨憺が存するのである⁷⁵⁵

そして、外務省は「力及ばず、遂に最終に至った」と守島は言う。この言葉は、第一次近衛内閣期に近衛首相や軍部に引きずられるままであった広田よりも、自身の対外構想、軍部を中心とする国内の対外強硬論、悪化の一途をたどる対米関係、これらの最適なバランスを模索し続けた有田にこそ当てはまるものではないだろうか。これこそが戦間期に有田が果たした役割と言えるのではないだろうか。

また、佐藤尚武は、「英米派」として、「アジア派」とは対照的に捉えられてきたが、日中戦争勃発後には、「アジア派」と同じく、九カ国条約を打破し東亜新秩序の建設を訴えるようになる。こうした事実は、これまでほとんど見過ごされ、外相期や終戦工作のみを見て、佐藤外交、佐藤尚武という人物は語られ、評価されてきた。上で言及した有田と同様の問題が起きているのではないだろうか。本稿が発見した佐藤の側面も、また、佐藤外交の一部である。つまり、佐藤外交とは何か、佐藤とはどういった外交官であったのかを把握するには、戦時中から終戦までの対外構想の変遷過程や、戦後の活動などを含めて検討していく必要があることを示すのである。

これら、本稿によって明らかにされた点は、「アジア派」、「英米派」、「革新派」に分類される 1930 年代の外務省に対する通説的理解に対して、再考を促すものである。臼井による、佐藤や宇垣、野村ら「十分に先進国である欧米諸国と、時に協力し、時には利害相反しながらも、基本的には同じ立場で中国問題を処理し得るという環境を構想する」グループ、広田や重光、有田ら、1931 年より 41 年にかけての外務省において政策展開の中心となり「基本的な発想がアジアにおける現状維持の打破」であったグループ、この第 2 グループ以上に前衛的であった白鳥を中心とするグループという 1930 年代の外務官僚の三分類は、現在においても通説的理解となっている⁷⁵⁶。しかし、有田の対外構想は重光よりも佐藤と近接的であったこと、その佐藤は有田以上に強固な現状打破を有していたことが明らかとなり、臼井の三分類には当てはまらない点が存在することが示された。つまり、従来の理解では、戦間期の外務省を十分に把握することは不可能であることが示されたのである。この点を鑑みると、満洲事変以降の「英米派」外務官僚の対外構想のさらなる検討が必要となってくるであろう。

⁷⁵⁵ 広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅』、642 頁。

⁷⁵⁶ 臼井「外務省と中国政策」、152-155 頁。

近年、日本外交史の分野では、特に戦間期の日本外交に関しては、中国問題や東アジア国際秩序、国際機構との関係性など、多国間関係の枠組みを用いて、日本外交を捉え直す研究が主流となりつつあり、本稿のように、外務官僚個人の思想、対外構想に焦点を当てる研究はやや古典的と言えるかもしれない⁷⁵⁷。しかし、上で提示した問題は、本稿で行ってきたような、個々の外交官の思想、外交構想をつぶさに明らかにしてのみ解決される⁷⁵⁸。そこで、上述のとおり、本稿で取り扱った佐藤以外の「英米派」外務官僚、例えば幣原喜重郎や吉田茂の対外構想において、東亜新秩序建設と対英米関係はいかなる位置づけにあったのかを解明し、今回明らかにした「アジア派」や「革新派」の対外構想と比較検討することで、1930年代の外務省をより体系的に把握することが、本稿に残された最大の課題である。

⁷⁵⁷ 東アジア秩序、中国問題から日本外交を扱った近年の研究は、川島真、服部龍二編『東アジア国際性政治史』（名古屋大学出版会、2007年）、川島真編『近代中国をめぐる国際政治』（中央公論新社、2014年）、帯谷俊輔「中国の対外紛争の国際連盟提起をめぐる国際関係、1920-1931—中国代表権問題と日本、イギリス、中国」（『国際政治』第180巻、2015年）、68-82頁等が挙げられる。また、国際秩序や国際機構と日本外交の関係を扱った近年の研究としては、酒井一臣『近代日本が行こうとアジア太平洋秩序』（昭和堂、2009年）、番定賢治「戦間期における国際司法制度の形成と日本外交—常設国際司法裁判所の応訴義務と仲裁裁判条約をめぐる」（『国際関係論研究』第31巻、2015年）、33-56頁、樋口真魚「国際連盟脱退後の日本と通商均等待遇問題」等があり、国際関係の中に日本外交を位置づける試みが増えてきている。

⁷⁵⁸ 酒井は昭和戦前期という時代について、「急激な変動にさらされた外交官の認識の揺らぎ、これを彼らの軌跡を追うことで追体験する、そのことで複雑なこの時代に対する理解を深めること」は歴史認識のために必要な基礎作業であると述べている。酒井哲哉「広田弘毅と重光葵」、141頁。

主要参考文献

【未公刊資料】

○外務省外交史料館所蔵資料

「帝国ノ対支外交政策關係一件第二卷」。

「帝国ノ対支外交政策關係一件第三卷」。

「帝国ノ対支外交政策關係一件第四卷」。

「帝国ノ対支外交政策關係一件第七卷」。

「帝国ノ対外政策關係一件（対支、対滿政策ヲ除ク）第二卷」。

「帝国南方政策關係一件（第一次有田声明ヲ含ム）」。

「帝国財政及經濟政策關係雜件ノ対滿政策關係第二卷」。

「支那事變關係一件第二卷」。

「支那事變關係一件第七卷」。

「支那事變關係一件第三十二卷」。

「支那事變關係一件ノ各国ノ態度ノ日米關係打開工作關係」。

「支那事變關係一件ノ善後措置（和平交渉ヲ含ム）」。

「支那事變關係一件ノ各国武器供給關係ノ緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶關係第二卷」。

「支那ノ対外政策關係雜纂ノ『革命外交』（重光駐支公使報告書）松本記録第一卷」。

「支那事變關係国際法律問題（第五卷）ノ1939年」。

「一般執務提要（第一号）ノ昭和十一年一月十六日初版 昭和十一年三月三十一日改版ノ一九三六年」。

「日独伊防共協定關係一件」。

「日本固有の外交指導原理綱領ノ1936年」。

「日、米通商航海条約關係一件」。

「九国条約ト我对支政策トノ關係ノ1937年」。

「『モンロー』主義關係一件」。

「満州事変（支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日、支軍衝突関係）／嫩江事件（淋昂鉄道破壊修理関係ヲ含ム）」

「満州国承認問題一件／帝国ノ部第一巻」。

「満州国門戸解放関係一件」。

「倫敦経済会議関係一件（『ローザンヌ』会議ニ基キ開催ノ会議関係） 第五巻」。

「煙草工業関係雑件」。

「各国専売関係／満州国ノ部」。

「各国ニ於ケル重工業関係雑件」。

「各国ノ対中国経済発展策関係雑件／米国ノ部第二巻」。

「外国ニ於ケル鉱産物関係雑件／石油ノ部第九巻」。

「外国ノ対中国借款及投資関係雑件／米国ノ部／綿、麦借款関係第二巻」。

「外国ノ対中国借款及投資関係雑件／米国ノ部／綿、麦借款関係／借款米、綿輸入処分問題」

「外国ノ対中国借款及投資関係雑件／米国ノ部／綿、麦借款関係／各国情報関係第二巻」

「外国ノ対中国借款及投資関係雑件／米国ノ部／綿、麦借款関係／調査資料」。

「外務大臣（其ノ他）ノ演説及声明集第二巻」。

「伊、『エ』紛争問題一件／対伊制裁ノ世界経済ニ及ボシタル影響」。

「長江方面情勢及対策管見／1937年」。

「国際連盟経済委員会関係一件／原料品委員会関係」。

「最近原料品取得問題／一九三八年」。

「本邦対内啓発関係雑件／講演関係／日本外交協会講演集第一巻」。

「第67回帝国議会説明参考資料（別冊）」。

○国立公文書館所蔵資料

「昭和財政史資料第3号34冊」。

「昭和財政史資料第4号第210号」。

「昭和財政史資料第6号第68冊」。

「枢密院決議・一、満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及満洲国ノ課税等ニ関スル日本国満洲国間条約締結並関係公文交換ノ件・昭和十一年六月三日決議」。

「日本外交を綴る国内情勢-有田八郎談」。

「時局宣伝資料」。

○憲政資料室所蔵資料

「阿部信行関係文書」

「山本悌二郎関係文書」

○防衛省防衛研究所所蔵資料

「時局参考書類綴其の1 昭和6年10月～7月1日」。

「満洲国関係重要書類昭和7年～昭和10年」。

「昭和8年『満密大日記 二四冊の内其二一』」。

○Hoover Institution (Stanford, CA)

Stanley Hornbeck Series, Box No. 22.

Stanley Hornbeck Series, Box No. 23.

Stanley Hornbeck Series, Box No. 27.

Stanley Hornbeck Series, Box No. 29.

Stanley Hornbeck Series, Box No. 30.

○Herbert Hoover Presidential Library and Museum (West Branch, IA)

Diplomats-Castle, William R. Ambassador to Japan 1929-1930, Box 995, *Presidential Papers-Foreign Affairs*.

○データベース

国立公文書館アジア歴史資料センター (<https://www.jacar.go.jp/>)。

国立国会図書館帝国議会会議録検索システム (<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)。

【公刊資料】

○公文書

稲葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道 資料編』、朝日新聞社、1963年。

- 大久保達正編『昭和社会経済史料集成』、大東文化大学東洋研究所、1978年。
- 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、1965年。
- 『日本外交文書』満州事変第2巻第2冊、原書房、1980年。
- 『日本外交文書』大正14年第2冊上巻、原書房、1982年。
- 『日本外交文書』大正14年第2冊下巻、原書房、1983年。
- 『日本外交文書』1935年ロンドン軍縮会議、原書房、1985年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第1部第3巻、原書房、1992年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第1部第4巻、原書房、1993年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第2巻、原書房、1998年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第3巻、原書房、2000年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第2部第5巻、原書房、2006年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第5巻上巻、原書房、2007年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第5巻下巻、原書房、2007年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅲ第1巻、原書房、2013年。
- 『日本外交文書』昭和期Ⅲ第2巻、原書房、2013年。
- 『日本外交文書』日中戦争1、原書房、2010年。
- 『日本外交文書』日中戦争2、原書房、2010年。
- 『日本外交文書』日中戦争3、原書房、2010年。
- 『日本外交文書』第二次欧州大戦と日本（日独伊三国同盟・日ソ中立条約）、原書房、2011年。
- 『外務省執務報告—東亜局』第3巻、クレス出版、1993年。
- 『外務省執務報告—欧亜局』、クレス出版、1994年。
- 小林龍夫、島田俊彦、稲葉正夫編『現代史資料7 満州事変』、みすず書房、1964年。
- 島田俊彦、稲葉正夫編『現代史資料8 日中戦争1』、みすず書房、1964年。
- 村田陽一編『コミンテルン資料集6』、大月書店、1983年。

Department of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Japan: 1931-1941*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1943.

————, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Japan: 1931-1941*, vol. 2, Washington D.C.: Government Printing Office, 1943.

- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1933, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1949.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1934, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1950.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1935, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1953.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1936, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1954.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1937, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1954.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1938, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1954.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1939, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1955.
- , *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1940, The Far East*, Washington D.C.: Government Printing Office, 1955.
- , *Peace and War: United States Foreign Policy, 1931-1941*, Washington, D. C.: U.S. Department of State, 1943.

○新聞・定期刊行物

『東京日日新聞』

『東京朝日新聞』

『国際事情』

【研究書・論文】

- アトリー・ジョナサン・G (五味俊樹訳) 『アメリカの対日戦略』 (朝日新聞社、1989年)
- 荒木武行 『昭和外交片鱗録—有田外相之巻』、新小説社、1943年。
- 有田八郎 「外交雑感」 (『中央公論』、1937年12月号)、105-115頁。
- 「九ヶ国条約と日本の回答」 (『文化日本』第1巻第2号、1937年12月)、2頁。

- 「帝国外交の根本」『国務大臣は斯く国民に懇ふ』（日本国際連盟協会、1938年）、23-26頁。
- 「海軍問題解決の鍵としての支那問題」（『国際知識及評論』1938年3月号）、1-9頁。
- 『人の目の塵を見る—外交問題回顧録』、大日本雄弁会講談社、1948年。
- 『馬鹿八と人はいふ—外交官の回想』、光和堂、1959年。
- 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』、岩波書店、2012年。
- 五百旗頭真「東亜連盟論の基本的性格」（『アジア研究』第22巻第1号、1975年）、22-58頁。
- 「陸軍による政治支配—二・二六事件から日中戦争へ」三宅正樹編『大陸侵攻と戦時体制—昭和氏の軍部と政治』第2巻、第一法規出版、1983年、3-56頁。
- 井口治夫『鮎川義介と経済的国際主義—満洲問題から戦後日米関係へ』、名古屋大学出版会、2012年。
- 「国際関係史のなかの日米経済関係：鮎川義介の日米経済提携構想とフランクリン・ローズヴェルト政権の実力者モーゲンソー財務長官」（『アメリカ太平洋研究』、第13号、2013年）、32-42頁。
- 池田誠、安井三吉、副島昭一、西村成雄『中国近現代史』第三版、法律文化社、2009年。
- 伊香俊哉「日中戦争期の九カ国条約廃棄問題」（『歴史評論』第569号、1997年）、14-25頁。
- 石射猪太郎『外交官の一生（改版）』、中央公論新社、2007年。
- 石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」—一九三〇—一九三六年』、勁草書房、1995年。
- 『国際政治としての二〇世紀』、有信堂、2000年。
- 「ヘゲモニー移行期の米国と東アジア—英国との関係で」秋田茂、籠谷直人編『一九三〇年代のアジア国際秩序』、溪水社、2001年、283-298頁。
- 伊藤智己「宇垣時代の外務省と『宇垣外交』—『外交陣容強化』を巡る政治過程」堀真清編『宇垣一成とその時代—大正・昭和前期の軍部・政党・官僚』、新評論、1999年、264-339頁。
- 井上寿一「一九三四年の日本の不可侵協定構想と英米の対応」近代日本研究会編『協調政策の限界—日米関係史・1905～1960年』年報・近代日本研究、山川出版社、1989

- 年、93-119 頁。
- 『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』、山川出版社、1994 年。
- 井上勇一「有田の『広域経済圏構想』と対英交渉」(『国際政治』56 号、1977 年)、65-84 頁。
- 入江昭『日本の外交—明治維新から現代まで』中央公論新社、1966 年。
- 『極東新秩序の模索』、原書房、1968 年。
- (池井優訳)「駐日アメリカ大使館の役割」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る十年』第 1 巻、東京大学出版会、1971 年、231-269 頁。
- (篠原初枝訳)『太平洋戦争の起源』、東京大学出版会、1991 年。
- 岩武照彦「中国占領地の経済施策の全貌」軍事史学会編『日中戦争の諸相』、1997 年、錦正社、263-283 頁。
- 上村文三『有田外交の失敗』、教材社、1937 年。
- 内山正熊「霞ヶ関正統外交の成立」(『国際政治』第 2 号、1965 年)、1-16 頁。
- 臼井勝美「日中戦争の政治的展開(一九三七年～一九四一年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道—日中戦争(下)』第 4 巻、朝日新聞社、1963 年、111-256 頁。
- 『日中外交史—北伐の時代』、塙書房、1971 年。
- 「外務省—人と機構」細谷千博、斎藤実、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る 10 年』第 1 巻、東京大学出版会、1971 年、113-140 頁。
- 『満州事変—戦争と外交』、中央公論新社、1974 年。
- 『中国をめぐる近代日本の外交』、筑摩書房、1983 年。
- 「中国における排日ボイコット—1931-33 年福州の場合」同編『日中外交史研究—昭和前期』、吉川弘文館、1998 年、90-106 頁。
- 「佐藤外交と日中関係—1937 年 3 月-5 月」同編『日中外交史研究—昭和前期』、吉川弘文館、1998 年、185-221 頁。
- 「一つの選択—近衛文麿と佐藤尚武」同『日中外交史研究』、吉川弘文館、1998 年、245-266 頁。
- 『日中戦争—和平か戦線拡大か(新版)』、中央公論新社、2000 年。

- 海野芳郎「国際連盟および軍縮会議と佐藤尚武」栗原健編『佐藤尚武の面目』、原書房、1981年、25-84頁。
- 江口圭一『十五年戦争小史（新板）』、青木書店、1991年。
- 老川慶喜「日本の自動車国産化政策とアメリカの対日認識—小型自動車精算をめぐって」上山和雄、阪田安雄編『対立と妥協—一九三〇年代の日米通商関係』、第一法規出版、1994年、159-198頁。
- 大杉一雄『日中戦争への道』、講談社、2007年。
- 大畑篤四郎「日独防共協定・同強化問題」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 5-三国同盟・日ソ中立条約』、朝日新聞出版、1963年、3-155頁。
- 岡義武「近衛文麿」同『岡義武著作集—山県有朋・近衛文麿』第5巻、岩波書店、1993年、153-338頁。
- 「国民的独立と国家理性」同『岡義武著作全集』第6巻、岩波書店、1993年、241-308頁。
- 緒方貞子『満州事変—政策の形成過程』、岩波書店、2011年。
- 帯谷俊輔「中国の対外紛争の国際連盟提起をめぐる国際関係、1920-1931—中国代表権問題と日本、イギリス、中国」（『国際政治』第180巻、2015年）、68-82頁。
- 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策—1931-1933』、東京大学出版会、2001年。
- 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上・下巻、原書房、1969年。
- 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』（山川出版社、1992年）。
- 鹿島守之助「九国条約を排撃す」（『外交時報』第793号、1937年）、1-21頁。
- 鹿島平和研究所編『日独伊同盟・日ソ中立条約』日本外交史21巻（鹿島研究所出版会、1971年）。
- 鹿島平和研究所編『日本外交史第18巻—満州事変』、鹿島平和研究所出版会、1973年。
- 加藤陽子『模索する一九三〇年代—日米関係と陸軍中堅層（新装版）』、山川出版社、2012年。
- 金子堅太郎述『日本モンロー主義と満州』、啓明会、1932年。
- 唐木順三、竹内好編『近代日本思想史講座』第8巻、筑摩書房、1961年。
- 川田稔『昭和陸軍の軌跡—永田鉄山の構想とその分岐』、中央公論新社、2011年。
- 川島真、服部龍二編『東アジア国際性政治史』、名古屋大学出版会、2007年。

- 川島真編『近代中国をめぐる国際政治』、中央公論新社、2014年。
- 河西晃祐『大東亜共栄圏—帝国日本の南方体験』、講談社、2016年。
- 北岡伸一『日米関係のリアリズム』、中央公論社、1991年。
- 『日本の近代5 政党から軍部へ—1924-1941』、中央公論新社、1999年。
- 『清沢瀏—外交評論の運命（増補版）』、中央公論新社、2004年。
- 『門戸開放政策と日本』、東京大学出版会、2015年。
- 橘川武郎『戦前日本の石油攻防戦—一九三四年石油業法と外国石油会社』、ミネルヴァ書房、2012年。
- 金世妃「満州における日本の門戸開放主義—1931年～1933年を中心に」（『文学研究論集』第26号、2006年）、141-160頁。
- 木戸幸一『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、1966年。
- 清沢瀏「有田八郎論」（『日本評論』1936年5月号）、152-160頁。
- 「有田声明の是非」（『東洋経済新報』（1918号、1940年）、23頁。
- 工藤章『日独経済関係史序説』、桜井書店、2011年。
- 久保亨『戦間期中国「自立への模索」—関税通貨政策と経済発展』、東京大学出版会、1999年。
- 窪田ゲイロード（片桐庸夫訳）「有田八郎—日独防共協定における薄墨色外交の展開」（『国際政治』56号、1977年）、46-64頁。
- 来栖三郎『泡沫の三十五年—日米交渉秘史（改版）』、中央公論新社、2007年。
- グレイブナー・ノーマン・A（岡村忠夫訳）「大統領と対日政策」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄編『日米関係史—開戦に至る10年』第1巻、東京大学出版会、1971年、39-98頁。
- 小池聖一「『国家』としての中国、『場』としての中国—満州事変前、外交官の対中国認識」（『国際政治』第108号、1995年）、148-160頁。
- 小泉憲和『重光葵と近代日本—旧制高校（五高）で学んだ外交官の足跡』、原書房、2010。
- コックス・ハワード（たばこ総合研究センター訳）『グローバル・シガレット—多国籍企業BATの経営史』、山愛書院、2002年。
- 近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」（『日本及日本人』第746号、1918年）、23-26頁。
- 「国際ニュー・ディール」（『国際事情』第464号、1935年）、

- 小林英夫「幣制改革をめぐる日本と中国」野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』（¥、東京大学出版会、1981年、233-263頁。
- 「汪精衛南京政権樹立への道」小林英夫、林道生編『日中戦争史論—汪精衛政権と中国占領地』御茶の水書房、2005年、115-148頁。
- 『帝国日本と総力戦体制—戦前・戦後の連続とアジア』、有志舎、2004年。
- 『満鉄調査部』、講談社、2015年。
- 小林道彦「政党内閣期の政軍関係と中国政策—1918-1929年」九州大学大学院経済学研究院政策評価研究会編『政策分析 2004—国際化・分権化時代の日本経済の存立基盤』、九州大学出版会、2005年、87-151頁。
- 酒井一臣『近代日本が行こうとアジア太平洋秩序』、昭和堂、2009年。
- 斉藤孝『ヨーロッパの一九三〇年代』、岩波書店、1990年。
- 酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治—方法論的考察」近代日本研究会編『近代日本研究の検討と課題』年報・近代日本研究、山川出版社、1988年、230-246頁。
- 『英米協調』と『日中提携』近代日本研究会編『協調政策の限界—日米関係史・1905～1960年』年報・近代日本研究、山川出版社、1989年、61-92頁。
- 『大正デモクラシー体制の崩壊—内政と外交』、東京大学出版会、1992年。
- 「広田弘毅と重光葵」五十嵐武士、北岡伸一編『「論争」東京裁判とは何だったのか』、築地書館、1997年、129-141頁。
- 「日本外交史の『旧さ』と『新しさ』—岡義武の『国民的独立と国家理性』再訪」同『近代日本の国際秩序論』、岩波書店、2007年、233-281頁。
- 佐藤正志「革新官僚・岸信介の思想と行動—『自動車産業政策』を中心に」（『経営情報研究』第21巻第2号、2014年）、15-34頁。
- 佐藤尚武『日本の人口問題及工業化問題』、日本国際協会、1936年。
- 『外務大臣佐藤尚武氏講演要旨：昭和十二年五月』、東京自由通商協会、1937年。
- 「帝国の立場よりする原料資源に関する研究」（『外交時報』第182号、1938年）、137-159頁。
- 『支那事変を繞る国際情勢—佐藤尚武講演速記』、山一證券、1940年。
- 「国際情勢の回顧」『国際情勢の回顧と昭和維新の経済的底流』産業講座資料第二十六号（神戸市産業部経済調査室編、1942年）、1-30頁。

- 『回顧八十年』、時事通信社、1963年。
- 佐藤元英『近代日本の外交と軍事』、吉川弘文館、2000年。
- 三瓶弘喜「ニューディール期アメリカ互惠通商政策構想—アメリカ的世界経済秩序形成に関する一考察」(『アメリカ経済史研究』第1号、2002年)、21-44頁。
- 塩崎弘明「外務省革新派と日米交渉」同『日英米戦争の岐路—太平洋戦争の宥和をめぐる政戦略』、山川出版社、1984年、252-295頁。
- 「外務省革新派の現状打破認識と政策」近代日本研究会編『年報・近代日本研究七—日本外交の危機認識』、山川出版社、1985年。
- 「『パックス・アングロ・サクソニカ』と外務省革新派—国際秩序の『革新』化をめぐる」有馬学、三谷博編『近代日本の政治構造』、吉川弘文館、1993年。
- 重光葵『昭和の動乱』上、中央公論新社、2001年。
- 『外交回想録』、中央公論新社、2011年。
- 幣原平和記念財団編『幣原喜重郎』、幣原平和記念財団、1955年。
- 庄司潤一郎「日中戦争の勃発と近衛文麿『国際正義』論—東亜新秩序への道程」(『国際政治』第91号、1989年)、39-54頁。
- 「近衛文麿の対米観—『英米本位の平和主義を排す』を中心として」長谷川雄一編『大正期日本のアメリカ認識』(慶應義塾大学出版会、2001年)、3-39頁。
- 「『植民地再分割論』と日本—新たな国際秩序を求めて」(『国際政治』第139号、2004年)、125-143頁。
- 「新秩序の模索と国際正義・アジア主義—近衛文麿を中心として」石津朋之、ウィリアムソン・マーレー編『日米戦略思想史—日米関係の新しい視点』、彩流社、2005年、33-53頁。
- 城山智子「1930年代の中国と国際通貨システム」z『国際政治』第146号、2006年)、88-102頁。
- 鈴木晟「日本戦時経済とアメリカ—日中戦争から太平洋戦争への拡大を視点として」(『国際政治』第97号、1991年)、103-118頁。
- 末廣重雄「『持つ国』と『持たぬ国』の問題—世界の全面的門戸開放と日本の大陸政策の関係」(『外交時報』第776号、1937年)、114-129頁。
- 杉原荒太『外交の考え方』、鹿島研究所出版会、1965年。
- 臧運祐(根岸智代訳)「日中戦争直前における中日国交交渉」西村成雄、石島紀之、田

- 島信雄編『国際関係のなかの日中戦争』、慶應義塾大学出版会、2011年、325-354頁。
- 高橋勝浩「『出淵勝次日記』(二) -大正十二年～十五年」(『國學院大學日本文化研究所紀要』88号、2001年)、373-530頁。
- 「資料紹介・資料翻刻『出淵勝次日記』(五) —昭和一三年～一四年」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第88号、2001年)、531-611頁。
- 高光佳絵『アメリカと戦間期の東アジア-アジア・太平洋国際秩序形成と「グローバリゼーション」』、青弓社、2008年。
- 滝田遼介「米内内閣期『有田外交』と第二次欧州大戦—外交戦略の形成と対ソ連要因」(『日本歴史』第812巻、2016年)、81-98頁。
- 武田知己「重光葵の『革新』の論理—その形成過程と戦中・戦後の連続性を巡って」(『東京立大学方学会雑誌』第38巻第2号、1997年)、385-430頁。
- 「佐藤尚武—洋服を着た武士」佐道明広、小宮一夫、服部龍二編『人物で読む現代日本外交史—近衛文麿から小泉純一郎まで』、吉川弘文館、2008年、39-52頁。
- 長幸男「アメリカ資本の満州導入計画」細谷千博、斎藤真、今井清一、蠟山道雄『日米関係史—開戦に至る10年』第3巻、東京大学出版会、1971年、113-152頁。
- 筒井清忠「昭和超国家主義運動と陸軍」同編『新昭和史論—どうして戦争をしたのか』、ウェッジ、2011年、11-40頁。
- 東郷茂徳『時代の一面—対戦外交の手記』、中央公論新社、1989年。
- 戸部良一「白鳥敏夫と満州事変」(『防衛大学校紀要人文・社会科学編』第39号、1979年)、77-130頁。
- 「外務省『革新派』と軍部」三宅正樹『大陸侵攻と戦時体制—昭和史の軍部と政治2』、第一法規出版、1983年、89-122頁。
- 『ピース・フィーラー—支那事変和平工作の群像』、論創社、1991年。
- 「外務省革新派と新秩序」三輪公忠、戸部良一編『日本の岐路と松岡外交—1940-41年』、南窓社、1993年、117-138頁。
- 『日本の近代9 逆説の軍隊』、中央公論社、1999年。
- 『外務省革新派—世界新秩序の幻影』、中央公論新社、2010年。
- 富塚一彦「1933、4年における重光外務次官の対中国外交路線—『天羽声明』の考察を中心に」(『外交史料館報』第13号、1999年)、52-75頁。
- 永井和「日英関係と軍部」三宅正樹編『大陸侵攻と戦時体制』、第一法規出版、1983年、

159-199 頁。

長岡新次郎「南方施策の外交的展開（1937年～1941年）」国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』第6巻、朝日新聞社、1963年、3-141頁。

中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』、ミネルヴァ書房、2002年。
———「モンロー・ドクトリン、アジア・モンロー主義と日米の国際秩序観—戦前・戦中期における日本のモンロー・ドクトリン論を手掛かりに」（『アメリカ研究』第49号、2015年）、61-80頁。

中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で—第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日米英関係』、千倉書房、2016年。

中村隆英「日本の華北経済工作」近代日本研究会編『近代日本と東アジア』、山川出版社、1980年、159-204頁。

———『昭和恐慌と経済政策』、講談社、1994年。

———『昭和経済史』、岩波書店、2007年。

西平等「『アジア・モンロー主義』の誘惑」竹内常善、斉藤日出治編『ソーシャル・アジアへの道—市民社会と歴史認識から見据える』、ナカニシヤ出版、2012年、156-182頁。

西田敏宏「ワシントン体制と幣原外交」川田稔、伊藤之雄編『二〇世紀日米関係と東アジア』、風媒社、2002年、65-94頁。

———「幣原喜重郎の国際認識—第一次世界大戦後の転換期を中心として」『国際政治』（第139号、2004年）、91-106頁。

ニッシュ・イアン（加藤幹雄訳）「イギリスの戦間期（1917-37）国際体制観における日本」細谷千博編『日英関係史 1917-49』、東京大学出版会、1982年、65-77頁。

———（関静雄訳）『戦間期の日本外交—パリ講和会議から大東亜会議まで』、ミネルヴァ書房、2004年。

日本近代化とアジア主義研究会編『「中国統一化」論争資料集』、アジア経済研究所、1971年。

バーガー・ゴードン・M（坂野潤治訳）「アジア新秩序の夢—大東亜共栄圏構想の諸相」佐藤誠三郎、R・ディングマン編『近代日本の対外態度』、東京大学出版会、1974年、187-224頁。

ハインリックス・ウォルド・H（麻田貞雄訳）『日米外交とグルー』、原書房、1969年。

- 秦郁彦「日華事変—和平工作と講和条件をめぐる」(『国際政治』第11号、1960年)、71-84頁。
- 波多野澄雄「リース・ロスの極東訪問と日本—中国幣制改革をめぐる」(『国際政治』第58号、1978年)、86-104頁。
- 『太平洋戦争とアジア外交』、東京大学出版会、1996年。
- 波多野善大『国共合作』、中央公論社、1973。
- 服部聡「阿部・米内内閣期における自主外交の展開」(『六甲台論集・法学政治学篇』第45巻第1号、1998年)、23-60頁。
- 「有田八郎外相と『東亜新秩序』」服部龍二、土田哲夫、後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』、中央大学出版部、2007年、501-552頁。
- 「日中戦争から日米戦争へ」簗原俊洋編『「戦争」で読む日米関係100年—日露戦争から対テロ戦争まで』、朝日新聞出版、2012年、90-110頁。
- 『松岡外交—日米開戦をめぐる国内要因と国際関係』、千倉書房、2012年。
- 服部龍二「中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使—ワシントン体制下の二つの対外路線と満州事変：1929-1931」(『国際政治』第113号、1996年)、167-180頁。
- 『東アジア国際環境の変動と日本外交1918-1931』、有斐閣、2001年。
- 『満州事変と重光駐華公使報告書—外務省記録「支那ノ対外政策関係雑纂『革命外交』」に寄せて』、日本図書センター、2002年。
- 『幣原喜重郎と二十世紀の日本—外交と民主主義』、有斐閣、2006年。
- 『広田弘毅—「悲劇の宰相」の実像』、中央公論新社、2008年。
- 原朗「一九三〇年代の満州経済統制政策」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』、御茶の水書房、1972年、2-114頁。
- 『満州』における経済統制政策の展開—満鉄改組と満業設立をめぐる』安藤良雄編『日本経済政策史論』下巻、東京大学出版会、1976年、209-296頁。
- 原田熊雄『西園寺公と政局』第5巻、第7巻、第8巻、岩波書店、1952年。
- 春名展生『人口・資源・領土—近代日本の外交思想と国際政治学』、千倉書房、2015年。
- 番定賢治「戦間期における国際司法制度の形成と日本外交—常設国際司法裁判所の応訴義務と仲裁裁判条約をめぐる」(『国際関係論研究』第31巻、2015年)、33-56頁。
- 樋口秀実「汪兆銘工作をめぐる日本海軍と日米関係」(『国際政治』第126号、2001年)、

185-198 頁。

樋口真魚「モンロー会議（一九三六年）と日本外務省—国際連盟脱退後における二つの連盟観」（『史学雑誌』第 123 編第 6 号、2014 年）、1-36 頁。

———「国際連盟脱退後の日本と通商均等待遇問題—日英二国間交渉と連盟外交の交錯」（『国際政治』第 181 号、2015 年）、144-168 頁

広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅（復刻版）』、葦書房、1992 年。

廣部泉「日本の大アジア主義に対する西洋の反応—満州事変から天羽声明まで」（『明治大学人文科学研究所紀要』第 75 冊、2014 年）、217-246 頁。

藤枝賢治「『佐藤外交』の特質—華北政策を中心に」（『駒沢大学史学論集』第 34 号、2004 年）、81-94 頁。

———「冀東貿易をめぐる政策と対中国関税引き下げ要求」軍事史学会編『日中戦争再論』、錦正社、2008 年、64-80 頁。

フレッチャー・W・マイルズ「太平洋戦争の日本経済への影響」細谷千博、本間長世、入江昭、波多野澄雄編『太平洋戦争』、東京大学出版会、1993 年、371-392 頁。

ベスト・アントニー（相澤淳訳）「日中戦争と日英関係—1937～1941 年」軍事史学会編『日中戦争の諸相』、錦正社、1997 年、338-358 頁。

細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約（1939 年～1941 年）」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部『太平洋戦争への道』5 卷（朝日新聞社、1963 年）、159-331 頁。

———「対外政策決定過程における日米の特質」細谷千博、綿貫讓治編『対外政策決定過程の日米比較』、東京大学出版会、1977 年、1-20 頁。

———「日本の英米観と戦間期の東アジア」同編『日英関係史—1917～1949』、東京大学出版会、1982 年、1-43 頁。

———『両大戦間の日本外交』、岩波書店、1988 年。

———「真珠湾への道—1931-1941」同編『日米関係通史』、東京大学出版会、1995 年、110-152 頁。

———「綿麦借款と米・中・日-1933～34 年」『細谷千博著作選集第一巻 歴史のなかの日本外交』、龍溪書舎、2012 年、107-130 頁。

堀内謙介『堀内謙介回顧録—日本外交 50 年の裏面史』、サンケイ出版、1979 年。

米田實「有田外相の対米回答」（『外交時報』第 815 号、1938 年 12 月）、43-55 頁。

松浦正孝『日中戦争期における経済と政治—近衛文麿と池田成彬』、東京大学出版会、

1995年。

- 「再考・日中戦争前夜—中国幣制改革と兒玉訪中団をめぐる」(『国際政治』第122号、1999年)、134-150頁。
- 『財界の政治経済史—井上準之助・郷誠之助・池田成彬の時代』、東京大学出版会、2002年。
- 『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』、名古屋大学出版会、2010年。
- 三谷太一郎「国際金融資本とアジアの戦争」近代日本研究会編『近代日本と東アジア』、山川出版社、1980年、114-158頁。
- 「日本における『地域主義』の概念—ナショナリズム及び帝国主義との関連についての歴史的分析」同『近代日本の戦争と政治』、岩波書店、1997年、85-109頁。
- 簗原俊洋「日米交渉と開戦—「東郷変節」の謎に迫る」筒井清忠編『解明・昭和史—東京裁判までの道』、朝日新聞出版、2010年、211-236頁。
- 三宅正樹『日独伊三国同盟の研究』、南窓社、1975年。
- 『スターリン、ヒトラーと日ソ独伊連合構想』、朝日新聞社、2007年。
- 三輪公忠「『東亜新秩序』宣言と『大東亜共栄圏』構想の断層」同編『再考・太平洋戦争前夜—日本の1930年代論として』、創世記、1981年、195-231頁。
- 森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道—軍事統制システムをめぐる攻防』、ミネルヴァ書房、2010年。
- 森島守人『陰謀・暗殺・軍刀—外交官の回想』、岩波書店、1950年。
- 守島康彦編『昭和の動乱と守島伍郎の生涯』、葦書房、1985年。
- 森山優『日米開戦の政治過程』、吉川弘文館、1998年。
- 『日本はなぜ開戦に踏み切ったか—「両論併記」と「非決定」』、新潮社、2012年。
- 矢部貞治『近衛文麿—誇り高き名門宰相の悲劇』、公人社、1993年。
- 山本和人「貿易構造の変化と国際対立の激化」小島恒久編『1930年代の日本』、法律文化社、1989年、235-273頁。
- 山本悌二郎『有田八郎の生涯—信念に生きた人』、考古堂、1988年。
- 義井博『日独伊三国同盟と日米関係』、南窓社、1987年。

———— 『三訂増補版 昭和外交史』、南窓社、1990年。

吉井文美 「『満洲国』創出と門戸開放原則の変容—『条約上の権利』をめぐる攻防」(『史学雑誌』第122編第7号、2013年)、1-35頁。

劉傑 『日中戦争下の外交』、吉川弘文館、1995年。

———— 「『中国通』外交官と外務省の対中政策—1935-1937年」軍事史学会編『日中戦争の諸相』、錦正社、1997年、83-108頁。

渡邊行男 『重光葵—上海事変から国連加盟まで』、中央公論新社、1996。

Anderson, Irvine H., Jr., *The Standard-Vacuum Oil Company and United States East Asian Policy, 1933-1941*, New Jersey: Princeton University Press, 1975.

Aydin, Cemil, *The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pan-Asian Thought*, New York: Columbia University Press, 2007.

Barnhart, Michael A., *Japan Prepares for Total War: The Searching for Economic Security, 1919-1941*, New York: Cornell University Press, 1987.

Baylis, John, *Anglo-American Defence Relations, 1939-1984: The Special Relationship*, London: Macmillan, 1984.

Best, Antony, *Britain, Japan and Pearl Harbor: Avoiding war in East Asia, 1936-41*, New York: Routledge, 1995.

Borg, Dorothy, *The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938*, Cambridge: Harvard University Press, 1964.

Blakeslee, George H., "The Japanese Monroe Doctrine," *Foreign Affairs*, 11(4), 1933, pp. 671-681.

Churchill, Winston, *Step by Step, 1936-1939*, London: Thornton Butterworth, 1939.

Cohen, Warren I., *America's Response to China: A History of Sino-American Relations (5th Edition)*, New York: Columbia University Press, 2009.

Coox, Alvin D., "Shigemitsu Mamoru: The Diplomacy of Crisis," Richard Burns and Edward M. Bennett eds., *Diplomats in Crisis: United States-Chinese-Japanese, 1919-1941*, California: ABC-CLIO, 1974, pp. 251-273.

Current, Richard N., "The Stimson Doctrine and the Hoover Doctrine." *The American Historical Review*, 59(3), 1954, pp.513-542.

- Dallek, Robert, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945*, New York: Oxford University Press, 1995.
- Gates, Rustin B., "Pan-Asianism in Prewar Japanese Foreign Affairs: The Curious Case of Uchida Yasuya," *Journal of Japanese Studies*, 37 (1), 2011, pp. 1-27.
- , "Meiji Diplomacy in the Early 1930s: Uchida Kosai, Manchuria, and Post-Withdrawal Foreign Policy," Masato Kimura and Tosh Minohara, eds., *Tumultuous Decade: Empire, Society, and Diplomacy in 1930s Japan*, (Toronto: University of Toronto Press, 2013), pp. 189-214.
- Grew, Joseph C., *Ten Years in Japan*, New York: Simon and Schuster, 1944.
- Haggard, Stephan, "The Institutional Foundations of Hegemony: Explaining the Reciprocal Trade Agreements Act of 1934," G. John Ikenberry, David A. Lake and Michael Mastanduno eds., *The State and American Foreign Economic Policy*, Cornell University Press: New York, 1988, pp. 91-119.
- Hata, Ikuhiko, "Army's move into Northern Indochina," James William Morley eds., *The Fateful Choice: Japan's Advance into Southeast Asia, 1939-1941*, New York: Columbia University Press, 1980, pp. 105-208.
- Heinrichs, Waldo, *Threshold of War: Franklin D. Roosevelt & American Entry into World War II*, New York: Oxford University Press, 1988.
- Hosoya, Chihiro, "Miscalculations in Deterrent Policy: Japanese-U.S. Relations, 1938-1941," *Journal of Peace Research*, 5 (2), 1968, pp. 97-115.
- Hu, Shizhang, *Stanley K. Hornbeck and the Open Door Policy, 1919-1937*, London: Greenwood Press, 1995.
- Hull, Cordell, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol.1, London: Macmillan, 1948.
- Hotta, Eri, *Pan-Asianism and Japan's War 1931-1945*, New York: Palgrave Macmillan, 2007.
- Iguchi, Haruo, "An Unfinished Dream: Yoshisuke Ayukawa's Economic Diplomacy Toward the U.S., 1937-1940," (『アメリカ・カナダ研究』第16号、1999年)、21-47頁.
- Jablon, Howard, *Cross-Roads of Decision: The State Department and Foreign Policy, 1933-1937*, Kentucky: The University Press of Kentucky, 1983.
- Jones, F. C., *Japan's New Order in East Asia: Its Rise and Fall 1937-45*, New York: Oxford University Press, 1954.
- Kawakami, Kiyoshi K., "Far Eastern Triangle," *Foreign Affairs*, 18 (4), 1940, 632-645.

- Kennedy, Greg, *Anglo-American Strategic Relations and the Far East, 1933-1939*, New York: Routledge, 2002.
- Matsuura, Masataka, "Japan and Pan-Asianism," Antony Best, eds., *The International History of East Asia, 1900-1968: Trade, Ideology and the Quest for Order*, New York: Routledge, 2010, pp. 81-98.
- McCarty, Kenneth G., *Stanley K. Hornbeck and the Far East, 1931-1941*, Ann Arbor: University Microfilms International, 1971.
- Miller, Edward S., *Bankrupting the Enemy: The U.S. Financial Siege of Japan Before Pearl Harbor*, Maryland: Naval Institute Press, 2007.
- Myers, Ramon H., "Creating a Modern Enclave Economy: The Economic Integration of Japan, Manchuria, and North China, 1932-1945," Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie eds., *The Japanese Wartime Empire, 1931-1945*. New Jersey: Princeton University Press, 1996, pp. 136-170.
- Nakagane, Katsuji, "Manchukuo and Economic Development." Peter Duus, Ramon H. Myers and Mark R. Peattie eds., *The Japanese Informal Empire in China, 1885-1937*. New Jersey: Princeton University Press, 1989, pp. 133-157.
- Nakamura, Takafusa, "The Yen Bloc, 1931-1941," Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie eds., *The Japanese Wartime Empire, 1931-1945*. New Jersey: Princeton University Press, 1996, pp. 172-186.
- Pyle, Kenneth B., *Japan Rising: The Resurgence of Japanese Power and Purpose*, New York: PublicAffairs, 2007.
- Reynolds, David R., *The Creation of the Anglo-American Alliance, 1937-41: A Study in Competitive Co-operation*, London: Europa, 1981.
- Rockoff, Hugh, "The United States: from Ploughshares to Swords," Mark Harrison, eds., *The Economics of World War II: Six Great Powers in International Comparison*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp. 81-121.
- Schiltz, Michael, *The Money Doctors from Japan: Finance, Imperialism, and the Building of the Yen Bloc, 1885-1937*, Cambridge: Harvard University Press, 2012.
- Schroeder, Paul W., *The Axis Alliance and Japanese-American Relations 1941*, New York: Cornell University Press, 1958.

- Sexton, Jay, *The Monroe Doctrine: Empire and Nation in Nineteenth-Century America*, New York: Hill and Wang, 2011.
- Edgar Snow, *Red Star Over China*, Random House: New York, 1938.
- Stam, Arthur, *The Diplomacy of the New Order*, Soesterberg: Aspekt, 2003.
- Taylor, A. J. P., *The Origins of the Second World War*, New York: Simon and Schuster, 1961.
- Usui, Katsumi, "The Role of the Foreign Ministry," Dorothy Borg and Shumpei Okamoto eds., *Pearl Harbor as History Japanese-American Relations 1931-1941*, New York: Columbia University Press, 1973.
- , "Japanese Approaches to China in the 1930s: Two Alternatives, Akira Iriye and Warren Cohen, eds., *American, Chinese, and Japanese Perspectives on Wartime Asia 1931-1949*, Wilmington: Scholarly Resources, 1990, pp. 93-115.
- Victor, Koschmann J., "Constructing Destiny: Royama Masamichi and Asian Regionalism in Wartime Japan," Saaler Sven and Koschmann J. Victor, eds., *Pan-Asianism in Modern Japanese History: Colonialism, Regionalism and Borders*, New York: Routledge, 2007.
- Worth, Roland H. Jr., *No Choice but War: The United States Embargo Against Japan and the Eruption of War in the Pacific*, North Carolina: McFarland & Company, 1995.